

八幡市地域防災計画

令和7年4月

八 幡 市

目 次

災害対策共通編

第1編 総 則	1
第1章 計画の策定方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の理念	1
第2章 計画の運用	3
第1節 計画の修正	3
第2節 計画の周知徹底	3
第3節 計画の運用	3
第3章 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4章 八幡市の地勢の概況	12
第1節 位置と概況	12
第2節 地形と地質の概要	12
第2編 災害予防計画	14
第1章 災害に強い防災体制の確立	14
第1節 防災活動体制の整備	14
第2節 情報収集・伝達体制の整備	16
第3節 広報・広聴体制の整備	18
第4節 関係機関との連携及び広域応援体制の整備	19
第5節 避難等に関する計画	20
第6節 消防救急体制の整備	20
第7節 災害医療体制の整備	23
第8節 非常用物資の備蓄	24
第9節 緊急輸送体制の整備	26
第10節 廃棄物処理に係る防災体制の整備	28
第11節 災害時の空地の利用管理計画	29
第12節 行政機能維持計画	29
第2章 市民の防災行動力の向上	31
第1節 防災意識の高揚	31
第2節 自主防災組織等の育成と活性化	33
第3節 ボランティア受入体制等の整備	35
第4節 要配慮者等への対応	37
第3章 災害に強い都市構造の形成	43
第1節 防災まちづくりの推進	43
第2節 都市基盤整備の推進	46
第3節 農業施設等の防災対策	47
第4節 ライフライン施設等の防災体制の整備	48
第5節 学校等の防災計画	50
第6節 文化財防災計画	52

第3編	災害応急対策計画	53
第1章	応急対策活動の実施	53
第1節	応急活動組織の設置	53
第2節	気象予警報、地震情報等の収集・伝達	53
第3節	被害情報等の収集・報告	53
第4節	通信手段の確保	57
第5節	市民への広報・広聴	59
第6節	広域応援の要請及び自衛隊の災害派遣要請	61
第7節	避難計画	64
第8節	消防活動計画	64
第9節	救助・救出活動計画	66
第10節	医療救護活動計画	67
第11節	災害救助法の適用	70
第12節	輸送及び交通規制に関する計画	72
第13節	給水計画	73
第14節	食料供給計画	77
第15節	生活必需品等供給計画	82
第16節	防疫計画	83
第17節	遺体の捜索、収容及び処置	84
第18節	廃棄物処理計画	85
第19節	環境の保全	87
第20節	応急教育・応急保育	87
第21節	文化財対策	91
第22節	災害警備	91
第23節	災害応急対策要員の拡充	92
第24節	自主防災組織、災害ボランティア等に関する計画	94
第25節	義援金品の受付・配分	97
第26節	住宅の確保	98
第27節	要配慮者等に係る対策	101
第28節	市災害支援対策本部等の運用	105
第2章	施設の応急対策計画	106
第1節	公共基盤施設の応急対策計画	106
第2節	ライフライン施設の応急対策計画	107
第3節	農業施設等の応急対策計画	111
第4編	災害復旧・復興計画	112
第1章	市民生活安定のための計画	112
第1節	被災者の生活再建計画	112
第2節	郵便事業計画	117
第3節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	117
第4節	中小企業等の復興支援対策	118
第5節	住宅の復興支援対策	118
第6節	被災市街地復興推進地域	119
第2章	施設の災害復旧計画	120
第1節	災害復旧計画の方針	120
第3章	復旧に係る資金計画	121

第1節	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく財政援助等	121
第2節	災害復旧事業債等	121
第4章	激甚災害の指定	122
第1節	激甚災害指定の手續	122
第5章	災害復興対策	123
第1節	復興の基本方針	123
第2節	復興計画の策定等	124

風水害対策編

第1章	総則	127
第1節	風水害対策編の位置づけ	127
第2節	市の主な災害履歴	127
第2章	風水害対策の予防計画における重要な計画事項	129
第1節	避難等に関する計画	129
第2節	水防体制の整備	136
第3節	水害予防計画	139
第4節	土砂災害予防計画	140
第3章	風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項	144
第1節	風水害時の応急活動組織	144
第2節	本部職員等の証票	151
第3節	気象予警報等の収集及び伝達	151
第4節	風水害時の避難計画	163
第5節	水防活動	173

震災対策編

第1章	総則	183
第1節	震災対策編の位置づけ	183
第2節	想定地震と被害予測	183
第3節	地震動の想定	185
第4節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	188
第5節	計画対象事業	188
第6節	地震防災緊急事業計画の推進	189
第2章	震災対策の予防計画における重要な計画事項	190
第1節	避難等に関する計画	190
第2節	土砂災害予防計画	196
第3章	震災対策の応急対策計画における重要な計画事項	197
第1節	震災時の応急活動組織	197
第2節	本部職員等の証票	204
第3節	地震情報等の収集及び伝達	204
第4節	震災時の避難計画	206
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	214
第1節	総則	214

第2節	地域における防災力の向上	215
第3節	地震防災上必要な教育及び広報	216
第4節	防災訓練	217
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	218
第6節	災害に強い安全なまちづくりの推進	218
第7節	関係者との連携協力の確保	219

原子力災害対策編

第1章	総則	225
第1節	原子力災害対策編の位置づけ	225
第2節	計画の修正に際し遵守すべき指針	225
第3節	計画の基礎とするべき災害の想定	225
第4節	原子力災害対策重点区域の範囲	226
第5節	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	228
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	231
第2章	原子力災害事前対策計画	234
第1節	基本方針	234
第2節	原子力防災専門官との連携	234
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	234
第4節	情報の収集・連絡体制等の整備	234
第5節	緊急事態応急体制の整備	238
第6節	避難収容活動体制の整備	240
第7節	緊急輸送活動体制の整備	243
第8節	救急・救助、医療及び防護資機材等の整備	243
第9節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	244
第10節	行政機関の業務継続計画の策定	244
第11節	原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発	245
第12節	防災業務関係者の人材育成	246
第13節	防災訓練等の実施	246
第14節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	247
第15節	災害復旧への備え	247
第3章	緊急事態応急対策計画	248
第1節	基本方針	248
第2節	活動体制の確立	248
第3節	情報の収集・連絡	252
第4節	避難、一時移転等の防護措置	253
第5節	治安の確保及び火災の予防	257
第6節	摂取制限及び出荷制限	257
第7節	緊急輸送活動	258
第8節	救急・救助及び医療活動	259
第9節	市民等への的確な情報伝達活動	260
第10節	自発的支援の受入れ等	261
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	262
第4章	原子力災害中長期対策計画	263
第1節	基本方針	263
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	263
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	263

第4節	放射性物質による環境汚染への対処	263
第5節	各種制限措置の解除	263
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	263
第7節	被災者等の生活再建等の支援	264
第8節	風評被害等の影響の軽減	264
第9節	被災中小企業等に対する支援	264
第10節	心身の健康相談体制の整備	264

資料編

災害対策共通編

第1編 総則

第1章 計画の策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、市域に係る防災に関して、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、よって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、『災害対策共通編』、『風水害対策編』、『震災対策編』、『原子力災害対策編』及び『資料編』で構成する。

『災害対策共通編』は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画で構成し、『風水害対策編』、『震災対策編』及び『原子力災害対策編』は、それぞれ風水害対策、震災対策及び原子力災害対策において特に重要な計画事項及び固有事項を記載する。

なお、『風水害対策編』には、水防計画を含む。

第3節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象と認識し、長期的視点に立って災害に強いまちづくりに努めるとともに早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の備えが重要であり、各種施設、事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 いつどこにでも起こり得る災害への備えを充実し、防災活動の実践に向けた市民全体の運動を促進する。

- 7 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2節 計画の周知徹底

市及び関係機関は、この計画に定める事項について、平常時から研究、訓練その他の方法によって習熟に努め、必要に応じて職員又は地域住民に周知徹底を図る。

第3節 計画の運用

市及び関係機関は、この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第3章 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 八幡市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
八幡市	<ol style="list-style-type: none"> 市防災会議に関する事項 防災に関する施設、組織の整備 防災思想の普及及び防災訓練の実施 自主防災組織の育成指導及び NPO ・ボランティア等自発的な防災活動の推進 他の地方公共団体との相互協力及び相互応援に関する協定の締結 消防団による防災思想の普及及び防災訓練の実施 消防団による団員の教育及び訓練 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 	<ol style="list-style-type: none"> 市災害対策本部に関する事項 災害に関する予警報の連絡 災害被害の調査報告、情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 避難の指示 災害の防除及び拡大の防止 火災の消火及び延焼防止 り災者、負傷者等の救出及び搬送 救助、防疫等被災者救助保護及び要配慮者等に対する防災上必要な措置 被災公共施設の応急対策 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 災害時における文教対策 災害対策要員の動員 災害時における交通及び輸送の確保 防災関係機関等の連絡調整、指示等 消防団による火災の消火及び延焼防止 消防団によるり災者、負傷者等の救出及び搬送 避難所における良好な生活環境の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 復旧資材の確保 被災企業等に対する融資等の対策 被災施設の復旧 被災者の援護を図るための措置

2 京都府

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
京都府	<ol style="list-style-type: none"> 府防災会議に関する事項 防災に関する施設、組織の整備 防災思想の普及及び防災訓練の実施 自主防災組織の育成指導及び NPO ・ボランティア等自発的な防災活動の推進 他の地方公共団体との相互協力及び相互応援に関する協定の締結 	<ol style="list-style-type: none"> 府災害対策本部に関する事項 災害に関する予警報の連絡 災害被害の調査報告、情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 避難指示の対象地域、判断時期等に係る助言 災害の防除及び拡大の防止 救助、防疫等被災者救助保護及び要配慮者等に対する防災上必要な措置 被災府営施設の応急対策 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 災害時における文教対策 災害対策要員の動員 災害時における交通及び輸送の確保 市町村その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等 	<ol style="list-style-type: none"> 復旧資材の確保 被災企業等に対する融資等の対策 被災施設の復旧

3 京都府警察本部

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
京都府警察本部	1. 災害警備用装備資器材の整備充実	1. 災害に関する情報収集及び広報 2. 被災者の救出救助及び避難措置 3. 被災地及び避難場所における犯罪の予防及び検挙 4. 被災地及びその周辺の交通規制 5. 危険物の保安措置	

4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
近畿管区警察局	1. 管内警察の指導調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力	1. 情報の収集及び連絡 2. 警察通信の運用	
近畿財務局	1. 公共土木等被災施設の査定の立会	1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 災害時における金融機関の緊急措置の指示	1. 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局		1. 救援等に係る情報の収集及び提供	
近畿農政局	1. 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 2. 災害時における主要食料の備蓄	1. 農業関係被害状況の収集報告 2. 被害農林魚業者等に対する災害融資のあっせん指導 3. 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 4. 災害時における主要食料の応急供給についての連絡調整 5. 災害時における主要食料の応急配給	1. 農地、農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成 2. 管理又は建設中の農業用施設の防災管理及び災害復旧 3. 土地改良機械の緊急貸付
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2. 国有林における予防治山施設による災害予防	1. 災害対策用資材の供給	1. 国有林における荒廃地の復旧
近畿経済産業局		1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 2. 電気・ガス事業に関する復旧支援対策
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気・ガス事業の保安に関する監督指導 2. 鉱山の保安に関する監督指導		
近畿運輸局	1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等施設のための調整 3. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 4. 特に必要があると認める場合の輸送命令 5. 災害時における交通機関利用者への情報の提供	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理 2. 応急復旧資器材の整備及び備蓄 3. 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2. 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3. 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止 4. 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導 5. 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国土交通省管理の公共土木施設の復旧 2. 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 3. 災害時の海上の流出油に対する防除措置
大阪航空局 大阪空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空港（航空通信及び無線施設を含む。）及び航空機の保安 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遭難航空機の捜索及び救助 	
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2. 気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 		
国土地理院近畿地方測量部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること 2. 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること 	
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電波及び有線電気通信の監理 2. 非常通信協議会の育成指導 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常時における重要通信の確保 2. 非常通信訓練の計画及びその実施指導 3. 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 4. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
京都労働局	1. 産業災害予防対策	1. 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく給付の実施 2. 災害応急対策に必要な労働力の確保	
近畿地方環境事務所		1. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること 2. 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整	
近畿中部防衛局		1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	

5 陸上自衛隊〈第4施設団〉

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害予防対策の支援	1. 災害応急対策の支援	

6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
西日本電信電話(株)(京都支店)、 KDDI(株)、 (株)NTTドコモ関西支社、 ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1. 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2. 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないような信頼性の向上措置	1. 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 2. 緊急通話の取扱い 3. 被災電話施設の応急対策 4. 被災地における情報流通に係る顧客、国、地方公共団体、ライフライン事業者、報道機関等との連携	1. 災害を受けた通信設備の早期復旧 2. 災害復旧
日本赤十字社 (京都府支部)		1. 災害時における救護班の編成及び医療、助産等の救護 2. 災害時における被災者の救援保護 3. 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整	1. 義援金品の募集及び配分
関西電力送配電(株)	1. 電力供給施設等の整備と防災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	1. 被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
大阪ガス株式会社 (北東部導管部)	1. ガス施設等の整備及び防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	1. ガス施設の復旧 2. 被災施設の復旧
日本放送協会 (京都放送局)	1. 防災知識の普及及び予警報等の周知徹底	1. 災害応急対策等の周知徹底	1. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分
日本銀行 (京都支店)		1. 通貨の円滑な供給の確保 2. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	1. 高速道路の保全	1. 高速道路の応急対策	1. 災害復旧
日本通運株式会社(京都支社)、 福山通運株式会社、佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社		1. 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送	
水資源機構 (関西・吉野川支社)	1. ダム施設等の整備及び防災管理		
日本郵便株式会社 (京都中央郵便局)		1. 災害時における郵便物の送達の確保 2. 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 3. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 5. 郵便局の窓口業務の維持	
出光興産株式会社		1. 石油製品の被災地域への緊急輸送	
岩谷産業株式会社		1. 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急輸送	
アストモスエネルギー株式会社		1. 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急輸送	
株式会社ジャパンガスエナジー		1. 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急輸送	
ENEOS グローブ株式会社		1. 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急輸送	
ジクシス株式会社		1. 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急輸送	
コスモ石油株式会社		1. 石油製品の被災地域への緊急輸送	
JXTG エネルギー株式会社		1. 石油製品の被災地域への緊急輸送	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
イオン(株)		1. 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等	
ユニー(株)		1. 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等	
(株)セブン-イレブン・ジャパン		1. 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 2. 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供	
(株)ローソン		1. 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 2. 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供	
(株)ファミリーマート		1. 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 2. 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供	
一般社団法人全国建設業協会		1. 応急活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供	1. 復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供
一般社団法人日本建設業連合会		1. 公共建築物への応急危険度判定士の派遣 2. 応急工事の実施 3. 資機材等の調達・運搬 4. その他の役務・情報提供	1. 復旧工事の実施
一般社団法人全国中小建設業協会		1. 応急活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供	1. 復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
(株)京都放送	1. 防災知識の普及及び予警報等の周知徹底	1. 災害応急対策等の周知徹底	1. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分
一般社団法人京都府医師会		1. 災害時における医療救護の実施	
(株)エフエム京都	1. 防災知識の普及及び予警報等の周知徹底	1. 災害応急対策等の周知徹底	1. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分
関西鉄道協会	1. 協会所属各社との連絡調整		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
京阪電気鉄道(株)	1. 鉄道施設等の保全	1. 災害時における救助物資及び避難者の輸送 2. 通信施設の確保及び通信連絡の協力	1. 被災施設の復旧
一般社団法人 京都府バス協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人 京都府トラック協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人 京都府LPガス協会	1. 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保	1. 災害時における液化石油ガスの供給 2. 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整	
公益社団法人 京都府看護協会		1. 災害時における医療救護の実施 2. 避難所における避難者の健康対策	
一般社団法人 京都府薬剤師会		1. 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2. 調剤業務及び医薬品の管理	
一般社団法人 京都府歯科医師会		1. 避難所における避難者の健康対策 2. 遺体の検視、死体調査及び処理に関する協力	

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
綴喜西部 土地改良区	1. 水門、水路等の整備及び防災管理 2. たん水の防排除施設の整備	1. 農地及び農業用施設の被害調査	1. 被災した農地及び農業用施設の復旧
ガス会社	1. ガス施設等の整備及び防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	1. 被災施設の復旧
鉄道・軌道機関	1. 鉄道及び軌道施設の整備並びに安全輸送の確保	1. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力 2. 被災施設の応急対策	1. 被災施設の復旧
自動車運送機関 (京阪バス(株)等)	1. 安全輸送の確保	1. 災害時における救助物資及び避難者の輸送	
報道機関	1. 防災知識の普及及び予警報等の周知徹底	1. 災害応急対策等の周知徹底	1. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分
農業協同組合、 森林組合、 漁業協同組合	1. 災害時における主要食料の確保 2. 生産資材等の確保	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 災害時における主要食料の応急配給 3. 生産資材等の確保又はあっせん	1. 共同利用施設の復旧 2. 被災組合員への融資又はあっせん

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興対策
ため池等管理者	1. 施設の整備及び防災管理		1. 被災施設の復旧
城南衛生管理組合	1. 施設整備及び防災管理 2. 防災思想の普及及び防災訓練の実施	1. 情報の収集及び伝達 2. 災害の防除及び拡大の防止 3. 被災処理施設の応急対策 4. 災害対策要員の動員 5. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
医療・助産機関	1. 医療施設の整備及び避難訓練	1. 災害時における医療救護	
民間幼稚園・保育園	1. 避難施設の整備及び避難訓練	1. 災害時における応急対策等対策	1. 被災施設の復旧
八幡市商工会	1. 商工業者への啓発	1. 災害時における食料品等の確保 2. 生産食材等の確保	1. 被災組合員に対する融資又はあっせん
社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会		1. 災害時における要配慮者等への対応 2. ボランティア組織等への対応 3. 避難生活の支援	1. 災害復旧活動
病院等経営者	1. 避難施設の整備及び避難訓練	1. 災害時における医療の確保並びに負傷者の医療、助産及び救護	1. 被災施設の復旧
金融機関		1. 被災事業等に対する資金の融資その他の緊急措置	1. 被災者に対する復旧資金の融資
学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練	1. 災害時における応急教育等対策	1. 被災施設の復旧
液化石油ガス取扱機関	1. 液化石油ガスの防災管理	1. 災害時における液化石油ガスの供給	
食料品取扱機関	1. 食料品の貯蔵におけるエネルギーの確保	1. 備蓄食料品の供給 2. 緊急食料供給体制の確立	
建築・住宅資材取扱機関		1. 応急用仮設住宅等への建設協力 2. 仮設トイレの供給協力	1. 住宅等建築物の復旧及び再建への協力
建設業関係機関		1. 緊急道路啓開作業、障害物除去等への協力 2. 倒壊家屋等除去への協力	1. 災害復旧及び再建への協力
社会福祉法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練	1. 災害時における応急措置	1. 被災施設の復旧

第4章 八幡市の地勢の概況

第1節 位置と概況

八幡市は、北緯34度52分、東経135度42分、京都府の南西部にあって大阪府境に接し、木津川、宇治川、桂川の一級河川が合流して淀川となる地点に位置している。

市域北東の京都市と久御山町の区域内に長町、樋ノ口、高原の各飛地と、南方の京田辺市の区域内に大谷の飛地を有している。面積は、これらの飛地を含めて24.35km²、人口は70,433人（令和2年国勢調査時点）である。

市域の西部は、丘陵地の西側傾斜面の裾を境界にして枚方市と接し、南部は、標高40m前後の丘陵地が東方に向かって傾斜し、その前面に広がった平地とともに京田辺市と連なっている。北部から東部にかけては、主として木津川を境界として、京都市、城陽市、久御山町と接している。

気候は比較的温暖であり、冬期には若干の氷結と降雪をみることもあるが、積雪はほとんどみられない。年平均気温は、15～16度で、降水量は、年間平均1,500mm程度である。

上流域におけるダムの放流や降雨の状況により、木津川や淀川本流の水位が内水位より高くなるという地形上の特徴がある。

【資料-19】 地域別高齢者人口と高齢化率・要介護認定者数・独居老人数・高齢者世帯数

第2節 地形と地質の概要

市域における地質は、古生層の男山、大阪層群や沖積層から構成される丘陵と段丘、さらに、扇状地や自然堤防があげられ、中生層をみることはできない。これは古生代末期から中生代にかけての地殻運動が、海底時代に堆積し凝固していた砂や粘土を隆起させ、中生代には陸地化されていたことを示すものである。男山はこの造陸運動によって隆起し、はじめは地質を同じくする対岸の天王山と一連の山容を呈していた。鮮新世・更新世に堆積した大阪層群や、断層運動による盆地形成、男山の孤立山地化は、今日みる市域の地形の原型を構成した。

1 男山丘陵の地形と地質

男山丘陵は南北約5,800m、東西1,600mの丘陵である。標高140mの山頂がある山地と、その稜線続きとなる洞ヶ峠付近の平坦山地から形成されている。男山東端の急崖は直線状でその延長約800m、山容は水平距離200mで最大100mの上昇である。傾斜角は40度前後で崖の性質から断層崖と推定される。

さらに、北斜面の谷地—杉山不動谷と大谷は、延長600mで標高50mから60mの間には遷移点を認めることができる。

遷移点とは、土地の隆起に伴って、川底の侵食が下流から上流に向かって進み、このため、隆起前の古い川と新しい川が傾斜を異にしている所である。杉山不動谷では古生層の岩石が露出している。

両谷の地形は、遷移点を境としてその下流部は狭く深い欠床谷となり、谷壁が開いて比較的緩傾斜を示す上流部とは景観を異にして、古い時代に男山が隆起したことを示している。

鳩ヶ峰を中心とした男山南西部一帯は、大阪層群の発達している丘陵である。このうち、鳩ヶ峰に近接するところでは、大阪層群が古生層を厚く覆っている。男山丘陵を構成している大阪層群とは、新生代第三紀鮮新世から第四紀更新世前期にかけて、大阪湾沿岸から南山

城盆地・奈良盆地一帯に堆積した地層で淡水成・海水成の地質が発達し、主に砂・砂礫・粘土層により構成されている。市における地層の垂直的分布は、標高100m付近まで広がっている。

男山丘陵とその東部に広がる沖積平野の地下構造は、ともに主として砂・砂礫・粘土層によって構成され、中でも砂層・砂礫層は硬く、粘土層よりも密圧されて支持力の大きい地層となっている。

鳩ヶ峰南西部は、侵食作用によって形成された段丘があり、段丘に分布する礫は円礫が主である。南部丘陵は、侵食された急崖に粒径5～15cmの円礫が露出している。礫層の厚さは3mに及ぶ所もみられ、岩質はチャート・砂岩からなっている。

2 東部沖積平野の地形と地質

八幡市の東部に広がる沖積平野は、地殻変動によって沈降したと思われる大阪層群の表層部に、木津川が三角州や氾濫原的な堆積地形を形成したものである。この沖積平野は堆積層の厚さ約7m～5mで、地表層は、木津川近くの地域が砂質土壌、市域中央部は壤土と、その土質を異にしているが、いずれも大阪層群を支持層としている。

都々城・有智郷に分布する沖積層の地下構造を分析してみると、シルトか粘土を主とする型、砂か砂礫層を主とする型に大別できる。

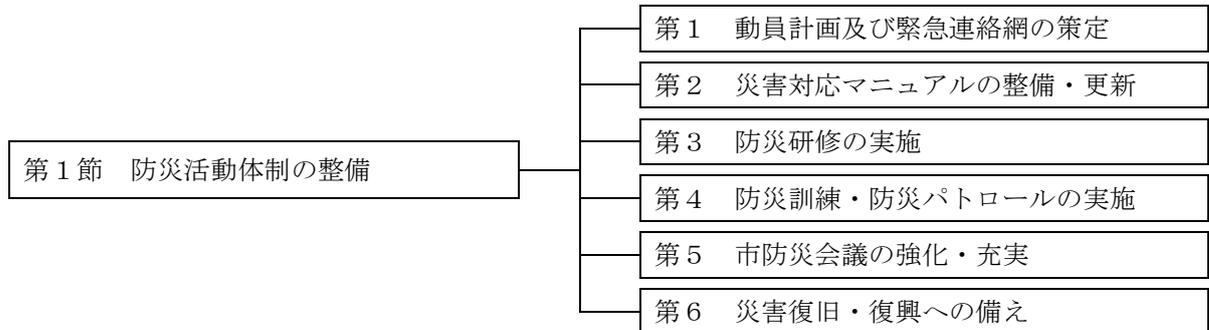
さらに、シルトか粘土を主とする型は砂礫層を欠く型に、また、砂か砂礫層を主とする型は大阪層群直上の粘土分の有無によって二つの型に細分することができる。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い防災体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

市は、災害時における応急対策等の防災活動実施に向けた組織及び体制の整備を図る。



第1 動員計画及び緊急連絡網の策定

市は、災害対策要員の配備体制及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。この場合、市の幹部職員及び防災担当職員については、交通の途絶や職員の被災等により参集が困難な場合も想定し、代替職員の指定も含めた動員計画を策定する。

また、災害対策要員の緊急連絡網を、勤務時間外における当直者等との連絡体制も含めて定める。この場合、市の幹部職員及び防災担当職員については、平常時から出張等の不在時のスケジュールや緊急連絡先等を把握し、迅速な初動体制を確保する。

第2 災害対応マニュアルの整備・更新

市は、職員が災害時の状況に応じて的確な対応ができるよう、災害対応マニュアルを整備するとともに、地域防災計画の改訂等があった場合等、必要に応じて内容を更新する。

第3 防災研修の実施

市は、職員に対し防災研修を実施するとともに、関係防災機関等が開催する研修会等の参加を促す。

また、図上訓練等の実践的な訓練を実施し、職員への地域防災計画や災害対応マニュアルの周知徹底を図るとともに、訓練に基づく評価検証を行い、必要な見直しを行う。

第4 防災訓練・防災パトロールの実施

1 総合防災訓練

市は、市地域防災計画及びハザードマップを災害時に活用できるように、市民及び自治会、自主防災組織等の関係組織並びに防災関係機関との緊密な連携協力のもとに訓練実施要領を定め、総合防災訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、極力市民が多数参加するように配慮するとともに、地震、風水害等が複合的に発生した場合を想定した訓練の実施に努める。

2 訓練終了後の事後評価等

市は、訓練終了後、参加各機関の事後評価等を行い、それに基づく体制の改善を図る。

3 防災パトロール

市は、府の防災担当責任者及び警察等防災関係機関の協力を求め、実施計画を作成する。

また、防災関係機関と共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行う。

なお、防災パトロールの実施に当たっては、市長を実施責任者として、「防災パトロール実施要綱」に基づき実施する。

第5 市防災会議の強化・充実

市防災会議は、市における災害対策全般に関し、市及びその他の防災機関が所掌する事務を計画的に推進するとともに、関係機関との一層の連携を図る。

また、近隣市町の防災会議と協議会等により、対策本部の設置状況や避難指示等の発令状況等について、近隣市町間による災害時の情報共有を行う体制について検討を行う。

【資料－1】八幡市防災会議条例

【資料－2】八幡市防災会議規程

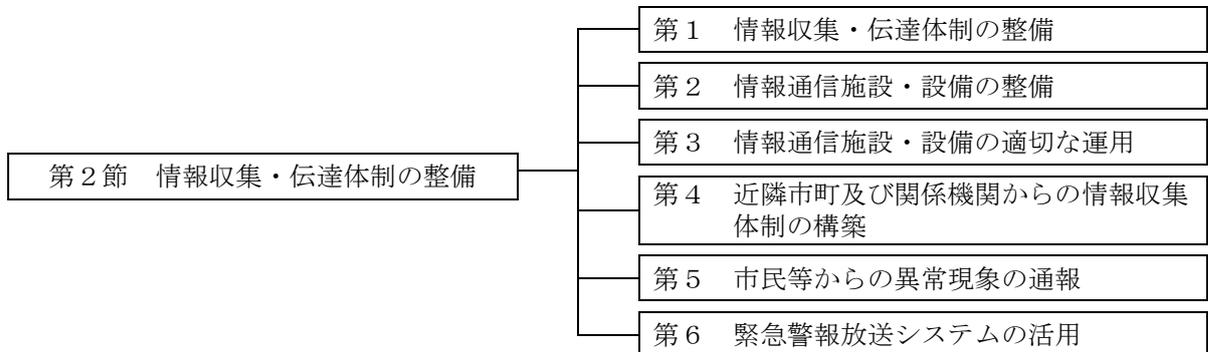
【資料－5】八幡市防災会議委員名簿

第6 災害復旧・復興への備え

市は、復旧・復興の円滑化のために、あらかじめ各種データ（重要な公共土木施設の構造図、基礎地盤資料等、建物、権利関係、施設・地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等）の保存並びにバックアップ体制の整備を図る。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

市は、緊急時に市災害対策本部が適切な対応が図れるよう情報収集、連絡、伝達等の体制の整備を図る。



第1 情報収集・伝達体制の整備

市は、気象予警報等各種の気象通報、風水害時及び震災時の応急対策に係る情報について、その情報収集、連絡、伝達の内容、方法、手段について、あらかじめ定め、災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析、整理、要約、検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2 情報通信施設・設備の整備

1 無線系通信施設等の整備

市は、災害時に情報収集と伝達を迅速かつ円滑に行うには、体制の多重化を図る必要があるため、防災行政無線、府衛星通信系防災情報システム、消防無線等の既存設備の有効的・効率的な利用を推進し、防災情報ネットワークシステムを確立する。

また、大規模災害発生時において、地上のインターネット回線が使用不能な場合の対策として衛星インターネットを導入するとともに、国からの緊急情報を防災行政無線を通じて瞬時に市民に伝達することのできる「J-ALERT」を活用する。

さらに、電波法関係審査基準の改正による平成28年5月31日のアナログ周波数使用期限を踏まえ、府が平成19年6月に策定した「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づきデジタル化整備を行った、消防救急無線の広域的な運用を図る。

2 有線通信施設等の整備

市は、市災害対策本部と関係機関との専用回線の整備を検討する。

3 通信ふくそう時及び停電時の通信を確保する施設等の整備

市は、通信のふくそう時においても通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮の上、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上固定系、衛星系による通信系統の多ルート化）や関連機器装置の多重化を図る。

また、停電（庁舎の浸水による停電の場合も含む。）の際の通信の確保のために、非常用電源設備を整備するとともに、専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設

置を図る。

第3 情報通信施設・設備の適切な運用

市は、災害時に情報通信施設等を適切に活用するために、平常時からこれらの施設・設備等の定期的点検と、職員の機器取扱いや操作の習熟を図る。

第4 近隣市町及び関係機関からの情報収集体制の構築

市は、気象情報や地震情報を迅速かつ確実に把握するため、(一財)日本気象協会及び(一財)河川情報センターその他関係機関からの震度情報や雨量データ等の応急対策に係る情報をFAX及び端末機で収集する体制を構築する。

また、市民に対して迅速に情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール等を通じて、風水害や地震に関する情報伝達の徹底を図る。

さらに、近隣市町との協議会等により、あらかじめ近隣市町間で市災害対策本部の設置状況や避難指示等の発令状況について情報を共有し、かつ相互に伝達する体制を構築する。

第5 市民等からの異常現象の通報

風水害や地震による異常現象(浸水、堤防の亀裂及び落石、崖からの湧水、山鳴り等の土砂災害の前兆現象)を発見した者は、市をはじめ関係機関に通報する。

また、市はあらかじめ地震や風水害に対する自衛処置として、異常現象を発見した者が通報を行うことについて、市民に対して周知徹底を図り、通報を受けた場合の聴取責任者を定める。

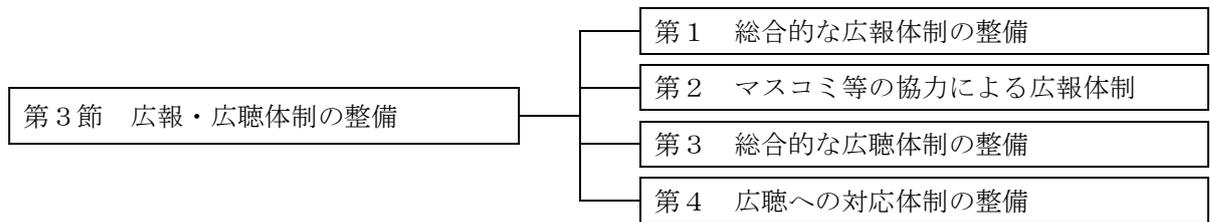
第6 緊急警報放送システムの活用

市は、大規模な災害に係る緊急災害情報を、迅速かつ確実に伝達するため、次の場合、放送事業者等に緊急警戒放送を要請する。

- 1 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項により、警戒宣言が発せられた場合
- 2 災害対策基本法第57条の規定により求められた場合
- 3 気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条第1項の規定により求められた場合

第3節 広報・広聴体制の整備

市は、災害時における広報及び広聴の体制の整備を図る。



第1 総合的な広報体制の整備

- 1 市は、防災行政無線及びインターネット・携帯電話、広報車等による広報体制の整備を図る。
 なお、防災行政無線の難聴地域や広報車による情報伝達に時間がかかる地域等については、ホームページ・緊急速報メール、電話連絡や消防団、自治会、自主防災組織等による伝達等、情報伝達体制の構築を図る。
- 2 市は、地域密着型メディア等と協定等を締結し、市民への情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市は、ホームページ、広報紙及びSNS等を主体に、FAX、音声情報サービス等、複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備、充実を図る。
- 4 市は、福祉部局が中心となって、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）並びに外国人、観光客及び帰宅困難者（以下「要配慮者等」という。）に対して、自治会、自主防災組織、福祉関係組織や機関と協力して情報伝達を行うとともに、文字、手話、点字、外国語等による情報提供体制の構築を図る。

第2 マスコミ等の協力による広報体制

市は、マスコミ等による情報提供、取材等については、必要に応じて災害時プレスセンターを設置して、専任の担当者により定期的に情報提供を行う体制を整備する。

なお、災害時のマスコミ等に対する放送要請は、府の「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、知事を通じて行う。

第3 総合的な広聴体制の整備

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、あらかじめ各種の相談窓口や電話相談センター等の広聴体制の整備を図る。整備に当たっては、相談窓口の設置場所や担当者を定めるとともに、被災者の多様なニーズに対応するため、生活相談、消費者問題、法律、青少年問題、心の悩み、女性のための相談等の専門家等による総合的な広聴体制を整備する。

また、専門家等の派遣を要請すべき専門団体及び専門機関を把握するとともに、災害時における専門家の派遣協定の締結等を図る。

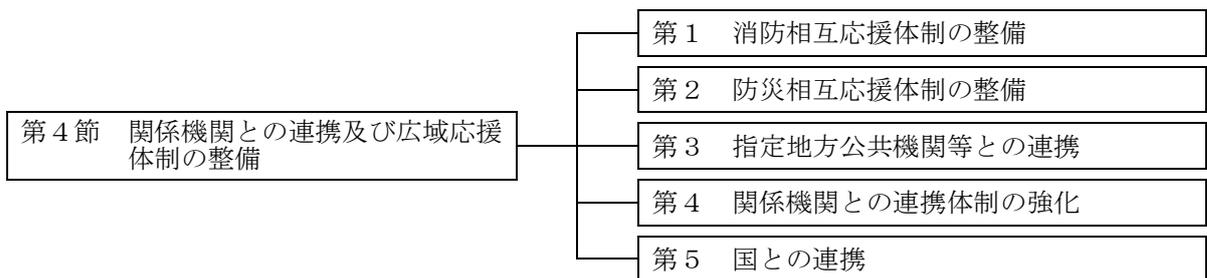
第4 広聴への対応体制の整備

市は、広聴により把握した市民の多様な被災者ニーズを解決するため、関係機関との連携強化を図る。

第4節 関係機関との連携及び広域応援体制の整備

市は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の確立を図る。

また、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。



第1 消防相互応援体制の整備

市は、京都府広域消防相互応援協定及び同実施細目に基づき、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

また、大規模な火災等に対処するため、消防組織法第44条の規定に基づき、府を通じ、円滑に緊急消防援助隊に対して応援要請を行える体制を整備する。

第2 防災相互応援体制の整備

市は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

また、必要に応じて知事に対し、相互応援協定の締結について指導・助言を要請する。

第3 指定地方公共機関等との連携

市は、平常時から緊急時に連絡すべき指定地方公共機関との連携に努めるとともに、緊急時の食料等の調達及び緊急輸送並びに応急復旧等に関して、協定を締結し、災害時の体制の強化を図る。

【資料－7】協定一覧

第4 関係機関との連携体制の強化

市は、平常時から府が実施する訓練等に参加して、緊急時における連携体制の強化を図るとともに、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ検討する。

第5 国との連携

1 応急対策職員派遣制度

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

第5節 避難等に関する計画

市は、迅速かつ的確で安全な市民の避難のための体制の整備を図る。

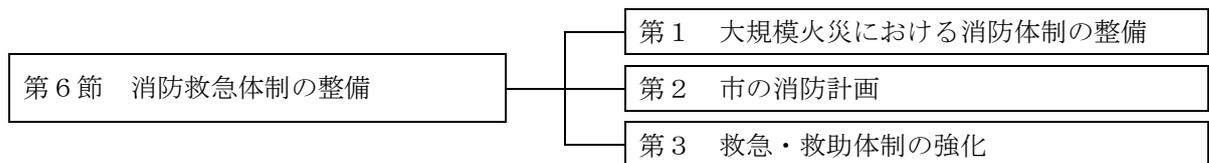
また、避難場所の整備については、災害の種類に応じた避難所の指定を行うとともに、それぞれの異常現象から緊急に避難する避難場所の指定を行う。

風水害対策における避難に関する計画は、風水害対策編（第2章 第1節 避難に関する計画）を参照。

震災対策における避難に関する計画は、震災対策編（第2章 第1節 避難に関する計画）を参照。

第6節 消防救急体制の整備

市は、災害時の消防活動を迅速に行うための消防救急体制の整備方針を定める。



第1 大規模火災における消防体制の整備

1 出火の防止対策

消防本部、事業所、自治会、自主防災組織等は、以下のとおり防火対策を実施する。

(1) 消防本部

消防本部は、講習会等を実施して、事業所における防火管理者の育成を図るとともに、防火管理者の選任状況並びに防火対象物及び消防用設備の維持管理状況について適時査察し、指導する。

また、消防本部は、防火教室等を開催して、住宅用火災警報器の普及啓発をはじめ初期消火に関する知識及び技術の普及を図るとともに、市民の防火意識の高揚を図る。

(2) 事業所

事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施するほか、消防用設備の維持及び火気使用設備の管理に努める。

(3) 自治会、自主防災組織等

自治会、自主防災組織、防火推進連絡会等の各種団体は、消火器具等の普及に努めるとともに、取扱い等の訓練を実施する。

2 常備消防力の強化

消防本部は、広域消防運営計画の策定を推進し、消防本部の規模の拡大や常備消防力・水利施設の強化、災害発生時の対応を含め、常備消防力の強化に努める。

3 消防団の強化

市は、消防団が常備消防と一体となって、初期消火、避難誘導等、地域の防災活動の中核として重要な役割を担っていることに鑑み、災害時に消防団員が効果的に防災活動を行えるように、平常時から技能向上の訓練を実施し、女性や若者の消防団への加入促進等を含め、団員の確保並びに資質の向上に努める。

4 消防通信体制の整備

市は、同時多発火災や大規模救急救助活動に対処するため、消防緊急通報情報システムの充実を図る。

5 消防水利の整備

市は、消火栓が機能しない場合に備え、計画的に防火水槽の耐震化及び増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用やプール、ため池等を活用することで消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

【資料－9】消防力の現況

第2 市の消防計画

消防は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限にとどめることをもってその任務としている。そのため、市は、火災及び火災以外の災害、すなわち風水害、地震、なだれ、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を策定する必要がある。

1 消防計画の策定

市長は、火災防御計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を策定しておく。

2 消防活動

消防は、1による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を立てて活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の召集計画の策定により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防御）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防御対策では万全を期することができないので、一般防御対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとる。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合には、近隣市町に応援を要請した場合における所要の誘導対策をとる。

ウ 危険区域の防御対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物の製造所等が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策をとる。

エ 特殊建物の防御対策

庁舎、学校、病院、ビルディング、旅館、興行場等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防御対策をとる。

オ 危険物等の防御対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、準危険物、特殊可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策をとる。

カ 台風時の防御対策

台風時における火災事象は一般の防御対策では、万全を期することができないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防御対策をとる。

キ 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策をとる。

ク 消防水利の対策

市の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策をとる。

3 水防活動

洪水等による災害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するために関係機関等と連携を密にして活動する。この活動方法等については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

4 その他の消防活動

- (1) 地震による火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては市民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるため、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

- (2) 山くずれ、地すべり等の災害は、異常気象、その他により発生が予想される場合、危険区域の調査、警戒、防御、避難等の対策をたてて活動する。

第3 救急・救助体制の強化

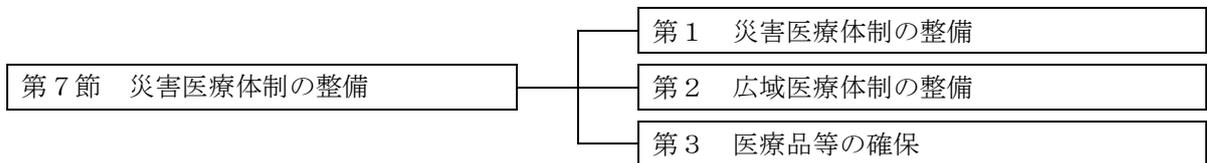
市は、災害時の応急救護用資器材及び救出用資器材（エンジンカッター、油圧ジャッキ等）等を整備する。

また、市は、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防隊員及び市職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図るとともに、惨事ストレス対策に努める。

【資料-10】消防・救助・救急用資器材等の保有状況

第7節 災害医療体制の整備

市は、医師会、医療機関等の協力を得て、災害時における医療体制の整備を図る。



第1 災害医療体制の整備

1 平常時からの災害医療体制の備え

(1) 災害医療体制の整備

市は、医師会等の関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、災害時の医療機関の体制及び救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備について定める。この場合、市は救護所開設に必要な人員をあらかじめ指定する。

(2) 医療関連施設の耐震機能の強化

市は、母子健康センター等の市が管理する医療関連施設の耐震性能の向上に努めるとともに、病院等の関係機関と協力し、市内医療機関の耐震性能の向上に努める。

(3) 災害時における情報ネットワークの構築

市は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速かつ的確な救急・救護・医療活動を行うため、消防無線や防災行政無線の多重化と併せ、京都府救急医療情報システムを有効に活用して情報ネットワークの構築に努める。

2 救護所の指定

市は、あらかじめ関係機関と協議し、施設の安全性、医療救護に必要なスペースの確保、搬送の際の利便性等を考慮し、救護所の開設場所を定める。この場合、診療所、学校等を指定する場合は、当該施設管理者と協議する。

第2 広域医療体制の整備

市は、市内の救護所や医療機関での対応が困難な重傷病者が発生した場合に備え、広域医療体制の整備を図る。

また、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段及びドクターヘリを使った広域医療提供体制についてもあらかじめ府及び関係機関と協議する。

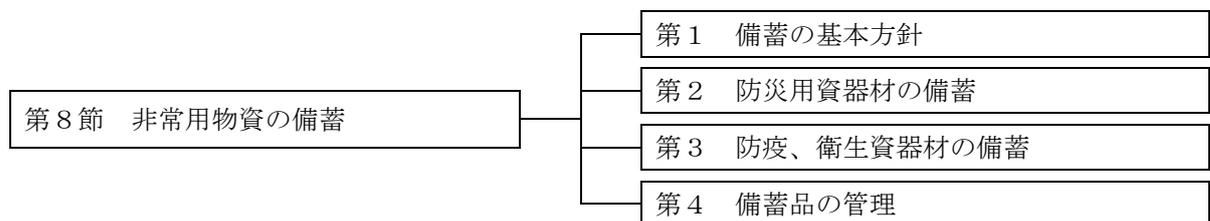
第3 医療品等の確保

市は、医療品等を休日応急診療所に備蓄するとともに、市内医療機関及び関係団体等の協力を得て、その確保に努める。

【資料-16】市内医療機関一覧

第8節 非常用物資の備蓄

非常用物資の備蓄は、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及び流通備蓄により行う。



第1 備蓄の基本方針

市は、以下の基本方針に基づき備蓄を行う。

1 基本備蓄品目

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市は、それを補完するために、過去の大規模災害の教訓から、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、被災後1週間で避難生活において特に必要とされる、基本備蓄品目についての確実な備蓄に努める。

また、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日分以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

さらに、基本備蓄品目以外の非常用物資についても、必要に応じて計画的に備蓄する。

■基本備蓄品目

飲料水、食料（米等）、粉ミルク、毛布、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、簡易トイレ等

2 備蓄基準

基本備蓄品目のうち、毛布、仮設トイレを除くものについては、市民自らが3日分（7日分以上が望ましい）を備蓄する。

市においては、物資供給事業者等と協定の締結を推進し、2日分を現物備蓄及び流通備蓄により確保する。

3 備蓄量及び算定方法

市は、市域で最も避難者が多くなると想定される「京都府第2次地震被害想定調査」（H20）での「有馬-高槻断層」による地震による避難所避難者数の被害想定に基づき、以下の備蓄に努める。

■有馬-高槻断層による地震の被害想定

（参考：震度7（マグニチュード7.2）、全壊・焼失による最大避難者数 10,175人）

■公的備蓄等に係る基本的な考え方

- 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完
- 生命・健康維持の観点から重点備蓄品目を府・市で共同備蓄
（府・市それぞれの区域の最大被害想定に基づいて確保することを目安）
- 重点備蓄品目及び数量
 - ・全壊・焼失により個人による備蓄が活用できなくなった短期避難者を対象
 - ・他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が困難な発災後24時間内に対応

食料	1人当たり2食（アレルギー対応を考慮）
飲料水	1人当たり1週間（別途応急給水等を確保）
毛布等防寒用具	1人当たり1枚
簡易トイレ	100人当たり1基
おむつ（大人用）	75歳以上の10%について1人当たり8枚
おむつ（子供用）	0～3歳児について1人当たり8枚
女性用衛生用品	13歳～50歳女性の25%について3枚

- 市は重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機材の備蓄や調達に努める。
府は、市町村間の融通及び流通在庫方式での調達などを通じた物資の確保を図る。

4 備蓄品の保管場所及び備蓄拠点の整備

市は、迅速な避難所開設を可能とするために、避難所運営資機材を各小中学校に分散備蓄する。

また、食料、飲料水、生活物資については保管・災害時の搬送等を考慮し、市内二箇所程度の施設に備蓄する。

第2 防災用資器材の備蓄

市は、災害応急活動に必要な資器材を備蓄し、高度救出用資器材については、消防本部において整備する。

第3 防疫、衛生資器材の備蓄

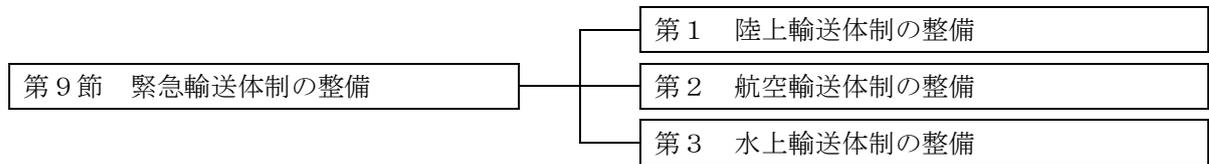
市は、消毒用、ねずみ族、昆虫等駆除用等の防疫及び衛生用資器材を備蓄する。

第4 備蓄品の管理

市は、各対策部において備蓄品の定期点検を実施し、適時補充・更新を行う。
また、その結果を防災担当課へ報告する。

第9節 緊急輸送体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害発生時の緊急輸送体制の整備を図る。



第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急輸送道路及び緊急交通路、重要物流道路及びその代替・補完路

(1) 緊急輸送道路

市域における緊急輸送道路（災害時における緊急輸送機能を確保するための道路）は、府地域防災計画では、次のとおりである。

ア 第一次緊急輸送道路

- (ア) 府庁と各総合庁舎を連絡する道路
- (イ) 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
- (ウ) 重要港湾舞鶴港を連絡する道路

- ・新名神高速道路（滋賀県境～城陽 IC、城陽 IC～八幡京田辺 IC、八幡京田辺 IC～大阪府境 17.7 km）
- ・第二京阪道路（京都市境～大阪府境 路線延長 10.5km）
- ・国道1号（京都市境～大阪府境（京阪国道）、京都市境～大阪府境（第2京阪道路側道）、国道24号交点～国道478号交点（京滋バイパス側道） 路線延長 19.7km）
- ・八幡木津線（国道1号（京阪国道）交点～京田辺市道薪新田辺線交点、京田辺市道薪新田辺線交点～木津川市道木713号相楽台16号線交点、（主）生駒精華線交点～（一）けいはんな記念公園木津線交点 路線延長 18.6km）
- ・京滋バイパス（大山崎 JCT～京都市境、京都市境～滋賀県境 路線延長 17.5 km）
- ・国道478号（国道171号交点～国道1号（京阪国道）交点 路線延長 5.1 km）

イ 第二次緊急輸送道路

- (ア) 第一次緊急輸送道路と市町村役場、その他の防災拠点を連絡する道路

- ・八幡木津線（（主）京都守口線交点～国道1号（京阪国道）交点、国道1号（第2京阪道路側道）～上津屋工業団地 路線延長 4.3km）
- ・京都守口線（（主）八幡木津線交点～京都市境 路線延長 1.3km）
- ・長尾八幡線（（主）八幡木津線交点～国道1号（京阪国道）交点 路線延長 2.5km）
- ・宇治淀線（国道24号交点～京都市境 路線延長 3.6 km）

(2) 緊急交通路

市域における緊急交通路（災害が発生した場合に交通規制をかけ、交通管制下におく道路）は、府地域防災計画では、次のとおりである。

- ・京都市道新十条通・第二京阪道路（山科出入口～大阪府境）
- ・新名神高速道路（城陽 JCT～八幡京田辺 IC）
- ・国道1号（滋賀県境～大阪府境）
- ・京滋バイパス（滋賀県境～大山崎 JCT）

(3) 重要物流道路及びその代替・補完路

市域における重要物流道路（平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線）及びその代替・補完路は、府地域防災計画では、次の通りである。

ア 重要物流道路一覧

- ・新名神高速道路（城陽 JCT・IC～八幡京田辺 JCT・IC）
- ・第二京阪道路（京都市境～大阪府境）
- ・京滋バイパス（大山崎 JCT・IC～京都市境、京都市境～滋賀県境）
- ・国道1号（京都市境～大阪府境、（主）宇治淀線交差～（主）八幡木津線交差（第二京阪道路側道））
- ・八幡木津線（八幡市上奈良サグリ前（上奈良工業団地付近）～同市上津屋八王子（上津屋（北部）工業団地付近）、国道1号（第二京阪道路側道）交差～八幡市上奈良長池（上津屋工業団地付近）

イ 代替・補完路一覧

- ・八幡木津線（（一）長尾八幡線交差～国道1号交差）
- ・富野荘八幡線（国道1号（第二京阪道路側道）交差～（一）八幡京田辺インター線交差）
- ・八幡京田辺インター線（八幡京田辺 IC～（一）富野荘八幡線交差）
- ・長尾八幡線（八幡市役所～（主）八幡木津線交差）

2 主要道路等の確保

市は、市が管理する道路において消防、救急、医療、緊急輸送等の緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

3 緊急通行車両の確保及び確認申出の推進

(1) 市は、以下の目的で使用する市保有車両を災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として活用する。

また、市保有車両による緊急輸送が不足する場合を想定して、あらかじめ関係団体と協議し、輸送の協力等に関する協定の締結等により災害時の緊急輸送体制の整備を図る。

ア 警報の発令及び伝達及び避難指示に使用する車両

イ 消防、水防その他応急措置に使用する車両

ウ 被災者の救難・救助その他保護に使用する車両

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用する車両

オ 施設及び設備の応急の復旧に使用する車両

カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用する車両

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用する車両

ク 緊急輸送の確保に使用する車両

ケ その他災害の発生の防衛及び拡大の防止のための措置に使用する車両

(2) 市は、災害時の緊急輸送等を効率的に実施するため、前項の市保有車両について、可能な限り緊急通行車両の確認申出を行う。

【資料－33】市保有車両の状況

【資料－52】緊急通行車両確認申出書

4 規制除外車両としての事前届出制度の周知

大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両としての事前届出制度が適用されるため、市は、次のような車両を保有する関係機関に対し、規制除外車両としての事前届出制度の周知を図り、災害時の緊急輸送体制の整備を図る。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要に応じて、警察署に問い合わせる。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医療品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- (3) 患者等輸送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

【資料－53】規制除外車両事前届出書

第2 航空輸送体制の整備

市は、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所として指定している場外離着陸場候補地を、必要に応じて見直し等を行う。

【資料－15】ヘリコプター場外離着陸場候補地

第3 水上輸送体制の整備

市は、大量の物資、人員の輸送手段として水上輸送の活用に向けて、国及び府と協議し、その整備に努める。

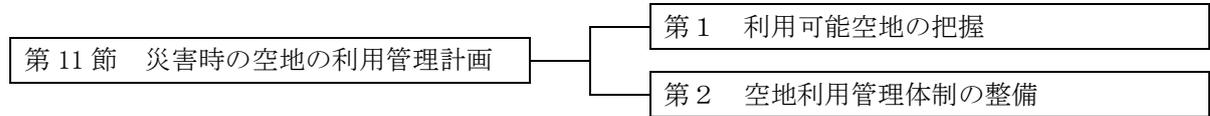
第10節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

市は、災害に備え、以下のとおり廃棄物処理に係る災害応急体制を整備する。

- 1 近隣市町及び廃棄物処理関係団体等と協議して、災害時の相互協力体制の整備を図る。
- 2 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制整備を図る。
- 3 収集車両、機器等の整備に努め、緊急出動体制の確保を図る。
- 4 災害状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第11節 災害時の空地の利用管理計画

市は、災害時に備え、各種の応急対策のために活用する空地について、迅速に活用できる体制の整備を図る。



第1 利用可能空地の把握

市は、災害時に活用可能な空地を以下の利用目的のために車両等のアクセス、利用時の管理体制等も考慮して公有地（必要に応じて私有地も含む。）を中心にデータベース化を図る。

第2 空地利用管理体制の整備

市は、空地の利用について各対策部の空地需要を収集し、管理調整を行う体制を整備する。

■災害時の空地の利用目的

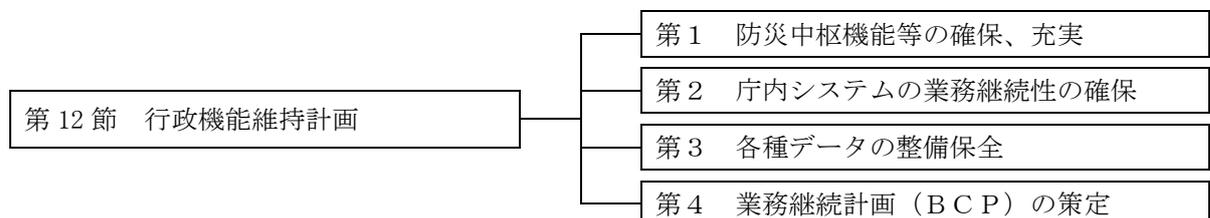
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン機関を含む防災関係機関の応急対策資材置場 2 応急対策車両等の駐車場 3 避難空間 4 応急仮設住宅建設用地 5 がれき、ごみ等の仮置場 6 救援物資置場 等 |
|--|

第12節 行政機能維持計画

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続性の確保を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを、行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。



第1 防災中枢機能等の確保、充実

市は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や、府を通じて国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第2 庁内システムの業務継続性の確保

市は、災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

1 サーバー室の環境整備

サーバー室に設置されているサーバー等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 クラウド環境の推進

クラウド環境を活用した業務継続性の確保を検討する。

第3 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

第4 業務継続計画（BCP）の策定

災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続することは、市民の生活に必要な機能の確保や地域経済の停滞を防止するために不可欠である。

そのため、市は、あらかじめ市政の事業継続計画を策定し、事態に備える。

事業継続計画は、災害時に市の行政サービス機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的とした計画で、迅速な復旧体制を構築していくためにも、事前の計画策定を進める。

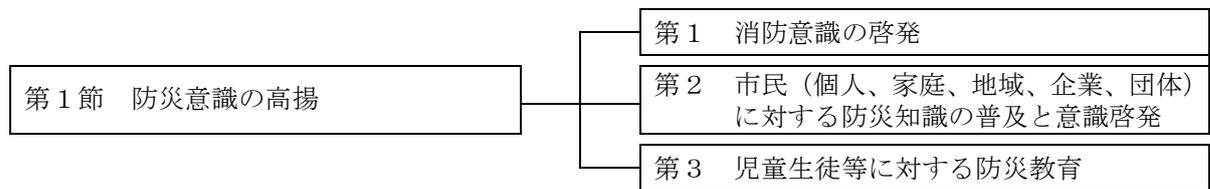
第2章 市民の防災行動力の向上

第1節 防災意識の高揚

市は、市民の防災力及び防災意識・知識の向上に努めるとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動を息長く行う住民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画する。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、早期に避難することや「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることの重要性を周知し、理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。



第1 消防意識の啓発

消防本部は、消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋2回の全国火災予防運動に際し、市、その他各種関係団体との連携により、市民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季全国火災予防運動
- 2 秋季全国火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発並びに機器の更新
- 4 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第2 市民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対する防災知識の普及と意識啓発

1 市地域防災計画の周知徹底

市は、地域防災計画のホームページへの公開、広報紙への掲載、パンフレット作成等により、市民への周知を図る。

2 市民の防災学習の支援

市は、市民自らが積極的に各種の防災活動に取り組むため、企業、自治会、自主防災組織等を対象にした防災学習会の開催、各種防災パンフレット等の作成を行い、防災知識の普及啓発に努める。

3 ハザードマップの作成及び活用

市は、浸水想定区域、土砂災害の警戒箇所等、建物倒壊危険度、液状化危険度等を記載し

たハザードマップ、防災マニュアル等を作成する。

また、それらを活用し、地域における風水害や地震の危険性、安全な避難場所等、具体的な防災知識の普及啓発に努める。

4 災害教訓の伝承

市は、郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

5 平常時の減災に向けた取組み及び災害発生時における的確な行動力の強化

市は、広く市民を対象として、平常時の減災に向けた取組み及び災害発生時における的確な行動のより一層の強化に努める。

(1) 平常時の減災に向けた取組み

- ア 住宅、家屋の整理点検
- イ 火災の防止
- ウ 非常食料、非常持出品の準備
- エ 避難場所、避難所、避難路等の確認
- オ 災害危険箇所の把握
- カ 応急救護
- キ 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

(2) 災害発生時における的確な行動

- ア 場所別、状況別
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難の心得
- エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
- オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
- カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ケ 災害に便乗した偽情報・詐欺メール等の虚偽の情報や誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

6 要配慮者、男女双方の視点に配慮した防災教育の推進

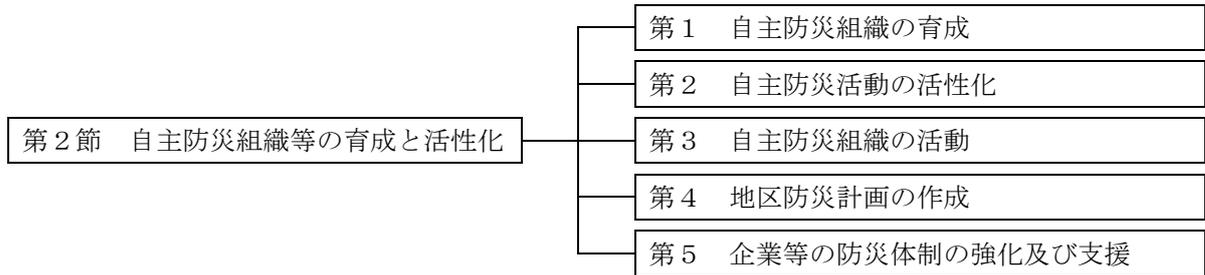
市は、市民に対する防災知識の普及啓発を行う場合には、要配慮者に配慮した普及啓発に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3 児童生徒等に対する防災教育

市は、幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するために、小・中学校、保育園・幼稚園等に対する防災の手引を作成し、防災教育の実施と充実を図る。

第2節 自主防災組織等の育成と活性化

市は、市民による自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、企業の防災対策を支援する。



第1 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の設置を促進するため、市民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、以下の活動等が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。

また、市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	・防災意識の普及及び高揚	・情報の収集、伝達及び広報
消 火	・出火防止及び初期消火の徹底 ・初期消火訓練	・出火防止 ・初期消火
救出・救護	・資器材の備蓄、保守管理 ・救出及び救護訓練	・救出援護 ・救助物資の配分
避難誘導	・避難訓練	・避難誘導
給食・給水	・給食・給水訓練	・給食・給水（避難所運営支援）

【資料－34】 自主防災組織一覧

第2 自主防災活動の活性化

1 自主防災リーダーの育成

市は、防災関係機関と連携して、各種の防災研修、訓練等を通じて、地域の防災リーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

2 多様な主体の参画による活性化

市は、地域の防災活動への女性の参画や、子ども会、婦人会、老人会等の多様な主体の参画による地域ぐるみの防災活動の推進を図る。

3 多様な学習機会の提供による活性化

市は、ハザードマップ等を活用した学習会を開催するとともに、実践的な防災図上訓練等の実施により、自主防災活動の活性化を図る。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、自主防災組織規約、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資器材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、市民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

第4 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成するなど、市と連携して防災活動を行う。

【資料-34-1】地区防災計画作成自治会等一覧

第5 企業等の防災体制の強化及び支援

1 企業等の防災活動の強化

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、災害時に果たす役割（従業員及び顧客の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献並びに地域との共生）を十分に認識して、防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画（BCP）の策定などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

(2) 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想される。

施設の管理者は、これらの被害の防止と軽減を図るため、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

(3) 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

(4) 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 企業の防災活動の支援

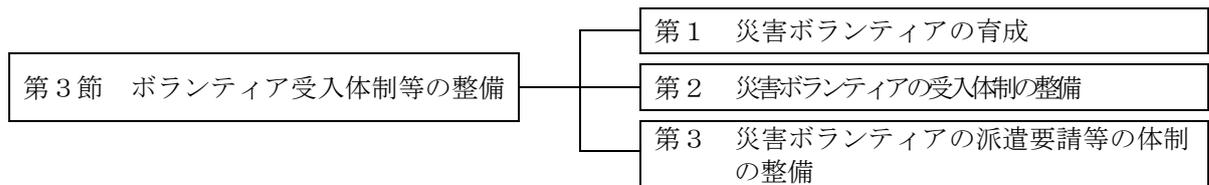
市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、市の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

第3節 ボランティア受入体制等の整備

市は、被災者等の多用なニーズに対応するためには、ボランティア等の協力が不可欠であることから、被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等が円滑に活動できるよう必要な対策を講ずる。

また、ボランティア等は、基本的には自主的・任意的な活動であるが、組織化されることにより、当該活動が更に拡大することから、府が関係機関・団体と共同で設立する「京都府災害ボランティアセンター」と協力・協調して、ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入体制等の整備を図る。



第1 災害ボランティアの育成

市は、社会福祉協議会等の関係機関と協力して、平常時から災害時のボランティア活動に関する情報の提供を行い、災害ボランティア活動マニュアルの普及啓発を行う。

また、市の実施する防災研修や訓練等へのボランティアの参加を促し、NPO・ボランティア団体等の育成及び支援を図る。

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、八幡市社会福祉協議会が設置する「八幡市災害ボランティアセンター」（平成27年10月1日開設）に協力・協調し、当該センターにおいて実施する市内外からの災害ボランティアの受入や活動のコーディネート等を支援する。

災害ボランティアセンターは、災害ボランティア活動の中核的機能を担う組織として、平常時は次の事項を行う。

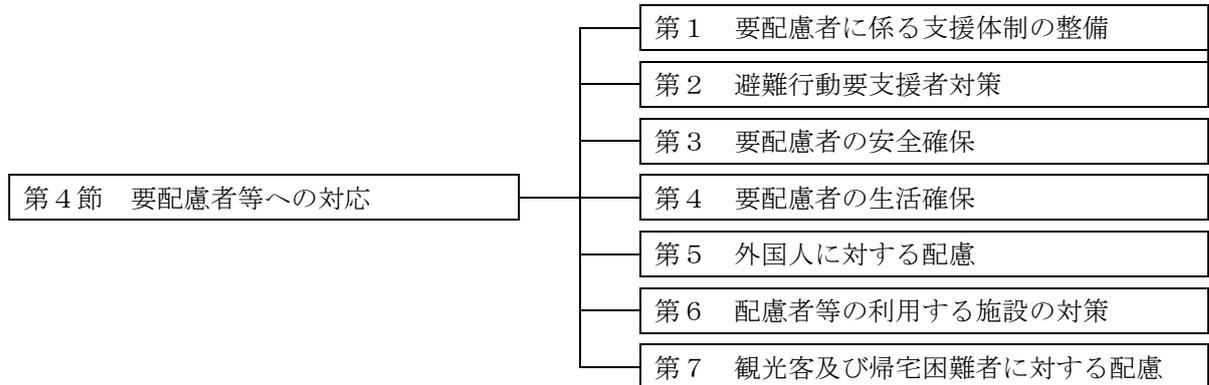
- 1 関係機関・団体とのネットワーク体制の構築
- 2 災害ボランティア活動者の確保・育成
- 3 災害ボランティア活動についての広報・啓発及び情報提供
- 4 センター運営に係る資機材等の調達等を行う
- 5 災害ボランティアの受入及び活動のコーディネート
- 6 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び災害ボランティア活動についての情報提供

第3 災害ボランティアの派遣要請等の体制の整備

市は、災害時において広域的に災害ボランティアの受入れ・派遣調整を行う「京都府災害ボランティアセンター」や府と協議して、専門ボランティアや一般ボランティア、ボランティアコーディネーター等の派遣体制の整備を図る。

第4節 要配慮者等への対応

市は、要配慮者等に対し、市民、ボランティア、関係機関等の協力を得て、災害に備える。



第1 要配慮者等に係る支援体制の整備

市は、福祉部局をはじめ、防災担当課等関係部局と連携のもと、支援体制を整備するとともに、社会福祉協議会等の関係機関、自治会、民生児童委員協議会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、日頃から要配慮者等の避難支援、避難所での生活支援等について、地域ぐるみで取り組めるよう支援する。

第2 避難行動要支援者対策

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び計画（以下「個別避難計画」という。）を作成し、原則として本人からの同意を得た上で、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、平成23年11月より実施している八幡市災害時要援護者支援対策事業で作成している災害時要援護者台帳(地区別一連名簿)については、災害対策基本法第49条の10に基づく、避難行動要支援者名簿の一部として読み替えるものとし、災害時要援護者台帳(個別計画)については、災害対策基本法第49条の14に基づく、個別避難計画として読み替えるものとする。また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「指針」という。）に基づき、市地域防災計画の下位計画として福祉部局と防災部局等関係部局が連携して、全体計画を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

- (1) 消防機関（八幡市消防本部、八幡市消防団）
- (2) 府警察本部（八幡警察署）
- (3) 自治会
- (4) 民生児童委員協議会
- (5) 八幡市社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (1) 要介護認定3以上の者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する者
- (3) 療育手帳A判定を所有する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所有する者
- (5) ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯（75歳以上の世帯）
- (6) その他市長が必要と認める者

3 避難行動要支援者名簿の作成

名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法は、以下のとおりとする。

ア 市における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

イ 府等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

4 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

市は、本計画に基づき、防災部局と福祉部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、地域住民等の避難支援等関係者の協力を得て、名簿情

報に係る避難行動要支援者ごとに、同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等関係者へ個別避難計画の情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者(以下、「避難支援者」という。)に同意を求める。

なお、個別避難計画については、八幡市災害時要援護者支援対策事業で扱う災害時要援護者台帳の個別計画を読み替えるものとする。また、新たに名簿に登録するものについては随時作成するものとし、避難行動要支援者の意向を考慮した上で、避難支援者、避難所、避難方法等について確認し、計画に反映させることとする。

(2) 避難支援者の定め方

避難支援者を定めるに当たっては、避難支援者自身が被災する場合等もあることから、複数の避難支援者を定めるよう努めるものとし、一人の避難支援者が何人もの避難行動要支援者を支援するような個別避難計画を作成することは避けるよう配慮する。

また、避難行動要支援者や避難支援者に対して、避難方法などを記した避難の手引きを作成し、配布して情報共有をするように努める。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り社会福祉施設、介護老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

(3) 地区防災計画等との連携

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する自治会において、タイムライン(避難行動計画)又は地区防災計画等が作成及び改訂される際に、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図れるように努めることを自治会等に呼びかけるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう周知する。

5 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新、情報の共有、バックアップ

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報共有

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿及び個別避難計画の情報を提供するに当たっては、個人情報の保護に関する法律や八幡市個人情報保護条例等に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院等により避難行動要支援者名簿及び個別避難計画から削除された場合、該当者の情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や府との連携などによる避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のバックアップ体制を築くとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

6 情報の漏えい防止措置

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講ずる。

(1) 市が講ずる措置

- ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催する等の周知を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に求める措置

- ア 市内の一地区の自治会及び民生児童委員協議会に対して市内全体の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止
- イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の施錠可能な場所への保管
- ウ 受け取った避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の必要以上の複製の禁止
- エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画提供先団体内部での取扱者の限定
- オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画における情報の取扱状況の報告

7 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達体制の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (1) 地域において、避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者を救助しようと尽力するが、災害の被害状況によってはその限りでない可能性も十分に考えられることから、避難支援等関係者の安全を確保したうえで実施する。避難行動要支援者には、この点を十分に理解してもらうことが重要となる。

- (3) 災害が発生した場合に、避難行動要支援者に対して可能な限り避難支援等関係者が迅速かつ的確な支援活動を行うために、平常時に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で避難することについての理解も得る。

第3 要配慮者の安全確保

1 在宅の要配慮者への対応

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

また、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

2 社会福祉施設の要配慮者への対応

市は、社会福祉施設における水害、土砂災害に対応した入所者の避難誘導等を定めた避難確保計画の作成を指導するとともに、必要に応じ、適切な収容施設及び他の社会福祉施設への緊急入所等の対策を講ずるための体制をあらかじめ検討し、整備する。

第4 要配慮者の生活確保

市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組みや、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定するなど、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第5 外国人に対する配慮

1 外国語による標記の推進

市は、避難所への誘導標識に外国語やローマ字、絵による表示等を付け加える等、誘導標識の整備に努める。

また、ハザードマップ等については、外国語等による標記を行う。

2 通訳ボランティアの確保

市は、通訳ボランティアが必要な場合は、府とあらかじめ協議し、府災害対策本部に対し、通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整える。

第6 要配慮者等の利用する施設の対策

1 一時避難の利用を想定した施設整備

市は、一時避難の利用を想定した施設整備として浸水想定区域では、当該施設を2階建て以上、土砂災害警戒箇所等及び震災時に土砂災害の危険のある区域においては、外力に耐える建物の構造とする等、要配慮者等が一時避難できるよう配慮する。

2 要配慮者等の利用する施設の把握等

市は、浸水想定区域や震災時に土砂災害の危険のある区域において、要配慮者等が迅速に避難できる施設の名称及び所在地について把握するとともに、ハザードマップ等の印刷物に示して市民に周知する。

また、これらの施設の利用者に対する洪水予警報、土砂災害警戒情報等の伝達体制を整備する。

【資料-23】八幡市内の介護保険事業者一覧表

第7 観光客及び帰宅困難者に対する配慮

1 情報伝達体制の整備

市は、観光客、帰宅困難者等に対して、交通情報、休憩場所及び水、食料等の入手可能な場所等の安全な帰宅に必要な情報提供の拠点を設ける等、確実に情報伝達が可能な体制を整備する。

2 観光客及び帰宅困難者への啓発

発災直後、市や府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くことになり、観光客及び帰宅困難者に対する公的支援は制限されるため、市は、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

3 観光客への支援の検討

市は、府と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定される駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。

また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めている。

【資料-20】観光地点別入込客数及び観光消費額

【資料-21】宿泊客数及び宿泊に関する消費額

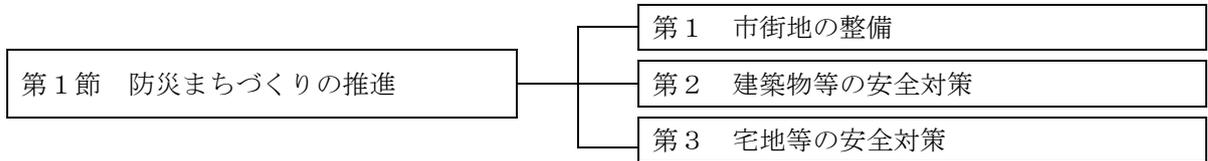
【資料-22】宿泊施設

第3章 災害に強い都市構造の形成

第1節 防災まちづくりの推進

市は、防災まちづくりを推進し、災害に強い都市構造の形成に努める。

風水害対策編（第2章 第3節 水害予防計画及び第4節 土砂災害予防計画）も参照。



第1 市街地の整備

1 面的な整備事業の推進

市は、都市機能の再生や災害に強いまちづくりをめざし、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、市民の理解と協力を得て地域の環境改善及び防災性の向上に努める。

2 防火地域等の指定

市は、建築物の耐火化を誘導するため、防火地域及び準防火地域等の地域地区制度の活用を図る。この場合、防火地域は、高度利用を図る地域、主要な避難路（延焼遮断帯）の沿道で不燃化を促進する必要がある地域等において指定に努める。

第2 建築物等の安全対策

1 公共建築物の安全対策

市は、市が管理する公共建築物について、浸水や土砂災害の危険性の把握等を行うとともに、強風等による落下物の防止柵、防水扉、防水板の整備等の建築物の安全性の確保に努める。

また、公共建築物は、防災拠点、避難施設として活用されるとともに、多数の人々が利用するため、新築に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、施設の重要性に応じた耐久性、耐震性の確保を図り、既存建築物については、「京都府建築物耐震改修促進計画」、「八幡市建築物耐震改修促進計画」、「公共施設等総合管理計画」に基づき、耐震性が不十分なものについては必要性・緊急性を考慮したうえで耐震化を進める。

2 多数の者が利用する建築物の安全対策

市は、災害時には大きな被害が発生する危険性が高い多数の者が利用する建築物について、新築に当たっては、建築基準法に基づき適切な設計、施工を確保するよう指導及び啓発に努め、既存建築物については、「京都府建築物耐震改修促進計画」、「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、府とともに建築基準法第12条の規定による定期報告制度や建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第15条の規定による指導、助言及び指示を活用して、防災性能の向上促進を図る。加えて、浸水、土砂災害の危険性の把握等を行うとともに、強風等による落下物の防止柵、防水扉、防水板の整備等の建築物の安全性の確保に努める。

3 民間建築物等の安全対策

市は、住宅等の民間建築物についても、新築に当たっては、建築基準法に基づき適切な設計、施工を確保するよう指導及び啓発に努め、既存の建築物については、「京都府建築物耐震改修促進計画」、「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び改修の必要性についての普及啓発に努め、促進を図る。

また、共同住宅等については、府と連携して、所有者等に制度の周知を図り、円滑な実施に努めるとともに、必要な防災対策を推進する。

4 屋外広告物等の落下、ブロック塀、自動販売機等の転倒防止

市は、「京都府建築物耐震改修促進計画」、「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、府と連携して、屋外広告等の落下防止、ブロック塀等の転倒対策に関して、所有者、管理者に普及啓発を行うとともに、必要に応じて改修等の指導を行う。

また、転倒のおそれのある自動販売機等について、改善の指導を行う。

5 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

市は、大規模な地震により多数の建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊から生じる二次災害を防止して、市民の安全確保を図るため、平成7年に制定された「京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき、府が実施する応急危険度判定士の養成及び登録に協力するとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会に参加し、応急危険度判定制度の実施体制の整備を図る。

(1) 地震による被災建築物等の予測

地震による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定する等、応急危険度判定実施のために必要な事項について検討する。

(2) 応急危険度判定制度の推進

京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において応急危険度判定が必要な場合、直ちに判定士を招集し、判定活動に従事することが求められるため、平常時から判定士の組織化及び情報伝達手段の確立を行うとともに、応急危険度判定制度の推進を図る。

(3) 応急危険度判定制度の普及啓発

応急危険度判定制度について、パンフレット等により、その普及啓発を行い、建築士をはじめ市民の理解に努める。

また、あわせて、応急危険度判定は、各種の復興支援の際の「り災証明」とは異なる点についても理解を求める。

6 液状化対策

市は、液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設等の被害を防止する対策を適切に実施する。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、マニュアル等による適切な情報提供等を図る。

第3 宅地等の安全対策

1 宅地等造成行為の指導

市内で実施される土地造成のうち一定のものについては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づき京都府知事の許可が必要となるので、その審査及び検査の手続においては、市も工事の内容を十分監督し、安全な宅地となるよう指導する。

また、許可が必要でない行為についても、「盛土等防災マニュアル」を活用し、宅地災害の防止のための指導を行う。

2 宅地防災への対応

市は、定期的に宅地防災パトロールを実施するとともに、必要に応じて市民からの情報に基づき調査を行う。その結果、必要な場合には、府との協議の上、府又は市が、改善等の適切な対応を行う。

3 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大地震又は豪雨等により宅地（擁壁、法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保する。

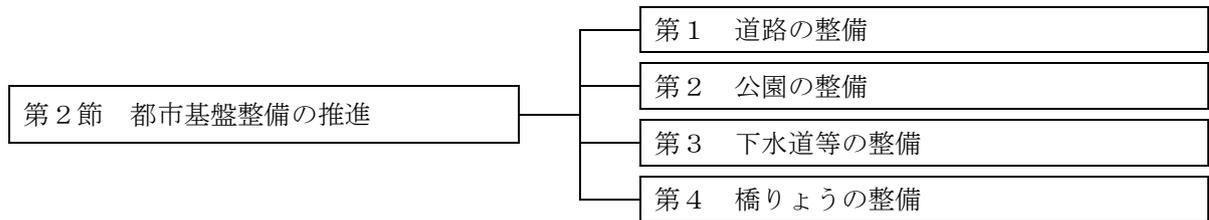
また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

(2) 全国組織との連携

全国の都道府県等により組織する被災宅地危険度判定連絡協議会において判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、被災宅地危険度判定体制の充実を図る。

第2節 都市基盤整備の推進

市は、災害に強い都市基盤整備に努める。



第1 道路の整備

1 道路ネットワークの整備

市は、災害時における円滑な交通を確保するため、次の道路ネットワークの整備を推進する。

- (1) 市域の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。
- (2) 国道、府道等の広域幹線道路は、国、府等に要望し、整備の推進を図る。
- (3) 幹線道路は、避難路や緊急輸送等の機能がある道路として、重点的に整備を推進する。
- (4) 災害時の避難活動や緊急輸送に支障をきたす道路の狭隘部は、拡張整備による改良に努める。

2 道路の排水対策

市は、降雨又は溢水による道路面の流出防止、法面侵食、崩壊等を防止するため、側溝等道路の排水施設を整備するとともに、道路を良好な状態に保つため、平常時から点検補修や清掃等の維持管理に努める。

3 落石防止対策

市は、道路法面からの落石等による道路災害の発生を防止するため、危険箇所には落石防止のための落石防止柵、法面保護等の整備を推進する。

4 災害応急対策の準備

市は、市の管理する道路、橋りょう等に被害が発生した場合の応急復旧に必要な人員、資材の確保等について、建設業者等の関係機関と協定を締結して、緊急時に即応できる体制を整備する。

第2 公園の整備

市は、災害時における避難場所及び延焼を防止するオープンスペースとしての役割を果たす公園の整備を推進する。

第3 下水道等の整備

市は、法定耐用年数を超える管渠について管渠調査を実施し、その結果に基づき更新事業を実施するとともに軌道や緊急輸送道路等の下に埋設されている管渠の耐震化を図る。

また、災害時において、管渠、ポンプ場等の機能を保持するため、施設の構造強化対策と施設のネットワーク化、補完施設の整備等を進めるとともに、下水道管渠の工事竣工図、台帳管理システム及びデータベースを活用し、都市間における相互支援体制を構築する。

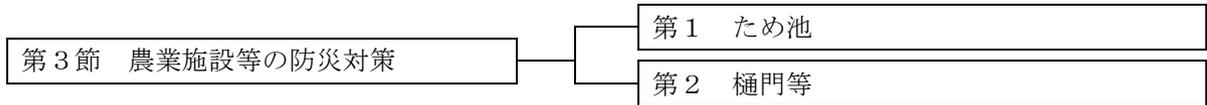
加えて、内水氾濫における浸水被害の軽減を図るため、下水道事業計画を策定し、計画区域内における内水対策を図る。

第4 橋りょうの整備

市は、災害時の交通機能を確保するため、橋りょうの定期点検の実施や耐震対策を図るほか、長寿命化修繕計画に従って補修等の整備に努める。

第3節 農業施設等の防災対策

市は、農業施設等の防災対策に努める。



第1 ため池

1 管理責任者への指導

市は、ため池の管理責任者に次の事項を行うよう指導するとともに、梅雨期、台風期及び地震発生後には、注意を促し、緊急時に迅速な措置を講じられるように連絡体制を確立する。

- (1) 洪水吐きの整備、堤体の補強
- (2) 用水に支障のない程度で貯水を減水
- (3) ため池に流入するおそれのある物件の整理

2 ため池の存廃等の指導

市は、ため池の存廃等について、関係各部が協議し、水害時における効用、消火自然水利としての活用、廃止時の宅地化等に対する指導等を検討した上で、決定する。

3 ため池の緊急安全点検

市は、地震発生後に「地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）」に基づき、防災重点農業用ため池の緊急安全点検を行う。

第2 樋門等

市は、農地等の湛水被害を除去するため設置されている用排水機場の樋門等について、いずれも非常の場合の操作運転に支障のないよう整備点検を指導し、老朽化等により能力の低下したものについては、新設、改修工事を実施するよう指導する。

樋門等で角落し方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導する。

■ため池一覧

ため池の名称	管 理 責 任 者	備考
戸 津 池	戸津農事実行組合	
内 里 池	内里農家実行組合	防災重点農業用ため池

(注) 防災重点農業用ため池とは、決壊した場合に浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。）が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池であり、以下の基準により選定され、京都府が指定する。

- 当該農業用ため池の決壊により浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等が存すること。
- 貯水する容量が1,000m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。
- 貯水する容量が5,000m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。
- 上記に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

■用水取水樋門設置場所一覧

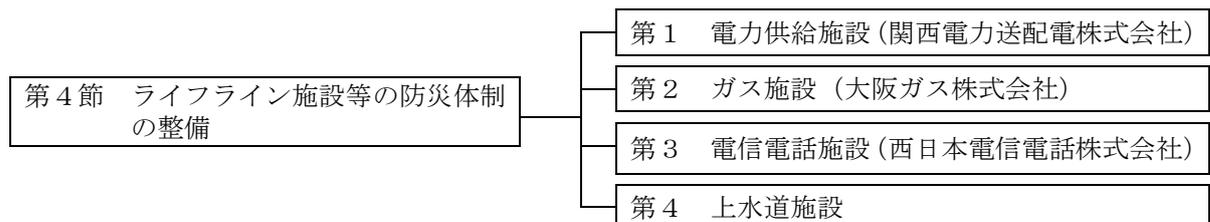
樋門の名称	所 在 地	設置年月	設置者	管理者
岩 田 樋 門	岩 田 外 島	S 29. 4 S 52(改修) H 6(改修)	八幡市	八幡市
川 口 樋 門	下奈良一丁堤	S 29. 3 S 37(改修) R 4(改修)	八幡市	八幡市

■排水機樋門設置場所一覧

樋門の名称	所 在 地	設置年月	設置者	管理者
川 北 樋 門	八幡在応寺	S 61. 4	京都府	八幡市

第4節 ライフライン施設等の防災体制の整備

市は、ライフライン施設等を管理する関係機関の定める防災業務計画等との整合を図り、当該施設等の防災体制の強化を図る。



第1 電力供給施設（関西電力送配電株式会社）

- 1 電力供給施設等の防災については、平常時から保安の規程類をはじめ関係諸規程に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡回点検及び測定等を実施する。
- 2 一般予防対策、突発事故防止対策等については、関西電力送配電（株）防災業務計画に基づき各対策を実施する。

第2 ガス施設（大阪ガス株式会社）

- 1 ガス施設については、災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設、ガス工作物の設置及び維持管理を行い、あわせて防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を実施する。
- 2 一般予防対策、突発事故防止対策等については、大阪ガス（株）防災業務計画に基づき各対策を実施する。

第3 電信電話施設（西日本電信電話株式会社）

- 1 電気通信設備については、災害による故障の発生を未然に防止し、災害による故障が発生した場合、電気通信設備及び回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。
- 2 一般予防対策、突発事故防止対策等については、西日本電信電話（株）防災業務計画に基づき各対策を実施する。

第4 上水道施設

1 基本方針

市は、災害により上水道施設に被害が発生しても確実な給水が可能となるように、巡視点検及び復旧支援体制の強化を図るとともに、浄水場や配水池等の施設及び管路の耐震化を計画的に実施する。

また、道路の掘削事故等の防止のため、関係機関や他のライフライン事業者との緊密な連絡体制を確立するとともに、工事業者等に対する事故防止のための対策を指導する。

2 取水、導水、浄水、送水施設等

(1) 施設及び管路の耐震化

市は、代替施設を有しない取水、導水、浄水、送水施設等について、災害に備え、その施設の重要性を考慮して、優先順位をつけて計画的に耐震化を図る。

(2) 巡視点検等の強化

市は、取水・導水・浄水・送水施設等について、これらの施設に付属する各機器の巡視点検及び整備を徹底し、特に送水ポンプ設備の巡視点検及び整備、電気配線経路の巡視点検及び整備、制水弁等の作業状況の点検に留意する。

3 配水施設

市は、配水施設について、配・給水管等が破損した場合の復旧支援体制及び給水不能時における応急給水用貯水量の確保のため、災害の発生が予想されるときは、できるだけ配水池を満水にするように努める。

4 停電対策

市は、浄水場等の基幹施設への電力受電について、広範囲で停電が発生することを想定し、常用電源と予備電源の2系統2回線受電化とし、計装設備等の保安電源として、非常用自家発電機と無停電電源装置を設置している。さらに、水道水を安定して供給できるよう非常用自家発電設備の能力の増強を図る。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。

5 災害時の活動体制の強化

(1) 巡視点検等

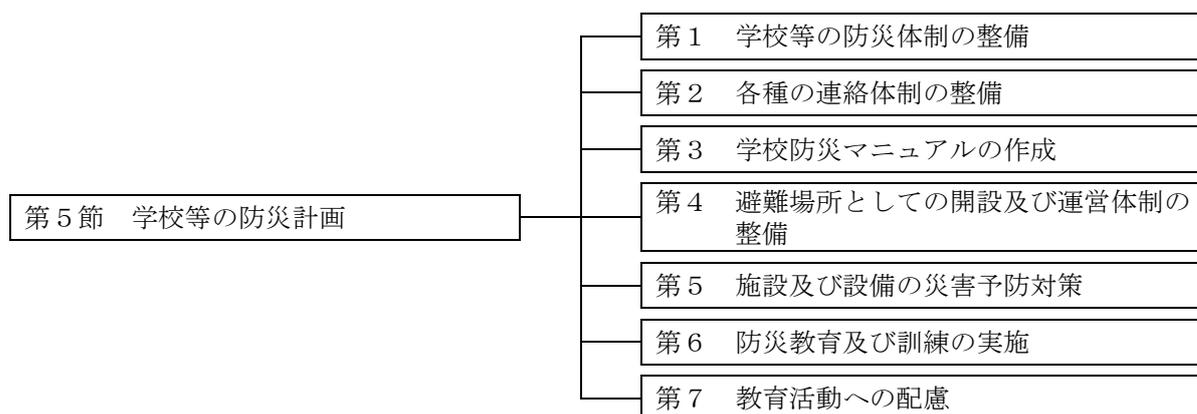
市は、災害時の活動を円滑に行うため、各施設の増強と巡視点検を行う。

(2) 図面管理

市は、図面管理を充実し、徹底するとともに、図面保管場所の被災等の事態に備えて分散管理する。

第5節 学校等の防災計画

市は、市立学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の防災体制の整備を図る。



第1 学校等の防災体制の整備

市は、学校等の教職員の参集体制、初動体制、避難場所の開設・運営に係る体制等について、PTA、地域の自治会、自主防災組織等を含めて、あらかじめ協議し、各学校等の防災計画や学校防災マニュアル等を定める。

第2 各種の連絡体制の整備

市は、学校等、市教育委員会、防災担当課との間の災害時の情報連絡体制を整備する。

学校等は、教職員間及び学校等と児童生徒等との間の情報連絡体制を整備するとともに、保護者に対し、学校等の防災体制、児童生徒等の避難の方針、児童生徒等の引渡し方法等を周知する。

第3 学校防災マニュアルの作成

学校等は、以下の事項についてマニュアルを整備する。

- 1 発災時の教職員の対応方針（在校時、学校外の諸活動時間、登下校時、夜間休日）
- 2 保護者との連絡及び児童生徒等の引渡し方法

3 施設及び設備の点検方法等

第4 避難場所としての開設及び運営体制の整備

学校等は、市の担当職員が配置されるまでの間、避難場所の開設及び運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制を整備する。

また、避難場所としての施設の利用についても、避難者の収容スペース、避難者の入室禁止場所、傷病者のための看護及び救護のためのスペース、施設及び設備、避難場所の管理運営のためのスペース等を、あらかじめ区分し、使用の順位等を定める。

また、避難所に対する支援及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方への視点に配慮する。

第5 施設及び設備の災害予防対策

学校等は、施設及び設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。また、ハンドマイク、誘導標識、誘導灯等を整備し、適切な児童生徒等の避難誘導に備えるとともに、避難場所に指定されている場合には、避難施設としての施設及び設備の整備に努める。

第6 防災教育及び訓練の実施

学校等においては、災害に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を行う。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、発災時の緊急行動、防災に係る訓練、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

2 教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門知識の充ち養及び応急処置等の技能の向上を図る。

第7 教育活動への配慮

1 避難所としての活用

市は、学校等を避難所として利用する場合には、学校等が教育活動の場であることに配慮する。

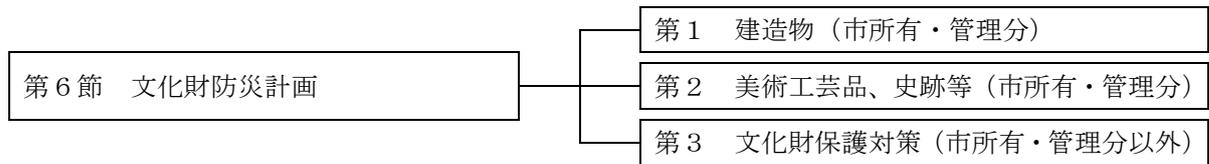
また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 敷地の活用

市は、学校等の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校等の教育活動に十分配慮する。

第6節 文化財防災計画

市は、市域の文化財を災害から保護する体制の整備を図る。



第1 建造物（市所有・管理分）

- 1 市は、所有または管理する文化財に対する防災設備の設置促進に努めるとともに、既設の防災設備については、定期的に点検整備を実施し、良好な維持管理を行う。
- 2 市は、所有または管理する文化財に対する消火設備、避雷設備等の設置について、必要に応じて行う。

第2 美術工芸品、史跡等（市所有・管理分）

- 1 市は、所有または管理する文化財を対象として、防災設備の設置促進に努めるとともに、既設の防災設備については、日常的な点検を行い、不良箇所等の修理を図る。
有形民俗文化財についても、上記に準じて実施する。
- 2 市は、史跡、名勝等の防災について、建造物防災に準じた方針に基づき対策を進める。

第3 文化財保護対策（市所有・管理分以外）

- 1 市は、文化財の所有者または管理団体等に対して、日頃から文化財防災についての啓発を図る。
- 2 市は、国・府・市指定登録文化財等の防災対策等について、国や京都府と連携して所有者へ専門的・行政的な見地から指導または助言を行う。
- 3 市は、所有者・管理団体の意向を踏まえながら、総合的な防災設備の設置及び定期的な点検整備の推進に努める。法的に義務づけられている内容については、所有者・管理団体に徹底を指導する。
- 4 市は、所有者及び市民の協力を得て、防災組織の整備に努め、災害時における防災措置の強化を促す。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急対策活動の実施

第1節 応急活動組織の設置

市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を行うため次の応急活動組織を設置する。

■市における応急活動組織体制

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市災害警戒本部（市災害対策本部設置前の体制） 2 市災害対策本部 |
|---|

風水害時の応急活動組織に関する計画は、風水害対策編（第3章 第1節 風水害時の応急活動組織）を参照。

震災時の応急活動組織に関する計画は、震災対策編（第3章 第1節 震災時の応急活動組織）を参照。

第2節 気象予警報、地震情報等の収集・伝達

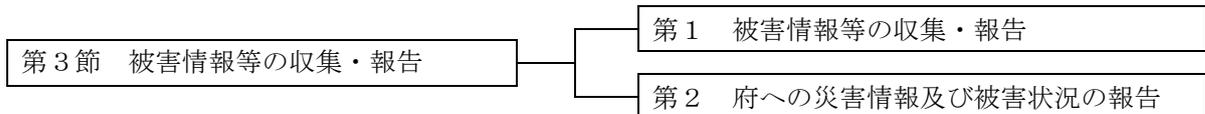
市は、気象予警報、地震情報等を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達する。

風水害時の気象予警報等の収集・伝達に関する計画は、風水害対策編（第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達）を参照。

震災時の地震情報等の収集・伝達に関する計画は、震災対策編（第3章 第3節 地震情報等の収集及び伝達）を参照。

第3節 被害情報等の収集・報告

市は、被害が発生した場合、速やかに被害情報等を収集し、所定の手続により府に報告する。



第1 被害情報等の収集・報告

1 概略情報の収集・報告

市災害対策本部の各対策部長は、発災直後については、市内の被害規模の全体像の把握のために概略的な被害情報等を収集する。

(1) 収集すべき情報の種類

- ア 災害情報（災害の規模、周辺地域の状況）
- イ 被害情報（人的被害、住家の被害（全壊、半壊）、その他火災等の二次被害の発生状況）
- ウ 所管する施設等の情報（道路・河川等、庁舎、医療機関等の被害）

- エ 市民の避難状況及び避難所等の情報
- オ ライフライン施設の被害状況
- カ 道路・鉄道等の交通状況（通行の可否、運行の状況）
- キ その他各種の応急対策に必要な情報（近隣自治体の避難指示等の発令状況、市内の出火・消火の状況、延焼拡大の状況、土砂災害の状況）

(2) 概略情報の収集方法

- ア 庁舎周辺の状況（高所からの視察等）
- イ 府及び消防・警察機関及び防災関係機関との情報連絡
- ウ 職員による巡回パトロールからの報告
- エ 市民からの通報等
- オ 参集職員からの情報（勤務時間外等）
- カ その他可能な方法

【資料－35】防災行政無線設置場所一覧

(3) 各対策部からの報告

各対策部長は、収集した概略情報を、参集状況と併せて本部事務局に報告する。

本部事務局は、収集された概略情報を図面情報を含めた概略情報報告書として整理し、定時又は重要な情報を入手次第、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

2 詳細情報の収集・報告

(1) 詳細情報の収集・報告

市は、被害がある程度まとまった段階で、「被害程度の認定規準」に基づき、り災証明等に必要かつ正確な情報の把握に努めるとともに、それらの収集した情報は府への報告資料とするため、被害状況報告様式に沿った内容の情報収集・報告を行う。

【資料－24】被害程度の認定規準

【資料－41】被害状況報告様式

【資料－42】り災証明書

(2) 各対策部からの報告

各対策部の総括担当者は、定時又は重要な情報が判明次第、その状況等を対策部長を通じて本部事務局に報告する。

本部事務局は、収集された詳細情報を図面情報を含めた詳細情報報告書として整理し、定時又は重要な情報を入手次第、本部長に報告する。

第2 府への災害情報及び被害状況の報告

1 災害情報の報告

市内に災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事に報告する。

なお、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(1) 報告の内容

- ア 被害の概要
- イ 市災害対策本部設置の状況
- ウ 避難指示の状況
- エ 消防（水防）機関の活動状況（消防職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- オ 応援要請状況
- カ 要員及び職員派遣状況
- キ 応急措置の概要
- ク 救助活動の状況
- ケ 要望事項
- コ その他の状況

(2) 報告の概要

- ア (1)に掲げる事項が発生次第、その都度、知事に対し、府山城広域振興局を通じて災害情報報告様式により報告を行う。
- イ 通信の途絶等により知事に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合において、知事と連絡がとれるようになった後は、知事に報告する。
- ウ 消防機関への119番通報が殺到した場合においても、直ちに府及び消防庁に報告する。
- エ 災害救助法が適用された場合における救助活動の詳細については、別の指示に基づき報告を行う。

【資料－39】災害情報報告様式

2 被害状況の報告

本部長は、収集した被害状況を、以下の様式により、府山城広域振興局を通じて知事に報告する。

■被害状況等の報告の種類等

報告の種類	報告様式と時期
1 災害概況即報	原則として、災害覚知後30分以内で被害の概況について、災害概況即報様式により報告する。(概略情報をとりまとめて報告するもの。)ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。
2 被害状況報告	災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、被害状況報告書(1)及び(2)により逐次報告する。ただし、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。
3 被害確定報告	被害拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に、被害状況報告書(1)及び(2)により報告する。ただし、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。
4 被害詳細報告	保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別の指示に従って報告する。
5 被害写真報告	被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

【資料－40】災害概況即報様式

【資料－41】被害状況報告様式

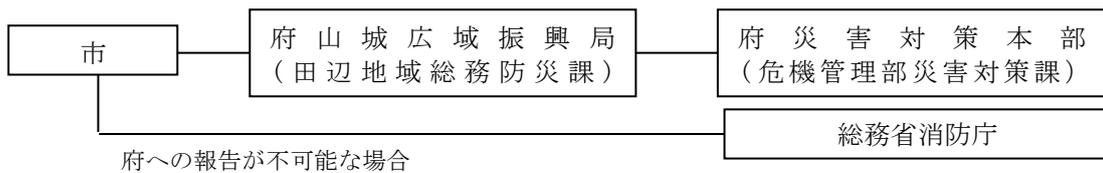
3 報告の方法

市は、原則として府衛星通信系防災情報システム等により報告を行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、府衛星通信系防災情報システム等により報告を行った場合は、災害情報報告様式、災害概況即報様式、被害状況報告様式のいずれかにより報告したものと見なす。

また、加入電話を利用して報告を行う場合は、「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては、衛生携帯電話を利用するほか、必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

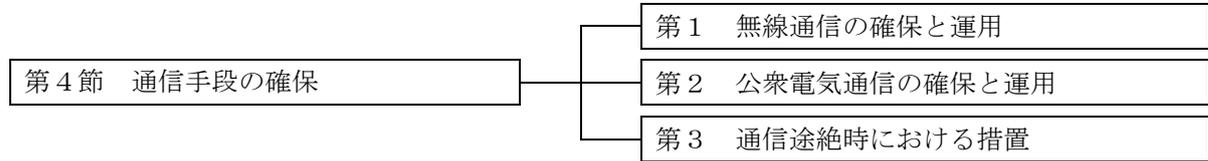
■被害状況等の報告系統及び連絡先



連絡先	TEL・FAX	府衛星通信系防災情報システム
府山城広域振興局 (田辺地域総務防災課)	TEL 0774-62-0173 FAX 0774-63-6461	TEL 衛星7(地上8)-760-8101 FAX 衛星7(地上8)-760-8100
府災害対策本部 (危機管理部災害対策課)	TEL 075-414-4472 FAX 075-414-4477	TEL 衛星7(地上8)-700-8110 FAX 衛星7(地上8)-700-8102
総務省消防庁	[平日 9:30-17:45 応急対策室] TEL 03-5253-7527 【消防防災無線:9-90-49013】 FAX 03-5253-7537 【消防防災無線:9-90-49033】 [休日夜間 宿直室] TEL 03-5253-7777 【消防防災無線:9-90-49102】 FAX 03-5253-7553 【消防防災無線:9-90-49036】	

第4節 通信手段の確保

市は、災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常時における非常通信等の措置を定める。



第1 無線通信の確保と運用

1 府衛星通信系防災情報システム及び防災行政無線

市と府及び市と各関係機関との間における情報の収集・伝達は、次の優先順位により府衛星通信系防災情報システム及び防災行政無線によって行う。

なお、無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (1) 緊急要請
- (2) 災害対策本部指令及び指示
- (3) 応急対策報告
- (4) 被害状況報告
- (5) その他災害に関する連絡

2 消防専用超短波無線電話

市は、災害発生時に消防本部、消防車、救急車相互の連絡を図るため、消防専用超短波無線電話を活用する。

第2 公衆電気通信の確保と運用

1 災害時優先電話

市は、災害時においてその機能が発揮できるように災害時優先電話を定め、原則として着信を防止し、市災害対策本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2 非常電話又は非常電報

市は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

第3 通信途絶時における措置

市は、無線通信、公衆電気通信等による連絡が不能の場合、以下の手段により、最も迅速に連絡できる方法により通信の確保に努める。ただし、いかなる通信施設においても連絡不能の場合は、本部事務局から連絡員の急派により連絡の確保に努める。この場合、各対策部は、これらの措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておく。

1 警察等の通信設備の利用

市は、警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りの警察署等の通信設備を利用する。

2 非常無線通信

市は、人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

3 移動通信機器の貸与の要請

市は、災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、必要に応じ、府を通じて近畿総合通信局や通信事業者に対し、移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）の貸与申請等を行い通信手段の確保を図る。

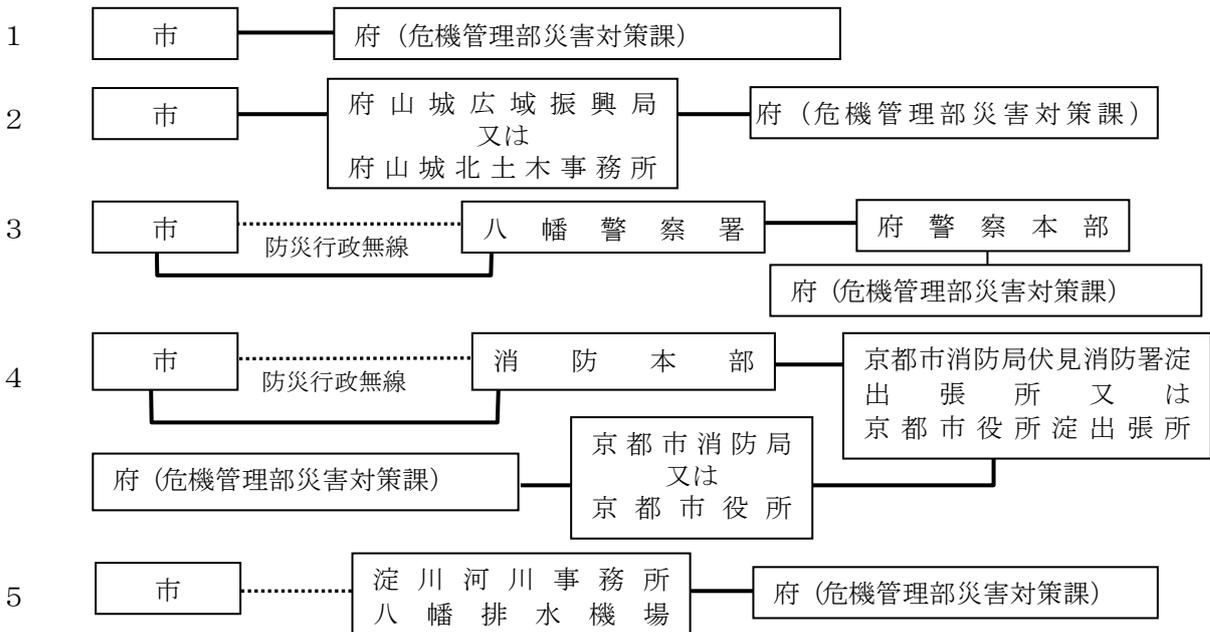
4 アマチュア無線の利用

市は、市内のアマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

5 公衆電気通信途絶時における府等の機関への通信経路

市は、電話等の公衆電気通信施設が使用不能になった場合における府等の機関への通信経路は、次のいずれかにより行う。

■非常通信経路



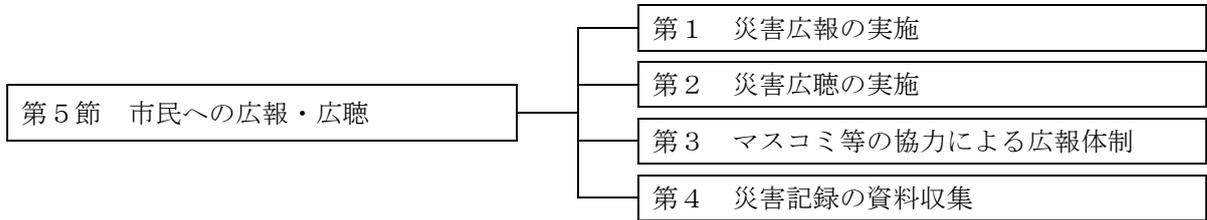
(1) 原則として1の通信経路を優先する。ただし、1の通信経路が利用不能の場合は、2から5のいずれかの経路を利用する。

(2) 記号

———— 衛星通信区間又は無線区間
 ———— 有線区間 使送区間（車両又は徒歩）

第5節 市民への広報・広聴

市は、災害時に迅速かつ的確な広報を行うとともに、被災者のための各種の相談窓口を設置し、広聴を実施する。



第1 災害広報の実施

市は、発災直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定、パニック防止等を図る上で重要であることから、関係機関と協議の上、次の内容を中心に広報活動を実施する。

1 災害発生直後の広報

市は、発災直後において、市民の混乱防止に役立つ情報や水、食料等の生存関連情報が必要となるため、それらの広報に努める。この場合、広報手段は、避難所等での掲示板への張り出しや、マスコミ等との連携による広報、ホームページ及びSNSの活用等、迅速かつ広範囲に広報できる手段とする。

【資料-26】災害情報の広報内容

2 避難生活期及び生活復興期の広報

市は、避難生活期及び生活復興期において、避難生活及び通常生活のための生活関連情報や各種の行政施策の情報が必要となるため、それらの広報に努める。この場合、広報手段は、文字等による複雑な広報内容が増えるため、印刷物、広報紙の配布、ホームページ等によるものとする。

3 要配慮者等への広報の留意点

市は、福祉部局が中心となって、要配慮者等に、自治会、自主防災組織等や福祉関係機関と協力して広報活動を行うとともに、文字、手話、点字、外国語等による適切な情報提供を行う。

第2 災害広聴の実施

1 総合的な広聴活動の実施

市は、市民からの問合せや相談に対応するため、各種の相談窓口や電話相談センター等の広聴窓口を設置する。窓口の設置に当たっては、被災者の多様なニーズに対応するため、生活相談、消費者問題、法律、青少年問題、心の悩み、女性のための相談等の専門家等による総合的な広聴を可能とする体制とする。

また、これらの総合的な広聴活動を実施するため、必要な専門家等の派遣を関係団体及び関係機関に依頼する。

(1) 各種相談窓口の設置

- ア 巡回相談<各避難所等>
- イ 電話相談
- ウ 専門相談<法律、医療・心の悩み等、消費者問題、青少年問題、女性のための相談>
- エ 他機関<国、府、その他関係機関>との共同相談
- オ 要配慮者等に係る相談

2 広聴への対応体制の整備

市は、多様な広聴体制の構築により把握した被災者ニーズに対して、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題の把握に努めるとともに、関係部署及び関係機関へ照会や連絡を行う等の適切な処理を行う。

3 安否情報の照会

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 マスコミ等の協力による広報体制

- 1 市は、マスコミ等からの情報提供や取材等の依頼については、災害時プレスセンターを設置し、専任の担当者により定期的にマスコミ等に対応する。
- 2 市は、災害時のマスコミ等に対する放送要請について、災害対策基本法に基づき、緊急を要する場合で、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のために特に放送が必要なときは、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送要請を行う。

【資料-27】緊急警報放送の放送要請

- 3 市は、被災地において、コミュニティFMや臨時放送局、タウン誌等の地域密着型のマスメディアが活動し、又は活動を開始する場合には、これらの機関と積極的に連携を図り、災害広報についての協力を得る。
- 4 市は、被災地において、アマチュア無線関連団体等の情報関連ボランティアが活動し、又は活動を開始する場合には、これらの機関と積極的に連携を図り、災害広報についての協力を得る。
- 5 市は、災害の広報に当たって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第4 災害記録の資料収集

市は、今後の防災施策の基礎資料となる災害記録その他各種災害に関する資料を収集し、記録する。

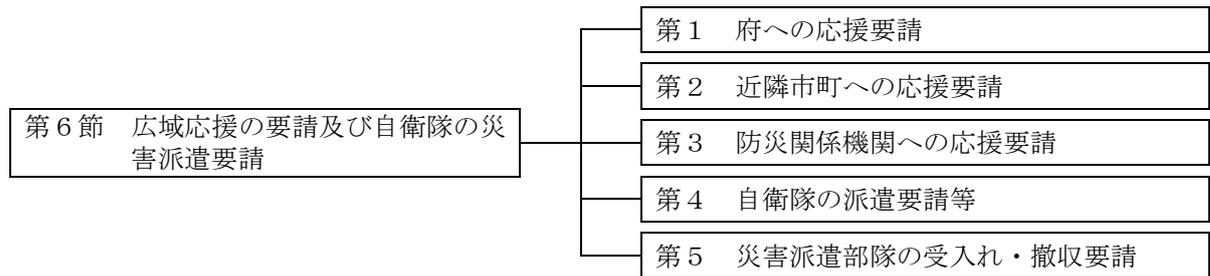
第6節 広域応援の要請及び自衛隊の災害派遣要請

市は、必要に応じて、他の自治体及び関係機関への応援要請を行う。この場合、応援の要請は、本部事務局が窓口になり、連絡、調整の上、各対策部が応援を受け入れる。

なお、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。

■ 応援要請の種類

災害対策基本法第29条①	府から指定地方行政機関への派遣要請
災害対策基本法第29条②	市から指定地方行政機関への派遣要請
災害対策基本法第30条①②	府への職員派遣あっせん要求
災害対策基本法第67条①	他市への応急措置の応援要求
災害対策基本法第68条①	府への応急措置の応援要求
災害対策基本法第72条①	府からの応援措置の実施（応援）指示
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17①	職員の派遣



第1 府への応援要請

本部長は、災害により甚大な被害が発生した場合等、自らの対応力では十分な災害応急対策を実施することができないときには、知事に対して応援を求め、職員派遣のあっせんを求めることができる。

■連絡先

名称	電話番号等	
府山城広域振興局 田辺地域総務防災課	府衛星通信系防災情報システム	TEL 衛星7(地上8)－760－8101
		FAX 衛星7(地上8)－760－8100
	NTT回線	0774－62－0173

第2 近隣市町への応援要請

市は、災害時の相互応援を行うことを目的とする協定に基づき、応援要請を行う。相互応援の範囲は、次に掲げる応急措置とする。

- 1 被災者の食料その他生活必需品の提供

- 2 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- 3 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- 4 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資材の提供
- 5 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- 6 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- 7 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並び車両等の提供
- 8 消防、救急水防作業隊の応援及び資材の提供
- 9 その他応急対策活動に必要な措置

【資料－7】協定一覧

第3 防災関係機関への応援要請

防災関係機関への応援要請は、本部事務局が窓口になり、各対策部が受け入れる。

第4 自衛隊の派遣要請等

本部長は、自衛隊による応援措置が必要と認める場合、府山城広域振興局を通じ、知事に対し派遣要請を行う。ただし、通信の途絶等やむを得ない場合には、直接、自衛隊に災害の状況を通知することができる。この場合、本部長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、自衛隊は事態が緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊を派遣することができる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請基準は、以下のとおりとする。

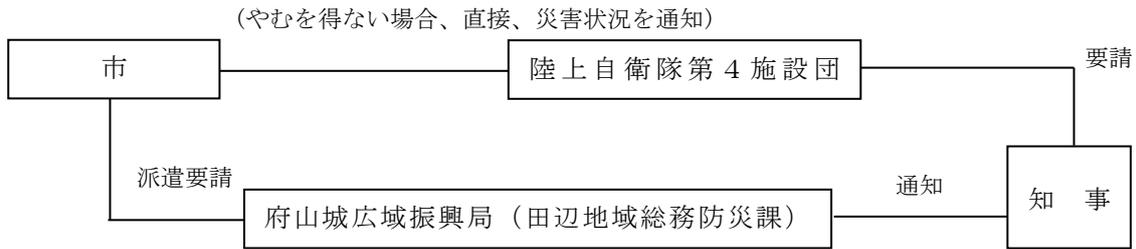
- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急復旧のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請要領

本部長は、自衛隊による応急措置が必要であると認めるときは、次の事項を明らかにして知事に宛て派遣要請を行い、関係機関にも通報する。

要請先	府山城広域振興局 田辺地域総務防災課
要請伝達方法	文書2部（緊急の場合は、電話等で行い、事後に文書送付）
記載事項	1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由 2. 派遣を希望する期間 3. 希望する派遣区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項

■派遣要請連絡図



連 絡 先	区 分	電 話 番 号 等	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
京 都 府	府災害対策本部	414-4472 (FAX 414-4477) 〔府衛星通信系防災情報システム〕 衛星 7(地上8)-700-8110 FAX 衛星 7(地上8)-700-8102	414-4472
	府山城広域振興局 田辺地域総務防災課	0774-62-0173 (FAX 0774-63-6461) 〔府衛星通信系防災情報システム〕 衛星 7(地上8)-760-8101 FAX 衛星 7(地上8)-760-8100	〔宿直室〕 0774-62-0173
自 衛 隊	陸上自衛隊第4施設団 宇治市広野町風呂 垣外1-1	0774-44-0001(内線 236) (FAX 0774-45-2789) 〔府衛星通信系防災情報システム〕 第3科 地上8-757-8109 102 器材隊 地上8-757-8102 (FAX 地上8-757-8100)	〔当直室〕 0774-44-0001 (内線 302)
	陸上自衛隊第7普通科連隊 福知山市天田堀	0773-22-4141(内線 235) 〔府衛星通信系防災情報システム〕 第3科 衛星 7(地上8)-835-8103	〔当直室〕 0773-22-4141 (内線 302)
	海上自衛隊舞鶴地方総監部 舞鶴市宇余部下 1190番地	0773-62-2250(内線 2213) 〔府衛星通信系防災情報システム〕 通信指揮室 地上8-847-8109	夜間(内線 2213 又は 2223) 緊急 0773-62-2255 緊急 FAX 0773-64-3609

第5 災害派遣部隊の受入れ・撤収要請

1 自衛隊との連絡調整担当

本部事務局は、あらかじめ派遣部隊の受入れの総合調整に当たる連絡員を指名する。

2 部隊集結位置、活動拠点及び宿泊所等の準備

本部事務局は、あらかじめ自衛隊の部隊集結位置、活動拠点及び宿泊所等の準備を行うためオープンスペースの利用に関する調査を行う。

3 ヘリポート、駐車場等の確保

本部事務局は、あらかじめヘリポート候補地の内で、最適地を自衛隊との協議の上決定する。

4 作業計画の樹立

各対策部は、作業内容に応じ作業計画を樹立し、派遣部隊と作業について協議する。

5 撤収要請

本部長は、救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに知事に自衛隊の撤収を要請する。

第7節 避難計画

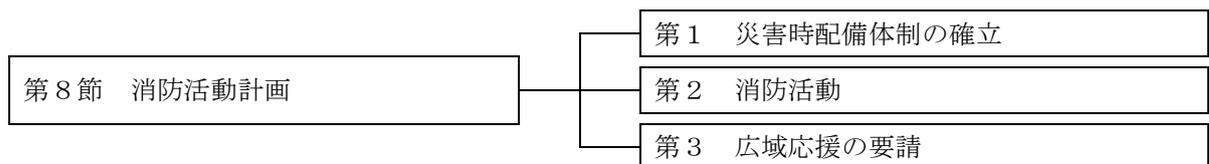
市は、避難計画を定める。

風水害時の避難計画については、風水害対策編（第3章 第4節 風水害時の避難計画）を参照。

震災時の避難計画については、震災対策編（第3章 第4節 震災時の避難計画）を参照。

第8節 消防活動計画

市は、災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。



第1 災害時配備体制の確立

1 災害時配備体制

消防は、災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

2 消防職員の覚知義務及び自発的参集

(1) 非常召集種別

召集及び召集解除は、消防長が発令し、全消防職員に適用される。

(2) 非常召集要領

ア 召集命令の伝達は、電話連絡並びに携帯メールとする。

イ 非常召集は、原則として、所属ごとに召集命令の伝達ができるように計画する。

3 消防団員の自発的参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、召集が発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集しなければならない。

第2 消防活動

消防は、風水害等によって発生する火災及び救出・救助事象に対応するため、警防規定に基づき情報収集を行い、火災発生件数、災害規模等に応じ、消防力を効果的に運用し、消防活動を実施する。

第3 広域応援の要請

1 市町村等相互応援協定

市は、災害が発生した場合、必要に応じ協定に基づき応援要請を行い、迅速かつ的確な対応を図る。

■消防相互応援に関する協定

協 定 名	締 結 日	協 定 機 関
八幡市、久御山町消防相互応援協定	昭和 50 年 7 月 1 日	八幡市、久御山町
枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	昭和 50 年 11 月 19 日	八幡市、枚方市・枚方寝屋川消防組合
京都市、八幡市消防相互応援協定	昭和 50 年 11 月 20 日	八幡市、京都市
八幡市、京田辺市、綴喜地区消防相互応援協定	昭和 58 年 4 月 1 日	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
京都府広域消防相互応援協定	平成 1 年 12 月 1 日	府内消防機関、消防組合（全 30）
京滋バイパス（巨椋 IC から大山崎 IC まで）消防相互応援協定	平成 15 年 3 月 28 日	八幡市、宇治市、久御山町、京都市、乙訓消防組合
第二京阪道路（巨椋池 IC から枚方東 IC まで）消防相互応援協定	平成 15 年 3 月 28 日	八幡市、宇治市、久御山町、京田辺市、京都市、枚方寝屋川消防組合
八幡市、乙訓消防組合消防相互応援協定	平成 17 年 5 月 1 日	八幡市、乙訓消防組合
新名神高速道路（城陽 IC から八幡京田辺 IC まで）消防相互応援協定	平成 29 年 4 月 30 日	八幡市、城陽市、京田辺市

2 消防庁長官の措置による応援体制

本部長は、府内の消防力では対処できないと判断したときは、知事を通じ消防庁長官のもと消防活動を行う組織（緊急消防援助隊）の出動を要請する。

3 消防機関の応援復旧における出動

市は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に基づく消防相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村から応援を求められたとき、市地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を応援させる。

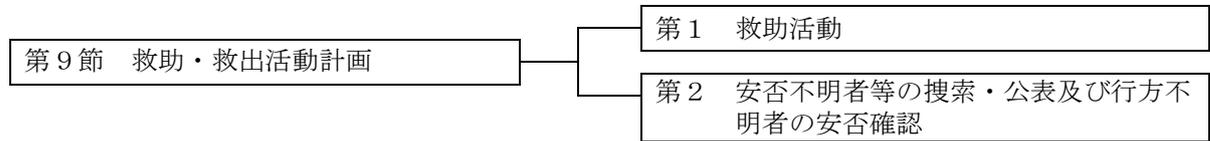
4 災害時における救急業務対策

消防対策部は、災害現場で応急手当、トリアージを行うとともに、医師会等関係医療機関と連携し、市内及び近隣の医療情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。

また、現有の救急車のほか人員搬送車、搬送可能な消防車両等を活用し、あわせて応援隊や広域航空消防応援のヘリコプターの協力を得て、市内又は近隣都市の医療機関へ振り分け搬送する。

第9節 救助・救出活動計画

市は、災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者、若しくは安否不明の状態にある者に対し、消防本部、消防団を中心に、自主防災組織、自治会の協力を得つつ、迅速に救助・救出体制の構築を図る。



第1 救助活動

1 救出救護の対象

- (1) 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

2 救出救護の方法

- (1) 市は、警察等関係機関と相互に緊密な連絡をとり協力して救助に当たるとともに、必要に応じ、近隣市町の消防機関、自衛隊等に協力を要請するとともに、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図る。
- (2) 自主防災組織等地域住民は、災害現場において市が行う救助活動に協力する。
- (3) 市が災害現場に出動するまでの間は、自主防災組織等地域住民が救助作業を実施する。
- (4) 市は、救出した負傷者を、直ちに救急車や救援車等により病院へ搬送する。

3 資機材等の調達等

市は、特殊機器を必要とする作業を、関係機関と緊密な連絡をとって行う。作業用重機は、建設業者等の協力を得て必要な現場に配置する。

4 活動の調整

市は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行う。
また、必要に応じ関係機関による連絡会を組織し、地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

第2 安否不明者等の捜索・公表及び行方不明者の安否確認

市は、以下の基本方針に基づき、迅速かつ的確に捜索及び安否確認を行う。

1 捜索・公表及び安否確認の基本方針

- (1) 行方不明者の安否確認
市は、警察署、地域住民等の協力を得て、行方不明者の安否を確認するとともに、安否不明等の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。
- (2) 安否不明者等の捜索

ア 安否不明者等の捜索については、災害規模等の状況を勘案して、警察署、自衛隊等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

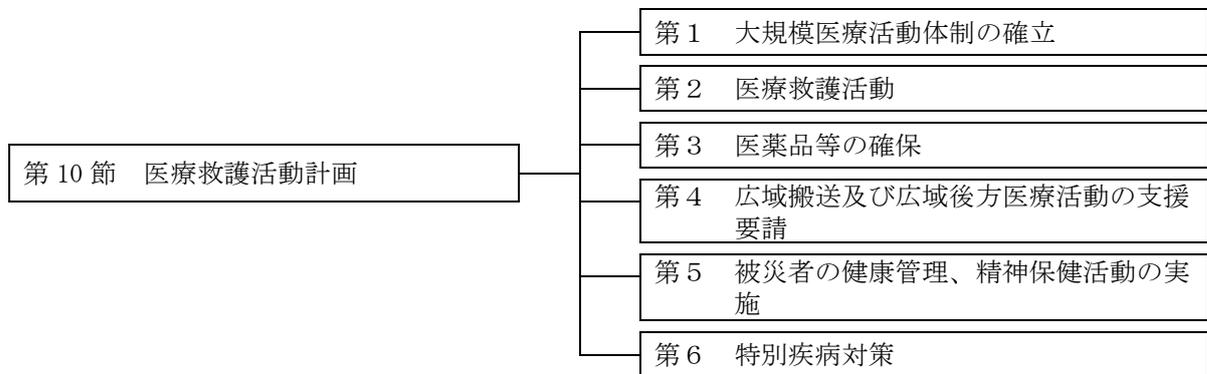
イ 災害業務関係者が救出作業、又は安否不明者等捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は府派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す。

(3) 安否不明者等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第10節 医療救護活動計画

市は、災害発生時には救護所を設置するとともに、必要に応じて府及び医療関連団体の協力のもと、救護班の派遣要請等の医療救護に関する応急対策を行う。



第1 大規模医療活動体制の確立

市は、救助対策部が中心となり、被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策を、府山城北保健所、綴喜医師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して対応する。

【資料－7】協定一覧

第2 医療救護活動

1 医療救護活動の基本方針

市は、以下の基本方針に基づき、災害時の医療救護活動を行う。

(1) 医療救護活動の基本方針

ア 市の設置する救護所では、トリアージにより軽症患者のみの治療を行う。

イ 重症患者は、市内の医療機関、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院に移送する。

ウ 医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。

2 市内（被災地域内）の医療機関による医療活動の支援

市は、京都府救急医療情報システム等を活用して、市内の医療機関の診療状況や支援を要する事項を把握し、他の市内の病院及び綴喜医師会に支援の協力を求める。

3 被災地域外からの救護班等の派遣の要請

市は、必要に応じて、府山城広域振興局を通じ知事に日本赤十字社、自衛隊、国、府等の

医療関係機関に救護班等の派遣を要請する。この場合、救護班の受入調整は、「医療ボランティア」の活動を含め、救助対策部が担当する。

4 災害医療コーディネーター等の活動要請

市は、必要に応じ、府を通じて災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請し、災害時における医療提供体制の確保に関する協力を求める。

5 救護所の設置

(1) 救護所の設置

市は、綴喜医師会、日本赤十字社京都支部（府山城広域振興局を通じて知事に要請）等の協力を得て、負傷者の多い地区周辺で安全な地域、指定避難所（学校医務室等）、公民館、病院の敷地内その他公共施設等に救護所を設置する。

(2) 周知

市は、救護所の設置が決定されたときは、直ちに市災害対策本部、医療・救急・救助関係機関に報告を行うとともに、防災行政無線又は広報車等により地域住民に広報活動を行い、救護所の設置を周知徹底する。

(3) 救護所での活動

市は、救護所においては、次のような活動を行う。

- ア 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージの実施）
- イ 軽症者に対する医療
- ウ 被災者の精神的・心理的ケア
- エ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への収容状況等の報告

6 後方医療施設での活動

市は、市域の医療機関及び府が設置する基幹災害医療センター、地域災害医療センターを後方医療機関とし、主として次の医療活動を実施する。

- (1) 重傷者に対する優先医療
- (2) 助産
- (3) 遺体の検案

7 搬送

(1) 被災現場から救護所への搬送

市は、被災現場から救護所への搬送について、担架等により消防団、市民等の協力を得て実施する。

(2) 救護所から後方医療施設への搬送

市は、救護所から後方医療施設への搬送について、救急車、公用車、調達車両等によるほか、必要に応じて担架で搬送する。

8 府の設置する基幹災害医療センター及び地域災害医療センター

種 別	機 関 名
基幹災害拠点病院 ^{※1}	京都第一赤十字病院
地域災害拠点病院（山城北医療圏） ^{※2}	京都岡本記念病院 宇治徳洲会病院

※1 基幹災害拠点病院

- (1) 府は、災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。
- (2) 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時の救護班の派遣、重症患者の受入れを行う。

※2 地域災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、2次医療圏に1箇所地域災害拠点病院を設置する。
- (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の派遣、重症患者の受入れを行う。

第3 医薬品等の確保

- 1 市は、災害時の医療用医薬品等の確保について、休日応急診療所での備蓄により対応するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。
- 2 市は、薬剤師会と連携して、医療用医薬品等を確保するとともに、府に支援を要請する。
- 3 市は、市外からの救急医療物資を、備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。

第4 広域搬送及び広域後方医療活動の支援要請

市は、被災地域内において医療活動を確保することが困難な場合、府と調整して、被災地域外の医療施設に広域的后方医療活動を要請する。

また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第5 被災者の健康管理、精神保健活動の実施

市は、被災者の健康管理のために保健師等の巡回相談による健康管理対策を実施し、必要に応じて口腔ケアや感染症の予防、生活環境の向上を働きかける。

また、被災者の精神不安定に対応するために心のケア等の精神保健対策を実施する。

第6 特別疾病対策

1 人工透析

市は、府及び関係機関と協力して、慢性腎障がい者やクラッシュシンドローム（控減症候群）による急性腎障がい者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。

また、透析医療の実施には水、医薬品等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する。

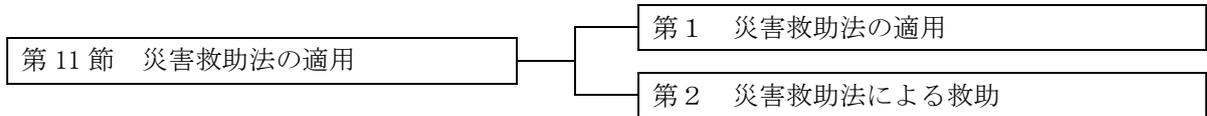
2 難病等

市は、近隣都市も含め、難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ情報を提供する。

また、受療の確保を図るため、府に必要な要請を実施する。

第11節 災害救助法の適用

本部長は、市域に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な援助を必要としている場合、知事に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要請し、応急救助を行う。



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。知事が、市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

ア 八幡市の区域内で80世帯以上の住家が滅失したとき。

イ 京都府の区域内の住家滅失世帯が2,000世帯以上で、八幡市の区域内で40世帯以上の住家が滅失したとき。

ウ 京都府の区域内の住家滅失世帯の数が9,000世帯以上で、八幡市の区域内の被害世帯が多数であるとき。

エ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情があり、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

オ 多数の者が生命若しくは身体上の危害を受け、又は受けるおそれが生じ、かつ内閣府令で定める基準に該当すること。

(2) 被害の認定基準

資料編による。

【資料-24】被害程度の認定基準

(3) 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼、流失)」した世帯を規準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、見直し換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊(全焼、流失)	1世帯
	半壊(半焼)	2世帯
	床上浸水、土砂のたい積	3世帯

2 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

本部長は、市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みであるときは、直ちに次に掲げる内容を、知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態である場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

本部長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

本部長は、災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助法による救助

1 災害救助法による救助の内容

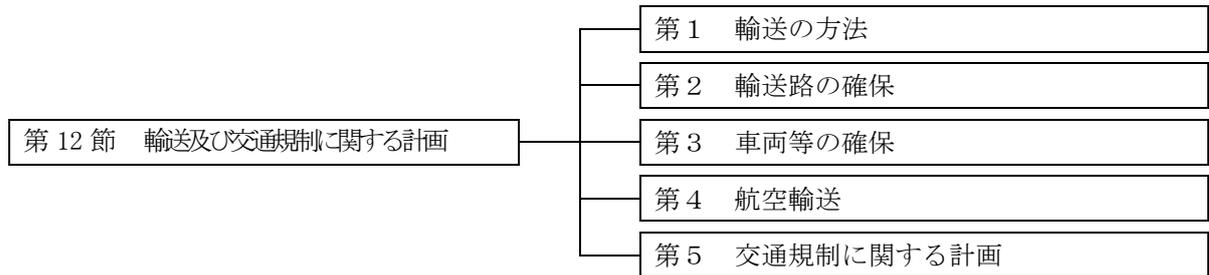
災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。詳細については、資料編のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出し、その他による食料の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は飼料の供与又は貸与
- (8) 学用品の供与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

【資料-25】救助の方法、程度、期間等早見表

第12節 輸送及び交通規制に関する計画

市は、災害応急対策活動を円滑に行うため、災害時の輸送の確保の体制を定める。



第1 輸送の方法

市は、輸送の方法について、被害の状況等により判断し、次のうち最も適切な方法により行う。

- 1 トラック、バス等車両による輸送
- 2 航空機、ヘリコプター等による輸送
- 3 鉄道、船舶等による輸送
- 4 人力等による輸送

第2 輸送路の確保

1 輸送路の点検、調査

市は、府公安委員会の指定する緊急交通路指定予定路線（市域補助路線：第二京阪道路、新名神高速道路、国道1号、京滋バイパス）について、通行の可否等を確認するとともに、市の指定する避難路の調査、点検を行う。

2 輸送路の確保のための応急対策

市は、輸送路の確保のため、以下の応急対策を講ずる。

- (1) 被害を受けた市の管理する道路等について、応急復旧を実施する。
- (2) 所有者が不在で通行の妨害となる放置車両は、道路管理者、警察へ要請し移動等の措置をとる。
- (3) 必要に応じて警察等に対し交通規制の要請を行う。
- (4) 国・府の管理する道路について被害を発見した場合は、早期の通行確保を要請する。

第3 車両等の確保

1 市保有車両の確保

市は、市災害対策本部が設置された場合、市保有車両及び調達車を全て本部事務局が集中管理する。ただし、既に部課等に配属されている車両は、本部事務局から要請があるまでは、当該部課等が実施する応急業務に使用することができる。

【資料-33】市保有車両の状況

2 車両の要請

市は、市保有車両で輸送力が確保できない場合、府、協業者、協定自治体等へ協力を要

請する。要請の要領は、協定のあるものについては当該協定に基づくものとし、府に対しては、以下の事項を明らかにして、本部事務局が府山城広域振興局を通じ、知事に要請する。

- (1) 輸送区間及び輸送に要する期間
- (2) 輸送する人員及び物資の数量
- (3) 要請する車両等の数量及び種類
- (4) 車両等の受渡し場所及び日時
- (5) その他必要な事項

第4 航空輸送

本部事務局は、緊急を要する場合、府山城広域振興局を通じ、知事に自衛隊、府警察等の航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

【資料-15】ヘリコプター場外離着陸場候補地

第5 交通規制に関する計画

1 交通規制等

府警察は、災害発生直後、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。

また、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合は、同法第76条の3第3項及び第4項の規定に基づき、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

2 警備業協会との協力

府警察は、一般車両の交通規制に当たり、警察官だけでは人員が足りない場合、京都府警備業協会の支援を求めるものとする。

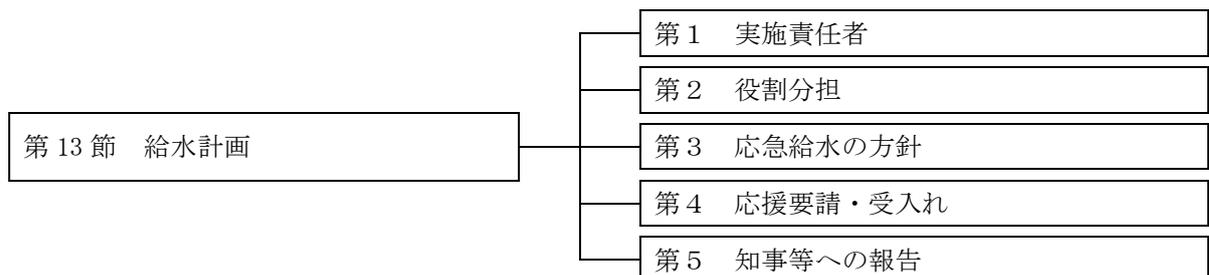
3 交通規制に関する広報活動

市は、被災者及び一般市民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

また、被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制及び協力を依頼する。

第13節 給水計画

市は、災害により水道施設等が破損し、又は汚染されたために飲料水等の確保ができなくなった市民に対し、飲料水及び生活用水の応急給水を行う。



第1 実施責任者

市は、飲料水等の供給が市において実施できない場合、隣接市町に協力を得て実施する。

また、知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。この場合、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む。）、他府県等の関係機関に対して、広域的な支援の要請を行う。

第2 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1 応急給水の方針	上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水体制を確立する。 ・ 断水状況を把握する。
	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水方針を策定する。
	自治会及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道対策部の実施する応急給水に協力する。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生直後は、各家庭の備蓄飲料水を活用する。
2 応急給水の方法	上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等において車両輸送及び仮設給水栓の設置による応急給水を実施する。 ・ 水道管路の応急復旧を実施し、上水の早期供給を行う。 ・ 水質の保全に努める。 ・ 飲料水の供給を確保した後、順次生活用水の供給に努める。
	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水器機の活用を図る。 (プール水、河川水等の活用)
	自治会及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道対策部等が実施する応急給水及び生活用水の確保に協力する。
3 応援の要請	上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水対策に必要な人員、資器材等の協力、応援要請を行う。(府、日本水道協会関係)
	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係対策部と連携して、飲料水製造企業等に供給協力を要請する。 ・ 知事を通じて、自衛隊に応急給水の協力を要請する。
4 広報活動	上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水状況、被害及び復旧状況の問い合わせに対応する。 ただし、行政関係機関のみの対応とし、報道機関、市民等の対応は、本部事務局が行う。
	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関及び市民への情報提供を図る。
	自治会及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区住民へ広報紙等の内容の周知を図る。

第3 応急給水の方針

1 給水の対象

市は、災害による給水装置の破損、飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行う。この場合、避難所、医療機関、福祉施設及び緊急の要請があった施設については、優先的に車両輸送により給水を行う。

また、必要に応じて浄水機器等の活用を図る。

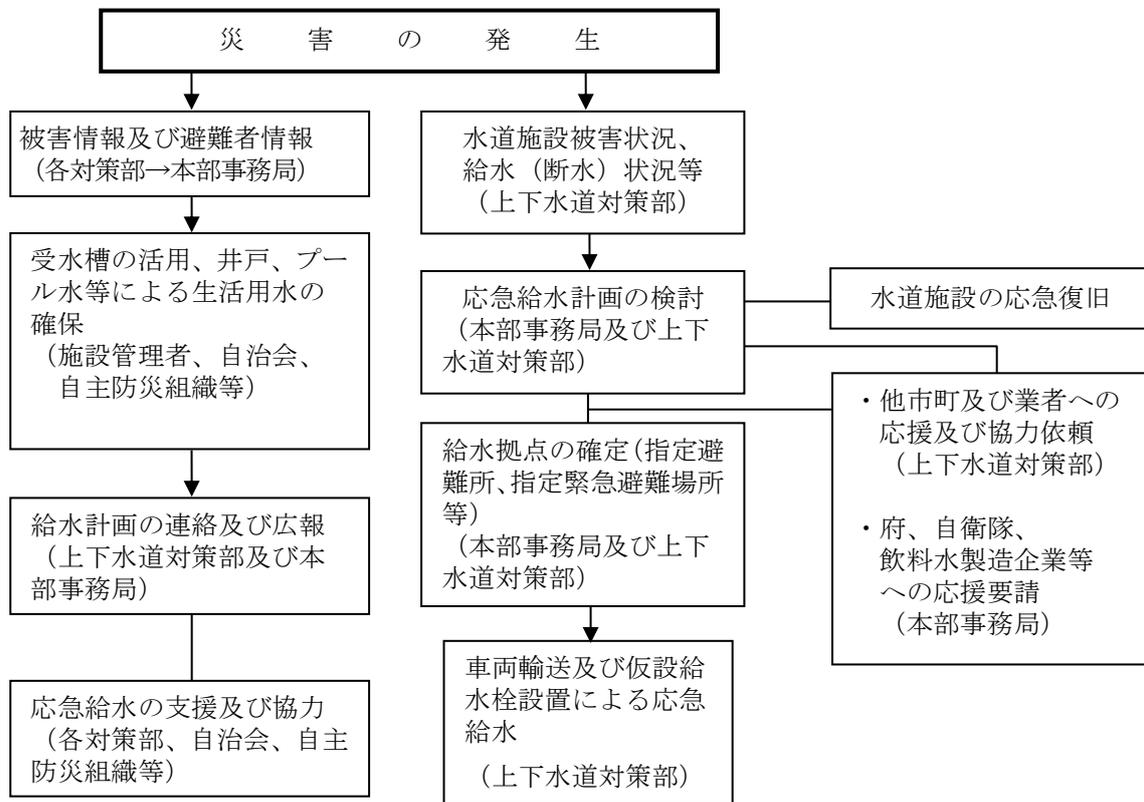
2 給水量

市は、災害発生直後、1日一人3ℓの飲料水を供給することができるように努めるとともに、その後順次、炊事用水、洗面用水、トイレ用水等の供給に努める。

また、次表の給水体制のための施設整備を進める。

災害発生からの日数	目標水量	水の運搬距離	主な給水方法
発災後3日	3ℓ/人・日	おおむね 1km以内	配水池及びタンク車
10日	20ℓ/人・日	おおむね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ/人・日	おおむね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 250ℓ/人・日	おおむね 10m以内	仮配管からの各戸送水及び共用栓

3 応急給水の流れ



4 城南衛生管理組合の備蓄飲料水の活用

市は、城南衛生管理組合で最大10トンの飲料水が備蓄されていることを踏まえて、災害時の飲料水の確保先として城南衛生管理組合を位置づけ、応急給水を実施する。

5 要配慮者等への配慮

市は、要配慮者等や中高層住宅の市民等が行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた市民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

第4 応援要請・受入れ

市は、災害の状況及び復旧の状況等により、必要に応じて外部からの人員、資器材等の調達の要請を行い、応急給水及び応急復旧を行う。

上下水道対策部は、応急対策に必要な人員、資器材等について、関係機関等に対して協力要請を行う。これらの応援要請については、関係機関等との間で締結している協定等に基づき、速やかに行う。

1 応援要請の方法

本部長は、府、他市町村又は自衛隊への応援要請について、以下の方法により、府山城広域振興局を通じて知事に対して要請を行う。

2 応援の受入れ

他市町村等の応急対策に従事する職員等の受入れについては、上下水道対策部等が行う。

(1) 要請方法

書面により応援を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、後日、速やかに書面を提出する。

(2) 明記事項

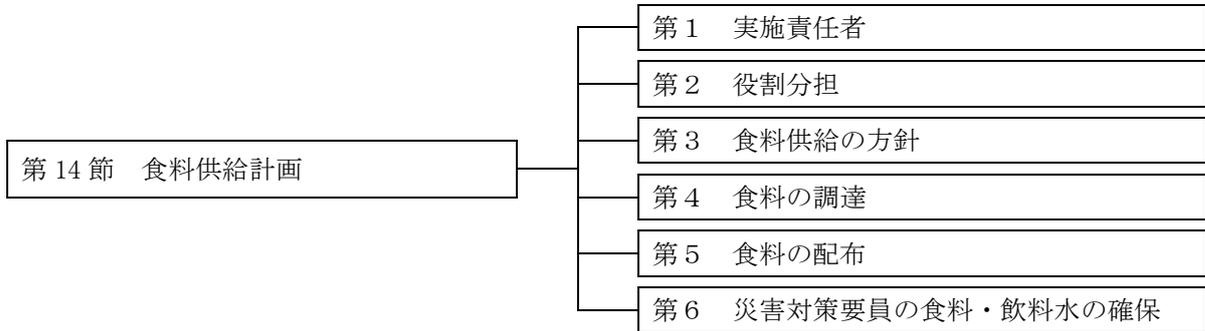
- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする地区
- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援給水量
- オ その他必要な事項

第5 知事等への報告

本部長は、応急給水を行った場合、速やかにその状況を知事及び国に報告する。

第14節 食料供給計画

市は、市民に対し3日分の食料の備蓄に努めるように広報啓発をするとともに、避難者及び自力での食料の確保が困難な被災者に対し、食料の供給を行う。



第1 実施責任者

市は、食料の供給を行い、供給が困難な場合は、府山城広域振興局を通じて知事に要請する。

府は、隣接市町等関係機関に協力を求め、必要な措置を実施する。

第2 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1 食料供給の方針	市 民	・ 3日間は、各家庭の備蓄及び在庫を活用する。
	救助対策部	・ 大規模な災害の場合、市が行う食料の需給調整及び調査を行う。 ・ 関係団体に対し、流通確保及び市場経済の早期回復を要請する。 ・ 備蓄食料を取り出せない市民に対して、市及び関係行政機関が備蓄している食料を搬送し、配布する。搬送が困難な場合には、本部事務局に要請する。
2 食料の調達	本部事務局	・ 小規模な災害の場合、市内及び近隣の小売業者から食料を調達する。困難な場合には、府に調達を要請する。 ・ 協定等に基づき、民間業者、府、国の機関及び他の市町村から食料を調達する。 ・ 他市町村、企業等からの救援物資を受け入れる。
3 食料の配布	救助対策部	・ 避難所等に届けられた食料を受領し、被災者へ配布する。 ・ 食料供給の需要を把握し、本部事務局に報告する。
	自治会、 自主防災組織等	・ 市が実施する食料の配布に協力する。 ・ 要配慮者等の食料の需要把握及び配布に協力する。
	施設管理者等	・ 施設が避難所等に活用される場合、市災害対策本部長が実施する食料の配布に協力する。
4 災害対策要員の食料及び飲料水の確保	各対策部等	・ 要員等の食料及び飲料水の確保に努めるとともに、困難な場合は、本部事務局に調達を依頼する。
	本部事務局	・ 各対策部等と連携し、要員等の食料及び飲料水を確保する。

第3 食料供給の方針

1 対象者

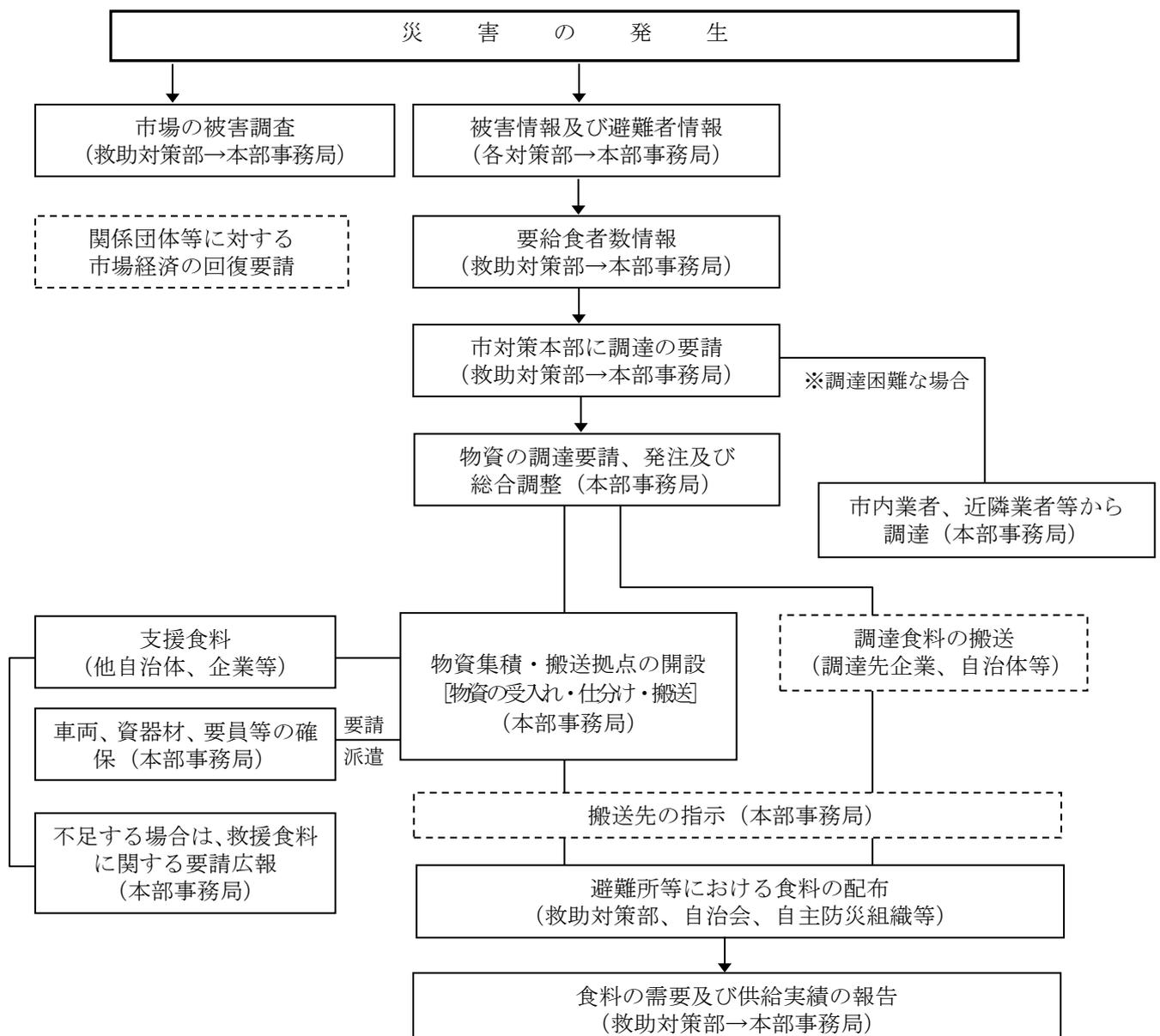
- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け炊事のできない者
- (3) ライフライン施設の停止等により自ら食料を確保できない者
- (4) 帰宅が一時困難となった通勤、通学、旅行者等
- (5) 災害応急対策に従事する者で食料供給の必要のある者

2 供給する食料の内容

市民は、発災後3日間程度の食料等について、自宅、事務所等から備蓄したものを取り出せる場合は、これを活用する。

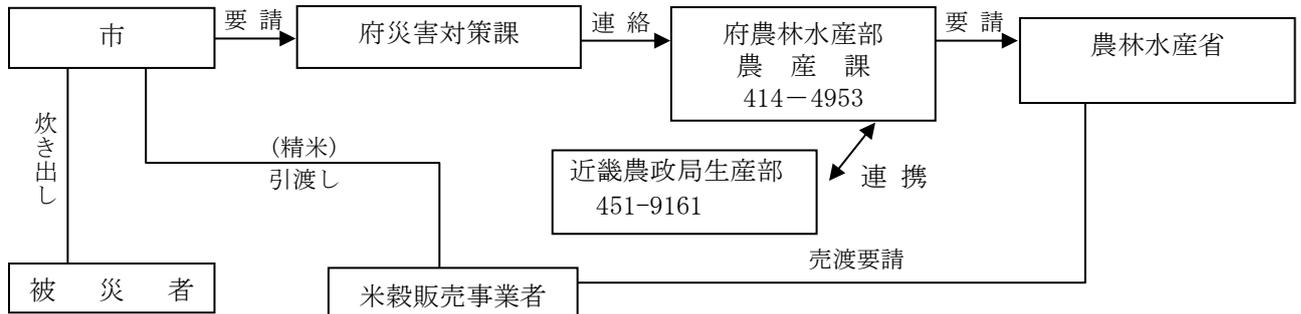
市は、備蓄食料等を取り出せない市民に対して、要配慮者を優先して、食料等を供給する。この場合、要配慮者のニーズや男女ニーズの違いに十分留意する。

■食料供給の基本的な流れ



■米穀の緊急引渡ルート

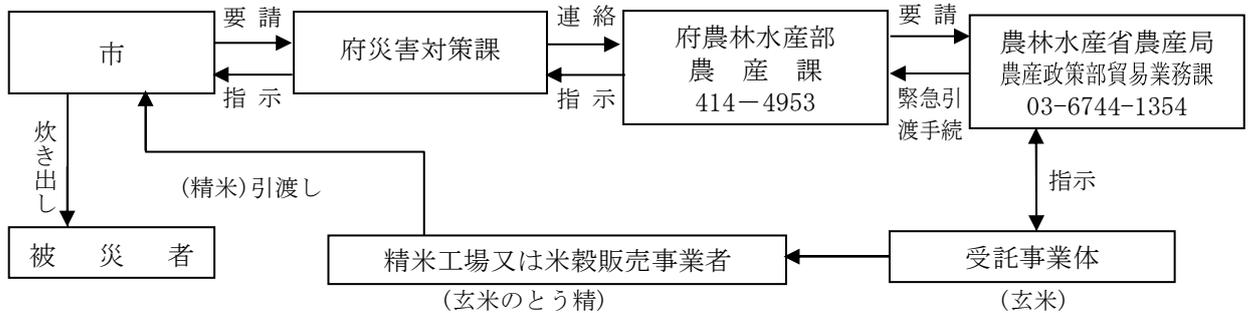
1 販売業者からの調達



※ 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部（危機管理部災害対策課）宛てに行う。

2 政府所有米の調達

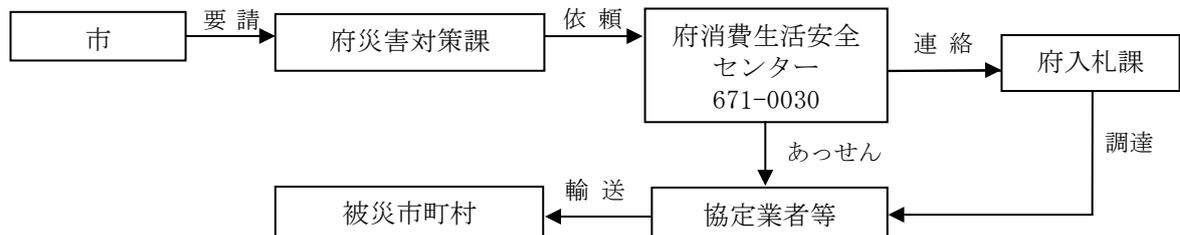
※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定する。国では対応が最も想定される精米工場又は穀物販売業者での引渡を示した。



※1 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部（危機管理部災害対策課）宛てに行う。

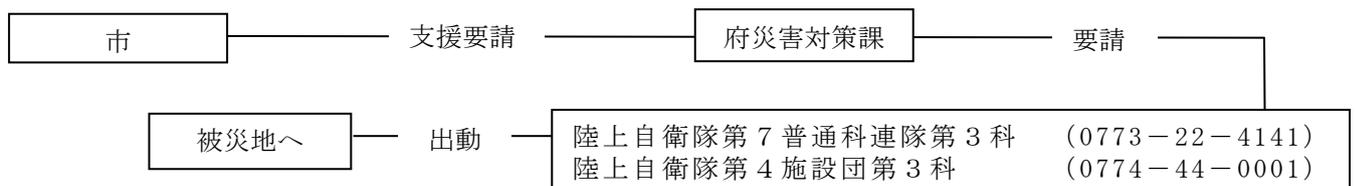
※2 市は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農政局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

■その他応急対策用食料品の調達又はあっせんルート



※ 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部（危機管理部災害対策課）宛てに行う。

■自衛隊等の支援又は協力による炊き出し連絡系統

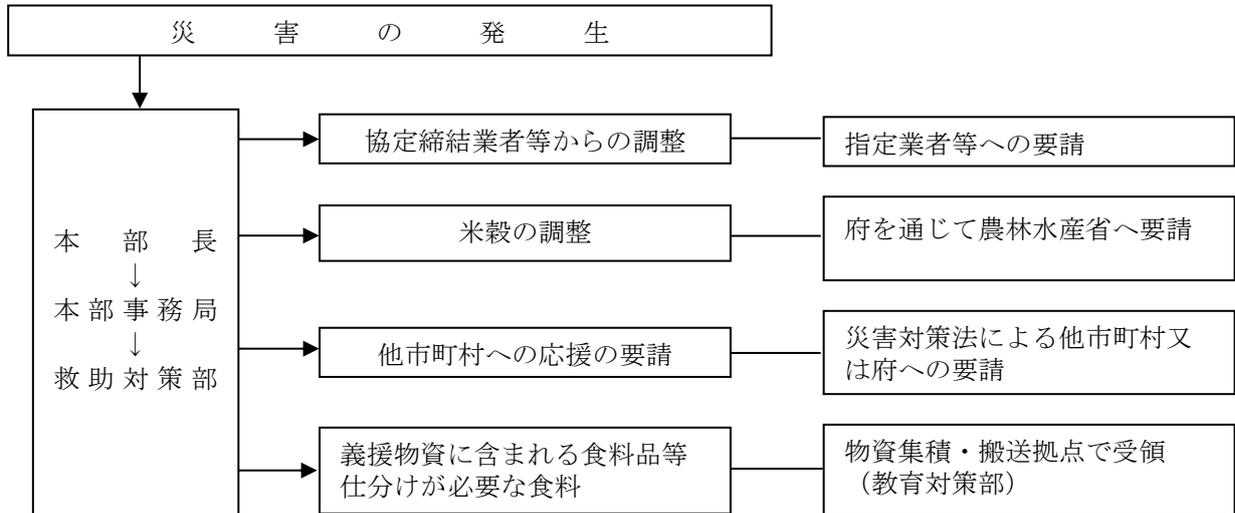


※ 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部（危機管理部災害対策課）宛てに行う。

第4 食料の調達

市は、小規模な災害の場合は、近隣小売業者等から食料を調達することとし、大規模災害時等、食料調達が困難な場合、次の対策フローに基づき、食料の調達を実施する。

■対策フロー



1 食料調達の方法

(1) 協定締結業者等からの食料調達

本部事務局は、市内及び近隣の小売業者等から必要な食料を調達するとともに、協定等に基づき協定業者又は食料取扱業者から必要な食料を調達する。この場合、避難所別に数量を指定して調達するとともに、各施設まで搬送するよう業者に要請する。

(2) 米穀の調達

本部事務局は、市内の米穀小売・卸売業者等から米穀を調達するが、これによる米穀が不足する場合は、府を通じて農林水産省に要請する。ただし、交通通信の途絶等のため、応急配給について府と連絡が取れない場合は、直接、農林水産省農産局へ連絡し、供給を要請するものとし、この場合、後日府に連絡する。

(3) 他市町村等への応援の要請

本部長は、市内で食料の確保が困難な場合、本部事務局に対して災害対策基本法第67条又は第68条に基づく他の市町村等又は知事等に対する応援協力の要請を行うよう指示する。

第5 食料の配布

1 食料の需要把握・配布計画

救助対策部は、避難所等において、避難者及び在宅で食料を必要とする被災者の数を把握し、本部事務局に報告する。

なお、在宅の要配慮者については、自治会、自主防災組織等の協力を得て需要を把握し、配布計画を作成する。

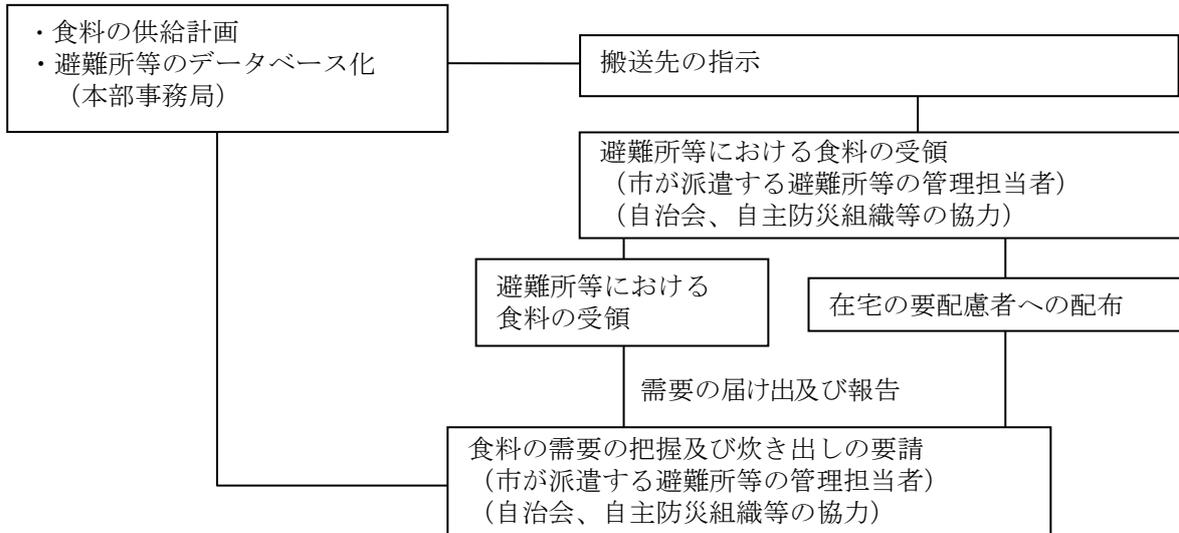
2 食料の配布

市は、食料を原則として、避難所等において被災者に配布する。

また、食料が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領する。この場合、在宅の要配慮者については、避難所の管理担当者が、自治会、

自主防災組織、施設管理者等の協力を得て、配布を行う。

■食料の配布



3 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの方法

本部事務局は、自治会、自主防災組織等に協力を要請し、小学校の給食調理室（原則として学校給食再開まで）及び炊き出し場（屋外）等を利用して炊き出しを実施する。

また、必要に応じて、府を通じ、自衛隊等へ炊き出しの支援及び協力を要請する。

■小学校給食施設の一覧

施設名	炊飯設備			回転釜				水源	火力源
	精米炊飯能力	炊飯可能食数(精米120g/食)	立体炊飯器数量	炊き出し能力	汁物炊き出し可能食数	釜の容量	数量		
八幡小学校	63kg	525食	3基	550 ^{リットル}	2,000食	110 ^{リットル}	5基	上水	都市ガス
くすのき小学校	126kg	1,050食	6基	1,130 ^{リットル}	4,100食	140 ^{リットル}	4基	上水	都市ガス
						190 ^{リットル}	3基		
さくら小学校	63kg	525食	3基	550 ^{リットル}	2,000食	110 ^{リットル}	5基	上水	都市ガス
橋本小学校	63kg	525食	3基	660 ^{リットル}	2,400食	110 ^{リットル}	6基	上水	プロパンガス
中央小学校	147kg	1,225食	7基	1,130 ^{リットル}	4,100食	140 ^{リットル}	4基	上水	プロパンガス
						190 ^{リットル}	3基		
有都小学校	84kg	700食	4基	670 ^{リットル}	2,400食	110 ^{リットル}	1基	上水	プロパンガス
						140 ^{リットル}	4基		
南山小学校	42kg	350食	2基	550 ^{リットル}	2,000食	110 ^{リットル}	5基	上水	都市ガス
美濃山小学校	84kg	700食	4基	830 ^{リットル}	3,000食	110 ^{リットル}	5基	上水	都市ガス
						140 ^{リットル}	2基		

(2) 食品衛生

炊き出しに当たっては、食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

【資料-56】小学校・中学校における防災設備設置一覧

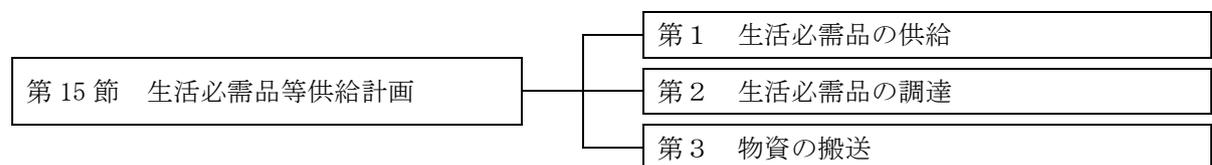
第6 災害対策要員の食料・飲料水の確保

市は、大規模災害発生時には、災害応急対策に従事する職員、要員等が、食料等を確保するいとまのない場合が想定されるため、城南衛生管理組合の備蓄飲料水、応援協定に基づく協力、農業用水の活用等によりその確保を図る。

第15節 生活必需品等供給計画

市は、市民に対し3日分の日用品等、非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発するとともに、住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品等を供給する。

生活必需品等の供給に当たっては、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。



第1 生活必需品の供給

1 対象者

避難所生活者及び在宅被災者を問わず、住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給方法

市は、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を、被害状況に応じて現物支給する。
供給の方法は、食料の配布に準じて、避難所等からの報告に基づき、必要品目及び必要数量の把握を行い、物流専門業者等と連携して物資の滞留を防ぐよう努めた供給計画を作成する。

また、配布は、避難所を拠点として実施するとともに、物資等を必要とする在宅の被災者についても避難所運営組織、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

第2 生活必需品の調達

1 協定業者等による調達

市は、協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配の上、必要品目及び必要量を調達する。

調達品は、可能な場合、避難所へ直接搬送するものとし、これにより難しい場合、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けの上各避難所等へ搬送する。

2 物資調達の応援等

市は、市において生活必需品の調達が困難な場合、府及びその他の自治体に対し、物資の調達を要請する。府及びその他の自治体等からの物資については、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けの上各避難所等へ搬送する。

この場合、各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品

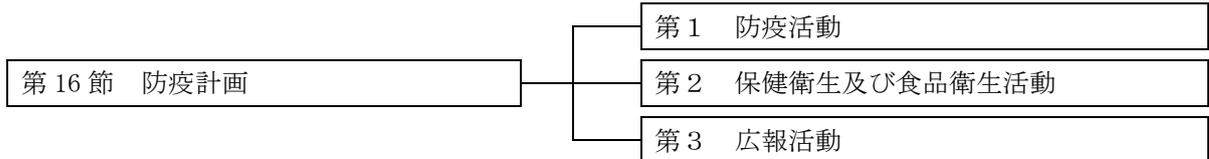
目及び必要数を把握して要請する。

第3 物資の搬送

市は、物資の搬送を公用車により行うが、状況に応じて運送業者に委託する。

第16節 防疫計画

市は、被害地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その地域を重点的に消毒し、同時にねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。



第1 防疫活動

市は、以下の要領で防疫活動を行う。

1 実施責任者

府山城北保健所、綴喜医師会等にも協力を求め、救助対策部が実施する。

2 消毒の実施及び防疫清掃班の編成

感染症が発生したとき又はそのおそれのあるときは、府山城北保健所に状況報告を行い、保健所とともに発生状況を調査し、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所等の消毒等の必要な防疫活動を行う。

また、必要に応じて、自治会、自主防災組織等の協力を得て地域の防疫清掃班を編成し、消毒等の防疫活動への協力を得るものとする。

3 資器材等の保有及び調達

消毒剤等の防疫に必要な資器材を配備するとともに、協定業者等から迅速に調達する体制を確保する。

また、人員、資器材等が不足する場合は、府及び近隣市町に応援要請を行う。

第2 保健衛生及び食品衛生活動

市は、府山城北保健所の指導に基づき、避難所及び被災地における保健衛生及び食品衛生の確保を図る。

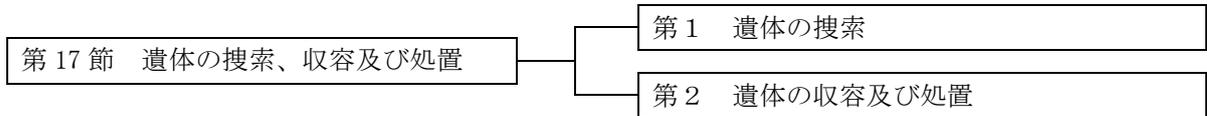
避難所管理者、市等の炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱い」に基づき、避難所における食品の配布及び炊き出しにおける衛生管理を行う。

第3 広報活動

市は、防疫の実施状況等について、広報車、広報紙等により周知に努め、市民の協力を求める。

第17節 遺体の搜索、収容及び処置

市は、災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に遺体の搜索、収容・処置に関する対策を実施する。



第1 遺体の搜索

1 実施責任者及び搜索の方法

市は、応急対策部が中心となり、必要に応じて消防本部、警察等に協力を求め、遺体の搜索を実施する。この場合、搜索は、遺体が埋没し、又は漂着していると予想されている場所等を想定の上、実施する。

遺体の搜索が市のみでは困難な場合、又は遺体が市域外へ漂着している場合、府及び遺体の漂着が予想される自治体へ応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を提示する。

- (1) 遺体の埋没又は漂着が予想される場所等
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要する人数、舟艇、器具等

第2 遺体の収容及び処置

1 実施責任者及び収容・処置の方法

救助対策部は、綴喜医師会、警察等に協力を求め、遺体の収容・処置を実施する。この場合、収容・処置の方法は以下のとおりとする。

- (1) 遺体安置所の開設
遺体の安置所は、公共建築物を中心に選定し、災害の状況に応じて、適時、警察及びその施設管理者と協議して開設する。
- (2) 遺体の処理
遺体は、警察による検視の後、救護班が検案を行い、遺体の洗浄、縫合、消毒等を実施して、安置する。
- (3) 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制
遺体の処理、検案、遺族への引渡し、安置における遺族の付き添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。
- (4) 身元不明遺体の届出
身元が判明しない遺体については、一定期間経過後に行旅死亡人として死亡届を提出する。
- (5) 関係者への連絡体制
遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講ずるとともに、遺族の問合せに対し的確に対応できる体制とする。

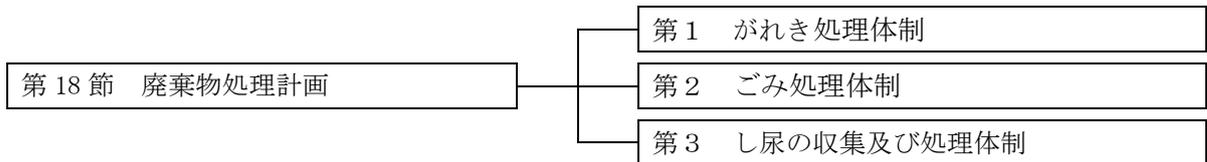
2 資器材の確保及び埋火葬体制の整備

市は、不足する資材、遺体搬送車両等の調達は、葬儀業者に協力要請し確保する。

また、遺体の安置場所、検案の人員、資器材及び埋火葬施設が不足する場合は、府、協定自治体等と連携し、適切に対応できる体制を整備する。

第18節 廃棄物処理計画

市は、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに、がれき及びごみ、し尿の処理を迅速に行い、生活環境の保全を図る。



第1 がれき処理体制

1 障害物の除去

市は、災害により堆積した土石、竹木等の除去について、早急に調査の上実施する。

障害物の除去に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(1) 住宅関係

市は、次の場合、協定業者等の協力のもと、住宅関係の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。

(2) 河川関係

河川の障害物については、それぞれの管理者が処理する。市は、市域に流れる河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、当該管理者に連絡する。ただし、水防のための緊急の必要があるときは、応急措置として支障となる工作物その他障害物を処分する。

(3) 道路障害物除去

市は、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、管理する道路について、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。

また、必要に応じ八幡警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

2 被害状況、廃棄物発生量見込み量等の報告

市は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。

3 人員、資器材等確保

市は、人員及び資器材等が不足する場合、府、協定業者等に人員及び資器材等の提供を求める。

4 仮置場

(1) 仮置場の選定

市は、がれきや土砂等の障害物の仮置場について、搬入、集積、選別等の処理、周辺環境等に配慮して選定する。

(2) 仮置場への搬送

市は、被災家屋等からの廃棄物、損壊家屋等のがれきや竹木等の障害物について、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。

(3) がれきの処理

市は、仮置場のがれきの選別等の処理設備に関して関係機関と協力して、最終処分の円滑化を図る。

がれきの処理に当たっては、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第2 ごみ処理体制

1 ごみ処理計画

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に定めるところにより、災害発生の日から数日後には一般廃棄物を収集し、運搬して処分する。

2 ごみの収集方法

市は、腐敗性の高い可燃ごみを、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラマーク製品（プラスチック製容器包装）、粗大ごみ及び有害ごみ等、指定された分別を行うものとする。

3 ごみの処理

災害発生時には、速やかに処理施設の点検を行い、稼働できるよう措置を講ずる。

市は、処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合、周辺の環境に留意し、公有地等を仮置場として利用するとともに、他市町村に対して、ごみ処理についての協力を要請する。

■ごみ処理施設

城南衛生管理組合（八幡市八幡沢1番地）電話 075-631-5171			
処理施設	処理方式	処理能力	電 話
クリーン21長谷山	全連続燃焼式焼却炉	240t/24H	0774-52-3581
クリーンパーク折居	全連続燃焼式焼却炉	115t/24H	0774-20-4799
リサイクルセンター長谷山 (粗大ゴミ処理・プラスチック製容器包装資源化施設)	二軸低速回転式 縦型高速回転式	60t/5H(粗大) 17t/5H(プラ)	0774-53-3581

埋立処分地・グリーンヒル三郷山	
全 体 面 積	59,000 m ²
埋 立 地 面 積	17,000 m ²
全 体 容 積	200,000 m ³
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
排 水 処 理 方 式	生物処理方式＋高度処理
排 水 処 理 能 力	100 m ³ /日

第3 し尿の収集及び処理体制

1 仮設トイレの設置

市は、避難所等に必要に応じて応急仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集及び処理を実施する。

また、被災状況に応じて、府及び関係業者の協力を得て、仮設トイレの調達及び借上げを速やかに実施する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者に配慮する。

2 衛生環境への配慮

市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

■し尿処理施設

城南衛生管理組合（八幡市八幡沢1番地） 電話 075-631-5171	
	ク リ ー ン ピ ア 沢
処理方法	前処理後公共下水道へ排水

第19節 環境の保全

市は、災害により有害物質に起因する大気又は公共用水域等の環境汚染が発生した場合、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

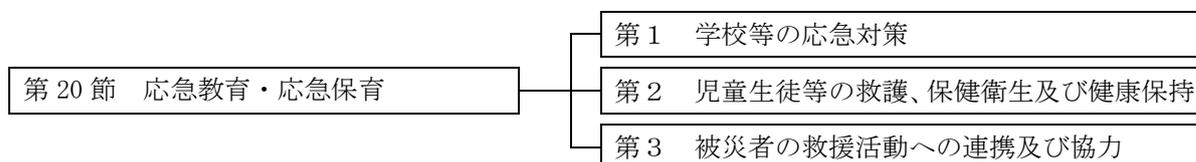
第1 環境影響の応急及び拡大防止措置

市は、災害に伴い、有害物質による環境汚染が発生した場合、次の措置を講ずる。

- 1 環境汚染に関する情報を府及び関係防災機関に通報すること。
- 2 市民の生命及び身体に危険が予測される場合、市民への周知及び避難誘導を行うこと。
- 3 その他府の行う施策に協力すること。

第20節 応急教育・応急保育

市は、学校等において、災害発生時の災害応急対策を通じて、児童生徒等の生命の安全の確保と教育活動の確保について万全を期す。



第1 学校等の応急対策

1 災害発生直後の措置

市は、災害が発生した場合、学校等において次の措置を講ずる。

(1) 気象及び災害情報の収集・伝達

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

また、災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

なお、災害により固定電話、FAX等の通信が途絶した場合、携帯電話やスマートフォン等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

(2) 施設及び設備の緊急点検の実施

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講ずる。

(3) 危険物等（電気、ガス、危険薬品、アルコール、石油等）の保安措置の実施

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講ずる。

2 児童生徒等の安全確保対策の実施

校長等（学校等の長をいう。以下同じ。）は、災害が発生した場合、児童生徒等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 在校（園）時の対策

ア 状況に応じて自主的に、又は市災害対策本部の指導のもと、迅速に避難誘導を行う。

イ 児童生徒等、教職員及びそれらの家族の安否並びに住居等の被害状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、市災害対策本部に報告する。

ウ 児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。ただし、保護者又は、あらかじめ決められた代理人が被災又は交通事情で来られない場合は、市災害対策本部の指示により、その安全を確保する。

エ 学校等の施設及び設備の被害状況を速やかに把握し、市災害対策本部に報告する。

(2) 在校（園）時以外の対策

授業時間外に災害が発生した場合、教職員を勤務学校等に参集させ、(1)のエに掲げる事項を行うとともに、応急教育の実施、校（園）舎の管理及び被災教育施設の応急復旧のための体制を確立する。

3 応急教育及び応急保育の実施

(1) 教室の確保

災 害 の 程 度	応急教育実施のための予定場所
校（園）舎の一部が被害を受けた場合	特別教室又は体育館
校（園）舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設又は隣接学校の校（園）舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	最寄りの学校、公民館、公共施設又は応急仮設校（園）舎

(2) 教職員等の確保

市教育委員会等は、教職員等の被災等により通常の授業及び保育が実施できない場合、次の方法により教職員等の確保の応急措置を講ずる。

ア 保育園・幼稚園等については、次の措置を講ずる。

(ア) 交通事情等により勤務園へ出勤できない職員は、市災害対策本部又は出勤可能な園等へ赴き、市又は市教育委員会の指示を仰ぐ。

(イ) 保育等の実施に必要な職員数が確保できない場合は、市又は市教育委員会と協議の上、他園の職員の派遣や臨時の保育士・教諭の任用等、必要な補充措置を行う。

イ 幼稚園については、臨時教諭を任用する。

ウ 認定こども園については、臨時保育教諭を任用する。

エ 小中学校については、次の措置を講ずる。

(ア) 交通事情等により勤務校に出勤できない教職員は、市災害対策本部又は出勤可能な学校等へ赴き、市教育委員会の指示を仰ぐ。

(イ) 府教育委員会（山城教育局）と協議し、臨時的任用、教職員の派遣等、必要な補充措置を行う。

(3) 応急学級の編成

校長等は、応急教育計画を作成し、臨時の学級等の編成を行う等必要な措置を講ずる。また、当該事項を市教育委員会等に報告するとともに、保護者及び児童生徒等に周知する。

(4) 学用品等の調達及び支給

市教育委員会は、住家が全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童生徒等に対して、学用品等を支給する。この場合、校長等は、教科書、教材、文具及び通学用品の喪失又は毀損の状況を速やかに調査し、補給する必要数量をまとめて、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて（一社）教科書協会に無償補給の申請をするとともに、京都府教科図書販売（株）に補給を依頼し、教科書を補給する。

なお、国立、府立及び私立学校の教科書及び学用品については府教育委員会等に要請する。

(5) 学校給食の対策

市教育委員会は、学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施について、（公財）京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講ずる。

(6) 児童生徒等の転入学に関する措置

市教育委員会は、被災地から一時的に転入する児童生徒等に対し、速やかに転入学の受入れを行い、災害の状況等に応じ、教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 児童生徒等の救護、保健衛生及び健康保持

施設内における児童生徒等の救護及び保健衛生は、原則として学校医、養護教諭等がこれに当たる。

市教育委員会等は、被災した児童生徒等に対して関係機関と連絡を密にし、その被災状況により保健指導、カウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第3 被災者の救援活動への連携及び協力

避難所の指定を受けている校長等は、市から派遣される避難所担当職員の到着までは、避難者の受入れ等の避難所の開設及び管理の事務の一部又は全部を行う。当該職員の派遣後においても、避難所の施設管理者として、避難所運営、給食施設を活用した炊き出し等において人的支援体制を整備する等、被災者の生活復興の支援に協力する。

第21節 文化財対策

市は、日頃から文化財の所有者と連携し、文化財の所在状況がわかるデータベース等の整備を行い、迅速な被害状況の把握ができるように努める。

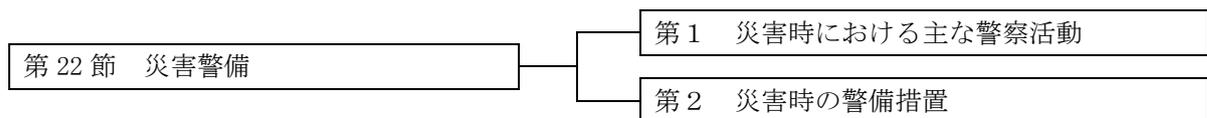
また、市は、指定・登録等の文化財が被害を受けた場合、被災状況の把握・情報収集を速やかに行い、市災害対策本部に報告して、以下の措置を講ずる。

- 1 被害の大小を問わず、指定・登録等の文化財の所有者や管理団体、関係者と連携し、応急措置や現状保存に努める。
- 2 文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び保全設備の整備された公共施設に一時的に保管する。
- 3 国、府指定登録文化財等が被害を受けた場合は、速やかに府文化財保護課及び文化庁等に報告する。

【資料-28】八幡市の文化財一覧

第22節 災害警備

市は、災害時における警備活動について、八幡警察署において実施される災害警備が円滑かつ効果的に実施できるよう緊密な連携のもと、必要な対策を講ずる。



第1 災害時における主な警察活動

- 1 被害実態の把握
- 2 被災者の救出救助及び行方不明者の捜索
- 3 市民の避難誘導
- 4 遺体の検視、死体調査及び身元確認
- 5 遺族への対応
- 6 被災地及びその周辺における交通規則
- 7 緊急交通路の確保
- 8 被災地及び避難場所における警戒活動並びに犯罪の予防及び取締り
- 9 災害に関する広報活動
- 10 防災関係機関による災害応急対策及び復旧活動に対する協力
- 11 その他災害警備に必要な警察活動

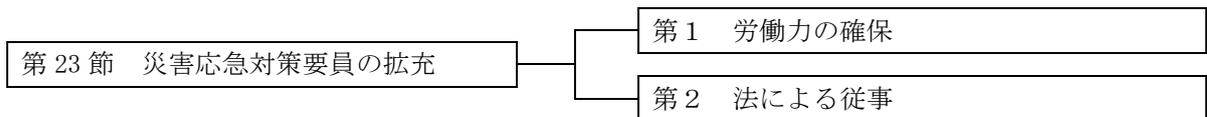
第2 災害時の警備措置

- 1 被害状況の定時把握
- 2 治安維持措置
 - (1) 警ら活動の強化その他による警戒取締りの強化
 - (2) 臨時交番、検問所等の設置
 - (3) 犯罪の早期検挙のための捜査体制の強化

- (4) 模倣性又は波及性のある犯罪の処理
- (5) 救援物資をめぐる不正事案の取締り
- 3 漂流物及び沈没品の処理
- 4 被拘禁者等の移監
- 5 流言、飛語等による社会的混乱の防止

第23節 災害応急対策要員の拡充

市は、応急対策の要員が一般の動員等の方法によっても不足し、他の確保の方法がない場合、伏見公共職業安定所を通じて作業員等の雇い上げを行うとともに、法的従事によっても要員を確保する。



第1 労働力の確保

1 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行うものに必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給及び浄化薬品配布
- (5) 行方不明者の搜索
- (6) 遺体の搜索及び遺体の処理
- (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

2 労働者確保の方法

- (1) 市は、不足する労働者を確保するため、労働条件等を明示し、府を通じて伏見公共職業安定所へ要請する。
- (2) 市は、府から労働者確保の連絡を受理後、速やかに労働者輸送等の措置を講じ、市が指定する待機場所において労働者の受入れを行う。

3 費用の負担

労働者の雇い上げに要する費用は、市の負担とする。
 なお、労働者の賃金は、市域における通常の実費とする。

第2 法による従事

1 強制命令等の種類と執行者

強制命令等は、次の表に掲げるところにより執行する。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	災害対策基本法第71条	・知事 ・知事の委任を受けた市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	・知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	・市長
		災害対策基本法第65条第2項	・警察官等
	措置命令	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条	・警察官
消防作業	従事命令	消防法(昭和23年法律第186号)第29条第5項	・消防吏員 ・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	・水防管理者 ・消防(水防)団長 ・消防機関の長
救急業務	協力要求	消防法第35条の7	・救急隊員

2 命令対象者

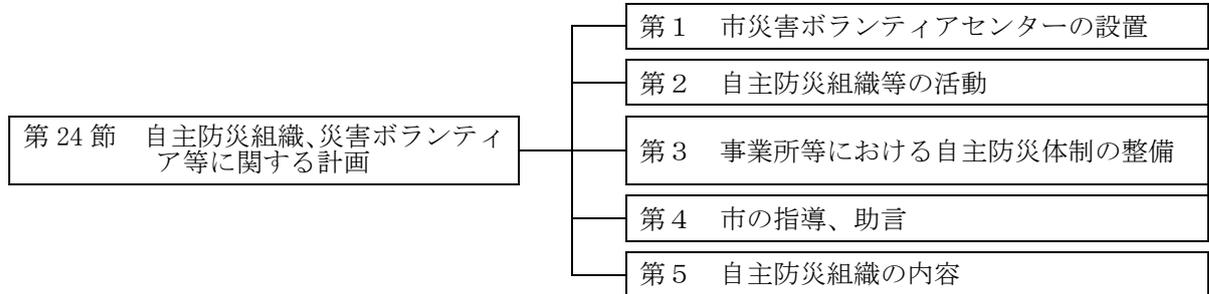
強制命令等の種別による従事対象者は、次の表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は派遣技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びそれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による従事命令	その場に居合わせた者、又はその物件の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
消防法による救急隊員の協力命令(救急業務)	救急事故の現場付近にある者

第24節 自主防災組織、災害ボランティア等に関する計画

市は、社会福祉協議会と協同して、市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ及び派遣要請の体制を構築する。

また、災害時の自主防災組織等の指針を定める。



第1 市災害ボランティアセンターの設置

1 受入れ及び派遣要請の体制の確立

社会福祉協議会は、災害時に市域の災害ボランティアに協力を要請して、市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受入れ及び派遣要請のセンター機能を構築する。

2 受入れ及び派遣要請の方法

市災害ボランティアセンターは、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、次の方法で、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図る。

(1) 受入れ等

ア 市域に災害救援の目的で訪れた災害ボランティアの受付及び登録を行う。

イ 登録時にボランティア保険の加入のあっせんを行う。

(2) 情報の収集・提供

ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、府災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。

(3) 派遣要請等

ア ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等についての情報を収集し、災害ボランティアのための活動計画を作成する。

イ 市域の災害ボランティアのみでは不足する場合、受入計画を定め、応援を求める作業、期間等を明示するとともに、府災害ボランティアセンター又は必要に応じ同センターが設置する現地対策本部に災害ボランティアの派遣等を要請する。

(4) 専門ボランティアの派遣要請

専門ボランティア（外国語通訳、手話通訳、助産師、通信、地震被災建築物応急危険度判定士等の資格又は専門技能を有するボランティア）の派遣は、府災害対策本部が中心となって関係団体と連携し、募集、登録、派遣調整等を行う。

3 一般ボランティアに対する支援

市は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点等について配慮する。

第2 自主防災組織等の活動

1 自主防災組織等の活動

(1) 自主防災組織等の編成

自主防災組織等は、会長、副会長、班長及び本部連絡員を置き、平常時の組織、あらかじめ自主防災組織等で定めた計画等により、活動の実態に即した編成を行う。

(2) 自主防災組織等への活動依頼事項

ア 初動期の活動事項

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 救急・救助活動
- (ウ) 避難誘導、避難後の見回り等
- (エ) 避難所の運営

イ 初動期以降の活動事項

- (ア) 給水支援活動
- (イ) 炊き出しの実施並びに食料及び生活必需品の配付
- (ウ) 救援物資等の仕分け
- (エ) 救援物資收受、保管、配送及び配分
- (オ) ボランティアセンターへの支援
- (カ) 要配慮者の介助及び支援
- (キ) 清掃作業
- (ク) 防疫作業

2 市災害対策本部の対応

市は、自主防災組織等の活動に関する対応窓口を設置し、必要と認めるときは、直ちに各組織の長に対して、救急・救助、初期消火、避難誘導等の緊急に必要な初期対応活動への参加を依頼する。この場合、必要に応じて、広報車等により地域での各種の応急対策活動への参加を要請する。

第3 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定など防災活動の推進に努める。

第4 市の指導、助言

市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市において自主防災計画の策定、当該自主防災組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う

第5 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画を定めるよう努める。

1 規約

- (1) 役員
 - ア 防災リーダー及びその任務
 - イ 班長及びその任務
- (2) 会議
 - ア 総会
 - イ 役員会
 - ウ 班長会等

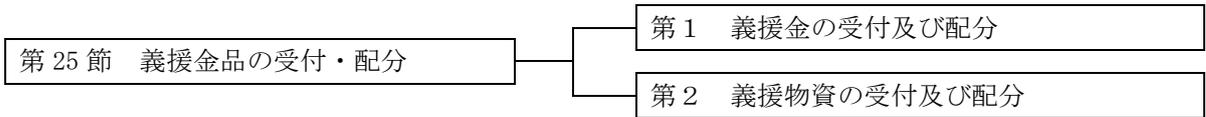
2 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (3) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (4) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (6) 避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (8) その他自主的な防災に関すること。

第25節 義援金品の受付・配分

市は、義援金品の受付、保管管理及び配布の体制を確保し、義援金品の適正な配分を行う。



第1 義援金の受付及び配分

1 実施機関

府では、府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする京都府災害義援金募集・配分委員会が設置される。同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

市は、災害義援金の受付、輸送及び配分を、自治会、日本赤十字社京都府支部、日本放送協会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、府等の関係機関と共同し、協力して行う。

2 義援金の受付及び配分方法

市は、災害義援金の募集、受付及び配分を次の方法により行う。

(1) 募集

ア 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。

イ 市民への周知は、広報によるほか、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて行う。

(2) 義援金の受付

ア 義援金の受付は、府、他の市町村、日本赤十字社京都府支部、社会福祉協議会等とともに、必要に応じて窓口を開設して行う。この場合、寄託者に対して受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

イ 義援金を受け付けた場合、京都府災害義援金募集・配分委員会に送金する。送金が難しい場合には、金融機関への預入れ等、確実な方法で保管を行う。

(3) 義援金の配分

義援金は、京都府災害義援金募集・配分委員会が被災地の被害状況等に基づき定めた配分基準に基づき被災者等に配分する。

市が受入れた義援金については、その集積状況等を総合的に勘案し、公平の立場から配分基準方針を決定して、被災者等に配分する。

第2 義援物資の受付及び配分

1 義援物資の受付及び保管

市は、府とともに、必要に応じて義援物資の受付を行う。この場合、大量の義援物資の受付が予想されるときには、物資集積場を設け、保管・管理体制を確保するとともに、ボランティア等の協力により、仕分けを行う体制を整備する。

また、市において、物資の搬入、集積及び仕分けが困難な場合、府及び近隣市町に協力を要請する。

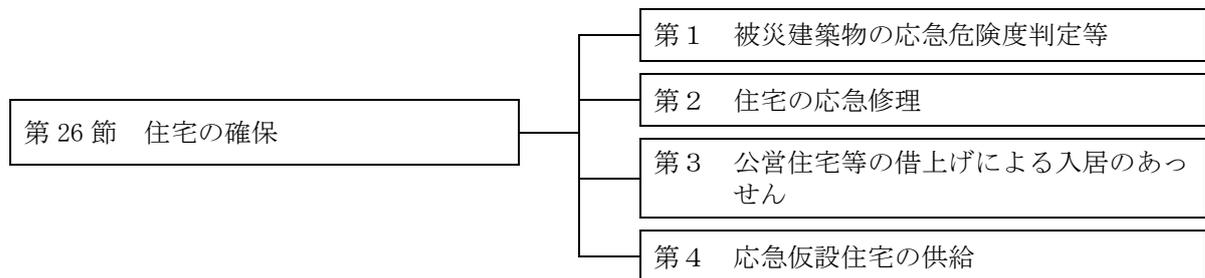
なお、義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けないものとする。

2 義援物資の配分

- (1) 府内における災害の場合、市は、受け付けた義援物資を府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送する。
- (2) 他府県における災害の場合、市は、受け付けた義援物資を府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送する。
- (3) 市は、委託された義援物資の配分について、必要と認められる場合、義援品配分委員会を設置し、意見を求めるものとする。この場合、委員の選任は、市長が行う。
また、義援物資は、公平を原則として、他の救援物資等とあわせて、できるだけ早く配分を行う。ただし、義援物資の性質上、公平に配分することが困難な場合、被害の大きい者及び要配慮者を優先して配分を行う。

第26節 住宅の確保

市は、住宅に被害を受けた者に対して、必要な援助を行い、被災者の住宅の確保を支援する。



第1 被災建築物の応急危険度判定等

- 1 施設管理者は、基幹施設（市庁舎、消防庁舎等）、医療施設、福祉施設、避難所用施設、教育施設等の公共施設が被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、直ちに被害調査を行い、その状況を速やかに市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、市災害対策本部に地震被災建築物応急危険度等の判定を要請する。
- 2 市は、必要に応じて応急危険度判定実施本部及び危険度判定実施本部を設置し、二次災害を防止して、市民の安全確保を図るため、被災住宅の被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度の判定を実施する。

■京都府地震被災建築物応急危険度判定士の登録状況（令和6年4月1日現在）

	所属公務員判定士	民間等判定士
八幡市	11	8
市町村計（八幡市除く）	406	376
京都府	80	15
合計	497	399

■京都府被災宅地危険度判定士の登録状況（令和6年4月1日現在）

	所属公務員判定士	民間等判定士
八幡市	36	
市町村計（八幡市除く）	690	
京都府	80	
合計	806	95

- 3 市は、被害を受けた基幹施設（市庁舎、消防庁舎等）、医療施設、福祉施設、避難所用施設、教育施設等が応急危険度判定により、危険と判定された場合、建築士関係団体に依頼して、被災度区分判定調査を行い、継続使用に際しての補修、構造補強等の要否を判定する。

第2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、住宅所有者が行う。災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

1 実施責任者

応急修理の実施は、知事が行う。知事から通知を受けた場合は、本部長が行う。

2 対象者

住宅が半壊し、又は半焼して、自らの資力により応急修理ができない者。

3 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について行う。

4 修理戸数

災害救助法の定めによる。

5 実施期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第3 公営住宅等の借上げによる入居のあっせん

市は、公営住宅、UR住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての借上げを要請し、被災者の入居をあっせんする。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあっせんする。

第4 応急仮設住宅の供給

1 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設については、次のとおり行うものとし、災害救助法が適用されない災害についてもこれに準じて行う。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設は、知事が行う。知事から通知を受けた場合は、本部長が行う。

(2) 設営地の選定

平時においてあらかじめ選考しておくとともに、公共用地を優先し、周辺環境や交通の便等の諸点を考慮して選定する。

【資料-55】 応急仮設住宅建設候補地一覧

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は、完成の日から3ヶ月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の規模及び戸数

応急仮設住宅の規模及び戸数は、災害救助法の定めによる。そのうち、一定の割合を要配慮者に配慮した構造のものとする。

2 入居者の選考

本部長は、災害救助法による応急仮設住宅の入居者の決定を行う知事の補助機関として、入居者選考委員会を設置する。入居者の選考は、必要に応じて民生児童委員等の意見を聴取する等、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査の上行う。

3 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点に配慮した安全の確保、孤独死や引きこもりを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活書の意見を反映できるよう配慮する。

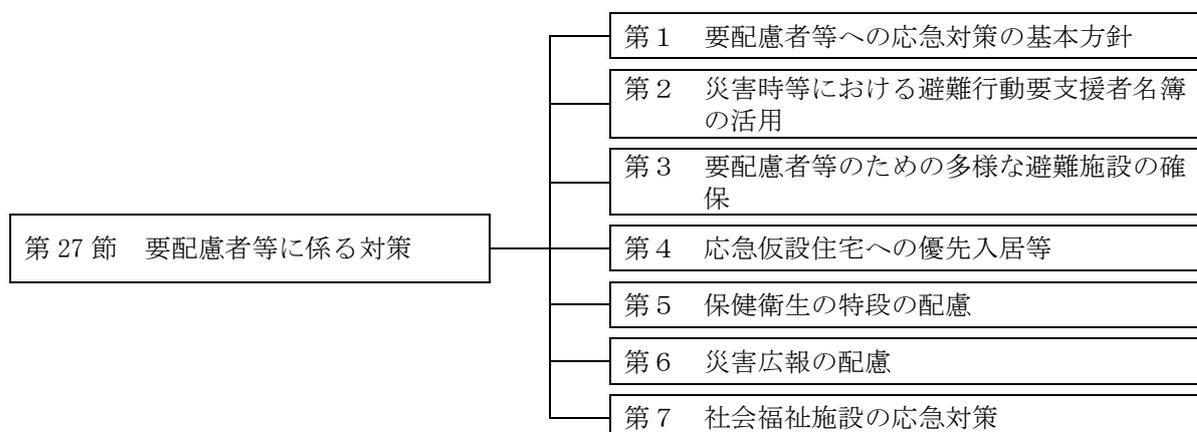
また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 応急仮設住宅からの退去

市は、入居者に対して、応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するもので、その目的が達成されたときは撤去されるべきものであることを、徹底するとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

第27節 要配慮者等に係る対策

市は、要配慮者等の特性に応じた、きめの細かい応急対策を実施する。



第1 要配慮者等への応急対策の基本方針

市は、平常時から保健福祉サービス等の提供を受けている要配慮者等に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者に対し、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせて、関係機関の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

1 高齢者に係る対策

(1) 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府等の協力、災害ボランティア等の協力を得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

(2) 府等の協力を得て、管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努めるとともに、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに供給できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府等による調整に基づき、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

(3) 高齢者の健康管理には特に留意した対策を講ずる。

また、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消等高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

2 障がい者に係る対策

(1) 府等の協力を得て、避難所設営のための資材として、多目的トイレ(オストメイト対応)、車椅子やストレッチャー等の福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器(携帯ラジオ、音声読み上げ対応機器、文字拡大装置、文字放送受信テレビ、FAX、携帯筆談器等)を確保し、必要に応じて、速やかに避難所に提供する。

(2) 府等の協力を得て、肢体不自由者や重症心身障がい者については、避難所での介護スペース及び福祉機器の確保や介護スタッフの配備に努める。

- (3) 府等の協力を得て、知的障がい者については、環境変化への十分な配慮が必要になることから避難所における専用のスペースの確保やコミュニケーション支援ボードや専門スタッフの配備にも努める。
- (4) 府等の協力を得て、視覚障がい者については特に避難所における安全な導線の確保やガイドヘルパー等の支援者の配置に努める。また、聴覚障がい者については手話通訳者や要約筆記者などの支援者の配備や掲示板等の活用により避難所における情報保障に努める。
- (5) 府等の協力を得て、人工肛門、人工ぼうこう保有者等の内部障がい者については、ストーマ装具等の確保に努めるとともに、避難所においてはオストメイト対応の多目的トイレを設置する。
- (6) 府等の協力を得て、避難所に行けない障がい者に対しては、必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努めるとともに、避難所等での対応が困難な場合は府内及び近隣府県の障がい福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
- (7) 体調不良等を訴えることが困難な障がい者については、病気や怪我の状況を積極的に確認することに努める。
- (8) 避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、障がい特性に応じた個々のスペースの確保や環境整備に努めることやトイレや救援物資の配布、情報伝達等で利用しやすい配置できるよう検討する。

3 乳幼児に係る対策

- (1) 哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。物資の調達が困難な場合は、府等に協力を要請する。
- (2) 避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見した場合、実態を把握の上、親族等に情報を提供し、必要な場合には児童養護施設等児童福祉施設での一時保護委託等による保護を行う。この場合、必要に応じ、府に協力を求め、他府県の支援を要請する。

4 外国人に係る対策

- (1) 府等の協力を得て、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (2) 日本語の不自由な外国人のため、英語をはじめとする多くの外国語による防災の手引や案内を活用した支援を行う。
- (3) 避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、災害ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設するなど、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

5 妊婦に係る対策

- (1) 市は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 妊婦の健康管理には特に留意することとし、府と連携し、対策を講じる。

- (4) 助産を実施する場合は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。
 なお、交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。

6 難病患者等に係る対策

市は、人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等について、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

7 観光客及び帰宅困難者に係る対策

- (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、周辺の一時収容施設等の情報を提供し、混乱を防止する。
- (2) 府等の協力を得て、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。
 拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。
- (3) 観光関係団体と連携のもと、市内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第2 災害時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 個別避難計画の的確な実施

市は、福祉部局が中心となって、自治会、民生児童委員協議会、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者に対する情報をあらかじめ把握し、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、一人ひとりのための個別避難計画の的確な実施に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援対応

(1) 避難支援等関係者の対応原則

平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3) 同意のない避難行動要支援者名簿登録者への避難支援

ア 同意のない避難行動要支援者に関する名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、名簿情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 同意のない避難行動要支援者に関する名簿の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から社会福祉法人等とも福祉避難所等の協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 同意のない避難行動要支援者に関する名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。

3 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報及び個別避難計画が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報及び個別避難計画を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

4 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認等

- (1) 被害が予想される場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、各戸を訪問等することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- (2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

第3 要配慮者等のための多様な避難施設の確保

市は、介助に必要な人員の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

また、要配慮者の特性に応じて、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等の多様な避難所の確保に努める。

第4 応急仮設住宅への優先入居等

市は、要配慮者の特性に応じて、応急仮設住宅への優先入居等の措置を講ずるほか、要配慮者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

第5 保健衛生の特段の配慮

市は、要配慮者の心身双方の健康・衛生状態には、特段の配慮を行う。

第6 災害広報の配慮

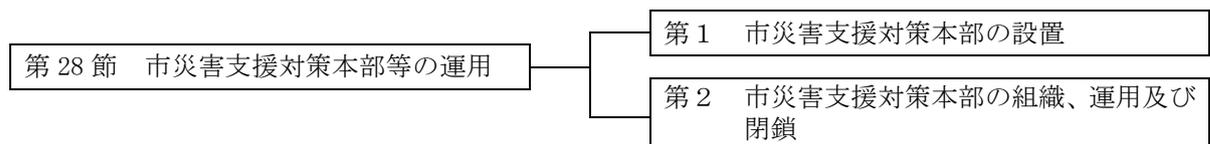
市は、要配慮者等の特性に応じた情報伝達手段の確保等により、災害広報における要配慮者等対策を図る。

第7 社会福祉施設の応急対策

社会福祉施設の管理者は、平常時から整備した施設の防災計画及び避難マニュアルに従い、入所者の集団避難、他の施設への緊急入所、施設の応急復旧等の必要な措置を講ずる。

第28節 市災害支援対策本部等の運用

市は、近隣市町において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制をとり、以下の応援体制を確保する。ただし、「京都南部都市広域の6市4町の相互応援体制」については、本文の規定にかかわらず6市4町の相互応援体制の取り決めに沿って行動する。



第1 市災害支援対策本部の設置

市長は、近隣市町において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、市災害支援対策本部を設置する。

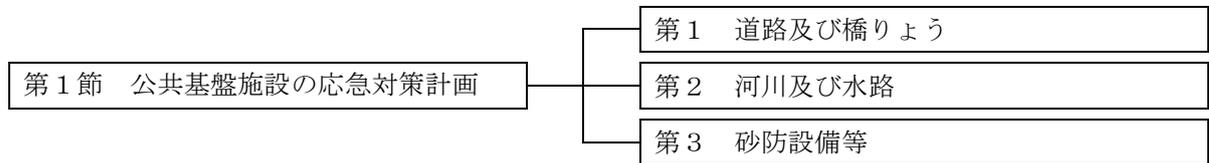
第2 市災害支援対策本部の組織、運用及び閉鎖

市災害対策本部の組織、運用に準ずる。

第2章 施設の応急対策計画

第1節 公共基盤施設の応急対策計画

市は、都市基盤設備の被害状況を速やかに把握し、応急活動体制を確立して、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。



第1 道路及び橋りょう

- 1 市及び関係機関は、被害を受けた市道及び橋りょうを速やかに把握し、通行止め等の措置を行うとともに、応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復して、救助活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- 2 市は、市において選定した緊急輸送及び避難に係る道路について、最優先に障害物を除去し、その後、逐次一般市道の復旧作業を実施する。
- 3 市は、応急対策に必要な人員及び資器材が不足する場合、直ちに協定業者等の関係団体、協定自治体及び府へ要請して、人員及び資器材の調達に努める。

第2 河川及び水路

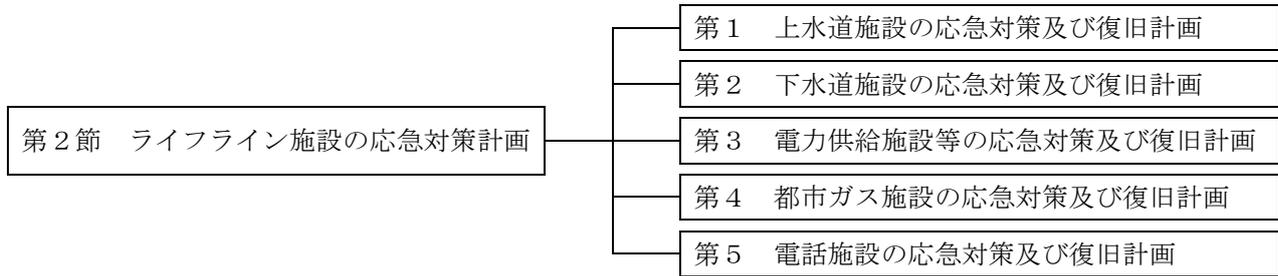
- 1 市は、災害時に市内河川、水路等を巡視し、橋脚、暗渠流入口、工事箇所の仮設物等に係る浮遊物その他の障害物を発見した場合、各管理者に通報するとともに、協力して除去作業を実施する。
また、地震等によって河川及び水路の護岸施設が破損したときは、各管理者に通報するとともに、協力して応急復旧に努める。
- 2 市は、応急対策に必要な人員及び資器材が不足する場合、直ちに協定業者等の関係団体、協定自治体及び府へ要請して、人員及び資器材の調達に努める。

第3 砂防設備等

市は、砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設等が決壊し、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの、又は下流へ影響するおそれが大きいものについては、府等の施設管理者と協力して崩壊防止工事等を実施する。

第2節 ライフライン施設の応急対策計画

市及びライフライン施設関係機関は、応急対策及び復旧計画を定める。



第1 上水道施設の応急対策及び復旧計画

1 上水道施設の被害状況の把握と初期活動

市は、取水、導水、浄水施設について、災害が発生するおそれのある場合、又は災害発生後、速やかに各施設の点検調査を実施し、関係機関に伝達する。この場合、送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとる。

2 応急復旧作業

市は、二次災害及び被害拡大を防止するため、施設の応急措置を行った上で、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、応急復旧工事を行う。

3 応援要請

市は、災害の状況及び復旧の状況に応じて、外部へ人員の確保及び資器材等の調達を要請し、応急給水及び応急復旧を行う。災害発生後の応急復旧等に必要な協定業者、関係機関等への協力要請については、日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書等に基づき行う。

なお、上下水道対策部は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。応援を要請した場合、上下水道対策部長は、本部長にその旨を報告する。

4 広報活動

上下水道対策部は、本部事務局を通じ、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するように努める。

第2 下水道施設の応急対策及び復旧計画

1 下水道施設の被害状況の把握と初期活動

上下水道対策部は、市域において大規模な災害が発生した場合、各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するとともに、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施する。

(1) 管渠の応急復旧

ア 一次調査（目視調査）

- イ 修繕又は仮復旧
- ウ 二次調査（詳細調査）
- エ 重要な幹線等の復旧

(2) 排水設備の応急復旧

2 応援要請

(1) 市は、地震等の災害により被災し、支援が必要な場合は、下水道法第15条第2項の規定に基づき、災害時維持修繕協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部に応急復旧に必要な巡視、点検、調査、清掃、修繕を要請する。

(2) 市は、他の自治体へ支援を要請する場合、本部事務局から府山城北土木事務所を通じて、府に要請する。他の自治体等に対して応援を要請した場合、上下水道対策部長は、本部長にその旨を報告する。

また、災害対策に必要な資器材を常時確保し、災害時における活用を図るとともに、関係業者との協力関係に基づき、必要な資器材の確保を図る。

3 広報活動

上下水道対策部は、本部事務局を通じ、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、下水道の使用を停止するよう周知する。

第3 電力供給施設等の応急対策及び復旧計画

1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、規模等の状況により関西電力送配電（株）は、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

■事業所の名称、所在

関西電力送配電（株）京都支社電力本部 伏見配電営業所
京都市伏見区片原町293-3

2 応急対策及び復旧計画

(1) 応急対策人員の確保

災害時における特別組織の構成及び協力会社、他電力会社への応援要請等により、復旧要員の確保を行い、体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

電力供給施設等の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3) 応急復旧資器材の確保

応急復旧資器材の緊急手配を行うとともに輸送手段の確保を行う。

(4) 復旧順位

災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度、緊急車両の通行の確保等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを優先する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時の広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車、又はテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を市と協力して実施する。

第4 都市ガス施設の応急対策及び復旧計画

1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、大阪ガスネットワーク(株)は、社内に災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する。

■事業所の名称、所在

大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部建設チーム 大阪府東大阪市稲葉2丁目3番17号

2 応急対策及び復旧計画

(1) 応急復旧対策

災害の発生に伴う初動措置の後、速やかに下記の応急復旧措置を実施する。

ア 大阪ガスネットワーク(株)災害対策本部指令に基づき、バルブ操作又は圧送操作を行い、可能な範囲の供給系統を変更し、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

イ ガス導管の折損又は漏洩箇所の応急修理を実施する。

ウ ガス導管の供給作業を早期に実施する。

エ その他現場の状況により、適切な処理を実施する。

(2) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として、人命に係る拠点及び救急活動の拠点となる場所を優先するが、災害状況、各設備の被災状況、各施設の災害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから順次実施する。

(3) 危険防止対策

都市ガスの漏洩等による二次災害のおそれがあると判断された場合、大阪ガスネットワーク(株)災害対策本部指令に基づき、スーパーブロック又はミドルブロック単位で供給を停止する等の危険防止措置を講ずる。

(4) 災害時の広報

災害時には、市民の不安を除去し、二次災害の防止を図るため、サービス巡回車による巡回広報のほか、市、八幡警察署等の防災機関等と協力して、ガス設備の被害状況、復旧の現状、見通し等について広報活動に努める。

第5 電話施設の応急対策及び復旧計画

1 災害時の活動体制

災害時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話（株）が、防災業務計画の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

■事業所の名称、所在

西日本電信電話（株）京都支店 京都市中京区壬生東淵田町 22

2 応急対策及び復旧計画

(1) 復旧計画

- ア 復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況
- イ 復旧資材の調達及び復旧作業日程
- ウ 仮復旧の完了見込み
- エ 作業隊員の宿舎、衛生、食料等の手配等

(2) 復旧順位

非常災害によって被災した市内外電話回線の復旧は、医療、消防等防災関係機関等から順次実施する。

(3) 応急対策

ア 通信の途絶の解消と通信の確保

- (ア) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換装置等の実施
- (エ) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 非常用移動電話装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化

イ 通信の混乱防止

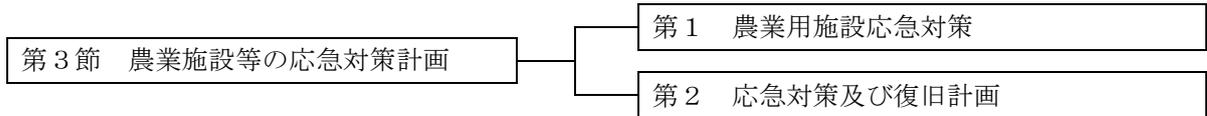
災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せ及び見舞い電話の殺到により、交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が出来なくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番災害救助活動に関係する国、地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

(4) 復旧の広報

市と協力して、広報車又はテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、通信網の復旧状況、復旧見込みを市民に周知する。

第3節 農業施設等の応急対策計画

市は、農業用施設等の被害状況を早期に把握し、被災施設の早期復旧を図る。



第1 農業用施設応急対策

市災害対策本部は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関等と協力し、必要な措置を講ずる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、市災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水の生活水、消火用水としての利用等に協力する。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

第2 応急対策及び復旧計画

市は、対象農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

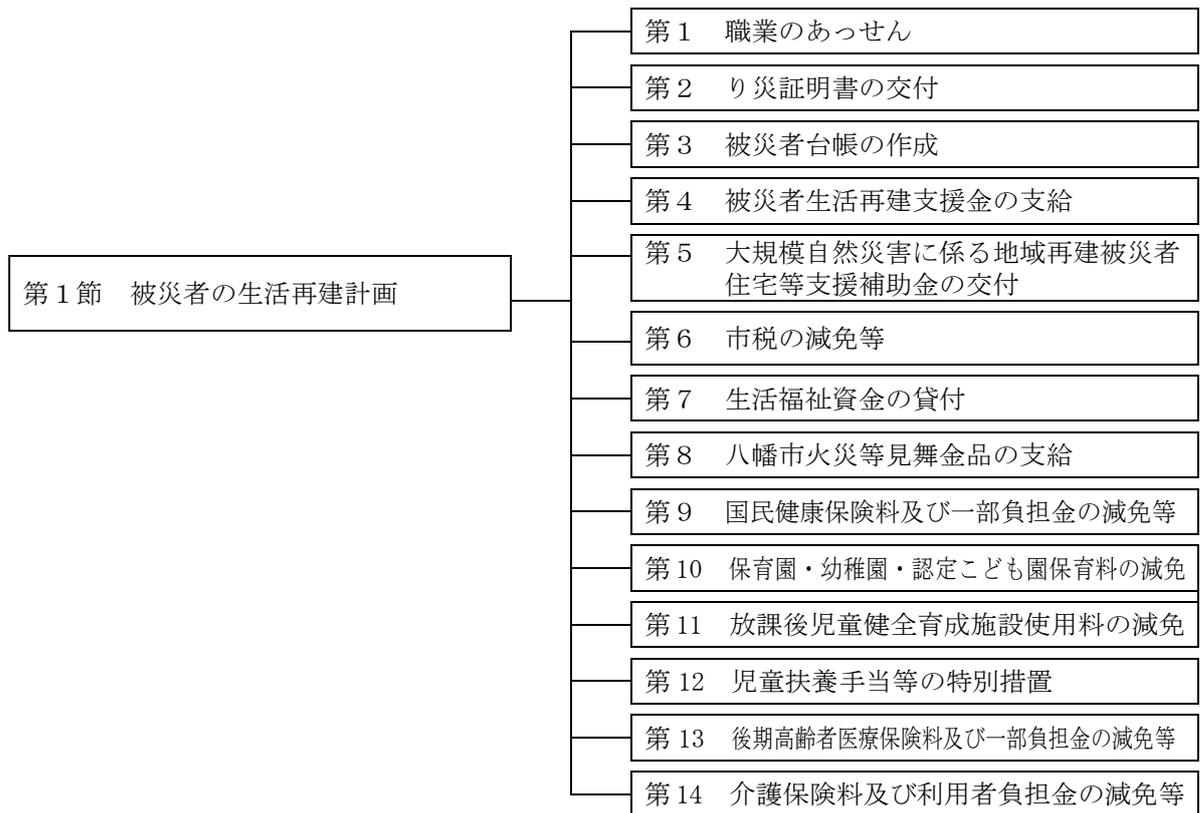
- 1 施設管理者は、ため池の決壊等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
- 2 施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、当該施設の管理者は、被災等の程度に応じて、自治会、自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、災害応急対策に当たるものとする。
- 3 市災害対策本部は、防災パトロール、点検等の情報をもとに危険度の高い農業用ため池について関係機関に連絡し、点検を指示する。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための計画

第1節 被災者の生活再建計画

市は、職業のあっせん、迅速なり災証明書の交付による復興支援施策の被災者の活用促進、各種支援資金の支給、融資等により、被災者の生活再建等を支援する。



第1 職業のあっせん

市は、離職者の状況把握に努め、公共職業安定所を通じ就職のあっせんに努め、早期再就職の推進を図る。

第2 り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、被災者に災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

【資料-42】り災証明書

1 交付の担当部署

り災証明書の交付事務は、本部事務局（防災担当課）が担当する。

2 交付の手続

調査班は、個別調査結果に基づき、り災台帳を作成し、り災証明書の申請があった場合には、り災台帳で確認の上、証明書を交付するとともに、その旨をり災証明書発行簿に記録する。

なお、り災台帳で確認できない場合、又はり災台帳を作成するいとまが無い場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上で証明書を交付する。

第3 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 被災者生活再建支援金の支給

市は、府と協力して、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく被災者生活再建支援金の支給を迅速に行うため、被災者への制度の周知等必要な協力を行う。

1 対象災害

風水、洪水、地震その他自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)及び2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口5万人未満に限る。)に係る自然災害

2 対象世帯及び支給限度額

(1) 対象世帯

- ア 1の対象災害により住宅が全壊した世帯
- イ 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯
- エ 1の対象災害により住宅が大規模半壊した世帯
- オ 1の対象災害により住宅が中規模半壊した世帯

(2) 支援金額

次のとおり基礎支援金と加算支援金の合計を支給

	基礎支援金	加算支援金	
ア 全壊 イ 解体 ウ 長期避難	100 万円 (単数世帯 75 万円)	建築又は購入	200 万円 (単数世帯 150 万円)
		補修	100 万円 (単数世帯 75 万円)
		賃貸	50 万円 (単数世帯 37.5 万円)
エ 大規模半壊	50 万円 (単数世帯 37.5 万円)	建築又は購入	200 万円 (単数世帯 150 万円)
		補修	100 万円 (単数世帯 75 万円)
		賃貸	50 万円 (単数世帯 37.5 万円)
オ 中規模半壊	—	建築又は購入	100 万円 (単数世帯 75 万円)
		補修	50 万円 (単数世帯 37.5 万円)
		賃貸	25 万円 (単数世帯 18.75 万円)

3 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

4 申請書類の提出窓口

市本部事務局

第5 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

市は、府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を活用して、被災住宅の再建等を支援する。

1 対象災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で次のいずれかに該当するものである。

- (1) 被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く、以下、同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。（2）において「支援法適用等災害」という。）であって、（2）に該当しないもの。
- (2) 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を

勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

(3) (1)及び(2)に準じる自然災害として市長が別に定めるもの。

2 制度の対象となる被災世帯

- (1) 前記1の対象災害により住宅が全壊した世帯
- (2) 前記1の対象災害により住宅が大規模半壊世帯
- (3) 前記1の対象災害により住宅が半壊した世帯
- (4) 前記1の対象災害により住宅が一部破損した世帯
- (5) 前記1の対象災害により住宅が床上浸水した世帯

3 制度の対象となる経費

- (1) 前記1の対象災害により前記2の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に要する経費
- (2) 前記1の対象災害により前記2の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に関連する経費

4 補助金の限度額（再建に関連する経費の額を含む。）

再建の方法	対 象 者	補 助 限 度 額			
		全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一部破損 床上浸水
新築・購入	支援金を受け取ることができる者	150万円	100万円		
	その他の者	300万円	250万円	150万円	50万円
補 修	支援金を受け取ることができる者	100万円	60万円		
	その他の者	200万円	150万円	150万円	50万円
賃 借	支援金を受け取ることができる者	75万円	40万円		
	その他の者	150万円	100万円		

補助金の額については、八幡市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱に基づき算定する。

5 実施主体

市

6 申請書類の提出窓口

市応急対策部

7 補助金の費用負担

補助金の費用負担は、市が1/3、府が2/3とする。

第6 市税の減免等

市長は、実情に応じ、被災者に対して、地方税法(昭和25年法律第226号)及び八幡市税条例に基づき、市税等の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を決定する。

[参考 八幡市税条例]

第7 生活福祉資金の貸付

一定の資格条件を満たす被災低所得者世帯は、生活福祉資金等の融資を受けることができる。

民生児童委員協議会、福祉事務所及び社会福祉協議会は、これを援助する。

[参考 京都府社会福祉協議会 生活福祉資金]

第8 八幡市火災等見舞金等の支給

市長は、市内において火災等により住居に八幡市火災等見舞金等支給要綱に規定する被害を受けた市民又は火災により家族が死亡した市民に対して、見舞金及び見舞品を支給する。

[参考 八幡市火災等見舞金等支給要綱]

第9 国民健康保険料及び一部負担金の減免等

市長は、実情に応じ、被災者に対して、八幡市国民健康保険条例等に基づき、保険料の徴収猶予・減免、医療費の一部負担金の減免等を決定する。

[参考 国民健康保険法、八幡市国民健康保険条例、八幡市国民健康保険給付規程]

第10 保育園・認定こども園保育料の減免

市長は、実情に応じ、被災者に対して、八幡市立特定教育・保育施設の保育料に関する条例及び八幡市民間特定教育・保育施設等の保育料に関する規則に基づき、保育園・認定こども園の保育料の減免等を決定する。

[参考 八幡市立特定教育・保育施設の保育料に関する条例及び八幡市民間特定教育・保育施設等の保育料に関する規則]

第11 放課後児童健全育成施設使用料の減免

市長は、実情に応じ、被災者に対して、八幡市放課後児童健全育成施設条例に基づき、使用料の減免等を決定する。

[参考 八幡市放課後児童健全育成施設条例]

第12 児童扶養手当等の特別措置

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・特別障がい者手当の支給要件に該当し、所得制限により支給停止となっている方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅その他財産に一定以上の損害を受けた場合、一定期間の支給制限を解除する。

[参考 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律]

第13 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等

京都府後期高齢者医療広域連合は、実情に応じ、被災者に対して、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、保険料の徴収猶予・減免、医療費の一部負担金の減免等を決定する。

[参考 高齢者の医療の確保に関する法律、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例]

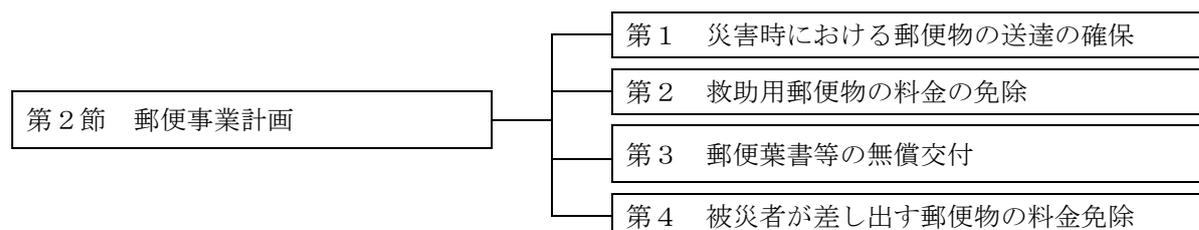
第14 介護保険料及び利用者負担額の減免等

市長は、実情に応じ、被災者に対して、八幡市介護保険条例等に基づき、保険料の納付期限の延長、徴収猶予、減免等、また、介護保険の利用者負担額の減免を決定する。

〔参考 八幡市介護保険条例及び八幡市介護保険利用者負担額の減免要綱〕

第2節 郵便事業計画

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。



第1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確認するために、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

第2 救助用郵便物の料金の免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

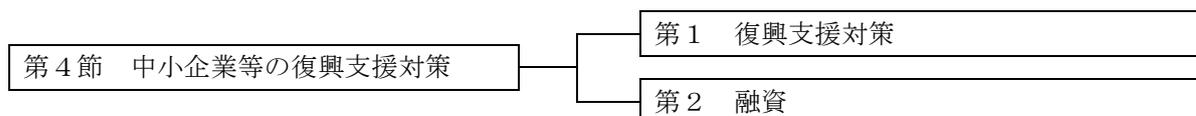
市長は、八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、遺族等に対して災害弔慰金を支給し、災害による負傷等により身体又は精神に障害が残った場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、必要に応じて災害援護資金の貸付を行う。

〔参考 八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例〕

第4節 中小企業等の復興支援対策

市は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための対策を講ずる。



第1 復興支援対策

- 1 事業の再建に必要な資金の円滑な融資を得るため、金融機関に協力を要請する。
- 2 政府関係金融機関及び府の諸融資制度の効率的な活用を促す。
- 3 商工会及び関係機関と連携し、再建に向けての方針を確立する。
- 4 既存借入金に対しては、当面の償還、猶予、借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

第2 融資

1 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

- (1) 日本政策金融公庫融資制度
- (2) 京都府中小企業融資制度

2 被災農林業者に対する復旧資金の融資等

- (1) 天災融資法等に基づく災害資金の融資等
天災による被災農林業者等に対して、再生産等の確保のために、天災による被災農林漁業業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)等に基づき、経営資金及び事業資金の融資を行った融資機関に対して、利子補給を行う。
- (2) その他府を窓口とする各種融資

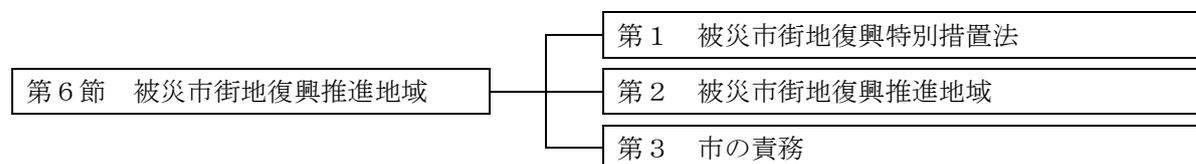
第5節 住宅の復興支援対策

市は、住宅を被災した者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構及び府が実施する、次のような災害復興関連融資制度を周知する。

- 1 災害復興住宅融資
- 2 災害復興宅地融資
- 3 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資
- 4 地すべり等関連住宅融資
- 5 宅地防災工事資金融資

第6節 被災市街地復興推進地域

緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる。



第1 被災市街地復興特別措置法

被災市街地復興特別措置法は、1995年（平成7年）に大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた。

第2 被災市街地復興推進地域

都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 1 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したと。
- 2 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 3 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

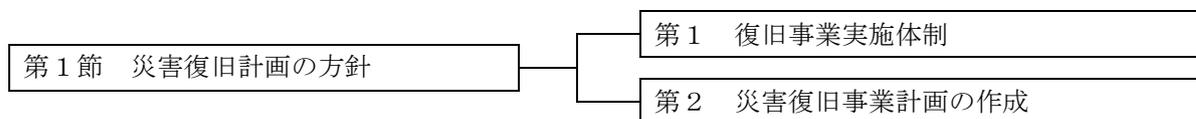
第3 市の責務

- 1 市は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる。
- 2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第3条第1項から第3項まで又は第5項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。

第2章 施設の災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の方針

市は、速やかに被災施設の復旧事業計画を作成する。



第1 復旧事業実施体制

指定地方行政機関、府、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、必要な職員を適正に配備する。

また、必要に応じて職員の応援派遣等を府に対して要請する。

第2 災害復旧事業計画の作成

市は、被災施設について、以下の復旧事業計画を速やかに作成する。

- 1 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- 2 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (4) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (6) 道路復旧事業計画
 - (7) 上水道復旧事業計画
 - (8) 下水道復旧事業計画
 - (9) 公園復旧事業計画
- 3 農林、水産業施設復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道災害復旧事業計画
- 6 下水道災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公立医療等施設災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 生涯学習施設災害復旧事業計画
- 12 中小企業の復興に関する事業計画
- 13 その他の災害復旧事業計画

第3章 復旧に係る資金計画

市は、災害復旧事業に係る資金の調達方策を迅速に把握し、資金の融通及び調達を行うために、必要な措置を講じる。

第1節 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく財政援助等

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合、災害状況を知事に報告するとともに、府の実施する調査に協力し、迅速に財政援助を得る。

第2節 災害復旧事業債等

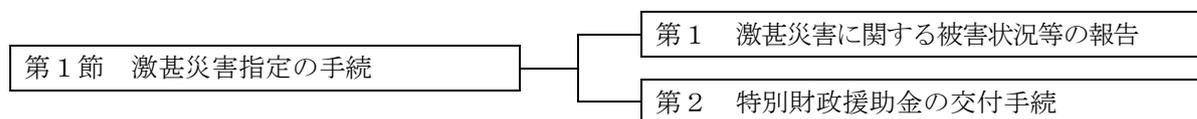
市は、災害復旧事業を行う場合、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用した資金の調達に努める。

- 1 災害復旧事業債
 - (1) 補助災害復旧事業債
 - (2) 一般単独災害復旧事業債
 - (3) 地方公営企業災害復旧事業債
 - (4) 火災復旧事業債
 - (5) 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん債
 - イ 災害対策債
 - ウ 公共土木等小災害復旧事業債
 - エ 農地等小災害復旧事業債
- 2 一時借入金

第4章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害指定の手続

市域に甚大な災害が発生した場合、迅速に激甚法による、援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。



第1 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。この場合、被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の要因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対してとられた措置
- 6 その他必要な事項

第2 特別財政援助金の交付手続

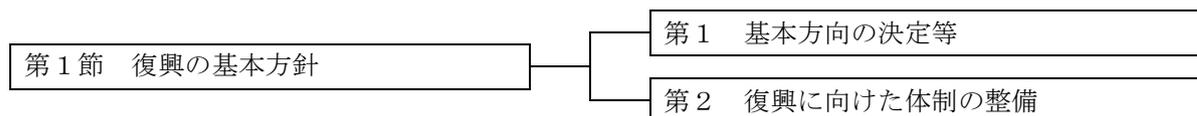
市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに以下の助成に関する調書等を作成して府に提出し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他特別の財政援助及び助成

第5章 災害復興対策

第1節 復興の基本方針

市は、災害復旧・復興に当たり、市民の意向を尊重し、市及び府が主体的に取組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担のもと、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。



第1 基本方向の決定等

- 1 地域の復興に当たっては、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意見、及び地域住民の意向に十分配慮して、早期の原状回復を目指すのか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を図るのかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、府・市民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

第2 復興に向けた体制の整備

1 復興対策本部の設置

市域において、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国により緊急災害対策本部が設置された場合、市は、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として復興対策本部を設置する。

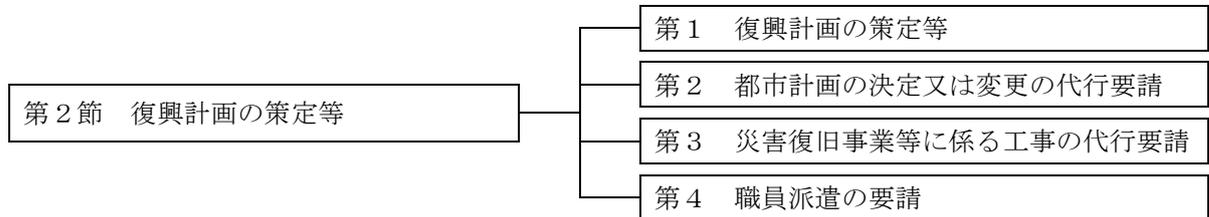
2 復興対策本部の組織等

復興対策本部の組織・業務分掌は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

また、復興対策本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

第2節 復興計画の策定等

市は、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。



第1 復興計画の策定

- 1 市は、被災規模等に応じ必要と認められるときは、国の示す復興基本方針及び府の示す復興方針に則して、単独で又は府と共同して、復興計画を策定し、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 市は、復興計画の策定に当たって、公聴会の開催その他市民の意見を反映するために必要な措置を講じ、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指すものとし、復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。
- 3 市は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

第2 都市計画の決定又は変更の代行要請

市は、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、都市計画の決定又は変更の代行を要請することができる。

第3 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

市は、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、災害復旧事業等に係る工事の代行を要請することができる。

第4 職員派遣の要請

市は、災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

また、他地域で災害が発生した際、国、関西広域連合、県、他の地方公共団体等から職員の派遣その他の協力を求められた場合は、本市職員派遣の調整に努める。

風水害対策編

第1章 総則

第1節 風水害対策編の位置づけ

風水害対策編は、風水害対策に特に重要な計画及び水防計画を記載する。

また、本編第2章は、風水害対策における災害予防において特に重要な計画事項とし、本編第3章は、風水害における災害応急対策において特に重要な計画事項とする。

なお、本編に記載がない予防、応急対策及び復旧・復興に関する計画事項については、災害対策共通編を参照することとする。

第2節 市の主な災害履歴

市の災害履歴をみると洪水との闘いの歴史といえる。

『近世300年の間に24回の堤切れ、洪水に見舞われている。この内の19回までが元禄以降に集中している。』

元文4（1739）年11月、こうした事態を解決するために、八幡宮社土惣代と山上社僧惣代から寺社奉行に出された願書河原崎家蔵によると、「八幡社領の地面は、東に木津川、北に淀川をうけ、南より北にかけて低くなり、水場多く、20年以前、享保6（1721）年以来四度にわたる堤切れ、洪水のため、内水をたたえ、堤切れがなくても水損に悩まされている。その上、荒坂川（大谷川ともいう）・虚空蔵川（御幸谷川ともいう）の流れが全て神領に落ち込み、これらの水は橋本町の樋門1箇所のみで淀川に抜けることとなっている。特に近年は大川筋の川床が高くなり、少々の出水で水がさかのぼり、立毛損失はもとより、居宅軒端まで水につきり、5月から9月までは内外の水難をおそれ、風雨の節は一日も安住できない。」といている。』

（八幡市誌第2巻第5編第2章「八幡市住人の水との闘い」より引用）

この後、1870年（明治3年）には、木津川の付け替え工事がなされ木津川堤防決壊は少なくなったが支流や内水の氾濫は近年まで八幡を襲い続け大きな被害をもたらした。

このような被害からまちを守るために、1983年から1987年にかけて、従来から排水施設であった八幡森に樋門と新しいポンプ場が作られ、1992年（平成4年）に最後のポンプが設置された。今日では国土交通省設置の12.5トンポンプ4台、3トンポンプ2台、さらに、綴喜西部土地改良区設置の3.5トンポンプ2台が設置され、長い間の八幡における水との闘いも一区切りつけることができた。

今後は、想定外の豪雨等に対する施策や、流出抑制、完成した施設の維持等についての整備をし、災害による被害の軽減を図る。

■過去の浸水被害

※雨量は24時間最大雨量

発生年月日	原因	総雨量	最高水位 (m)		浸水面積	浸水戸数 (戸)	
		(mm)	内水	外水	(ha)	床上	床下
1953(S28). 9. 24	台風13号	※167.0	不明	18.02	1000	268	不明
1959(S34). 8. 15	台風7号	265.5	13.86	12.22	625	190	266
1961(S36). 6. 27	豪雨	270.5	12.62	15.80	595	86	133
1961(S36). 10. 28	豪雨	不明	12.56	17.94	615	51	121
1965(S40). 9. 17	台風24号	169.0	11.48	17.61	327	4	17
1972(S47). 7. 9	豪雨	291.5	12.05	15.36	253	9	38
1982(S57). 8. 1	台風10号	220.5	12.22	17.20	178	7	178
1986(S61). 7. 21	豪雨	276.9	12.38	15.69	145	34	628
1990(H2). 9. 19~20	台風19号	参考①					
1993(H5). 7. 3~6	大雨	参考②			210		14
2012(H24). 8. 14	豪雨	289.0	9.32	10.17	56	28	280
2013(H25). 9. 16	台風18号	282.0	11.25	16.36	205	30	856

雨量観測所：八幡東島 水位観測所：八幡排水機場

参考① 台風19号

市内最大瞬間風速32.5m。街路樹等96本倒木、田畑の冠水60ヘクタール。

参考② 3日から6日にかけての大雨

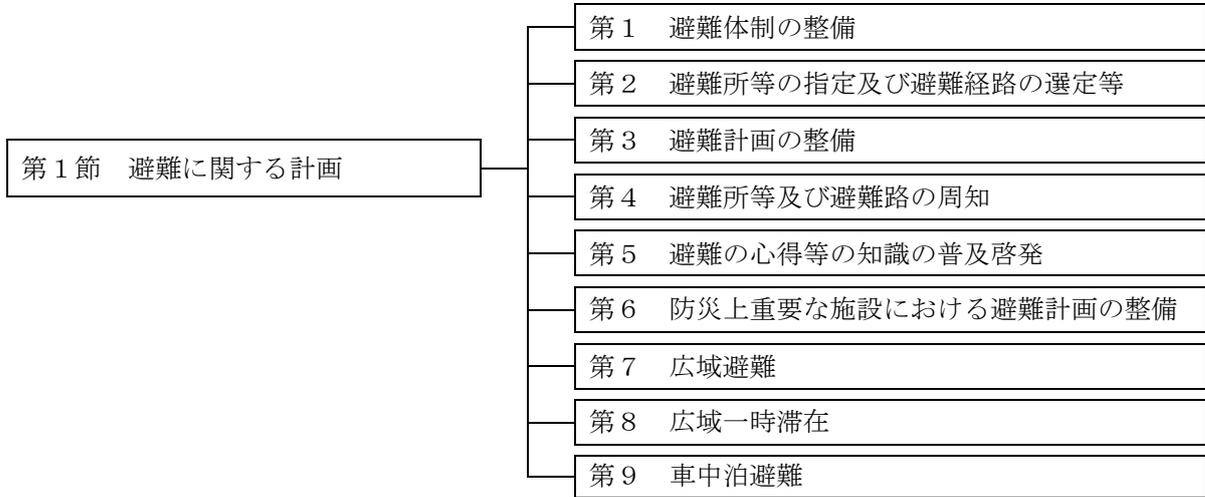
八幡式部谷で崖崩れ。床下浸水14戸、田畑の冠水210ヘクタール。

【資料-31】八幡市の主な災害履歴（風水害等）

第2章 風水害対策の予防計画における重要な計画事項

第1節 避難等に関する計画

市は、迅速かつ的確で安全な市民の避難のための体制を整備する。



第1 避難体制の整備

1 避難指示等の基準の整備

市は、風水害及び土砂災害のための避難指示等の基準を整備する。整備する避難指示等の基準は以下のとおりとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合には、屋内安全確保等と呼びかける等の措置を講ずべきことにも留意する。

対象災害	対 象	避難指示等の基準の種別
洪水時	淀川・木津川・桂川及び鴨川・高野川等の浸水想定区域に含まれる地域	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	大谷川・防賀川の浸水想定区域に含まれる地域	
土砂災害	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ※1	
	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域 ※2	

※1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。)に基づき府が指定する区域

※2 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域とは、砂防法(明治30年法律第29号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和40年法律第57号、以下「急傾斜地法」という。)に基づき指定する区域

上記のうち、淀川・木津川の洪水に係る基準は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所による「淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川洪水浸水想定区域図」及び淀川・木津川における各種の基準水位の改訂があった場合には、見直し、大谷川及び防賀川に関するものは、府山城北土木事務所による基準水位の改訂があった場合に見直すものとする。

また、土砂災害に関するものは、京都府土砂災害警戒情報システムによる基準雨量等の改訂があった場合、及び府により土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定の変更があった場合に見直すものとする。

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、内閣府「避難情報に関するガイドライン」(R3.5)に基づき、前記1に示した避難指示等の基準を設定し、それらに関する避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。

3 要配慮者等の避難支援体制の整備

市は、福祉部局が中心となって、災害対策共通編第2編 災害予防計画 第2章 第4節 第1 要配慮者等に係る支援体制の整備及び第2 避難行動要支援者対策に示した避難支援体制の整備を図る。

4 避難指示等の伝達体制の整備

市は、避難指示等の伝達体制の整備に当たり、災害対策共通編第2編 災害予防計画 第1章 第3節 第1 総合的な広報体制の整備に示した伝達体制の整備を図る。

また、平常時から防災学習会等の機会を通じ、市民に対し緊急時における消防団、自治会、自主防災組織等による避難誘導等の実施について理解を求め、これら地域のコミュニティを活用した避難指示等の伝達体制についても整備に努める。

5 要配慮者等への避難指示等の伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者のための個別避難計画に基づき、避難支援者を避難行動要支援者一人ひとりに指定し、的確な情報伝達体制を整備する。

また、福祉関係機関、自治会、自主防災組織等の協力を得て、電話、FAX、外国語情報等により要配慮者等の特性に応じた情報伝達体制を整備する。

6 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達

市は、居住地以外の市町村に避難をする被災者に対して、必要な情報や支援サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

第2 避難所等の指定及び避難経路の選定等

1 基本方針

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒箇所等に含まれる区域ごとに避難対象区域を定め、その区域内の市民が自治会、自主防災組織等单位で避難すべき指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や避難路の選定等を行う。

2 避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所

市は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響

が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所として指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

(3) 収容避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な、設備及び規模を有する施設であって、指定避難所の過密時など災害の状況に応じて使用する施設を収容避難所として指定する。

(4) 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難である要配慮者のために、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉施設や宿泊施設と協定を締結し、福祉避難所を確保するよう努める。また、災害対策基本法の基準に適合する福祉避難所については、指定福祉避難所として指定することを検討する。なお、指定福祉避難所として指定した場合は、公示する。

3 避難所等の確保及び整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

市は、次の方針により風水害時に適切な施設の確保及び整備を行う。

危険性	⇒ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれない。
距離	⇒ 避難場所は、当該区域の最遠宅地から最大2 km 圏内に立地
階数	⇒ 原則、浸水想定区域外の1階以上(当該区域内は2～3階以上)
形態	⇒ 屋根、壁のある収容施設であること(グラウンド、公園、校庭ではない)
規模	⇒ 原則、収容人数50人以上
用途	⇒ 原則、公共施設

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備が困難な場合

市は、上記(1)の方針による指定緊急避難場所の整備及び確保が困難な地域においては、次の方法で避難場所を確保する。

ア 寺社、企業等の民間施設等で利用可能な施設がある場合は、あらかじめ当該管理者と協議して避難施設として利用できるよう努める。

イ 収容人数が50人未満の利用可能な施設がある場合は、あらかじめ地区の市民と協議して避難施設として利用する体制とする。

ウ 浸水想定区域内に適当な施設がない場合は、あらかじめ市が自治会等の一定の単位に基づき指定した避難場所を利用する体制とする。

エ 要配慮者等緊急に避難が必要な者が避難する場合は、高層階を有する施設を緊急避難場所として利用できるように努める。

(3) 広域避難場所の選定

市は、強風時の大火等の大規模な延焼火災に備え、次の基準により、一時的に多くの市民が避難できる延焼の危険性が少ないオープンスペースをあらかじめ広域避難場所として選定する。

ア 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。

イ 広域避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者が安全に到達できる避難路と連絡しており、一定期間、避難者の応急救護活動ができる場所であるとともに、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、土砂災害警戒区域等について考慮する。

4 避難所等における新型インフルエンザ等市内感染者発生等に備えた対策

市は、避難所等で感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して可能な限り多くの避難所を確保するとともに、市民に対して親戚や知人宅への避難についての周知に努める。また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状があるものが出た場合の対応方法を定める。

また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、必要に応じて各対象者の居住地の危険性を確認し、受け入れ施設を確保できるよう、府及び健康部局と連携する。

5 避難路の整備及び確保

市は、震災対策に基づく避難路の整備及び確保の要件を考慮して、次の方針により風水害時の適切な避難路を整備及び確保する。

選定の方針 ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防、河川又は水路に接し、橋、地下道等を経路上に含まない。 ・避難路は、並行して複数の道路を選定し、多重化を図る。
整備の方針 ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の避難に備え街灯等を整備する。 ・避難場所等の経路及び方向を示した避難誘導標識等を整備する。
その他の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の混乱を防ぐため、震災時の避難路とおおむね同じものとなるよう整備する。 ・避難場所まで橋等を通らなければならない場合は必要最小限とする。 	

■市の指定する避難路（市道を記載）

路 線 名	区 間
内里招提線	内里柿谷 7-3 ～ 美濃山千原谷 9-1
山手幹線	美濃山宮道 55-1 ～ 欽明台中央 55-12
八幡城陽線	戸津中代 56-2 ～ 男山泉 19
橋本南山線	八幡南山 29-1 ～ 橋本小金川 38
西山下奈良 1 号線	八幡五反田 20-1 ～ 西山和気 23-1
幣原 1 号線	男山竹園 2-3 ～ 八幡柿ヶ谷 14-137
男山 1 号線	男山弓岡 5 ～ 男山笹谷 1
足立石ヶ谷線	西山足立 28-10 ～ 橋本石ヶ谷 47
園内野神 1 号線	八幡三本橋 44-1 ～ 川口萩原 11-1
御幸 1 号線	美濃山御幸 6-22 ～ 戸津奥谷 52-1
幸水 12 号線	美濃山西ノ口 20 ～ 美濃山西ノ口 44-1
金振 1 号線	男山金振 1-1 ～ 男山金振 13-6
科手土井線	八幡土井 108 ～ 八幡土井 27

6 避難施設の設備の整備

市は、避難場所及び避難所となる施設について、要配慮者等を含む避難者の生活環境を良好に保つため以下の施設及び設備の整備に努める。

(1) 施設及び設備の例

トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、自家照明設備、発電機等の非常用電源設備、換気設備、盛夏期、厳冬期における冷暖房設備、テレビ、ラジオ、電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX等の情報通信機器、貯水槽、井戸等

- (2) 要配慮者の避難生活に必要な各種の施設及び設備
多目的トイレ、エレベータ、スロープ、畳・マット、車椅子等
- (3) その他の拠点避難施設に必要な施設及び設備の例
大型車両の駐停車場所、無線等NTT回線以外の通信設備、ヘリコプター離着陸場
- (4) 拠点避難場所（地域防災拠点）の整備
市は、各小学校を指定避難所として活用するとともに、地域防災拠点として指定し、市災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集及び救護の拠点の機能を有するものとして整備する。

第3 避難計画の整備

1 避難所等の名称、所在地、対象地区等

市における避難所等の名称、所在地、対象地区等は、資料編のとおりとする。

【資料-11】指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【資料-12】収容避難所一覧

【資料-13】福祉避難所一覧

【資料-14】広域避難場所一覧

2 避難場所区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (2) 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

3 避難所等の開設及び運営体制の整備

市は、以下の点に留意して、災害の種類や異常な現象の特性に応じた避難所等をあらかじめ指定し、避難所等の開設及び運営体制を整備する。この場合、自治会、自主防災組織等との間で、あらかじめ災害時における避難所等の開設、運営等の方法及び実施体制等について協議を行い、開設及び運営を円滑に行う体制を整備する。

また、避難所等の開設及び運営を円滑に行うためのマニュアルの整備に努めるとともに、防災訓練、防災学習会等の各種の機会を通じて、地域住民の周知と理解を得ることとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

なお、指定管理施設が避難所として指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4 避難所等の開設・運営の留意点

- (1) 避難施設の鍵の施開錠の体制（鍵の保管体制）の整備

- (2) 避難利用スペースの確認及び明示
- (3) 自主防災組織等の協力による避難所運営組織等の編成
- (4) 市職員の避難施設の配置及び巡回体制の整備
- (5) 避難者台帳等による入退出管理体制の整備 【資料-57】 避難者カード
- (6) 避難者の生活ルールの周知徹底
- (7) 避難者に対する給水、給食、生活必需品等の配給体制の構築
- (8) 避難者に対する情報提供及び各種相談業務の実施

第4 避難所等及び避難路の周知

市は、災害時に的確に避難できるよう避難所等を記した防災マップ等を作成し、各戸に配布するとともに、防災学習会、各種防災訓練等を通じて避難所等の周知徹底を図る。

また、避難所等の付近に避難所等の名称及び方向を示した誘導標識等を設置する。

第5 避難の心得等の知識の普及啓発

市は、市民に対し防災学習会等の機会を通じて、安全な避難に関する知識の普及啓発に努めるとともに、自治会、自主防災組織等による避難誘導への協力や避難場所の開設及び運営における市民の協力について理解を得るよう努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

第6 防災上重要な施設における避難計画の整備

市は、学校、病院、社会福祉施設等については、以下の点に留意して、それぞれの施設の特性に応じた避難計画の整備を図る。また、下記1から3の社会福祉施設等の管理者が避難確保計画を作成しない場合には、当該施設管理者に必要な指示を行い、さらに正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

市地域防災計画に記載された社会福祉施設等の管理者は、水防法または土砂災害防止法に基づき、入所者の避難誘導等を定めた避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、その結果を市に報告する。

1 学校等

児童生徒等の集団での避難場所及び避難経路の選定及び避難誘導體制

2 病院等

患者等を集団で避難させる収容施設、医療機関の選定及び移送体制、治療等の継続に必要な事項、引継ぎ等の体制の検討

3 社会福祉施設等

入所者等を集団で避難させる収容施設、その他の社会福祉施設の選定、移送体制、介護等の継続に必要な事項、引継ぎ等の体制の検討

4 浸水想定区域要配慮者利用施設

浸水想定区域要配慮者利用施設へは、「洪水予報」及び「避難判断水位到達情報」を電話で連絡するものとし、電話連絡ができない場合は口頭で連絡する。

なお、浸水想定区域内に在る要配慮者利用施設は、資料編のとおりである。

【資料-17】 浸水想定区域要配慮者利用施設名簿

5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へは、「土砂災害警戒情報」を電話で連絡するものとし、電話連絡ができない場合は口頭で連絡する。

なお、要配慮者利用施設は、資料編のとおりである。

【資料-18】土砂災害警戒区域等要配慮者利用施設名簿

【資料-50】土砂災害警戒情報連絡様式

第7 広域避難

- 1 市は、災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間、他の市町村の区域に滞在させる必要が生じた場合は、府内の他の市町村と協議し、広域避難の調整を行う。
- 2 市は、指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、平時から広域避難計画の作成に努める。
- 3 市は、災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

第8 広域一時滞在

- 1 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第9 車中泊避難

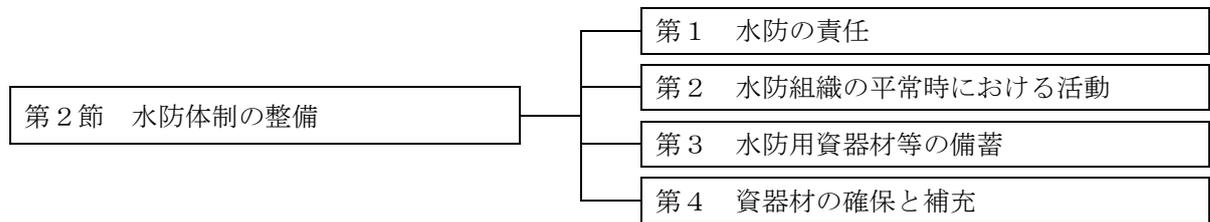
大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

また、市は、避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等に努める。

なお、屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第2節 水防体制の整備

市は、水防上必要な諸活動等について、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するために、市域の水防体制について必要な事項を定める。



第1 水防の責任

1 水防管理団体の責任

水防管理者（市長）は、水防法の定めるところに従い、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資器材を整備する等、水防に関するあらゆる行為を十分に果たさなければならない。

2 市の責任

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において次の事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）の施設名称及び所在地

3 市民の責任

市民は、水害が予想される事態を発見した場合、水防管理者、消防本部等の機関へ速やかに通報するとともに、水防活動に協力する。

第2 水防組織の平常時における活動

1 水防事務の分掌

水防時において組織される水防組織は、風水害対策編（第3章 第5節 水防活動）により、消防本部（消防総務課）は、平常時においても次の事務分掌を担当する。

- (1) 水防に関する広報及び諸情報の収集並びに連絡、報告に関すること。
- (2) 水防予防対策の調査研究に関すること。
- (3) 水防関係機関との連絡に関すること。
- (4) 水防施設及び資器材等の整備点検に関すること。
- (5) 水防業務の研究、教養指導に関すること。

2 平常時における水防

- (1) 水防管理者は、重要水防地域等について随時巡視を行い、水防上危険な状況の有無の確認を行うものとする。異常等が発見された場合、当該施設管理者に連絡し、必要な措置を求める。
- (2) ため池、樋門等の管理者は、あらかじめ監視連絡員を定め、特に雨期前には、樋門又は洪水吐き等の施設の点検を厳重に行い、出水時における操作上の支障の排除に努める。

3 輸送の確保

市は、水防時出水地域の人命救助作業、資器材の運搬及び緊急連絡用として、必要なトラック等の車両について、借上げ計画を作成する。

4 水防訓練

市は、水防時における防衛活動の迅速的確を期するため、毎年関係機関と連携した水防訓練を実施する。

第3 水防用資器材等の備蓄

1 水防倉庫

水防倉庫は、次のとおりとする。

名 称	位 置
森水防倉庫	八幡吉野垣内地先
川口水防倉庫	川口北浦地先
上奈良水防倉庫	上奈良外島地先
上津屋水防倉庫	上津屋上川原地先
岩田水防倉庫	岩田六ノ坪地先

2 資器材

品目数量は次のとおりである。

品名 名称	土のう袋	縄	鉄線	ムシロ	鉄杭	竹	木杭 (4m)	木杭 (1.65m)	土留鋼板	塩化ビニールパイプ (4m)
消防署	2,000		1		10					
森	4,500	22	6	60	150		37	150	27	15
川 口	4,500	23	6	60	150	20	38	150	27	15
上奈良	3,000	15	4	40	100		25	100	18	10
上津屋	3,000	15	4	40	100		25	100	18	10
岩 田	3,000	15	4	40	100		25	100	18	10
合計	20,000	90	25	240	610	20	150	600	108	60

品名 名称	掛 矢	サン ヤ	スコ ップ	の こぎ り	お の	か ま	クリ ツ パ	つ る は し	シ ノ	一 輪 車	ハン マー
消防署	6			2	1	3	2	1	1	1	1
森	15	4	45	3	3	11	4	9	6	3	7
川 口	15	5	45	3	3	10	5	9	6	3	8
上奈良	10	3	40	2	2	7	3	6	4	2	5
上津屋	10	3	40	2	2	7	3	6	4	2	5
岩 田	10	3	40	2	2	7	3	6	4	2	5
合計	66	18	210	14	13	45	20	37	25	13	31

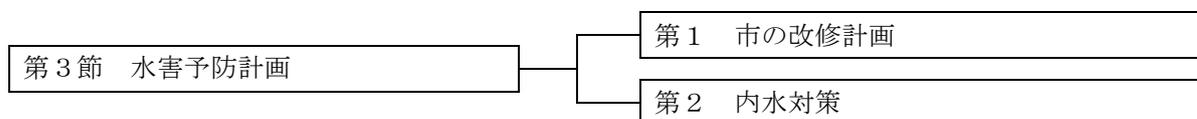
第4 資器材の確保と補充

市は、水防資器材が腐敗し、損傷し、又はそのおそれのある場合、事前に代替品を準備し、滅損した場合、直ちに補充する。

また、水防資器材は、常に最悪の状態を予想して調達の方法を講じておく。

第3節 水害予防計画

市は、管理する河川及び下水道について、築堤、浚渫等の外水氾濫対策及び内水排除施設の整備、排水機及び樋門の適切な管理等の総合的な水害の防止を図る。



第1 市の改修計画

- 1 市は、外水氾濫対策について、府の淀川水系木津川圏域河川整備計画との整合性を図るとともに、準用河川、小河川及び排水路の未改修箇所の整備に努める。
- 2 市は、河川等の計画流量を確保するため、浚渫等を充実する。

第2 内水対策

1 排水機の管理

市は、樋門閉鎖時に、市域及び上流域の降雨により大谷川の水位（内水位）が上昇した場合には、排水機を稼働して内水を排除し、浸水による被害を防止する。

■排水機場一覧

施設名	設置年月	排水能力	台数	設置者	管理者
八幡排水機場	S 41. 3	3.0 m ³ /s	2	国土交通省	国土交通省
〃	S 63. 6	12.50 m ³ /s	3	国土交通省	国土交通省
〃	H 4. 6	12.50 m ³ /s	1	国土交通省	国土交通省
綴喜西部 土地改良区	S 38. 3	3.50 m ³ /s	2	綴喜西部 土地改良区	綴喜西部 土地改良区
川北排水機場	S 61. 4	3.50 m ³ /s	2	京都府	城西西地区 耕地整理組合

2 樋門の管理

市は、上流域の降雨又はダムによる放流により木津川の水位（外水位）が上昇し、大谷川又は防賀川の水位（内水位）を超えた場合には、速やかに樋門を閉鎖し、逆流を防止する。

(1) 八幡排水機場樋門

市は、木津川の水位（外水位）が上昇し、大谷川の基準水位（内水位）を超え、かつ、逆流を確認した場合には、速やかに八幡排水機場樋門を閉鎖する。これにより、内水位が上昇した場合には、排水機を稼働して内水を排除する。内水位と外水位の差に注意を払い、適切な操作に努める。

(2) 橋本樋門

市は、木津川の水位（外水位）が上昇し、大谷川の水位（内水位）を超えた場合には、速やかに橋本樋門を閉鎖し、逆流を防止する。大谷川の自然流下との関係に注意を払い、適切な操作に努める。

(3) 上津屋樋門

市は、木津川の水位（外水位）が上昇し、上津屋放水路の水位（内水位）を超えた場合には、速やかに上津屋樋門を閉鎖し逆流を防止する。上津屋放水路の自然流下との関係に注意を払い、適切な操作に努める。

■樋門施設設置場所一覧

樋門の名称	所在地	設置年月	設置者	管理者
八幡排水機場樋門	八幡北浦	S 60. 6	国土交通省	国土交通省
橋本樋門	橋本小金川	S 40. 8	国土交通省	国土交通省
川北樋門	八幡在応寺	S 61. 4	京都府	城西西地区耕地整理組合
小金川樋門	橋本小金川	S 54. 1	国土交通省	国土交通省
上津屋樋門	上津屋地先	H 9. 3	国土交通省	国土交通省
林ノ元排水樋門	八幡地先	S 2	澁川右岸水防事務組合	澁川右岸水防事務組合

3 水路等の管理

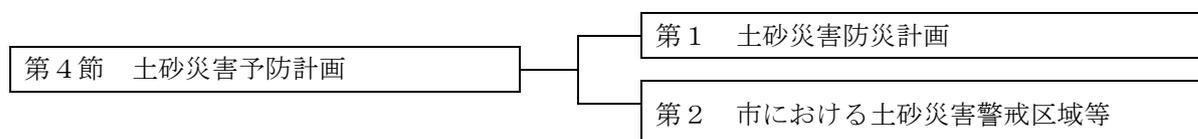
市は、市管理水路等に関連する開発行為等が行われる場合、八幡市開発指導要綱に基づき指導を行う。

4 雨水地下貯留施設の管理

市は、内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため、雨水地下貯留施設の適切な稼働、管理に努める。

第4節 土砂災害予防計画

市は、府と協力して、緊急性の高いところから総合的な土砂災害防止対策を推進する。



第1 土砂災害防災計画

1 パトロール等の実施体制の整備

市は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）についてパトロール等を行い、危険箇所の状況を常に把握できる体制とし、当該箇所等に変化が見られた場合、直ちに専門家の診断等を受ける体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域等の周辺の消防団、自治会、自主防災組織については、あらかじめ協議の上、土砂災害の前兆現象等の異常現象を発見した場合、直ちに、通報する体制を整備する。

2 市民への周知

市は、市民の早期の避難を促進するため、平常時より土砂災害警戒区域等を示したハザードマップ等を作成、配布し、市民に周知するとともに、地域住民及び土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行う。

また、土砂災害警戒区域等の区域内に要配慮者等の利用する施設がある場合は、これらの施設について把握するとともに、地域住民、施設の管理者等に印刷物等により周知する。

3 警戒避難体制の整備

市は、府から指定を受けた土砂災害警戒区域等ごとに情報の伝達、避難、救助その他必要

な警戒避難体制に関する事項について定め、必要な整備を図る。

また、情報伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知する。特に、土砂災害警戒区域等内に社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、予警報の伝達方法を定める。

4 災害応急対策の準備

市は、応急措置及び水防活動に必要な人員、資材の確保等に関し、建設業者等関係機関と協定を締結して、緊急時に即応できる体制を整備する。

第2 市における土砂災害警戒区域等

1 市域における砂防指定地

場 所	備 考
八幡木樵谷 3 番地他 八幡石不動 134 番地他 八幡神原 50 番地他 (木樵谷川)	昭和 15 年 11 月 8 日指定
八幡大谷 76 番地他 (大谷谷川)	昭和 43 年 7 月 30 日指定
八幡馬場 101 番地他 八幡馬場山 7 番地他 八幡高坊 30 番地他 八幡馬場 99 番地他 (馬場谷川)	昭和 57 年 5 月 25 日指定 平成 7 年 2 月 9 日追加指定

2 市域における急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所

危険区域名	所在地	指 定 年 次	面積 (㎡)
男 山	城ノ内	昭和 56 年 3 月	0.55
杉谷不動	八 幡	平成 8 年 3 月	0.19

3 市域における山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や溪流）を林野庁が定める調査要領に基づき府が調査し、その危険度が基準以上の地区のことをいう。

山地災害危険地区そのものは、土地利用等に制限を加えるものではなく、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握しているものである。

■八幡市山地災害危険地区箇所一覧

種 別	危険地区番号	所 在 地
山腹崩壊危険地区 (5 地区)	210-1	八幡石不動
	210-2	八幡高坊
	210-3	八幡大谷
	210-4	橋本東山本
	210-5	橋本東山本
崩壊土砂流出危険地区	該当地区なし	
地すべり危険地区	該当地区なし	

4 土砂災害警戒区域等

平成 19 年 6 月 1 日から京都府と京都地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表してい

る。

平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害から市民の生命を守るために、府と連携して土砂災害警戒区域等を指定することで危険な区域を明らかにし、警戒区域に必要な警戒避難体制の整備促進を図る。

防災対策を進めるに当たっては、行政と市民が常に情報を共有し行政側の「知らせる努力」と市民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。

■八幡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

NO.	所在地	区域名	区域番号	自然現象
1	橋本米ノ尾・橋本西山本	橋本1	新け1001	土石流
2	橋本東山本	橋本2	け001	土石流
3	橋本中ノ町	橋本A	け1001	急傾斜地の崩壊
4	橋本北ノ町	橋本B	け1001-1	急傾斜地の崩壊
5	橋本東山本	橋本C	け1002-2	急傾斜地の崩壊
6	橋本東山本	橋本D	け1002-3	急傾斜地の崩壊
7	橋本狩尾	橋本E	け1002-1	急傾斜地の崩壊
8	橋本狩尾	橋本F	け1002	急傾斜地の崩壊
9	橋本狩尾・橋本興正	橋本G	け1003	急傾斜地の崩壊
10	橋本興正	橋本H	け1003-1	急傾斜地の崩壊
11	橋本東浄土ヶ原	橋本I	け1003-2	急傾斜地の崩壊
12	八幡大谷	八幡1	け002	土石流
13	八幡大谷	八幡2	け003	土石流
14	八幡大谷	八幡3	け004	土石流
15	八幡大谷	八幡4	け005	土石流
16	八幡高坊	八幡5	け006	土石流
17	八幡平谷	八幡6	新け1002	土石流
18	八幡馬場	八幡7	け007	土石流
19	八幡石不動・八幡神原	八幡8	け008	土石流
20	八幡大谷	八幡A	け1004	急傾斜地の崩壊
21	八幡大谷	八幡B	け2001	急傾斜地の崩壊
22	八幡大谷	八幡C	け2002	急傾斜地の崩壊
23	八幡高坊	八幡D	け2002-1	急傾斜地の崩壊
24	八幡高坊・八幡西高坊	八幡E	け1005	急傾斜地の崩壊
25	八幡高坊	八幡F	け1007-1	急傾斜地の崩壊
26	八幡平谷・八幡城ノ内・八幡山本	八幡G	け1007	急傾斜地の崩壊
27	八幡馬場	八幡H	け1008	急傾斜地の崩壊
28	八幡神原・八幡馬場	八幡I	け1009	急傾斜地の崩壊
29	八幡神原・八幡石不動	八幡J	け1010	急傾斜地の崩壊
30	男山指月	八幡K	け1011-1	急傾斜地の崩壊
31	八幡清水井	八幡L	け1011	急傾斜地の崩壊
32	男山指月	八幡M	け2003	急傾斜地の崩壊
33	八幡大芝	八幡N	け1012-1	急傾斜地の崩壊
34	八幡中ノ山	八幡O	け1012	急傾斜地の崩壊

NO.	所在地	区域名	区域番号	自然現象
35	八幡福祿谷・男山松里	八幡P	け 1013-1	急傾斜地の崩壊
36	八幡福祿谷	八幡R	け 1013-3	急傾斜地の崩壊
37	八幡福祿谷	八幡S	け 1013-4	急傾斜地の崩壊
38	八幡式部谷	八幡U	け 1011-2	急傾斜地の崩壊
39	八幡式部谷	八幡V	け 1011-3	急傾斜地の崩壊
40	八幡石不動	八幡W	け1011-4	急傾斜地の崩壊
41	美濃山井ノ元	美濃山1	新け 2001	土石流
42	美濃山宮ノ背・美濃山御幸	美濃山A	け 1013-5	急傾斜地の崩壊
43	美濃山井ノ元・美濃山御幸	美濃山B	け 1013-6	急傾斜地の崩壊
44	美濃山狐谷	美濃山C	け 1013-7	急傾斜地の崩壊
45	美濃山井ノ元・美濃山御幸	美濃山D	け 1013-8	急傾斜地の崩壊
46	美濃山宮ノ背	美濃山E	け 1013-9	急傾斜地の崩壊

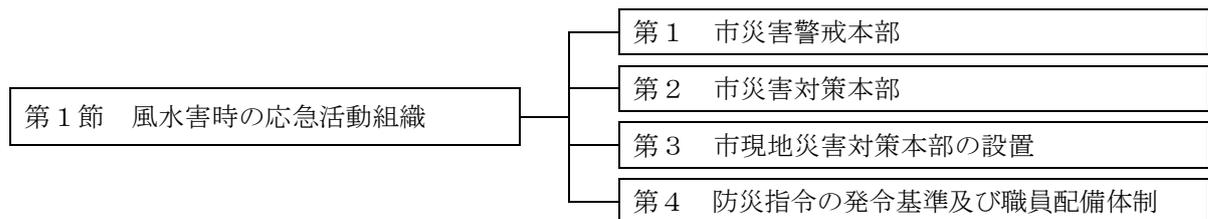
第3章 風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項

第1節 風水害時の応急活動組織

市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の応急対策を行うため次の組織を整備する。

■市における応急活動組織体制

- | |
|--------------------------|
| 1 市災害警戒本部（市災害対策本部設置前の体制） |
| 2 市災害対策本部 |



第1 市災害警戒本部

1 設置責任者

市災害警戒本部（市災害警戒本部長：市長）は、災害が発生するおそれのある場合で市災害対策本部が設置されるまでの間において、災害情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、市長の指示に従い危機管理監が設置する。ただし、八幡市に警報（大雨・洪水・暴風）が発表されたときは、本文の規定にかかわらず設置する。

2 組織及び配備基準

- (1) 市災害警戒本部（1号及び2号配備）は、以下の配備基準により設置され、次表－1「市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表」の職員をもって構成する。
 - ア 市災害警戒本部1号配備基準（防災指令第1号）
気象業務法に基づく予警報が八幡市に発令され、災害の発生が予想されるとき
 - イ 市災害警戒本部2号配備基準（防災指令第2号）
災害が発生するおそれがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難な時、又は小規模な災害が発生したとき
- (2) 危機管理監は、災害警戒上必要な場合、前項に規定する者のほか、関係職員を配置することができる。

3 所掌事務

市災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨状況、河川の水位の観測並びに気象情報等の収集及び伝達
- (3) 防災関係機関との連絡調整
- (4) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (5) 被害状況の調査及び収集

4 閉鎖

危機管理監は、市災害対策本部が設置された場合又は災害警戒の必要が認められなくなった場合、市長の指示に従い市災害警戒本部を閉鎖する。

■表－1 「市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表」

1号配備		2号配備		
常時出動メンバー ※2		輪番出動メンバー ※1		
危機管理監	(本部)	第1班	① 総務部・政策企画部・市民生活部 1名 (本部)	
総務部長	(本部)		② 建設産業部 1名 (応急)	
政策企画部次長	(本部)		③ 建設産業部 1名 (応急)	
市民生活部次長	(本部)		④ 健康福祉部 1名 (救助)	
建設産業部次長	(応急)		⑤ 健康福祉部 1名 (救助)	
建設産業部次長	(応急)		⑥ 上下水道部 1名 (上下水)	
健康福祉部次長	(救助)		⑦ こども未来部 1名 (教育)	
健康福祉部次長	(救助)		⑧ 消防本部 1名 (消防)	
上下水道部次長	(上下水)		第2班	⑨ 総務部・政策企画部・市民生活部 1名 (本部)
こども未来部次長	(教育)			⑩ 建設産業部 1名 (応急)
消防本部次長	(消防)			⑪ 建設産業部 1名 (応急)
				⑫ 健康福祉部 1名 (救助)
				⑬ 健康福祉部 1名 (救助)
				⑭ 上下水道部 1名 (上下水)
				⑮ こども未来部 1名 (教育)
				⑯ 消防本部 1名 (消防)

※1 上記表－1に示した2号配備の輪番出動メンバーについては、以下の出動順位により、それぞれ第1班と第2班の配備に付く。出動順位については、第1順位等の高位の順位者に事故がある場合は、順に次席の順位の方が代替要員として出動する。

※2 上記表－1の「次長」については、参事、室長等を含む。

上記表－1の①及び⑨(総務部・政策企画部・市民生活部)	
出勤順位	要 員
第1順位	1号配備以外の次長
第2順位	各部参事
第3順位	各部庶務担当課長
第4順位	組織図による庶務担当課長の次の課長
第5順位	それ以外の場合は、1号配備出動メンバーが決める

※ 上記第1～5順位については総務部、政策企画部、市民生活部の順とする。

上記表－1の②～⑧、⑩～⑯(総務部・政策企画部・市民生活部以外)	
出勤順位	要 員
第1順位	1号配備以外の次長
第2順位	各部参事
第3順位	各部庶務担当課長
第4順位	組織図による庶務担当課長の次の課長
第5順位	それ以外の場合は、1号配備出動メンバーが決める

第2 市災害対策本部

1 設置責任者

市災害対策本部は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が設置する。

市災害対策本部は、市長が本部長となり、各部等の職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。市長が不在の場合、市災害対策本部の指示は市長を代行して副市長又は教育長がこれを行う。

2 市災害対策本部の設置基準

市災害対策本部は、以下の場合に設置される。

(1) 市災害対策本部配備基準(防災指令第3号)]

特別警報が発令されたとき、又は局地的に相当規模の災害が発生したとき、若しくは災害が更に広範囲に広がるおそれがあるとき。

(2) 市災害対策本部配備基準(防災指令第4号)]

大規模な災害が予想される時、又は大規模な災害が発生したとき。

3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市庁舎内に開設する。

市災害対策本部が被災した場合等、市災害対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市災害対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

4 閉鎖

市長は、市域において被害が拡大するおそれが解消したと認める場合、その他本部を設置しておく必要がないと認める場合、本部を閉鎖する。

5 開廃の通知

市長は、本部を設置した場合、又は廃止した場合、必要な関係者にその旨を通知する。

■連絡先

名称	電話番号等
府山城広域振興局 田辺地域総務防災課	府衛星通信系防災情報システム TEL 衛星7(地上8)－760－8101 FAX 衛星7(地上8)－760－8100
	N T T回線 0774－62－0173
八幡警察署 (警備課)	N T T回線 981－0110

6 組織

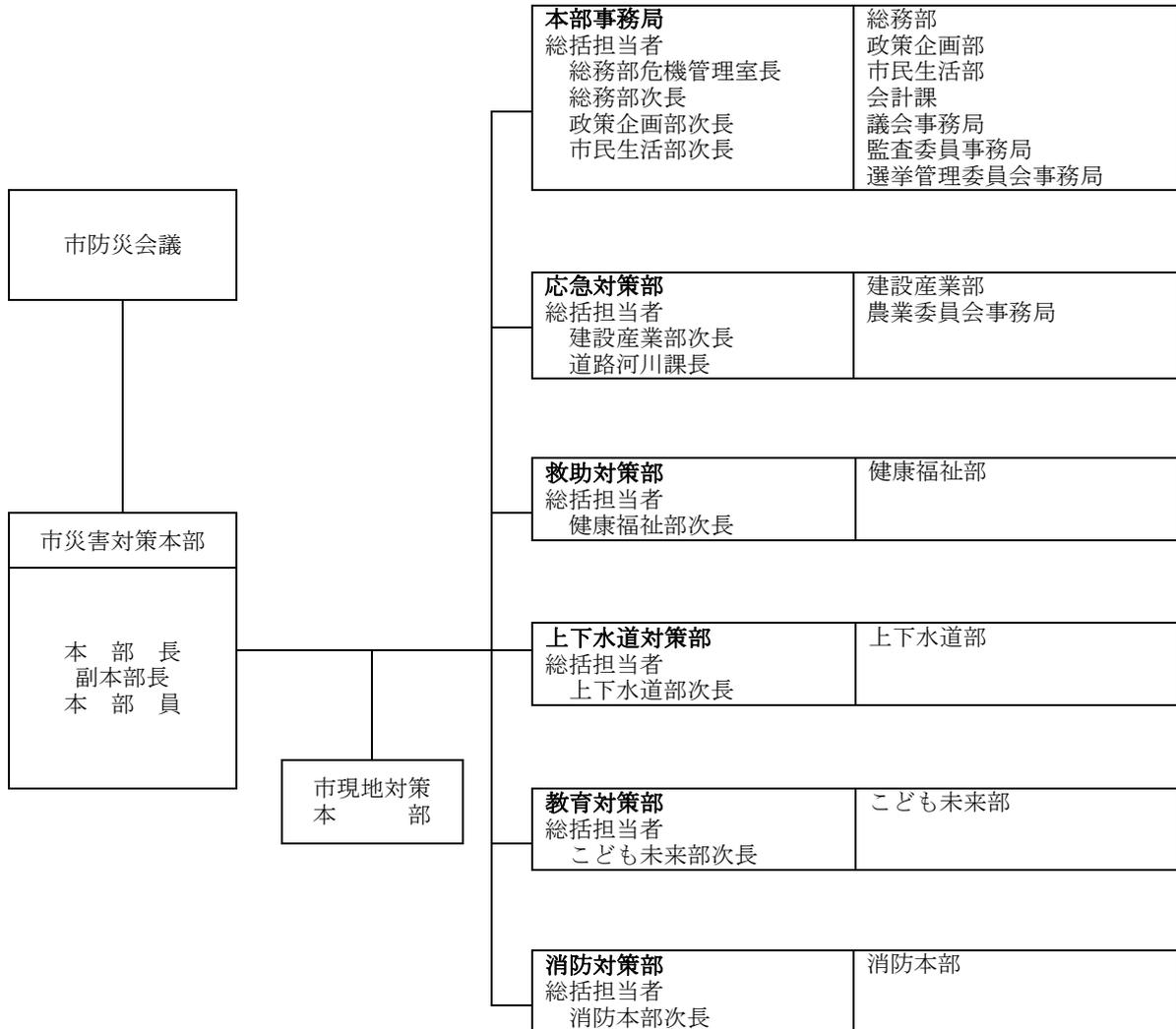
市災害対策本部の組織を、以下の「市災害対策本部の構成」及び「市災害対策本部組織図」に示す。本部長、副本部長及び本部員は、次順位、次々順位の責任者をあらかじめ指定する。

■市災害対策本部の構成

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
本部員	危機管理監 理事 本部事務局長（総務部長） 本部事務局（政策企画部長、市民生活部長、会計管理者、議会事務局長） 応急対策部長（建築産業部長） 救助対策部長（健康福祉部長） 救助対策部（福祉事務所長） 上下水道対策部長（上下水道部長） 教育対策部長（こども未来部長） 消防対策部長（消防長）	各 対 策 部

※ 組織改正等により市災害対策本部の構成に変更が生じた場合は、この限りではない。
また、市災害対策本部の事務は、防災担当課が行う。

■市災害対策本部組織図



※ 上記の「次長」については、参事、室長等を含む。

【資料－3】八幡市災害対策本部条例

【資料－4】八幡市災害対策本部規程

7 市災害対策本部会議の所掌事務

- (1) 本部長は、副本部長及び本部員を召集し、その議長となり、災害予防及び災害応急対策の実施の方法について決定する。
- (2) 市災害対策本部は、市防災会議と緊密な連絡のもとに、市域における災害予防及び災害応急対策を実施する。
- (3) 本部長は、本部会議を開くいとまがない場合、副本部長と協議の上、その事務を処理する。
- (4) 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

8 各対策部の事務分掌

- (1) 本部と各対策部の情報伝達及び連携を密にするため、各対策部に総括担当者を指名するとともに、総括担当者会議を設置する。開催については、必要に応じて本部事務局長が召集する。
- (2) 総括担当者は、本部事務局長又は対策部長を補佐し、本部事務局長又は対策部長に事故があるときは、その職務を代理する。
また、各部庶務担当課長は、総括担当者を補佐し、総括担当者に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 各部における事務分掌は、資料編のとおりとする。

【資料－8】災害対策本部の事務分掌

第3 市現地災害対策本部の設置

本部長は、被害状況に応じて市現地対策本部を設置する。

指揮権限者は、本部長の指示する者が配置されるまでの間、施設長又は施設長を補佐する者とし、市災害対策本部と協議の上、指揮をとる。

また、その組織は業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

第4 防災指令の発令基準及び職員配備体制

1 防災指令の発令・解除

- (1) 発令
市長は、災害の程度に応じて、表「防災指令発令基準(風水害)」によって防災指令を発令する。
- (2) 解除
市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなると認める場合、防災指令を解除する。

2 職員配備体制

- (1) 各対策部は、応急活動の強力な推進を図るため、表「防災指令発令基準(風水害)」及び図「市災害対策本部組織図」の配備体制をとる。
- (2) 職員への連絡については、あらかじめ定めた緊急連絡網によって行う。

- (3) 【資料－8】災害対策本部の事務分掌に基づき、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員を指定し、責任者不在時は、次順位の責任者が指揮命令を行い、円滑な業務の遂行を図る。

【資料－6】八幡市防災指令要綱

3 配備の報告

市は、各対策部において防災指令に基づき職員を配置し、応急活動を実施した場合、総括担当者は職員の配備状況を本部事務局に報告する。

4 参集場所

(1) 所属参集

職員は、所属する勤務場所に参集することを基本とする。

(2) 指定参集

ア 職員は、各対策部長により、あらかじめ災害時に参集する場所を指定された場合、指定場所に参集する。

イ 本庁周辺居住の職員のうち、あらかじめ指定されたものは、本部機能を早期に確立するため、本部事務局に参集する。

ウ 指定避難所周辺居住の職員のうち、あらかじめ指定されたものは、初期の情報収集のため、指定された場所に参集して責任者の指示に従う。

5 職員の心構え

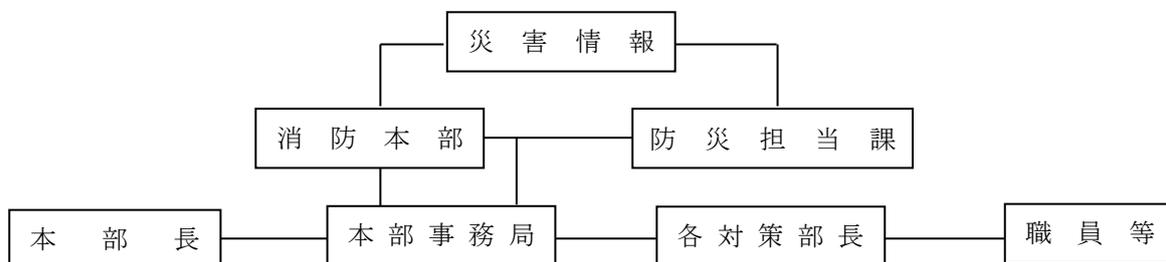
(1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び任務を十分習熟しておく。

(2) 職員は、災害が発生するおそれがある場合、ラジオ、テレビ、インターネット、携帯メール、アプリ等によって情報を得るとともに、市災害対策本部等への電話照会等によって災害の状況、防災指令等を知るように努める。

(3) 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災指令やその他配備命令がない場合であっても、自らの判断で勤務場所へ自主参集する。

6 動員方法

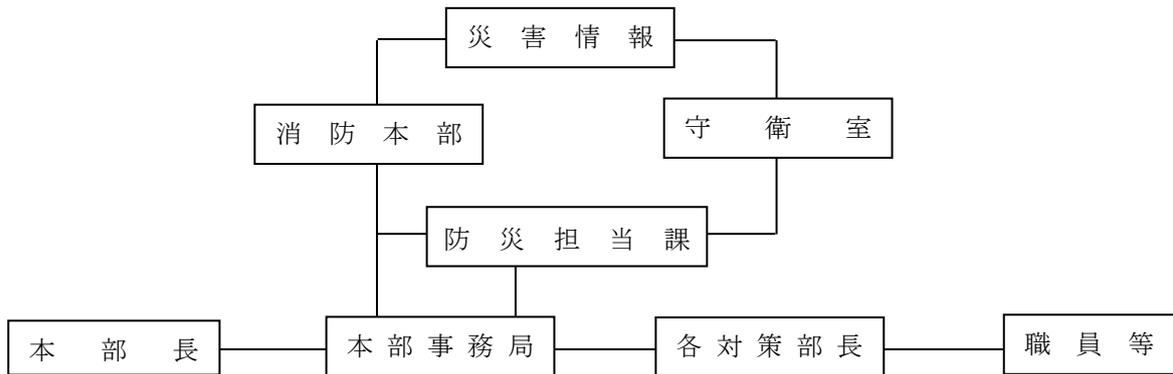
(1) 勤務時間内における動員命令の連絡体制



【動員伝達の時期】

市内で災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したとき。

(2) 勤務時間外における動員命令の連絡体制



【動員伝達の時期】

- ・ 市内で災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときは、毎年各対策部で作成する緊急連絡網で伝達する。
- ・ 中規模以上の災害が発生したとき、配備該当職員は自発的に参集する。

■防災指令発令基準（風水害）

種類	発令基準	配備体制	主な活動内容
防災指令第1号	気象業務法に基づく予警報が八幡市に発令され、災害の発生が予想される時。	市災害警戒本部1号配備（常時出動メンバー）（※1）及び本庁各部（※2）1～2名	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第2号	災害が発生するおそれがあるが、発生時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき。	市災害警戒本部2号配備（常時出動及び輪番出動メンバー）（※1）及び本庁各部（※2）2～4名並びに市災害対策本部体制準備（待機）	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第3号	市域に係る特別警報が発令されたとき、又は局地的に相当規模の災害が発生したとき、若しくは災害が更に広範囲に広がるおそれがあるとき。	市災害対策本部体制及び全職員の約5割	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第4号	大規模な災害が予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制全職員	・事務分掌における災害対策

※1 表-1「市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表」を参照

※2 議会事務局、監査委員事務局、会計課で一つの部として扱う。

第2節 本部職員等の証票

市は、市災害対策本部を設置し、職員が応急対策の業務に従事する場合、次の証票を着用させる。

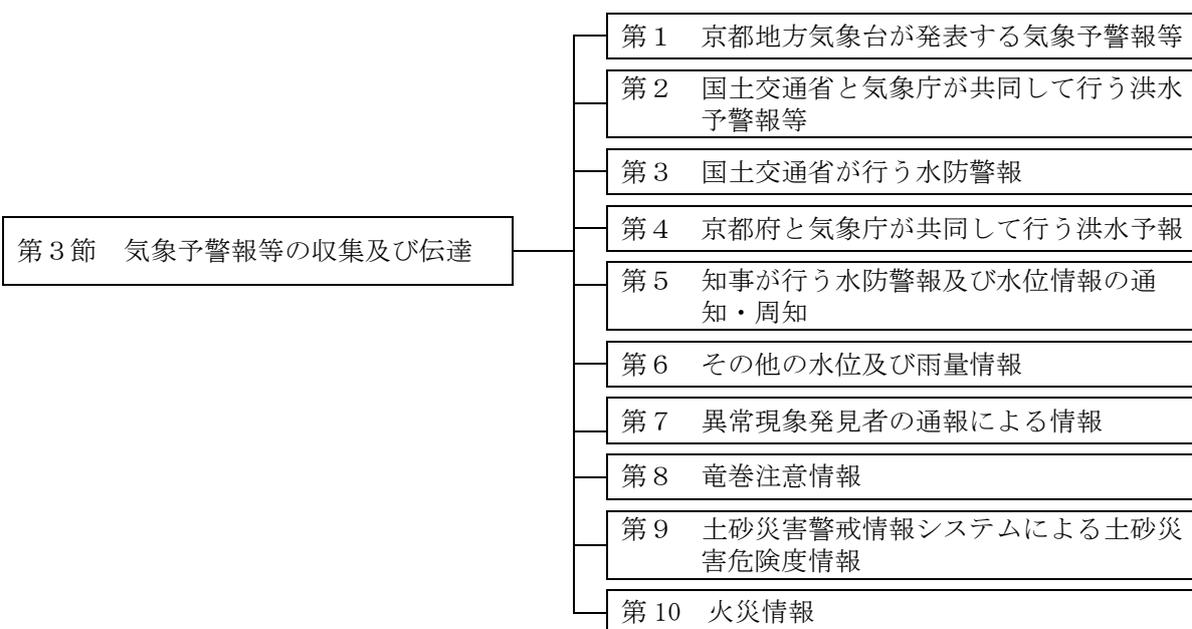


八幡市災害対策本部

(八幡市の市章に「八幡市災害対策本部」の文字を記載したもの)

第3節 気象予警報等の収集及び伝達

市は、各種の災害応急対策に係る情報を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達する。



第1 京都地方気象台が発表する気象予警報等

市は、気象情報等を迅速かつ確実に収集し、これを単独又は防災指令とあわせて、各対策部及び関係機関に防災行政無線及びN T T回線を使用して伝達する。

1 気象予警報等の発表基準（八幡市予報区域）

(1) 注意報

■注意報基準表<京都地方気象台>

種	類	発 表 基 準		
気象注意報	風	雪	平均風速	12m/s 以上で雪を伴う
	強	風	平均風速	12m/s 以上
	大	雨	表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	99
	大	雪	12 時間降雪深	5 cm 以上
		雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾	燥	湿度	最小湿度 40%以下で、実効湿度 60%以下
	濃	霧	視程	100m 以下
	な	だ	れ	積雪の深さ 40cm 以上で降雪の深さ 30cm 以上 積雪の深さ 70cm 以上あり京都の最高気温が 8℃ 以上又はかなりの降雨
		霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合
	低	温	最低気温	京都で-4℃以下
	着	雪	24 時間降雪深	平地 30cm 以上
			気温	-2℃～2℃
洪	水	流域雨量指数基準	大谷川流域=9.7、防賀川流域=6.6	
		複合基準	大谷川流域=(5, 9.7)、木津川流域=(5, 66.7)、 防賀川流域=(5, 6.6)	
		指定河川洪水予報 による基準	宇治川 [槇尾山]、桂川下流 [桂]、 木津川下流 [加茂]	

(2) 警報

■警報基準表<京都地方気象台>

種	類	発 表 基 準			
気象警報	暴	風	平均風速	20m/s 以上	
	暴	風	雪	平均風速	20m/s 以上で雪を伴う
	大	雨	浸 水 害	表面雨量指数基準	18
			土 砂 災 害	土壌雨量指数基準	127
	大	雪	12 時間降雪深	12 時間降雪の深さ 15cm 以上	
	洪	水	流域雨量指数基準	大谷川流域=12.2、防賀川流域=8.3	
			複合基準	大谷川流域=(8, 10.8)	
指定河川洪水予報 による基準			淀川水系 鴨川・高野川 [荒神橋]、淀川 [枚方] 宇治川 [槇尾山]、桂川下流 [桂]、 木津川下流 [加茂]		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm 以上		

- (注) 1 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めたおおむねの目安である。
 2 基準の数値は、変更されることがある。
 3 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
 4 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出。
 5 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
 6 複合基準とは、(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(3) 特別警報

■特別警報基準表<京都地方気象台>

種	類	発 表 基 準
気象特別警報	大雨 (土砂災害) (浸水害) (土砂災害、浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2 気象庁及び京都地方気象台が発表する気象情報

(1) 台風に関する気象情報 (京都地方気象台)

台風の現況及び警戒事項等について解説する情報

(2) 大雨(雪)に関する気象情報 (京都地方気象台)

大雨(雪)についての状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報

(3) 記録的短時間大雨情報 (気象庁)

大雨警報が発令されている場合に、京都気象台所属の観測所で、1時間90mm以上の雨量が観測された場合に、その事実を報ずることによって特別の警戒を呼び掛ける情報

(4) 土砂災害警戒情報 (京都地方気象台)

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、府と気象庁が共同で発表する防災情報

(5) 竜巻注意情報 (気象庁)

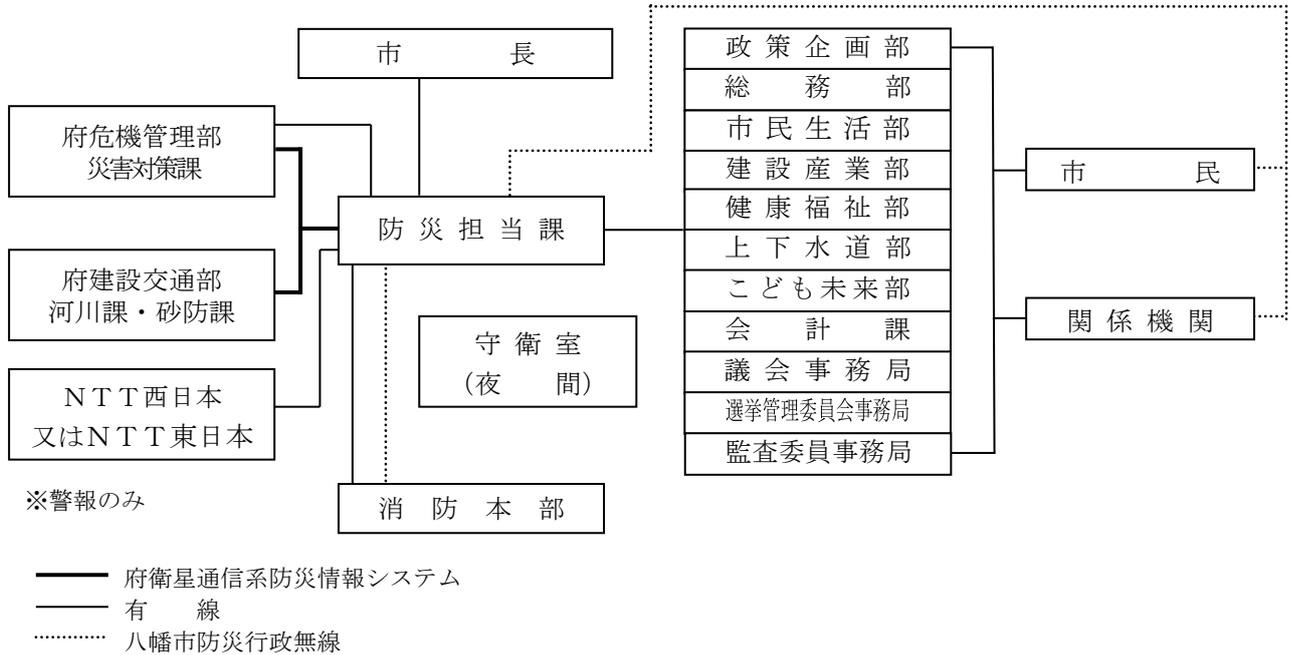
雷注意報が発令されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表する。

(6) その他の気象情報

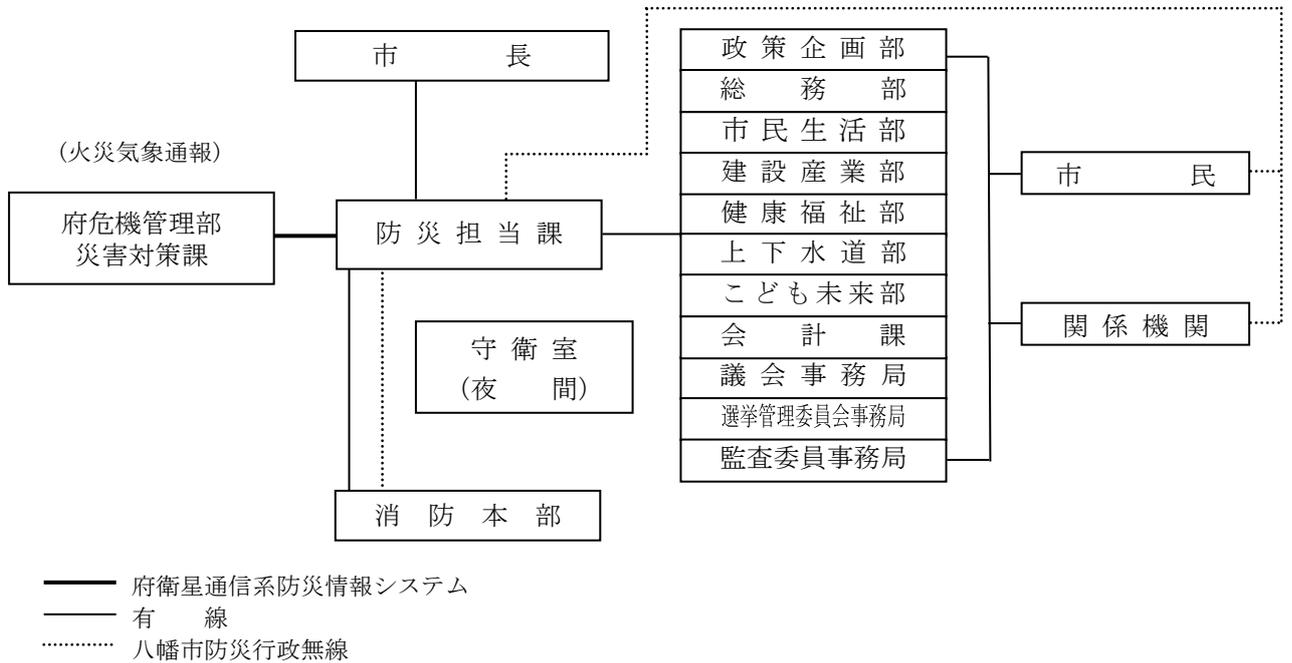
長雨、小雨、乾燥、低温その他現象名を冠して発表する異常気象等の状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報

3 伝達系統

■気象業務法、水防法による警報伝達系統



■火災気象通報伝達系統図



第2 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予警報等

洪水予報（国土交通省近畿地方整備局が大阪管区气象台と共同して行うもの）は、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、特に国土交通省と気象庁が共同して、洪水予警報を行うものであり、市域で指定された洪水予報河川は、下表「市域で指定された洪水予報河川」のとおりである。

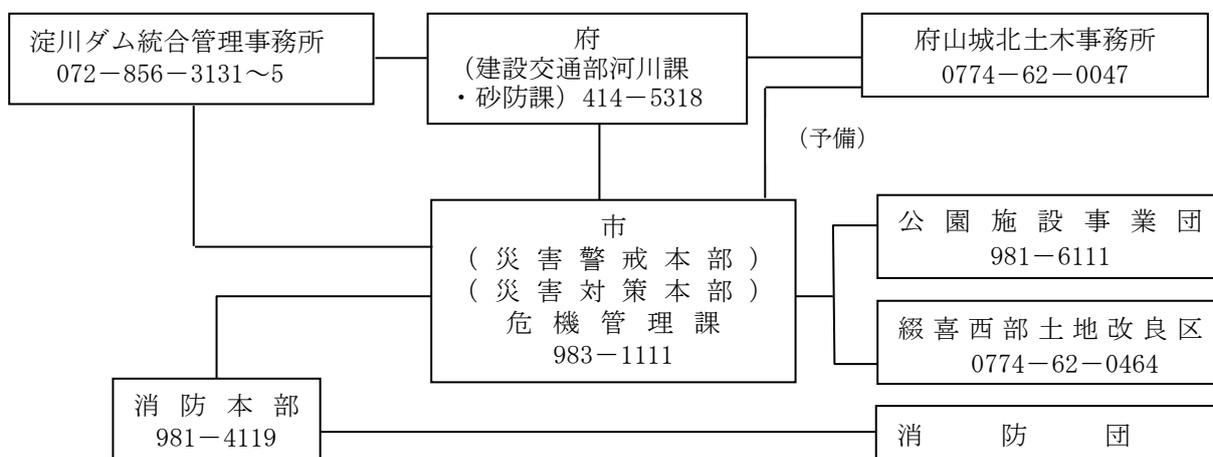
上記の洪水予警報は、指定河川の名称をつけて行うものであり、受報は以下の様式により行うものとし、市における通報系統は「市における通報系統図」のとおりである。

【資料-43】国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の様式

■市域で指定された洪水予報河川

河川名	区	域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川幹川 宇治川	左岸	宇治市宇治塔之川 36 番地の 2 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区气象台
	右岸	宇治市宇治紅苅 25 番の 8 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで		
淀川幹川 淀川	左岸	桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで	枚方	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区气象台
	右岸			
淀川支川 木津川 下流	左岸	木津川市加茂町山田野田 3 から幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区气象台
	右岸	和束町大字木屋字桶淵 22 の 2 から幹川合流点まで		
淀川支川 桂川 下流	左岸	京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地から幹川合流点まで	桂	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区气象台
	右岸	京都市西京区嵐山元録山町国有林 38 林班ル小班地先から幹川合流点まで		
備考	指定 平成 3 年 3 月 27 日建設省運輸省告示第 2 号			

■市における通報系統図



第3 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した市域の水防警報河川は、下表「市域で指定された水防警報河川」のとおりである。

国土交通省が発表する警報の受報は、以下の様式により行うものとし、市における通報系統は、「市における通報系統図」のとおりである。

■市域で指定された水防警報河川

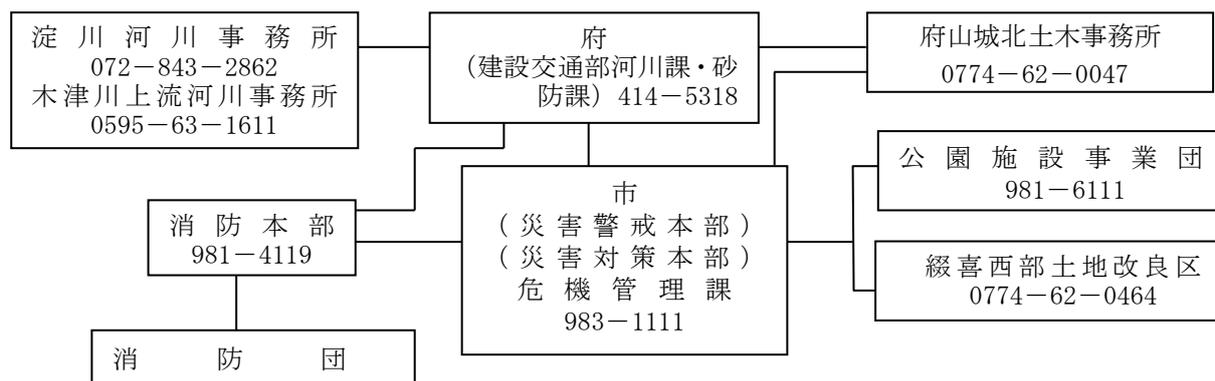
河川名	区 域	水位観測所	地名	位置	氾濫注意水位 (m)	氾濫危険水位 (計画高水位) [※] (m)	発表者
淀川幹川	左岸 宇治市宇冶金井戸 16-5 地先から大阪府界まで	向島 枚方	京都市伏見区 向島橋詰 大阪府枚方市 桜町 3-32	河口より 44.90km	2.00	3.50 (4.11)	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
	右岸 宇治市槇島町槇尾山 1-2 地先から大阪府界まで			河口より 25.90km			
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡南山城村地内 (三重県界)から幹川合流 点まで	加茂 岩倉	木津川市 加茂町 北船屋 三重県 伊賀市 岩倉	左岸幹川 合流点 より 28.60km	4.50	6.00 (9.01)	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
				左岸幹川 合流点 より 57.40km			
淀川支川 桂川	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町 から幹川合流点まで 右岸 京都市西京区嵐山元録 山町国有林 38 林班ル小班 地先から幹川合流点まで	桂	京都市西 京区桂浅 原町	河口より 50.40km	3.80	4.00 (5.06)	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
備考	指定 昭和 54 年 11 月 8 日建設省第 1689 号						

(※) () 書きは、計画高水位を示す。

■水防警報種別及び基準

水位観測所 種別	枚方	向島	加茂	桂
待機	水防団待機水位 を超過	同左	同左	同左
準備	氾濫注意水位をこ す3時間前	同左	同左	同左
出動	氾濫注意水位をこ す2時間前	同左	同左	同左
解除	水防活動の終わる とき	同左	同左	同左

■市における通報系統図

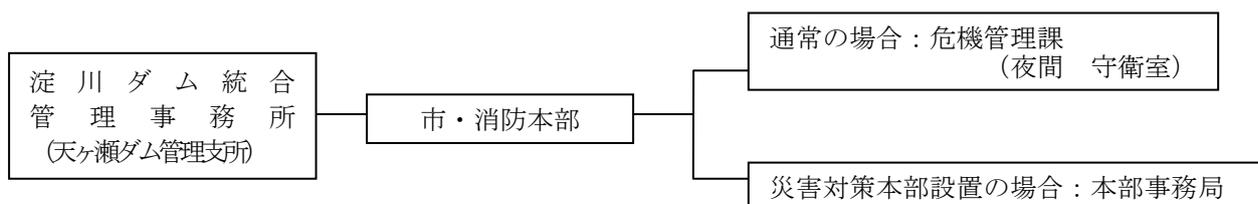


【資料-44】国土交通省が行う水防警報の様式

【参考(1)】天ヶ瀬ダム放流連絡の市における通報組織

淀川幹川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流する場合、国土交通省淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）からの連絡は、以下の様式により行う。市における伝達の系統は、次のとおりである。

■天ヶ瀬ダム放流連絡系統図



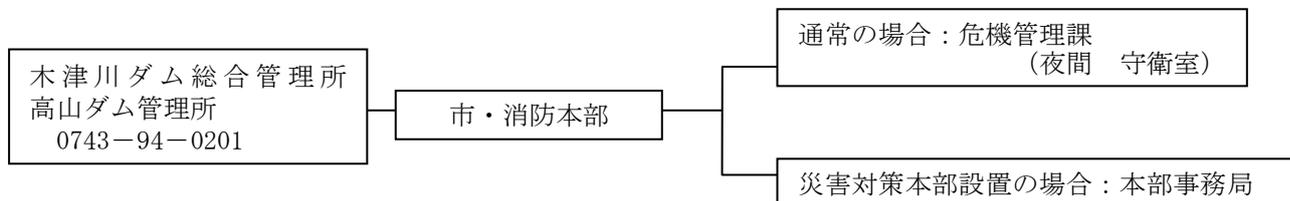
※ 有線及びFAXによる連絡

【資料-45】天ヶ瀬ダム放流連絡様式

【参考(2)】高山ダム放流連絡の市における通報組織

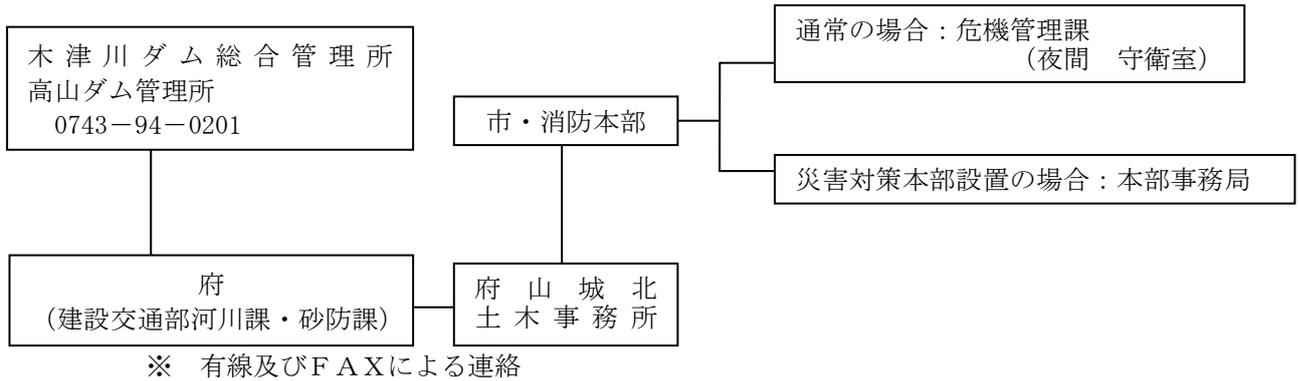
淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムが放流する場合、木津川ダム総合管理事務所からの連絡は、以下の様式により行う。市における伝達の系統は次のとおりである。

■高山ダム放流連絡系統図



※ 有線及びFAXによる連絡

■高山ダム放流連絡予備的方法



【資料-46】高山ダム放流連絡様式

第4 京都府と気象庁が共同して行う洪水予報

府及び気象庁は、水防法第11条第1項の規定により共同して、鴨川、高野川の指定区間について、鴨川・高野川洪水予報を行う。受報は以下の様式による。(鴨川、高野川は、市域の河川ではないが、浸水想定区域に市域が含まれるため記載する。)

【資料-48】知事が行う洪水予報の様式

1 実施区域等

河川名	区域		水位観測所	洪水予報発表者	指定年月日
鴨川・高野川	鴨川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで	荒神橋	府京都土木事務所長	平成16.6.1
	高野川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで		京都地方気象台長	

2 洪水予報基準点

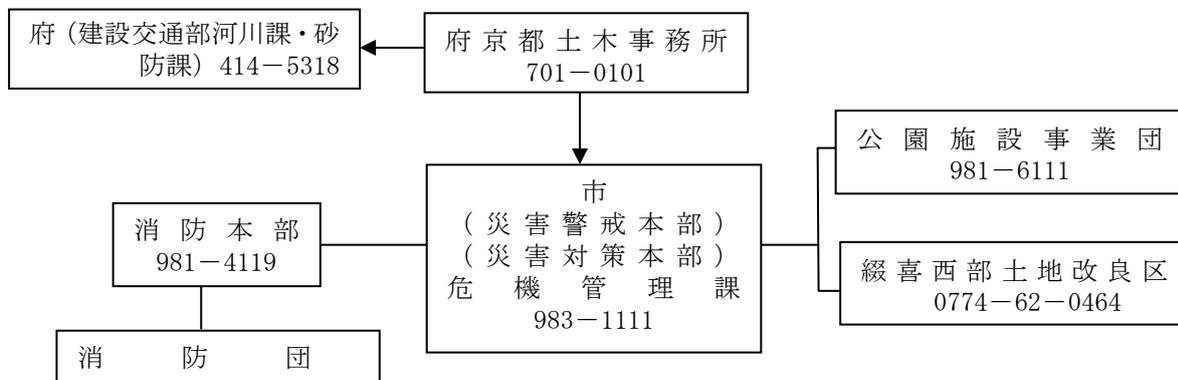
河川名	発表基準対象水位観測所					備考
	名称	所在地	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	
鴨川・高野川	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	1.60m	1.90m	2.30m	

3 発表の種類及び基準

種類	基準	警戒レベル相当情報
鴨川・高野川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当情報
鴨川・高野川氾濫警戒情報(洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を越える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。	警戒レベル3相当情報

鴨川・高野川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4 相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5 相当情報

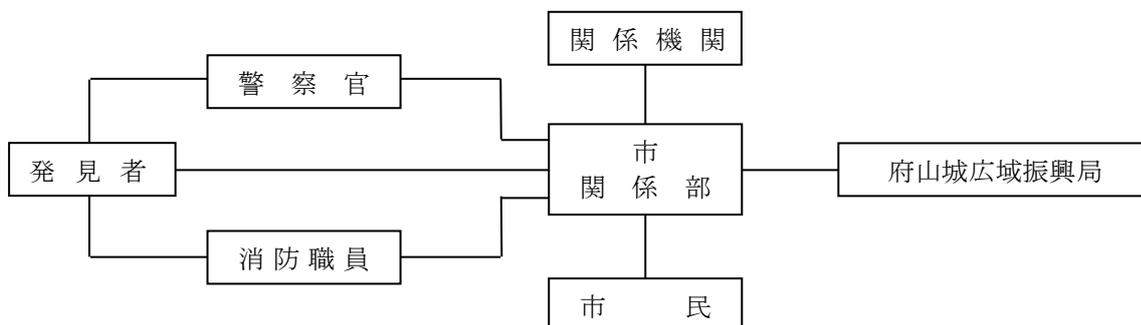
■知事が行う洪水予報の連絡系統図



市長は、異常現象の通報を受けた場合、市民に対して、通報の内容について周知徹底を図るとともに、府及び関係機関に通報する。

また、必要に応じて、当該現象の発見現場において、警戒区域等の設定を行う。

■異常現象通報系統



第5 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

府は、水防法第16条第1項の規定により、大谷川及び防賀川の指定区間について水防警報を行う。

また、府は同法第13条第2項の規定により、大谷川の指定区間の水位が氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、水位情報を通知するとともにインターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

1 実施区域等

河川名	区域	水位観測所	発表者	指定年月日
大谷川	起点：極楽橋(市道馬ヶ背線) 終点：大阪府界	八幡	府山城北土木事務所長	平成18.6.2 (水防警報河川) 平成28.6.7 (水位周知河川)
防賀川下流	起点：手原川暗渠 終点：大谷川合流点	内里(防賀川)	府山城北土木事務所長	平成29.6.27 (水防警報河川)

2 水位観測所

河川名	発表基準対象水位観測所						備考
	名称	所在地	水防団待機 (指定) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (特別警戒) 水位	
大谷川	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50m	2.10m	2.80m	3.10m	堤防高 3.61m
防賀川下流	内里 (防賀川)	八幡市内里小宮	1.00m	1.50m			堤防高 3.91m

3 水防警報種別及び基準

水防警報種別	基準
準備	水防団待機(指定)水位に達したとき。
出動	氾濫注意(警戒)水位に達したとき。
解除	氾濫注意(警戒)水位を下周り、水防活動の必要がなくなったとき。

4 水位情報の発表及び通知の形式

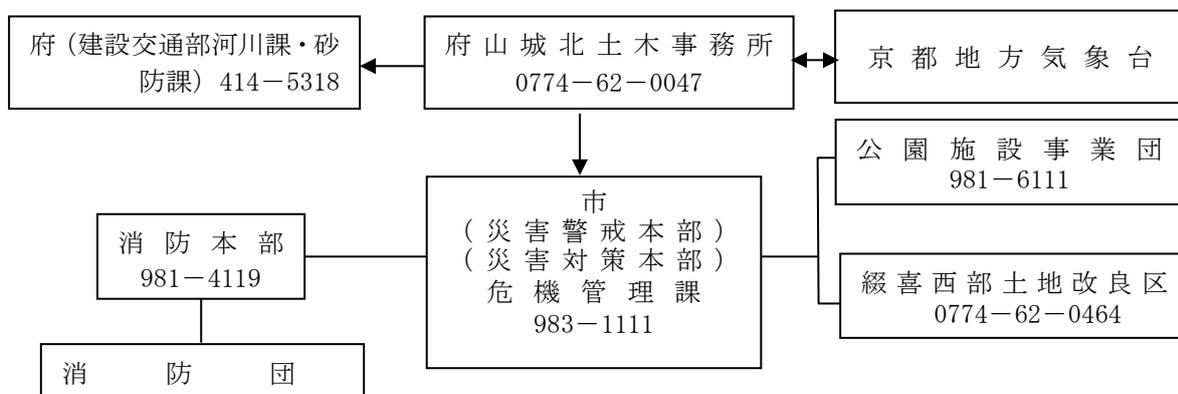
種類	基準	警戒レベル 相当情報
氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。	警戒レベル2 相当情報
氾濫警戒情報	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。	警戒レベル3 相当情報
氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき。	警戒レベル4 相当情報
氾濫発生情報	水位周知区間内で氾濫が発生したとき。	警戒レベル5 相当情報

水位情報の通知は、以下の様式による。

【資料-49】知事が行う水防警報連絡様式

【資料-54】知事が行う水位情報連絡様式

■知事が行う水防警報及び水位情報の通知の系統図



第6 その他の水位及び雨量情報

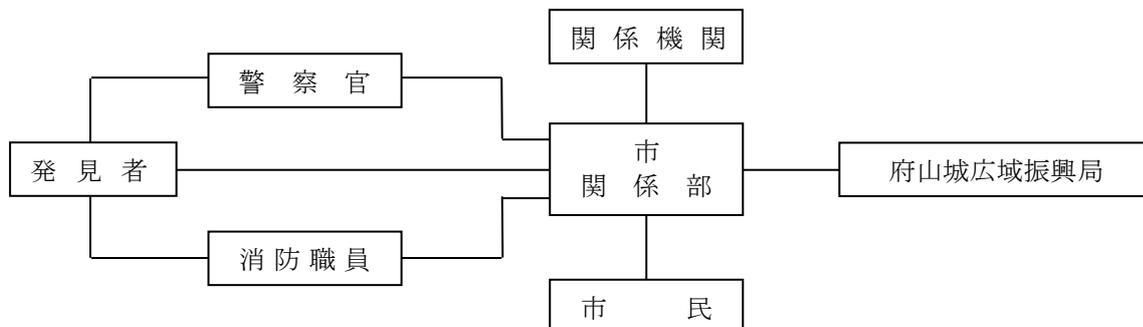
市は、市内の雨量等について、(一財)気象協会、(株)ウェザーニューズ等からも情報を得る。

第7 異常現象発見者の通報による情報

堤防の異常、土砂災害の前兆現象等の異常な現象を発見した者は、直ちに市、消防本部又は八幡警察署に通報する。通報を受けた場合、消防本部又は八幡警察署は、直ちに市に通報する。市長は、異常現象の通報を受けた場合、市民に対して、通報の内容について周知徹底を図るとともに、府及び関係機関に通報する。

また、必要に応じて、当該現象の発見現場において、警戒区域等の設定を行う。

■異常現象通報系統



第8 竜巻注意情報

1 発表

竜巻注意情報は、気象庁が発表する。

2 内容

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。

3 意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、更に竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

4 伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。

■竜巻注意情報発表例

京都府南部竜巻注意情報 第1号
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

京都府南部では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

対象地域
 京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部

5 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発生した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難

である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に市民に伝達し、避難誘導を図ることが必要である。

6 防災関係機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、市、府、警察、消防機関、その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行う等円滑な連絡体制の整備に努める。

第9 土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度情報

市は、土砂災害に関する情報について、府が提供する土砂災害警戒情報システムによる情報に基づき、警戒避難体制を整備し、土砂災害の発生が予測される場合、危機管理課に設置されたイントラネット端末やインターネットにより、随時、関連情報の確認を行うとともに、降雨状況の確認及び監視強化について連絡調整を行う。

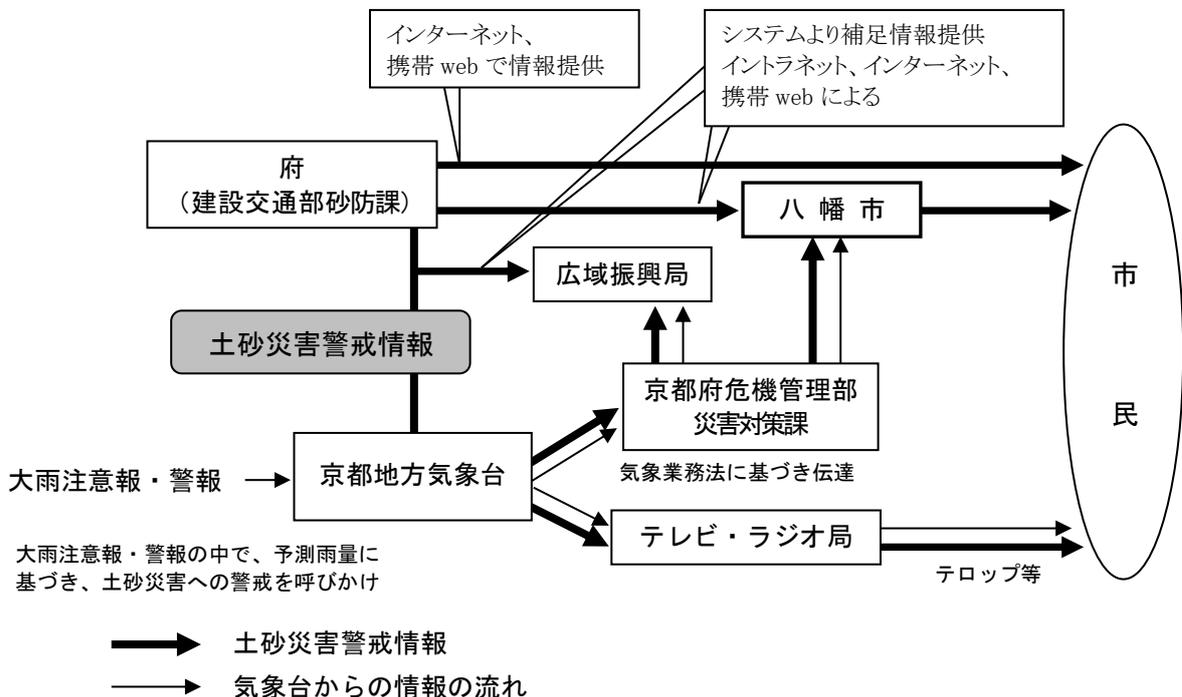
また、事前登録者に対してメール配信される。

市は、これらの情報とあわせて、現地のパトロールに基づく情報、地域住民からの土砂災害の前兆現象等の通報等に基づき、避難指示等の発令を判断する体制を整備する。

なお、土砂災害警戒情報システムに基づく避難指示等の基準については、本章次節(第4節 風水害時の避難計画 2 避難指示等の基準)を参照。

【資料-50】土砂災害警戒情報連絡様式

■土砂災害警戒情報システムに係る連絡系統図



第10 火災情報

市への火災情報は、通常、市民からの119番ダイヤルによるが、市は、必要に応じて、現地への情報収集要員の派遣又はヘリコプターの派遣要請により、上空等からの情報収集に努める。

また、市長は、京都地方気象台の発表する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第22条の規定に基づき、火災警報を、気象情報の伝達システムにより発表する。

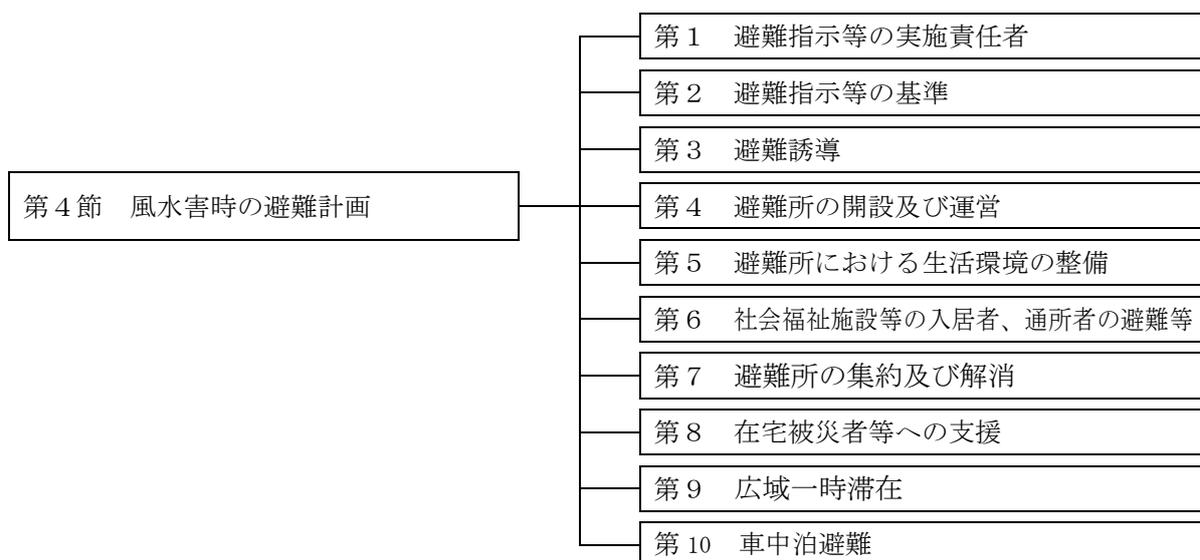
■火災気象通報基準

・実効湿度60%以下で最低湿度40%以下となり、平均風速12m以上となったとき。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

第4節 風水害時の避難計画

市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難指示等を発令し、周知を徹底するとともに、避難誘導を行う。

また、避難者を収容するための指定緊急避難場所の開設及び運営等の必要な措置を講じる。



第1 避難指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は、次のとおりとする。

1 市長の指示（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められた場合は、立退きを指示する。

また、必要に応じて府、指定行政機関、指定地方行政機関に対して、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

2 知事又はその命を受けた府の職員の指示（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和23年法律第136号）第25条）

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は、危険区域内の者に対して、避難のための立退きを指示する。

なお、知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、

市長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

3 警察官の指示（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

市長が立退きを指示することができないとき、又は市長から要請があったときは、避難のための立退きを指示し、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難措置を講ずる。

4 自衛隊の指示（自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 94 条)

災害派遣を命じられた自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合、かつ、警察官がその場にはいない場合に限り、避難のための立退きを指示する。

■実施責任者・区分

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	指示	洪水	水防法第 22 条
※自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

※ 市職員及び警察官等がその場にはいない場合に限られる。

第 2 避難指示等の基準

1 避難指示等の基準の種類

避難指示等は、下記に示す三段階の基準を設けて発令する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、屋内安全確保等の措置（垂直避難等）を指示する。

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示
- (3) 緊急安全確保

2 避難指示等の対象となる災害要因

本編において避難指示等の対象となる災害要因は、以下の 3 種類である。

- (1) 淀川・木津川等の氾濫
淀川・木津川等の堤防の越水又は決壊による氾濫
- (2) 市内河川の内水氾濫
市内河川（大谷川、防賀川等）の増水による市街地の浸水
- (3) 土砂災害
崖崩れ、地すべり、土石流等による土砂災害の発生

■三段階の避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	市民等に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生する恐れがある状況 	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）（※1） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生する恐れが高い状況 	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況 	命の危険、直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない

※1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること

※2 屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること

3 避難指示等の基準

避難指示等は、おおむね次の基準及び方法による。

■高齢者等避難の基準及び方法

警戒レベル	区分	基準及び方法	
	3	条件	淀川・木津川・桂川の氾濫
相 当 情 報	伝達内容	大谷川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に達したとき 八幡水位観測所 2.80m
		防賀川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の浸水、河川の増水又は降雨状況から当該区域が浸水する危険性が高い場合
		鴨川・高野川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に達したとき 荒神橋水位観測所 1.90m
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象*1が発見された場合 大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
相 当 情 報	伝達内容	避難対象者、危険予想地域、高齢者等が避難（それ以外の者が避難準備）すべき理由、適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難））、避難先	
	伝達方法	一般市民に対しては、防災無線による伝達、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話による緊急速報メール、市ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、広報車による伝達、消防団、自治会、自主防災組織等による連絡網、戸別訪問等による。広範囲にわたる場合その他必要に応じて、テレビ及びラジオ放送を併用する。 避難行動要支援者に対しては、あらかじめ個別避難計画で定めた方法による。	

*1 湧き水又は地下水が濁り始めたこと若しくは、量が変化すること等の現象

■避難指示の基準及び方法

警戒レベル	区分	基準及び方法	
	4	条件	淀川・木津川・桂川の氾濫
相 当 情 報	伝達内容	大谷川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険（特別警戒）水位に達したとき 八幡水位観測所 3.10m
		防賀川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の浸水が拡大。当該区域が浸水する危険性が更に高まった場合 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの停止が見込まれる場合
		鴨川・高野川の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険（特別警戒）水位に達したとき 荒神橋水位観測所 2.30m
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象*2が発見された場合 土砂災害警戒情報が発令された場合
相 当 情 報	伝達内容	避難対象者、避難すべき理由、適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難））、避難先、避難に際しての携帯品及び避難方法	
	伝達方法	一般市民に対しては、サイレン（水防第4号信号）、防災無線による伝達、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話による緊急速報メール、市ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、広報車による伝達、消防団、自治会、自主防災組織等による連絡網、戸別訪問等による。広範囲にわたる場合その他必要に応じて、テレビ及びラジオ放送を併用する。 避難行動要支援者に対しては、あらかじめ個別避難計画で定めた方法による。	

*2 溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラックの発生等の現象

■緊急安全確保の基準及び方法

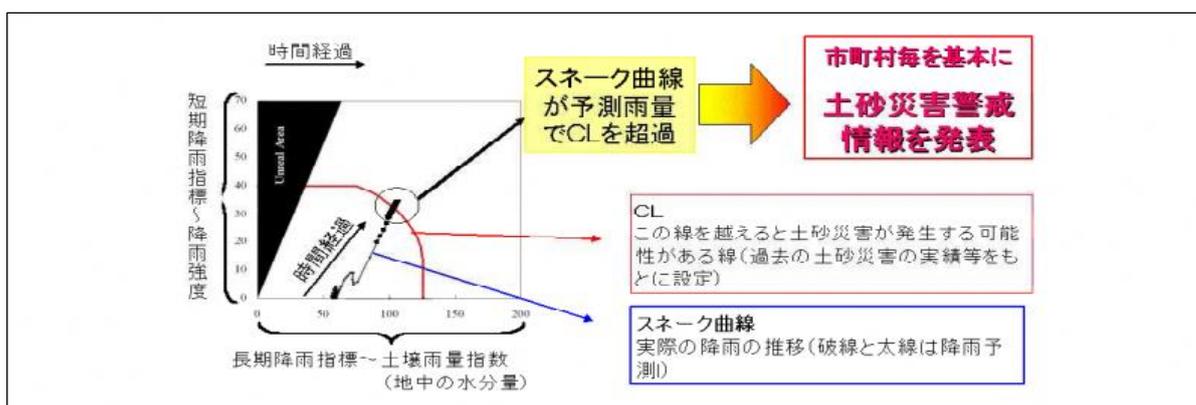
警戒レベル	区分	基準及び方法	
	5	条件	淀川・木津川・桂川、大谷川、鴨川・高野川の氾濫
相当情報	伝達内容	避難対象者、避難すべき理由、適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難））、避難先及び避難方法	
	伝達方法	一般市民に対しては、サイレン（水防第4号信号）、防災無線による伝達、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話による緊急速報メール、市ホームページ、市公式SNS、市防災アプリ、広報車による伝達、消防団、自治会、自主防災組織等による連絡網、戸別訪問等による。広範囲にわたる場合その他必要に応じて、テレビ及びラジオ放送を併用する。 避難行動要支援者に対しては、あらかじめ個別避難計画で定めた方法による。	

【資料-51】水防信号及び消防信号

■氾濫危険（特別警戒）水位

河川名	観測所名	所在地	氾濫危険水位
淀川（宇治川）	槇尾山	京都府宇治市	3.60m
木津川	加茂	京都府木津川市加茂町	6.00m
桂川	桂	京都府京都市西京区桂浅原町	4.00m
鴨川・高野川	荒神橋	京都府左京区吉田河原町	2.30m
大谷川	八幡	京都府八幡市	3.10m

■土砂災害の警戒避難基準



4 警戒区域の設定

市は、以下の場合に警戒区域の設定により、市民の立入りを制限する。

- (1) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は、当該地域から退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条）

- (2) 市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

なお、自衛官についても自衛隊法の規定に基づき、職務の執行について準用する。(災害対策基本法第63条)

- (3) 警戒区域を設定した場合、その区域をロープ等により明示するとともに、広報車等を利用して市民に周知しなければならない。同時に府山城広域振興局及び関係機関に通知するものとする。

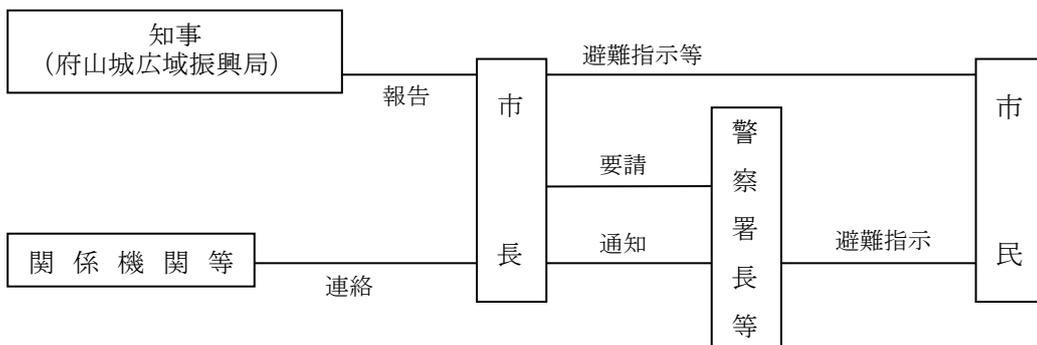
5 避難指示等の発令又は解除の伝達

避難指示等の発令又は解除については、防災行政無線、ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、電子メール、広報車を通じて、地域住民への周知を図る。

避難行動要支援者に対しては、福祉部局において作成された名簿等を活用するなどし、あらかじめ定めた方法にて周知を図る。

また、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得るなど、あらゆる手段を尽くして迅速な徹底を図る。

■避難指示等の発令又は解除の伝達経路



6 府及び近隣自治体への通知

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合、その旨を直ちに府山城広域振興局を通じ知事に報告するとともに、近隣自治体に対しても通知する。

7 関係機関への連絡

- (1) 施設の管理者への連絡

市は、避難所の施設管理者等に対して、事前に連絡し、受入体制を整える。

- (2) 警察機関への連絡

市は、避難住民の誘導整理及び事後の警戒・警備体制を整えるため、警察署長等に避難指示等の内容を伝え、協力を求める。

第3章 避難誘導

1 市民の避難誘導

避難行動は市民が自らの判断で行うことが原則であるが、市は、原則、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、自治会、自主防災組織の単位等で、指定避難所等への避難誘導等を行う。

2 学校、事業所等における避難誘導

学校、事業所等、社会福祉施設その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則と

して、その施設の管理者等が実施する。

3 要配慮者等の避難誘導

市は、以下の点に留意して、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難支援者の付き添いのもと避難誘導を行う。

- (1) 災害が発生し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると認められるときには、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で本計画に定めた避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 災害発生時で、避難を要する地域に居住し、又は緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対して、関係機関、地域住民、ボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた者を救出する。
- (3) 介助を要する者については、家族のある場合でも他の者に比べて荷物が増える等家族の負担が大きいため、可能な限り、地域住民、民生児童委員協議会等の協力を得る。独居者には、地域住民、ボランティア等のほか、職員、警察官、民生児童委員協議会、消防団、自治会、自主防災組織等も協力して、介助、荷物の搬出等を行う。
- (4) 避難誘導に関しては、十分な配慮を行い、必要に応じて車両等による移動を行う。
- (5) 居宅に取り残された要配慮者（避難行動要支援者含む）を迅速に発見するため、災害時要援護者台帳（個別避難計画）等を利用し、地域住民及びボランティア、警察官、民生児童委員協議会、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、救助を要する者の発見に努める。

4 避難誘導要員の配置等

市は、避難誘導について、消防団員等の協力を得て、あらかじめ指定された要員を、避難路、避難場所周辺、危険箇所等に配置し、適切な避難誘導を行う。この場合、必要に応じて、誘導標識、誘導灯及び誘導柵を設置する。

5 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

6 避難者の確認

市は、避難指示等を発した区域に対して、避難終了後、速やかに警察官、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認を行う。避難指示等に従わない者については、説得に努める。

第4章 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

市長は、災害が発生または、発生するおそれのある場合等において、必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者等を収容保護する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸

水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 関係機関への通知

市長は、避難所を開設した場合、直ちに本部事務局を通じ、避難所開設の状況を知事に報告する。

3 避難所の運営及び管理方法

市は、避難所の運営管理について、教育対策部及び施設管理者の管理指導のもと、以下の点に留意して、市民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。

- (1) 避難所運営組織を設置するとともに避難所運営マニュアルに基づき運営及び管理を行う。その際、避難所の運営における女性の参画を推進する。
- (2) 避難所の運営は、要配慮者の避難生活環境の整備に努める。
- (3) 学校等は、児童生徒等の安全確保と教育等の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教職員等は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、教職員等は校長等の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。
- (4) 避難所の設置期間は7日以内とする。7日を超える見通しの場合、府と協議して延長期間を定める。
- (5) 費用の範囲は、災害救助法に定めるところによる。
- (6) 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいて検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第5 避難所における生活環境の整備

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるとともに、関係担当部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物との避難等に配慮する。

また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

さらに、避難所運営組織等を通じて、避難所に入所した要配慮者等の生活環境を把握し、良好な避難所における生活のための介護、介助用資器材を調達する。

要配慮者の福祉避難所の設置に当たっては、段差の解消等要配慮者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設や要配慮者の避難スペース及び、介助に必要な人員の確保に努める。

社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 社会福祉施設等の入居者、通所者の避難等

1 被害状況の把握

施設管理者は、災害が発生した場合、次の状況を緊急に把握し、市災害対策本部に報告する。

- (1) 施設入所者及び通所者の被害状況
- (2) 施設及び設備の被害状況
- (3) 避難を要する人員
- (4) 避難の緊急性
- (5) 他施設等からの被災者の受入可能な人数
- (6) 飲料水、生活用水、食料、生活関連資器材等、当面の生活に必要な物資等の状況

2 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

施設管理者は、施設が避難対象区域に含まれた場合、又は施設及び設備の破損等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等、必要な対策を講ずる。この場合、必要に応じて要配慮者の健康状態及び移動能力により、車両による移送を行う。

3 要配慮者等の避難所等への入所

施設管理者は、要配慮者等の避難所等への入所については、それぞれの特性に応じた場所、施設及び設備の利用を確保できるよう避難所運営組織との協議を行う。この場合、避難所への入所が要配慮者及び介助者にとって大きな負担になる等困難なときは、適切な施設を選定の上、移送し、また、市域に適切な施設がないときは、市担当者を通じて、府山城広域振興局又は広域応援協定を締結している近隣市町に入所のあっせんを依頼する。

第7 避難所の集約及び解消

市は、被災者の生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況又は避難者の状況を勘案して、避難者の自宅復帰又は仮設住宅への移転を前提に、避難所の集約及び解消を図る。

【資料-11】 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【資料-12】 収容避難所一覧

【資料-13】 福祉避難所一覧

第8 在宅被災者等への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第9 広域一時滞在

1 府内における広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入

れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

また、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

なお、協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

2 府外における広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求める。

3 被災住民に対する情報提供と支援

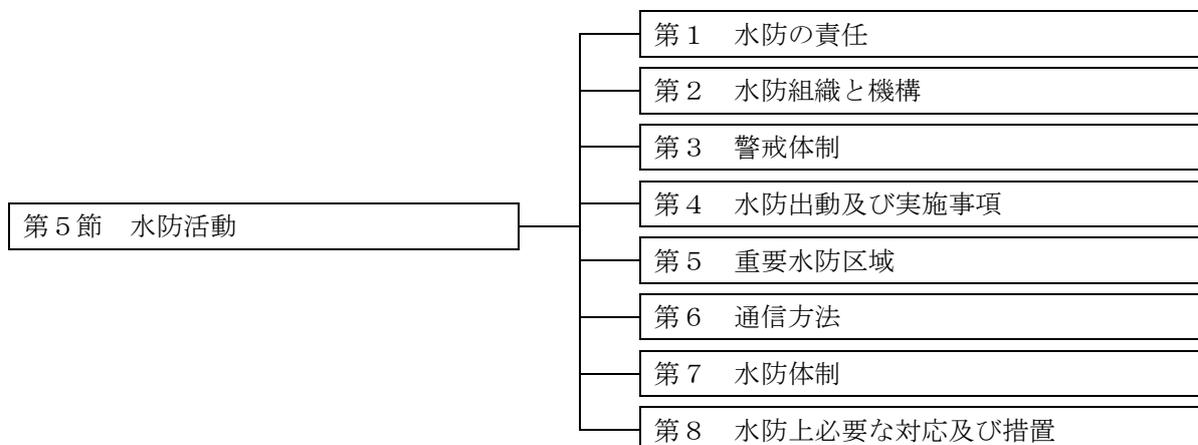
- (1) 市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 市は、他市町村からの広域一時滞在有を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10 車中泊避難

プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。

第5節 水防活動

市は、水防活動の必要がある場合、水防本部等の応急活動組織を設置し、消防本部及び消防団による水防活動を行う。



第1 水防の責任

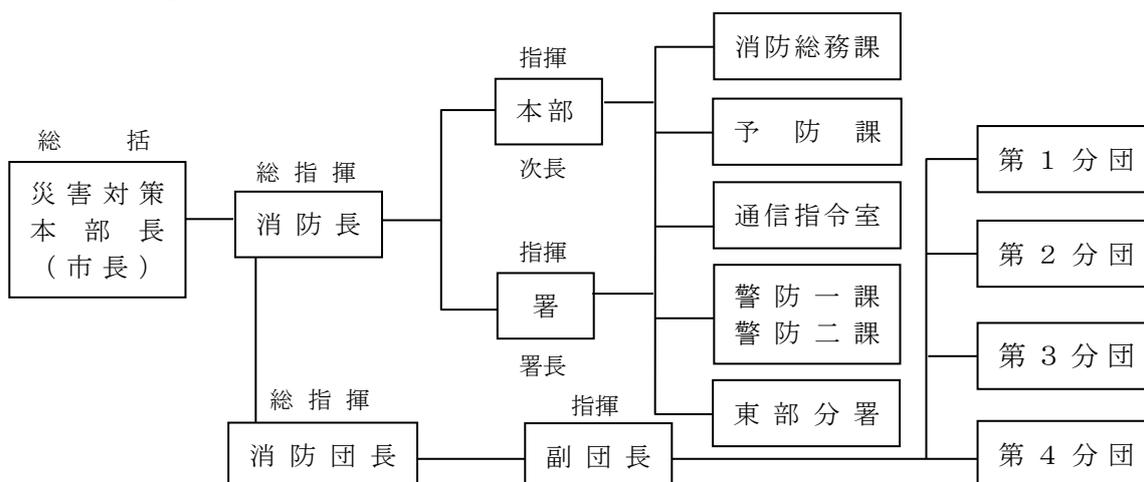
水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、資器材の整備等、水防に関するあらゆる準備行為及び具体的水防活動については、水防管理団体である市がその責任を負う。

第2 水防組織と機構

市は、市域における水防業務を処理するため、水防組織を編成する。水防組織は消防本部及び消防団をもってこれに充て、市役所に本部を設置し、本部長が総括する。

水防組織の編成は、次のとおりとし、本部長の指示のもと市域における水防業務に従事する。ただし、被災の状況により本部長が命じた場合、区域外においても水防業務に従事する。

1 水防機関の編成



2 水防に関する事務分掌

- (1) 水防に関する諸情報の収集、連絡及び報告に関すること。
- (2) 水防関係機関との連絡に関すること。

- (3) 水防施設及び資材の整備点検に関すること。
- (4) 危険地域の警戒に関すること。
- (5) 河川、ため池、堤防その他緊急を要する被害箇所への応急復旧に関すること。
- (6) 水害現場活動に関すること。
- (7) 人命救助、避難及び誘導に関すること。
- (8) その他水防に関し特命事項に関すること。

3 平常時における警戒

- (1) 消防長は、市内の各河川、特に災害発生の予測される河川に対して、消防職員又は消防団員に適宜それぞれ調査させ、水防上危険な箇所を発見した場合、直ちに消防長に報告させる。
- (2) ため池、樋門等の管理者は、監視連絡員を定めて区域内を巡視させるとともに、水防上危険な箇所を発見したとき、又はその操作を必要とするときは、直ちに消防長に通報する。
- (3) 市長は、消防長より、それぞれの状況について報告を受けた場合、これを府山城広域振興局長又は府山城北土木事務所長に報告し、必要な措置を求める。

第3 警戒体制

1 市の警戒体制

消防本部は、次の事項に該当する事態となった場合、消防職員又は消防団員を出動させ、又は出動の準備をさせる。

- (1) 降雨に関する気象通報を受けたとき。
- (2) 管内の総降雨量が100mmに達する程度となったとき。
- (3) 河川が指定水位を越えるおそれがある旨の通報を受けたとき。
- (4) 土木事務所及びため池又は樋門の管理者から水衝に関する通報、警告等があったとき。

2 連絡組織の確立

消防長は、市長から警戒を要する旨の指示を受けたとき、又は必要があると判断したときには、消防職員又は消防団員に連絡し、警戒体制に入るものとする。

3 市災害対策本部への移行

市長は、周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めるときは、前記の警戒体制を市災害対策本部体制に移行する。

第4 水防出動及び実施事項

1 動員計画

- (1) 消防本部職員の動員については、消防対策部の活動体制による。
- (2) 消防団員の動員については、消防対策部の活動体制、災害が予想される区域の状況等を勘案し、その都度、消防長が消防団長を経て各分団長に指示する。

2 担当区域

消防対策部の担当区域は、市域全域とする。

消防団の出動箇所については、特に場所を指定しない場合は、次のとおりとする。

各分団部名	出 動 箇 所	
第1分団	第1部 第4部	一区内のため池及び排水路
	第2部	木津川左岸川口から森ポンプ場まで
	第3部	木津川右岸、淀川（宇治川）左岸、川北地区
第2分団	第1部	木津川左岸森ポンプ場から科手まで
	第2部	淀川（木津川）左岸科手から大阪府境界まで
	第3部	木津川左岸川口樋門から川口一帯
第3分団	第1部	木津川左岸岩田から京田辺市境界まで
	第2部	木津川左岸岩田から里上津屋まで
	第3部	木津川左岸里上津屋から川口樋門（木津川大橋）まで
第4分団	予 備	

第5 重要水防区域

市域の重要水防箇所（堤防高、堤防断面、法崩れ・すべり、漏水、工作物）は、資料編のとおりである。

【資料-29】 八幡市の重要水防箇所

第6 通信方法

- (1) 市は、水防のため緊急を要する場合の通信を、水防法第27条第2項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか市無線通信施設を活用して行う。
- (2) 市は、通信施設の途絶又は近距離連絡に備え、自動車、自動二輪車、自転車及び徒歩伝達員を必要に応じて配置し、通信の円滑を図る。

第7 水防体制

1 出水時の警戒パトロール

市は、気象警報を受けたときは、消防職員又は消防団員によって警戒パトロールを実施し、指定水位に達したときは（量水標のない河川においては、刻々増水しているとき）、特に重要箇所及び危険箇所に注意するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

2 報告措置

警戒パトロールをしている消防職員又は消防団員は、危険箇所を発見し、又は水位が氾濫注意水位に達したときは（量水標のない河川においては溢水、漏水、刻々増水のおそれがあるとき）、直ちに消防長に連絡する。消防長は、連絡を受けた場合、市長にその状況を詳細に報告するとともに、必要に応じて消防職員又は消防団員を現場に派遣して応急措置を行う。

(1) 水位通報要領

ア 毎時観測3時間通報

指定水位以上で氾濫注意水位以下で、前1時間の水位の上昇が3cm以下のときは、毎正時に観測。0、3、6、9、12、15、18及び21時の定時に前3時間分をまとめて通報する。なお、前1時間の水位上昇が30cm以上になったときは、次のイの毎時通報に切換えするものとする。

イ 毎時観測毎時通報

指定水位以上氾濫注意水位以下で、前1時間の水位上昇が30センチ以上のとき、又は氾濫注意水位以上となったときは、特に指定したものを除き、毎正時に観測して直ちに通報する。

ウ 前各号のほか、特に観測通報を変更指示することがある。

エ 通報方式

- (ア) ○○地点水位報告
- (イ) ○○川、○時観測
- (ウ) 量水位置、○○左(右)岸
- (エ) 水位、○○m○○cm

オ 消防長は、各河川水位の状況把握に努めるとともに、河川上流地域の降雨量並びに天ヶ瀬ダム及び高山ダム放流量等の状況の推移を判断し、出水区域の水防対策に備えるものとする。

3 雨量観測

消防長は、雨量観測を水防対策の資料とするほか、災害対策(警戒)本部に適時降雨量を報告する。

4 ため池、樋門等の管理

ため池管理者等は、水位上昇のため危険が予想される場合は、適宜、樋門を開放する等、水害防止上適切な措置を講じなければならない。ただし、水位上昇を制限するため、緊急に樋門開放を要する場合は、消防本部と連絡を密にし、不測の被害が発生しないよう配慮しなければならない。

第8 水防上必要な対応及び措置

1 現場における必要な活動

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊のおそれがあると判断したとき、警戒パトロール責任者は、消防長に通報して危険箇所に対する措置を求める。
- (2) 消防長は、危険箇所の拡大防止のため、現況に即した水防工法を実施する。
- (3) 消防長は、山崩れのおそれ又は大洪水のおそれがあると判断した場合で、消防機関のみでは事態の收拾が困難と認めたときは、本部長に報告するとともに、自衛隊派遣要請の意見を具申する。

2 居住者等の協力

消防機関の長(消防長)は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第17条の規定に基づき、次の要領により市に居住する者又は、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

- (1) 協力者は、18才以上50才未満で身体強健である者。
- (2) 業務は、必ず消防職員、消防団員の監視下において行い、単独行動を指示してはならない。

- (3) 危険予防に細心の注意を払い、第一線現場水防工法はこれを避け、後方における土俵仕拵え、水防資材集め、事態急迫における要配慮者等の避難誘導、連絡等の協力に従事するものとする。
- (4) 現場における消防機関の責任者（以下「現場消防機関の長」という。）は、協力者の氏名、年齢、性別を把握し、業務終了後消防長に報告するものとする。ただし、水防従事者の報告は消防機関の長が協力について指示した居住者等であることとする。

3 堤防等の異常報告

- (1) 警戒パトロール員は、前各項に規定する場合のほか、次の事項を直ちに消防長へ報告する。
 - ア 重要水防区域河川の水位が急上昇しつつあるとき。
 - イ 最高水位近々に達したとき。
 - ウ 最高水位を超え、堤防上溢水した場合。
 - エ 堤防が決壊し、又は倒壊寸前の事態が予想されるとき。
 - オ 堤防決壊により、隣接区域に災害が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 市内における主要河川の水位観測点等は、次表のとおりである。

■市内における主要河川の水位観測点等

河川名	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	既往最高水位	所管
木津川	八幡	2.50m	4.00m	S 34.9.24 (6.74m)	国土交通省
八幡排水機場	森	—	—	—	国土交通省
橋本樋門・小金川樋門	橋本	—	—	—	国土交通省
大谷川	八幡	1.50m	2.10m	—	京都府
防賀川	内里 (防賀川)	1.00m	1.50m	—	京都府
淀川	高槻市高浜	2.70m	4.50m	S 57.8.2 (5.30m)	国土交通省

4 公用負担命令書

(1) 公用負担命令書

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(市長)、消防機関の長(消防長)又は委任を受けた者は、早期水防現場収受策のため土地の一時使用並びに必要な資材及びその運搬器具の使用又は工作物の処分を行うことができる。この場合は、(様式-1)の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

(様式-1)

第	号	公 用 負 担 命 令 書			
		目的物 ()	種類 ()	員数 ()	
		負担内容 (使 用 ・ 収 用 ・ 処 分)			
		水防のため緊急に必要であるので水防法第28条により上記のとおり命じます。			
		年	月	日	時
					水防管理者(市長) 印 (又は消防機関の長(消防長)) 事務取扱責任者(受任者) 印
				殿	

(2) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者(市長)、消防機関の長(消防長)にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、(様式-2)の証明書を携行し、必要のある場合はこれを提示する。

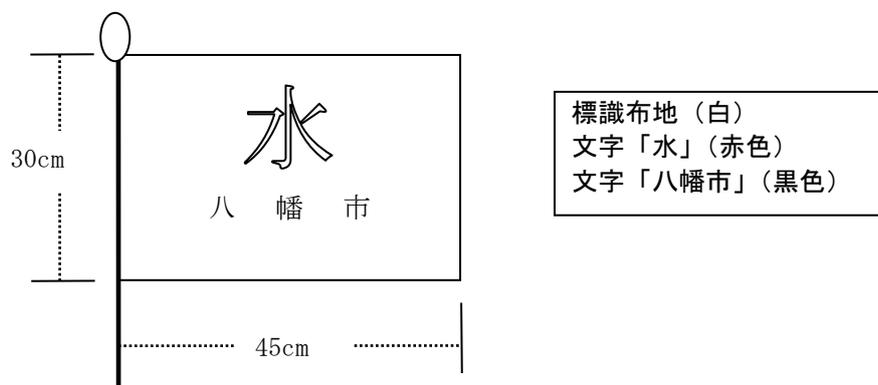
(様式-2)

第	号	公 用 負 担 命 令 権 限 書			
		所 属			
		階 級	氏 名		
		上記の者は 地域の地域における水防のため、水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
		年	月	日	時
					水 防 管 理 者 (市 長) 印 (又は消防機関の長(消防長))

5 優先運行の標識

水防のため出動する車両の優先通行標識は、次のとおりである。

■優先通行標識



6 水防信号

(1) 水防信号

水防時における信号区分は、次表のとおりである。

■水防時における信号区分

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
第1信号	○ ○ ○ 休止 休止 休止	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 15秒 約5秒 15秒 約5秒	氾濫注意（警戒）水位に達したことを一般に知らせる。
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー ○ ○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 6秒 約5秒 6秒 約5秒	消防機関全員の出動を知らせる。
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー ○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約10秒 5秒 約10秒 5秒 約10秒	区域内の居住者の出動を知らせる。
第4信号	乱打	○ー 休止 ○ー 約1分 5秒 約1分	必要と認める区域の居住者の避難すべきことを知らせる。
備考	1 信号は、適宜の時間、継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。		

(2) 信号に伴う消防団の体制

ア 待機

市長は、平常時より気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられたとき、又は水防第1信号を受けたときは、消防団員の待機を要請するものとする。

イ 出動

市長は、次の場合、水防第2信号を発して、消防団の出動を求める。

- (ア) 河川又はため池の水位が警戒水位に達し、なお相当増水すると見通されるとき。
- (イ) 堤防、樋門、ため池等に危険な状態が生じたとき。
- (ウ) その他予警報等により消防団の出動を認めたとき。

7 避難のための立退き指示

(1) 市長

市長は、河川逆流、氾濫、堤防決壊等のため危険が切迫していると認めたときは、必要と認める区域の居住者に対して、避難のための立退きを指示するものとする。

また市長は、避難指示等を出したときは、知事に報告し、及び八幡警察署長に通知するものとする。

(2) 現場消防機関の長

現場消防機関の長は、水防現場において事態の急迫を告げ、立退きの指示を受けるいとまのないときは、市長に代わって、立退きのための臨機の措置をとるものとする。

(3) 予定立退き先

予定立退き先は、避難計画中の避難場所とする。

8 輸 送

市長は、水防時出水地域の人命救助、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに、現場水防資材の調達、輸送状況の調査連絡に、無線機搭載広報車、消防車及び借上計画に基づき手配されているトラック車両を充てる。

9 応急措置

消防長は、河川又はため池の提防において、決壊、漏水、亀裂等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、現場消防機関の長に急きょ応急措置の指示をするとともに、河川管理者等に連絡して、災害の拡大防止に万全を期すものとする。

10 水防解除

消防長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警報（解除）を受けたときは、市長に報告し、水防解除を指令する。この場合、市長は、これを一般に周知するとともに、府山城北土木事務所長及び府山城広域振興局長に報告する。

11 水防顛末報告

(1) 消防長は、水防解除の翌日までに水防活動実施報告書により、本部長に報告する。

(2) 市長は、水防解除をしたときは、5日以内に水防活動実施報告書により府山城北土木事務所長を経由して知事に水防顛末の報告を行う。ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りでない。

【資料-30】水防活動実施報告書

震災対策編

第1章 総則

第1節 震災対策編の位置づけ

震災対策編は、震災対策に特に重要な計画を記載する。

また、本編第2章は、震災対策における災害予防において特に重要な計画事項とし、本編第3章は、震災における災害応急対策において特に重要な計画事項とする。

なお、本編に記載がない予防、応急対策及び復旧・復興に関する計画事項については、災害対策共通編を参照することとする。

第2節 想定地震と被害予測

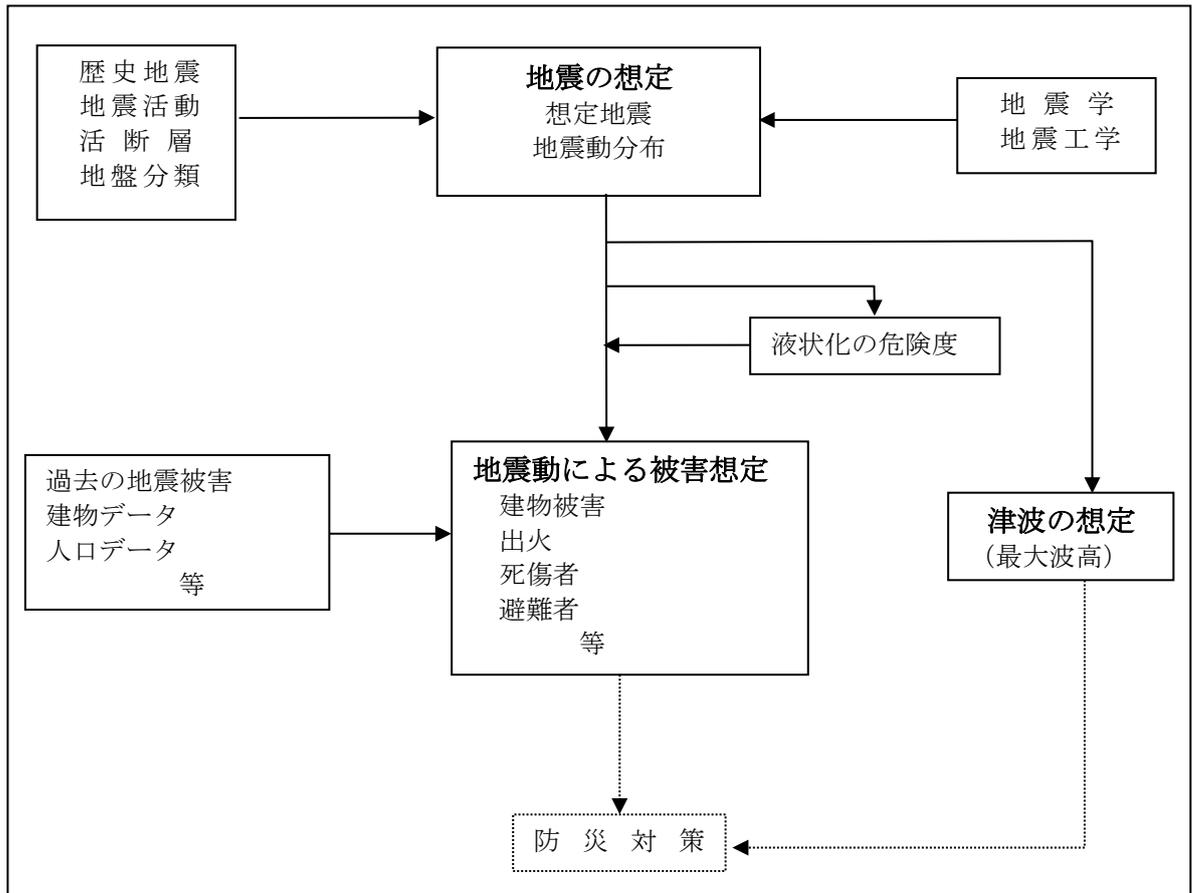
本計画の策定に当たり、市域の地形及び地質の特性、市域の地震災害の危険性等については、2008（平成20）年に公表された「京都府第2次地震被害想定調査」と併せ、2013（平成25）年に内閣府から発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定」を受けて府で整理を行った京都府被害想定結果（2014（平成26）年）に基づき、市域に関係する部分を抜粋した。

この調査は、京都府を250m×250mのメッシュ（網目）に区分し、メッシュごとに地震工学的な面から地盤状況を分類した後、それぞれのメッシュについて想定される地震の揺れを検討し、地盤の揺れやそれに伴う液状化を予測している。

さらに、それらによる建物の被害状況や、その被害状況に伴う死傷者数も併せて予測している。

調査の基本的な考え方として、京都府域に、より深刻な被害を及ぼすと考えられる活断層による地震、南海トラフ地震及び東南海・南海地震について被害想定が行われている。

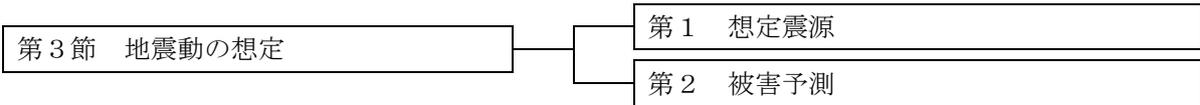
これらの調査方法の全体フローは以下のとおりである。



なお、資料編に、京都南部都市広域行政圏推進協議会による「災害予測に係る自然条件調査報告書」（1996（平成8）年6月）及び府による「地震時における火災の拡大防止に関する調査」（1991（平成3）年3月）の抜粋を記載した。

- 【資料－32】 京都盆地と周辺地域の主な被害地震
- 【資料－36】 兵庫県南部地震における市の被害状況と救援内容
- 【資料－37】 災害予測に関わる自然条件調査報告書
- 【資料－38】 地震時における火災の拡大防止に関する調査

第3節 地震動の想定



第1 想定震源

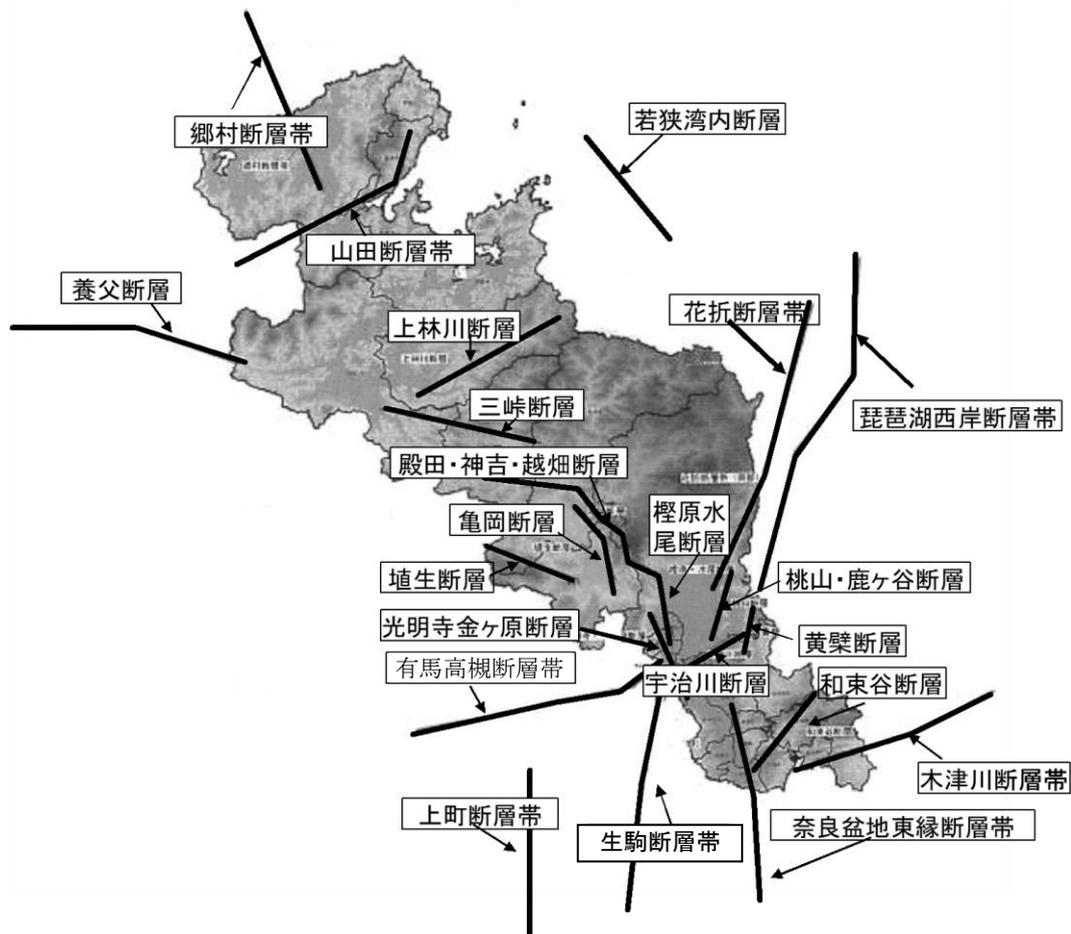
1 想定した震源モデル

国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、影響を及ぼすことが予想される地震（南海トラフ地震、東南海・南海地震を含む。）について震度を予測する。

■対象震源断層の詳細

番号	対象震源断層		断層延長 (km)	震源の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層（北部・中部）	46.5	7.5
2		桃山―鹿ヶ谷断層	11	6.6
3	黄檗断層		10	6.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
6		檜原―水尾断層	15	6.6
7		殿田―神吉―越畑断層	31.5	7.2
8		光明寺―金ヶ原断層	15	6.8
9	三峠断層		26	7.2
10	上林川断層		26	7.2
11	若狭湾内断層		18	6.9
12	山田断層帯		33	7.4
13	郷村断層帯		34	7.4
14	上町断層帯		42	7.5
15	生駒断層帯		38	7.5
16	琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
17	有馬高槻断層帯	有馬―高槻断層帯	34	7.2
18		宇治川断層	10	6.5
19	木津川断層帯		31	7.3
20	埴生断層		17	6.9
21	養父断層		35	7.4
22	和束谷断層		14	6.7
23	東南海・南海地震（同時）		—	8.5
24	南海トラフ地震		—	9.0

■対象震源断層の位置



2 京都府の被害想定

京都府地域防災計画震災対策計画編において、府内に大きな影響を及ぼすマグニチュード7クラス以上の大規模な内陸性直下型地震は、花折、西山、黄檗、三峠、上林川及び若狭湾内断層地震が想定されている。この中で、本市に最も大きな被害をもたらす地震と想定されているのが、有馬高槻構造線である。

3 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

想定地震の発生により液状化の発生の危険性がかなり高いと予測される地域は、次のとおりである。

- ・京都盆地、特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び三川合流点付近
(原因となる地震：花折断層地震、西山断層系地震、黄檗断層系地震)
- ・舞鶴湾に注ぐ河川下流域 (同：上林川断層地震)

第2 被害予測

想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。

なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要があり、この程度の地震でも局所的な被害をもたらすことがあることに留意しておくことが必要である。

■被害予測一覧表

		人的被害					建物被害		
		死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊棟数	半壊・一部半壊棟数	焼失建物棟数
			重傷者数						
花折断層帯	花折断層帯	30	608	81	153	2,032	1,007	2,790	129
	桃山・鹿ヶ谷断層	0	110	0	20	1,550	130	780	0
黄檗断層		0	130	0	20	1,620	140	850	0
奈良盆地東縁断層帯		30	690	30	220	7,210	1,110	3,070	0
西山断層帯	亀岡断層	0	20	0	0	450	20	200	0
	檜原水尾断層	30	610	30	210	7,030	950	2,910	0
	殿田・神吉・越畑断層	10	370	10	110	4,360	480	1,970	0
	光明寺金ヶ原断層	140	1,540	160	730	16,260	3,020	5,320	260
三峠断層		0	0	0	0	20	0	0	0
上林川断層		0	0	0	0	60	0	10	0
若狭湾内断層		0	0	0	0	20	0	0	0
山田断層帯		0	0	0	0	0	0	0	0
郷村断層帯		0	10	0	0	240	10	100	0
上町断層帯		10	340	10	90	4,070	410	1,820	0
生駒断層帯		250	2,210	260	1,300	21,660	4,760	6,250	730
琵琶湖西岸断層帯		10	360	10	90	4,110	460	1,900	0
有馬一高槻断層帯	有馬高槻断層帯	260	2,410	320	1,360	23,390	5,370	6,440	760
	宇治川断層	0	240	0	60	2,960	310	1,430	0
木津川断層帯		30	710	40	230	7,550	1,140	3,170	10
埴生断層		10	350	10	100	4,140	440	1,870	0
養父断層		0	10	0	0	300	10	120	0
和東谷断層		0	140	0	20	1,650	150	890	0
東南海・南海地震		0	220	0	60	2,990	270	1370	0
南海トラフ地震		20	340	40	110		480		450

※昼間人口 58,017人 夜間人口 74,241人

※建物数量 33,455棟(木造 19,947棟、非木造 13,508棟)

※冬早朝の場合の想定結果

本市に最も大きな被害をもたらす地震と想定されているのが、有馬高槻構造線で、死者数は約260人、負傷者数約2,400人、重傷者数約320人、要救出者約1,400人、短期避難者数約23,400人となっており、市民の40%が避難すると予想される。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、府が策定し、市町村の意向を考慮し、事業が具体化される「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災対策の強化を推進する。

第5節 計画対象事業

地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業は、次のとおりである。

- 1 避難場所
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート等
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 12 7～11掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 13 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- 14 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 15 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 16 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民等に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 17 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 18 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資器材等の物資の備蓄倉庫
- 19 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資器材
- 20 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 21 上記のほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

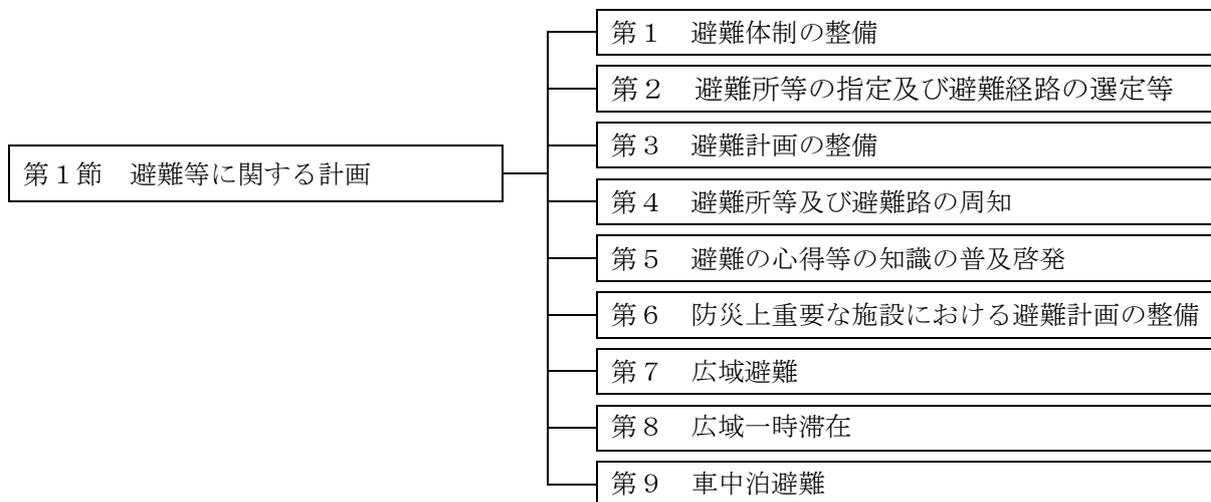
第6節 地震防災緊急事業計画の推進

所 管 部	計 画 名	事 業 の 内 容
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 ・通常砂防事業 ・消防設備事業 ・救護所用資器材 整備事業 ・コミュニティ防災 資器材整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路としての整備 ・砂防施設の整備 ・消防設備の整備 ・災害応急対策拠点機能の整備及び充実 ・情報収集及び伝達に係る機器等の整備及び充実 ・耐震性貯水槽等の整備 ・救護所用資器材の整備 ・コミュニティ防災資器材の整備及び充実

第2章 震災対策の予防計画における重要な計画事項

第1節 避難等に関する計画

市は、地震災害による被害又は二次災害から市民の安全を確保するための避難体制を整備する。



第1 避難体制の整備

1 避難指示等の基準の整備

市は、災害緊急時、火災の同時発生等による延焼拡大等、危険区域の市民の安全を確保するための避難指示等の基準を整備する。整備する避難指示等の基準は、以下のとおりとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等の措置を講ずべきことにも留意する。

(1) 避難指示の対象

ア 対象地区

- (ア) 火災の同時多発等で延焼の危険のある区域
- (イ) 山崩れ、崖崩れ等、土砂災害の危険が予想される区域
- (ウ) 危険物による災害が発生するおそれのある区域
- (エ) その他避難が必要とされる区域

イ 対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めた、避難対象区域内のすべての者、又は対象区域外であっても、被害のおそれがある場合、自主的に避難を行う。

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、震災時の避難指示等の基準を設定し、それらに関する避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。

3 要配慮者等の避難支援体制の整備

市は、福祉部局が中心となって、災害対策共通編第2編 災害予防計画 第2章 第4節 第1 要配慮者等に係る支援体制の整備及び第2 避難行動要支援者対策に示した避難支援体制の整備を図る。

4 避難指示等の伝達体制の整備

市は、避難指示等の伝達体制の整備に当たり、災害対策共通編第2編 災害予防計画 第1章 第3節 第1 総合的な広報体制の整備に示した伝達体制の整備を図る。

また、平常時から防災学習会等の機会を通じ、市民に対し緊急時における消防団、自治会、自主防災組織等による避難誘導等の実施について理解を求め、これら地域のコミュニティを活用した避難指示等の伝達体制についても整備に努める。

5 要配慮者等への避難指示等の伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者のための個別避難計画に基づき、避難支援者を避難行動要支援者一人ひとりに指定し、的確な情報伝達体制を整備する。

また、福祉関係機関、自治会、自主防災組織等の協力を得て、電話、FAX、外国語情報等により要配慮者等の特性に応じた情報伝達体制を整備する。

6 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達

市は、居住地以外の市町村に避難をする被災者に対して、必要な情報や支援サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

第2 避難所等の指定及び避難経路の選定等

1 基本方針

市は、市民が自治会、自主防災組織等单位で避難すべき避難場所や避難路を定め、その区域内の市民が自治会、自主防災組織等单位で避難すべき指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や避難路の選定等を行う。

2 避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所

市は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所として指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

(3) 収容避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な、設備及び規模を有する施設であつて、指定避難所の過密時など災害の状況に応じて使用する施設を収容避難所として指定する。

(4) 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難である要配慮者のために、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉施設や宿泊施設と協定を締結し、福祉避難所を確保するよう努める。また、災害対策基本法の基準に適合する福祉避難所については、指定福祉避難所として指定することを検討する。なお、指定福祉避難所として指定した場合は、公示する。

3 避難所等の確保及び整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

市は、次の方針により地震災害時に適切な避難所等の確保及び整備を行う。

危険性	⇒ 揺れ、液状化等による倒壊の危険がなく、延焼火災の影響や土砂災害の危険性が小さい。
階数	⇒ 特に定めない。ただし、水害時の避難場所としても共通して利用する場合は、原則、2階以上
形態	⇒ 収容避難所は、屋根、壁のある収容施設で耐震性及び耐火性を有すること。広域避難地は、グラウンド、公園、校庭も可
規模	⇒ 原則、収容人数 50 人以上
用途	⇒ 原則、公共施設

【資料－11】指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【資料－12】収容避難所一覧

【資料－13】福祉避難所一覧

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備が困難な場合

市は、上記(1)の方針による指定緊急避難場所の整備及び確保が困難な地域においては、次の方法で避難場所を確保する。

ア 寺社、企業等の民間施設等の利用可能な施設がある場合は、あらかじめ当該管理者と協議して避難施設として利用できるよう努める。

イ 収容人数が 50 人未満ながら利用可能な施設がある場合は、あらかじめ地区の市民と協議して避難施設として利用する体制とする。

ウ 避難場所までの距離が遠く徒歩での避難が困難な場合は、市民を一時避難地等に集合させた後、市等が用意したバス等による避難を行う。この場合、市は、当該地区住民と避難場所、避難方法について十分に協議を行う。

(3) 広域避難場所の指定

市は、震災時の延焼火災や大規模市街地火災時に備え、一時的に多くの市民が避難できる延焼の危険性が少ないオープンスペースを広域避難場所として指定している。

なお、広域避難場所は、避難場所までの距離が遠く、徒歩での避難が困難な市民の一時集合場所として活用する。その後、市が用意したバス等での輸送による避難を行う。

【資料－14】広域避難場所一覧

4 避難所等における新型インフルエンザ等市内感染者発生等に備えた対策

市は、避難所等で感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して可能な限り多くの避難所を確保するとともに、市民に対して親戚や知人宅への避難についての周知に努める。ま

た、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状があるものが出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、必要に応じて各対象者の居住地の危険性を確認し、受け入れ施設を確保できるよう、府及び健康部局と連携する。

5 避難路の整備及び確保

市は、風水害対策に基づく避難路の整備及び確保の要件も考慮しつつ、次の方針により震災時の適切な避難路を整備及び確保する。

選定の方針 ⇒	・倒壊のおそれがある建物や危険物施設等を経路上に含まない。 ・避難路は並行して複数の道路を選定し、多重化を図る。
整備の方針 ⇒	・夜間の避難に備え街灯等を整備する。 ・避難場所等の経路及び方向を示した避難誘導標識等を整備する。
その他の留意点	・市民の混乱を防ぐため、水害時の避難路とおおむね同じものとなるよう整備する。

■市の指定する避難路（市道を記載）

路線名	区間
内里招提線	内里柿谷 7-3 ～ 美濃山千原谷 9-1
山手幹線	美濃山宮道 55-1 ～ 欽明台中央 55-12
八幡城陽線	戸津中代 56-2 ～ 男山泉 19
橋本南山線	八幡南山 29-1 ～ 橋本小金川 38
西山下奈良 1 号線	八幡五反田 20-1 ～ 西山和気 23-1
幣原 1 号線	男山竹園 2-3 ～ 八幡柿ヶ谷 14-137
男山 1 号線	男山弓岡 5 ～ 男山笹谷 1
足立石ヶ谷線	西山足立 28-10 ～ 橋本石ヶ谷 47
園内野神 1 号線	八幡三本橋 44-1 ～ 川口萩原 11-1
御幸 1 号線	美濃山御幸 6-22 ～ 戸津奥谷 52-1
幸水 12 号線	美濃山西ノ口 20 ～ 美濃山西ノ口 44-1
金振 1 号線	男山金振 1-1 ～ 男山金振 13-6
科手土井線	八幡土井 108 ～ 八幡土井 27

6 避難施設の設備の整備

市は、避難場所及び避難所となる施設について、要配慮者等を含む避難者の生活環境を良好に保つため以下の施設及び設備の整備に努める。

(1) 施設及び設備の例

トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、自家照明設備、発電機等の非常用電源設備、換気設備、盛夏期、厳冬期における冷暖房設備、テレビ、ラジオ、電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX等の情報通信機器、貯水槽、井戸等

(2) 要配慮者の避難生活に必要な各種の施設及び設備

多目的トイレ、エレベータ、スロープ、畳・マット、車椅子等

(3) その他の拠点避難施設に必要な施設及び設備の例

大型車両の駐停車場所、無線等NTT回線以外の通信設備、ヘリコプター離着陸場

(4) 拠点避難場所（地域防災拠点）の整備

市は、各小学校を指定避難所として活用するとともに、地域防災拠点として指定し、市災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集及び救護の拠点の機能を有するものとして整備する

第3 避難計画の整備

1 避難場所の名称、所在地、対象地区等

市における避難所等の名称、所在地、対象地区等は、資料編のとおりとする。

【資料-11】 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【資料-12】 収容避難所一覧

【資料-13】 福祉避難所一覧

2 避難場所区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (2) 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

3 避難所の開設及び運営体制の整備

市は、以下の点に留意して、あらかじめ避難所ごとに施設の特性に応じた避難所の開設及び運営体制を整備する。この場合、自治会、自主防災組織等との間で、あらかじめ災害時における避難所開設、運営等の方法及び実施体制等について協議を行い、開設及び運営を円滑に行う体制を整備する。

避難所の開設及び運営を円滑に行うためのマニュアルの整備に努めるとともに、防災訓練、防災学習会等の各種の機会を通じて、地域住民の周知と理解を得ることとする。その際、被災時の男女のニーズの違いや、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう努める。

また、災害救助法を適用したときは、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

なお、指定管理施設が避難所として指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4 避難所等の開設・運営の留意点

- (1) 避難施設の鍵の施開錠の体制（鍵の保管体制）の整備
- (2) 避難利用スペースの確認及び明示
- (3) 自主防災組織等の協力による避難所運営組織等の編成
- (4) 市職員の避難施設の配置及び巡回体制の整備
- (5) 避難者台帳等による入退出管理体制の整備

【資料-57】 避難者カード

- (6) 避難者の生活ルールの周知徹底
- (7) 避難者に対する給水、給食、生活必需品等の配給体制の構築
- (8) 避難者に対する情報提供及び各種相談業務の実施

第4 避難所等及び避難路の周知

市は、災害時に的確に避難できるよう避難所等を記した防災マップ等を作成し、各戸に配布するとともに、防災学習会、各種防災訓練等を通じて避難所等の周知徹底を図る。

また、避難所等の付近に避難所等の名称及び方向を示した誘導標識等を設置する。

第5 避難の心得等の知識の普及啓発

市は、市民に対し防災学習会等の機会を通じて、安全な避難に関する知識の普及啓発に努めるとともに、自治会、自主防災組織等による避難誘導への協力や避難場所の開設及び運営における市民の協力について理解を得るよう努める。

第6 防災上重要な施設における避難計画の整備

市は、学校、病院、社会福祉施設等については、以下の点に留意して、それぞれの施設の特성에応じた避難計画の整備を図る。

1 学校等

児童生徒等の集団での避難場所及び避難経路の選定及び避難誘導體制

2 病院等

患者等を集団で避難させる収容施設、医療機関の選定及び移送体制、治療等の継続に必要な事項、引継ぎ等の体制の検討

3 社会福祉施設等

入所者等を集団で避難させる収容施設、その他の社会福祉施設の選定、移送体制、介護等の継続に必要な事項、引継ぎ等の体制の検討

第7 広域避難

- 1 市は、災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間、他の市町村の区域に滞在させる必要が生じた場合は、府内の他の市町村と協議し、広域避難の調整を行う。
- 2 市は、指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、平時から広域避難計画の作成に努める。
- 3 市は、災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

第8 広域一時滞在

- 1 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第9 車中泊避難

大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペース

の確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。また、市は、避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等に努める。

なお、屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第2節 土砂災害予防計画

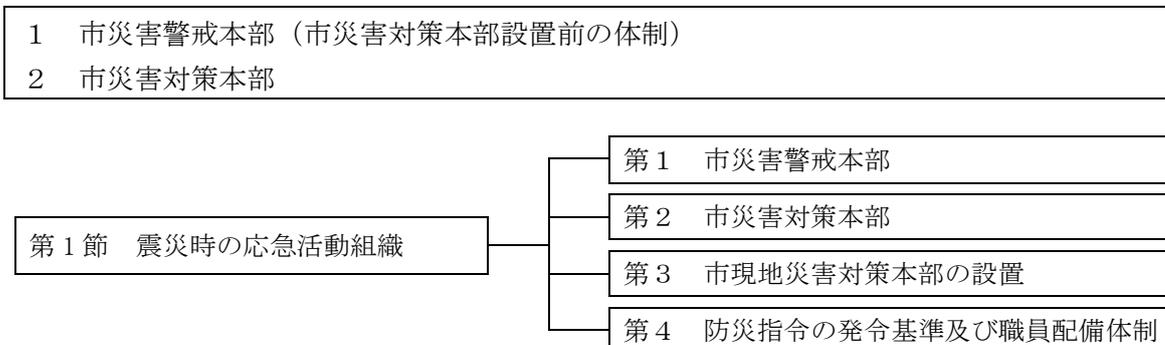
震災時の土砂災害防止するための計画は、風水害対策編 第2章 第4節 土砂災害予防計画を参照。

第3章 震災対策の応急対策計画における重要な計画事項

第1節 震災時の応急活動組織

市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の応急対策を行うため、次の組織を整備する。

■市における応急活動組織体制



第1 市災害警戒本部

1 設置責任者

市災害警戒本部（市災害警戒本部長：市長）は、災害が発生するおそれのある場合で市災害対策本部が設置されるまでの間において、災害情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、市長の指示に従い危機管理監が設置する。ただし、八幡市に震度4の地震が発表されたときは、本文の規定にかかわらず設置する。

2 組織及び配備基準

(1) 市災害警戒本部（1号及び2号配備）は、以下の配備基準により設置され、表「市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表」の職員をもって構成する。

ア 市災害警戒本部1号配備基準（防災指令第1号）

市域に震度4の地震が発表されたとき。

イ 市災害警戒本部2号配備基準（防災指令第2号）

以下の、いずれかの項目に該当したとき。

(7) 市内で震度5弱を観測したとき。

(4) 災害が発生するおそれがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき又は小規模な災害が発生したとき。

(2) 危機管理監は、災害警戒上必要な場合は、前項に規定する者の他、関係職員を配置することができる。

3 所掌事務

市災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 気象及び地震等の収集・伝達
- (3) 防災関係機関との連絡調整

- (4) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (5) 被害状況の調査及び収集

4 閉鎖

危機管理監は、市災害対策本部が設置された場合、又は災害警戒の必要が認められなくなった場合、その他市長の指示に従い市災害警戒本部を閉鎖する。

■市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表

1号配備		2号配備	
常時出動メンバー ※2		輪番出動メンバー ※1	
危機管理監	(本部)	① 総務部・政策企画部・市民生活部	1名 (本部)
総務部長	(本部)	② 建設産業部	1名 (応急)
政策企画部次長	(本部)	③ 建設産業部	1名 (応急)
市民生活部次長	(本部)	④ 健康福祉部	1名 (救助)
建設産業部次長	(応急)	⑤ 健康福祉部	1名 (救助)
建設産業部次長	(応急)	⑥ 上下水道部	1名 (上下水)
健康福祉部次長	(救助)	⑦ こども未来部	1名 (教育)
健康福祉部次長	(救助)	⑧ 消防本部	1名 (消防)
上下水道部次長	(上下水)	⑨ 総務部・政策企画部・市民生活部	1名 (本部)
こども未来部次長	(教育)	⑩ 建設産業部	1名 (応急)
消防本部次長	(消防)	⑪ 建設産業部	1名 (応急)
		⑫ 健康福祉部	1名 (救助)
		⑬ 健康福祉部	1名 (救助)
		⑭ 上下水道部	1名 (上下水)
		⑮ こども未来部	1名 (教育)
		⑯ 消防本部	1名 (消防)

※1 上記の表に示した2号配備の輪番出動メンバーについては、以下の出動順位により、それぞれ第1班と第2班の配備に付く。出動順位については、第1順位等の高位の順位者に事故がある場合は、順に次席の順位の者が代替要員として出動する。

※2 上記表-1の「次長」については、参事、室長等を含む。

上記表の①及び⑨(総務部・政策企画部・市民生活部)	
出動順位	要 員
第1順位	1号配備以外の次長
第2順位	各部参事
第3順位	各部庶務担当課長
第4順位	組織図による庶務担当課長の次の課長
第5順位	それ以外の場合は、1号配備出動メンバーが決める

※ 上記第1～5順位については総務部、政策推進部、市民部の順とする

上記表の②～⑧、⑩～⑯(総務部・政策企画部・市民生活部以外)	
出動順位	要 員
第1順位	1号配備以外の次長
第2順位	各部参事
第3順位	各部庶務担当課長
第4順位	組織図による庶務担当課長の次の課長
第5順位	それ以外の場合は、1号配備出動メンバーが決める

第2 市災害対策本部

1 設置責任者

市災害対策本部は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が設置する。

市災害対策本部は、市長が本部長となり、各部等の職員を統括し災害予防及び災害応急対策を実施する。市長が不在の場合、市災害対策本部の指示は市長を代行して副市長又は教育長がこれを行う。

2 市災害対策本部の設置基準

市災害対策本部は、以下の場合に設置される。

(1) 市災害対策本部配備基準（防災指令第3号）

以下の、いずれかの項目に該当したとき。

- ア 市内で震度5強を観測したとき。
- イ 中規模な災害が予想される時、又は中規模な災害が発生したとき。

(2) 市災害対策本部配備基準（防災指令第4号）

以下の、いずれかの項目に該当したとき。

- ア 市内で震度6弱を観測したとき。
- イ 大規模な災害が予想される時、又は大規模な災害が発生したとき。

3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市庁舎内に開設する。

市災害対策本部が被災した場合等、市災害対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市災害対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

4 閉鎖

市長は、市域において被害が拡大するおそれが解消したと認める場合、その他本部を設置しておく必要がないと認める場合、本部を閉鎖する。

5 開廃の通知

市長は、本部を設置した場合、又は廃止した場合、必要な関係者にその旨を通知する。

■連絡先

名称	電話番号等
府山城広域振興局 田辺地域総務防災課	府衛星通信系防災情報システム TEL 衛星7(地上8)－760－8101 FAX 衛星7(地上8)－760－8100
	N T T回線 0774－62－0173
八幡警察署 (警備課)	N T T回線 981－0110

6 組織

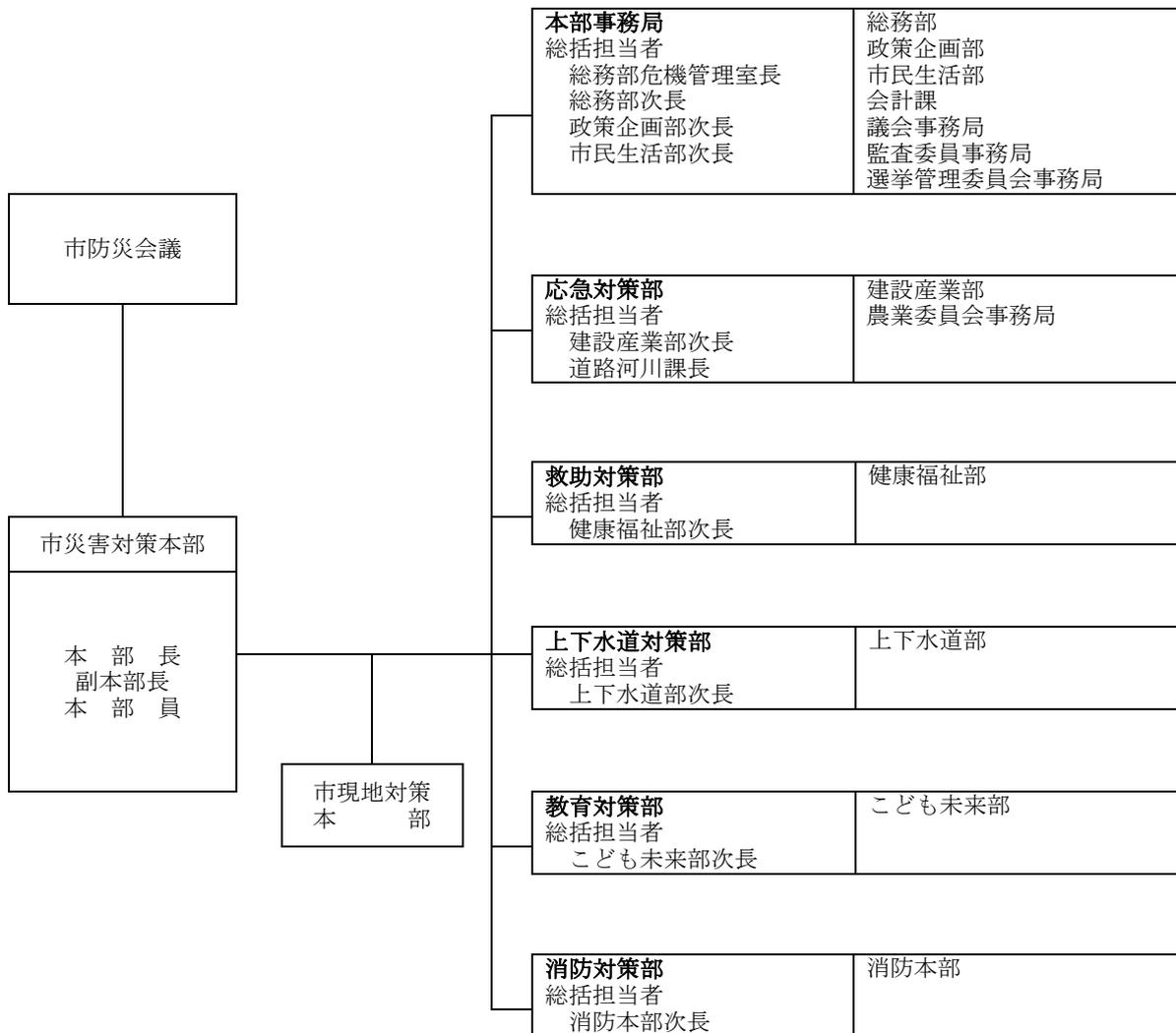
市災害対策本部の組織を、以下の「市災害対策本部の構成」及び「市災害対策本部組織図」に示す。本部長、副本部長及び本部員は、次順位、次々順位の責任者をあらかじめ指定する。

■市災害対策本部の構成

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
本部員	危機管理監 理事 本部事務局長（総務部長） 本部事務局（政策企画部長、市民生活部長、会計管理者、議会事務局長） 応急対策部長（建築産業部長） 救助対策部長（健康福祉部長） 救助対策部（福祉事務所長） 上下水道対策部長（上下水道部長） 教育対策部長（こども未来部長） 消防対策部長（消防長）	各 対 策 部

※ 組織改正等により市災害対策本部の構成に変更が生じた場合は、この限りではない。
また、市災害対策本部の事務は、防災担当課が行う。

■市災害対策本部組織図



※ 上記の「次長」については、参事、室長等を含む。

【資料－3】八幡市災害対策本部条例

【資料－4】八幡市災害対策本部規程

7 市災害対策本部会議の所掌事務

- (1) 本部長は、副本部長及び本部員を召集し、その議長となり、災害予防及び災害応急対策の実施の方法について決定する。
- (2) 市災害対策本部は、市防災会議と緊密な連絡のもとに市域における災害予防及び災害応急対策を実施する。
- (3) 本部長は、本部会議を開くいとまがない場合、副本部長と協議の上、その事務を処理する。
- (4) 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

8 各対策部の事務分掌

- (1) 本部と各対策部の情報伝達及び連携を密にするため、各対策部に総括担当者を指名するとともに、総括担当者会議を設置する。開催については、必要に応じて本部事務局長が召集する。
- (2) 総括担当者は、本部事務局長又は対策部長を補佐し、本部事務局長又は対策部長に事故があるときは、その職務を代理する。また、各部庶務担当課長は、総括担当者を補佐し、総括担当者に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 各部における事務分掌は、資料編のとおりとする。

【資料－8】 災害対策本部の事務分掌

第3 市現地災害対策本部の設置

本部長は、被害状況に応じて市現地対策本部を設置する。

指揮権限者は、本部長の指示する者が配置されるまでの間、施設長又は施設長を補佐する者とし、市災害対策本部と協議の上指揮をとる。

また、その組織は業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

第4 防災指令の発令基準及び職員配備体制

1 防災指令の発令・解除

- (1) 発令
市長は、災害の程度に応じて、表「防災指令発令基準(震災)」によって防災指令を発令する。
- (2) 解除
市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなつたと認める場合、防災指令を解除する。

2 職員配備体制

- (1) 各対策部は、応急活動の強力な推進を図るため、表「防災指令発令基準(震災)」及び図「市災害対策本部組織図」の配備体制をとる。
- (2) 職員への連絡については、あらかじめ定めた緊急連絡網によって行う。

- (3) 【資料－8】 災害対策本部の事務分掌に基づき、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員を指定し、責任者不在時は、次順位の責任者が指揮命令を行い、円滑な業務の遂行を図る。

【資料－6】 八幡市防災指令要綱

3 配備の報告

市は、各対策本部において防災指令に基づき職員を配置し、応急活動を実施した場合、総括担当者は職員の配備状況を本部事務局に報告する。

4 参集場所

(1) 所属参集

職員は、所属する勤務場所に参集することを基本とする。

(2) 指定参集

ア 職員は、各対策部長より、あらかじめ災害時に参集する場所を指定された場合、指定場所に参集する。

イ 本庁周辺居住の職員のうち、あらかじめ指定されたものは、本部機能を早期に確立するため、本部事務局に参集する。

ウ 指定避難所周辺居住の職員のうち、あらかじめ指定されたものは、初期の情報収集のため、指定された場所に参集して責任者の指示に従う。

5 職員の心構え

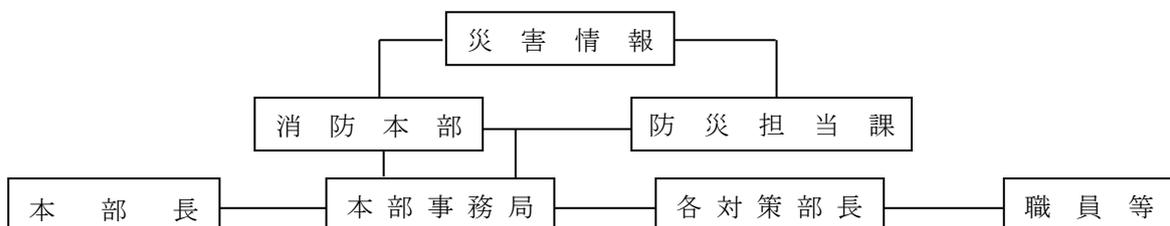
(1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び任務を十分習熟しておく。

(2) 職員は、災害が発生するおそれがある場合、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール、アプリ等によって情報を得るとともに、市災害対策本部等への電話照会等によって災害の状況、防災指令等を知るように努める。

(3) 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災指令やその他配備命令がない場合であっても、自らの判断で勤務場所へ自主参集する。

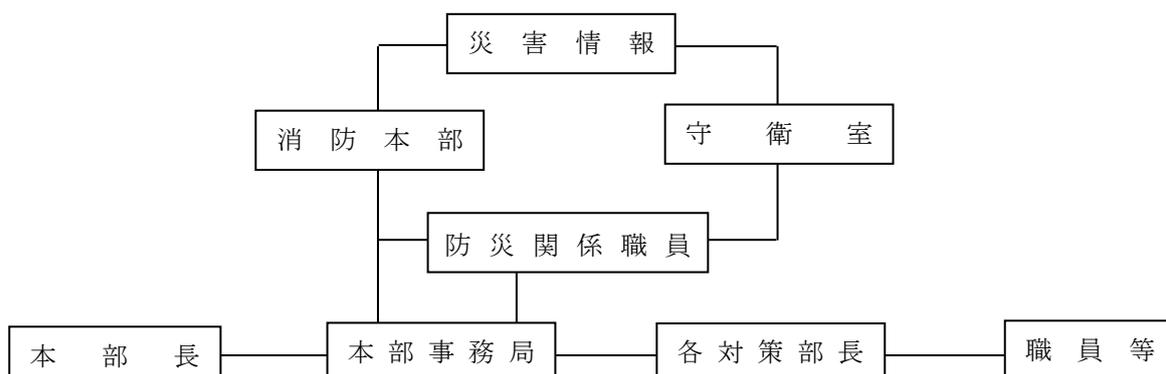
6 動員方法

(1) 勤務時間内における動員命令の連絡体制



【動員伝達の時期】 市内で災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したとき。

(2) 勤務時間外における動員命令の連絡体制



7 動員伝達の時期

- (1) 市内で災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときは、毎年各対策部で作成する緊急連絡網で伝達する。
- (2) 中規模以上の災害が発生したとき、配備該当職員は自発的に参集する。

■防災指令発令基準（震災）

種類	発令基準	配備体制	主な活動内容
防災指令第1号	市内で震度4を観測したとき。	市災害警戒本部1号配備（常時出動メンバー）（※1）及び本庁各部（※2）1～2名	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第2号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1. 市内で震度5弱を観測したとき。 2. 災害が発生するおそれがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき。	市災害警戒本部2号配備（常時出動及び輪番出動メンバー）（※1）及び本庁各部（※2）2～4名並びに市災害対策本部体制準備（待機）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第3号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1. 市内で震度5強を観測したとき。 2. 中規模な災害が予想されるとき、又は中規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制及び全職員の約5割	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第4号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1. 市内で震度6弱以上を観測したとき。 2. 大規模な災害が予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌における災害対策

※1 「市災害警戒本部（1号及び2号配備）体制表」を参照

※2 議会事務局、監査委員事務局、会計課で一つの部として扱う。

第2節 本部職員等の証票

市は、市災害対策本部を設置し、職員が応急対策の業務に従事する場合には、次の証票を着用させる。

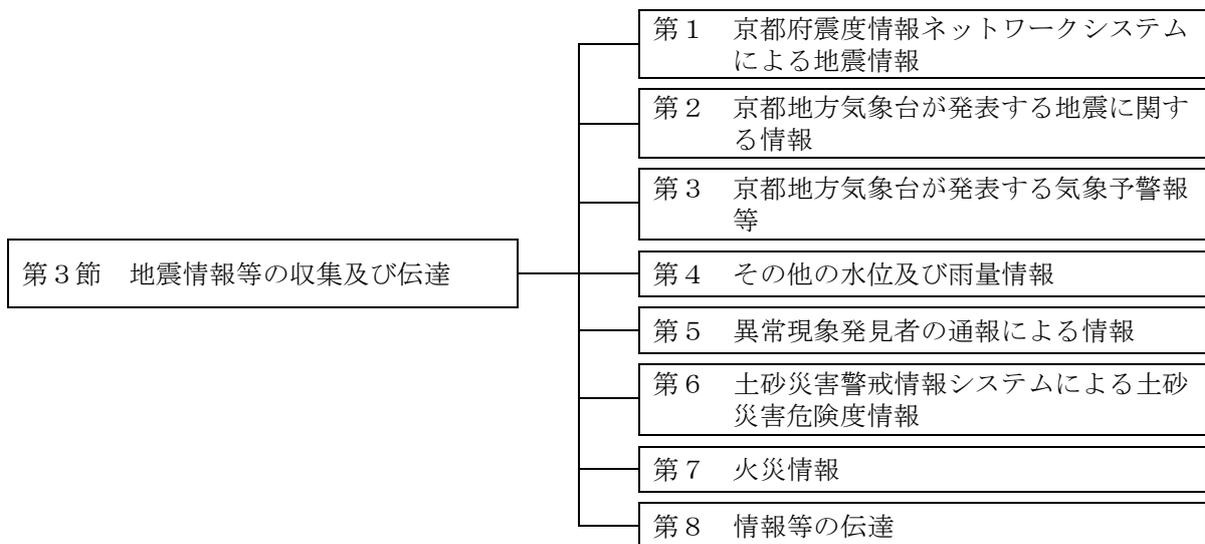


八幡市災害対策本部

(八幡市の市章に「八幡市災害対策本部」の文字を記載したもの)

第3節 地震情報等の収集及び伝達

市は、市域の地震情報及び二次災害の防止に係る気象情報等を収集するとともに、市民及び関係機関に伝達する。



第1 京都府震度情報ネットワークシステムによる地震情報

- 1 京都府震度情報ネットワークシステムにより、市に設置されている計測地震計から市における震度が表示されるとともに、府衛星通信系防災情報システム回線及びN T T回線により府に収集される。同時に、府域の情報がF A Xで送信される。



2 気象庁及び京都地方気象台が発表する震度情報は、デジタル疎水（NTT回線）を通じてFAXで市役所（防災担当課）に通報される。

第2 京都地方気象台が発表する地震に関する情報

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

■地震に関する情報

（津波情報省略）

情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名*1（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上を観測した地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に津波による災害がないと予想されたときには「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度情報	震度3以上の地震の場合又は緊急地震速報（警報）を発表した場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上の地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生し、都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合も発表することがある。）、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、日本や国外への影響等を、地震発生から概ね30分以内に発表
推計震度分布	震度5弱以上の地震が発生した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

*1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

第3 京都地方気象台が発表する気象予警報等

震災時においても、二次災害の予防や各種応急対策に活用する情報として気象情報等を迅速かつ確実に収集し、これを単独又は防災指令とあわせて、各対策部及び関係機関に防災行政無線及びNTT回線を使用して伝達する。

詳細については、風水害対策編 第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達を参照。

第4 その他の水位及び雨量情報

風水害対策編 第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達を参照。

第5 異常現象発見者の通報による情報

風水害対策編 第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達を参照。

第6 土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度情報

風水害対策編 第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達を参照。

第7 火災情報

風水害対策編 第3章 第3節 気象予警報等の収集及び伝達を参照。

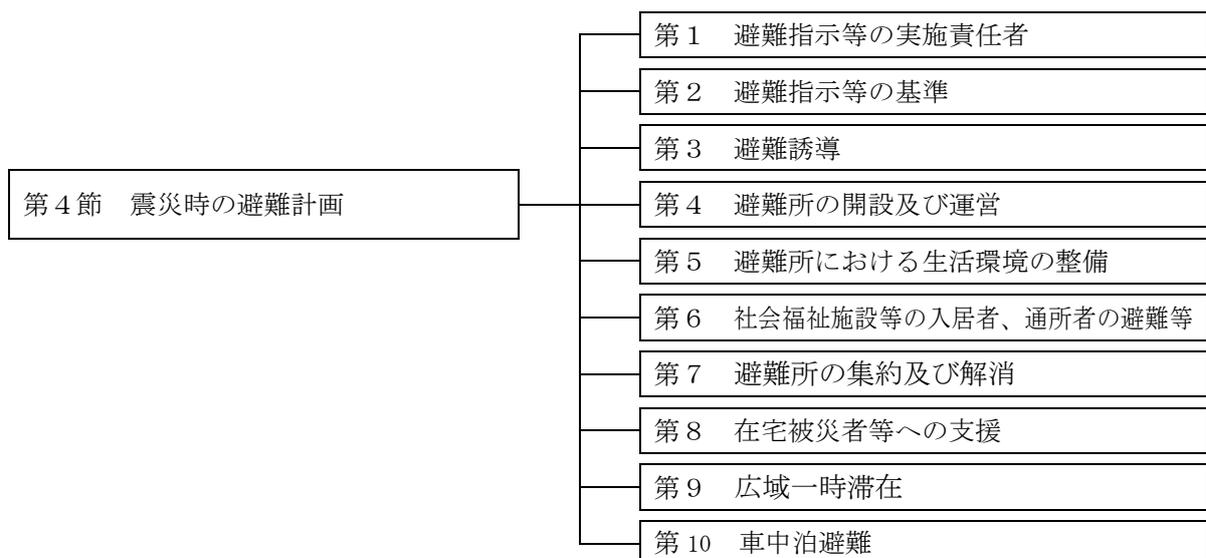
第8 情報等の伝達

市は、情報等の伝達を受けたときは、速やかに市民その他関係団体に周知徹底する。

第4節 震災時の避難計画

市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難指示等を発令し、周知を徹底するとともに、避難誘導を行う。

また、避難者を収容するための指定緊急避難場所の開設及び運営等の必要な措置を講じる。



第1 避難指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は次のとおりとする。

1 市長の指示（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められた場合は、立退きを指示する。

また、必要に応じて府、指定行政機関、指定地方行政機関に対して、避難指示の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

2 知事又はその命を受けた府の職員の指示（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和23年法律第136号）第25条）

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は立退きを指示する。

なお、知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

3 警察官の指示（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）

市長が立退きを指示することができないとき、又は市長から要請があったときは、避難のための立退きを指示し、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難措置を講ずる。

4 自衛隊の指示（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

災害派遣を命じられた自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合、かつ、警察官がその場にはいない場合に限り、避難のための立退きを指示する。

■実施責任者・区分

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員	指示	地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
※自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

※ 市職員及び警察官等がその場にはいない場合に限られる。

第2 避難指示等の基準

1 避難指示等の基準の種類

避難指示等は、下記に示す二段階の基準を設けて発令する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示

2 避難指示等の基準

避難指示等は、おおむね次の基準及び方法による。

■高齢者等避難の基準及び方法

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき
伝達内容	避難対象者、危険予想地域、高齢者等避難をすべき理由、適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保）、避難先、
伝達方法	一般市民に対しては、防災行政無線及び携帯電話、市ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、広報車等による伝達、消防団、自治会、自主防災組織等による連絡網、戸別訪問等による。広範囲にわたる場合その他必要に応じて、テレビ及びラジオ放送を併用する。 避難行動要支援者に対しては、あらかじめ個別避難計画で定めた方法による。

■避難指示の基準及び方法

区分	基準及び方法
条件	当該地域又は土地建物等に災害発生のおそれがある場合
伝達内容	避難対象者、避難すべき理由、適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保）、避難先
伝達方法	一般市民に対しては、防災行政無線及び携帯電話、市ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、広報車等による伝達、消防団、自治会、自主防災組織等による連絡網、戸別訪問等による。広範囲にわたる場合その他必要に応じて、テレビ及びラジオ放送を併用する。 避難行動要支援者に対しては、あらかじめ個別避難計画で定めた方法による。

3 警戒区域の設定

市は、以下の場合に警戒区域の設定により、市民の立入りを制限する。

- (1) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は、当該地域から退去を命ずることができる。（災害対策基本法第 63 条）
- (2) 市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
なお、自衛官についても自衛隊法の規定に基づき、職務の執行について準用する。（災害対策基本法第 63 条）
- (3) 警戒区域を設定した場合、その区域をロープ等により明示するとともに、広報車等を利用して市民に周知しなければならない。同時に府山城広域振興局及び関係機関に通知するものとする。

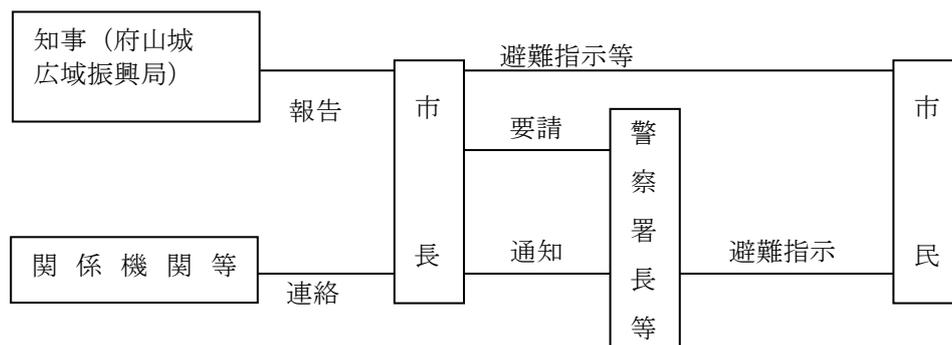
4 避難指示等の発令又は解除の伝達

避難指示等の発令又は解除については、防災行政無線、ホームページ、市公式 SNS、市防災アプリ、電子メール、広報車を通じて、地域住民への周知を図る。

避難行動要支援者に対しては、福祉部局において作成された名簿等を活用するなどし、あらかじめ定めた方法にて周知を図る。

また、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得るなど、あらゆる手段を尽くして迅速な徹底を図る。

■避難指示等の発令又は解除の伝達経路



5 府及び近隣自治体への通知

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令した場合、その旨を直ちに府山城広域振興局を通じて知事に報告するとともに、近隣自治体に対しても通知する。

6 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

市は、避難所の施設管理者等に対して、事前に連絡し、受入体制を整える。

(2) 警察機関への連絡

市は、避難住民の誘導整理及び事後の警戒・警備体制を整えるため、警察署長等に指示の内容を伝え、協力を求める。

第3 避難誘導

1 市民の避難誘導

避難行動は市民が自らの判断で行うことが原則であるが、市は、原則、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、自治会、自主防災組織の単位等で、指定避難所等への避難誘導等を行う。

2 学校、事業所等における避難誘導

学校、事業所等、社会福祉施設その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として、その施設の管理者等が実施する。

3 要配慮者等の避難誘導

市は、以下の点に留意して、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難支援者の付き添いのもと避難誘導を行う。

- (1) 災害が発生し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると認められるときには、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で本計画に定めた避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 災害発生時で、避難を要する地域に居住し、又は緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対して、市災害対策本部は、関係機関、地域住民、ボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた者を救出する。
- (3) 介助を要する者については、家族のある場合でも他の者に比べて荷物が増える等家族の負担が大きいため、可能な限り、地域住民、民生児童委員協議会等の協力を得る。

独居者には、地域住民、ボランティア等のほか、職員、警察官、民生児童委員協議会、消防団、自治会、自主防災組織等も協力して、介助、荷物の搬出等を行う。

- (4) 避難誘導に関しては、十分な配慮を行い、必要に応じて車両等による移動を行う。
- (5) 居宅に取り残された要配慮者（避難行動要支援者含む）を迅速に発見するため、要配慮者マップ等を利用し、地域住民及びボランティア、警察官、民生児童委員協議会、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、救助を要する者の発見に努める。

4 避難誘導要員の配置等

市は、避難誘導について、あらかじめ指定された要員を、警察官、消防団員等の協力を得て、避難路、避難場所周辺、危険箇所等に配置し、適切な避難誘導を行う。この場合、必要に応じて、誘導標識、誘導灯及び誘導柵を設置する。

5 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

6 避難者の確認

市は、避難指示等を発した区域に対して、避難終了後、速やかに警察官、消防団員、自治会、自主防災組織等の協力を得て巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認を行う。避難指示等に従わない者については、説得に努める。

第4章 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 関係機関への通知

市長は、避難所を開設した場合、直ちに本部事務局を通じ、避難所開設の状況を知事に報告する。

3 運営及び管理方法

市は、避難所の運営管理について、教育対策部及び施設管理者の管理指導のもと、以下の点に留意して、市民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。

- (1) 避難所運営組織を設置するとともに避難所運営マニュアルに基づき運営及び管理を行う。その際、避難所の運営における女性の参画を推進する。

- (2) 避難所の運営は、要配慮者の避難生活環境の整備に努める。
- (3) 学校等は、児童生徒等の安全確保と教育等の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教職員等は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、教職員等は校長等の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。
- (4) 避難所の設置期間は7日以内とする。7日を超える見通しの場合、府と協議して延長期間を定める。
- (5) 費用の範囲は、災害救助法に定めるところによる。
- (6) 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいて検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第5 避難所における生活環境の整備

市は、避難生活が長期化する場合、又は厳冬期、盛夏期等に、関係部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物との避難等に配慮する。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て、家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、避難所運営組織等を通じて、避難所に入所した要配慮者等の生活環境を把握し、良好な避難所における生活のための介護、介助用資器材を調達する。

要配慮者の避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消等要配慮者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設や要配慮者の避難スペース及び、介助に必要な人員の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 社会福祉施設等の入居者、通所者の避難等

1 被害状況の把握

施設管理者は、災害が発生した場合、次の状況を緊急に把握し、市災害対策本部に報告する。

- (1) 施設入所者及び通所者の被害状況
- (2) 施設及び設備の被害状況
- (3) 避難を要する人員
- (4) 避難の緊急性
- (5) 他施設等からの被災者の受入可能な人数
- (6) 飲料水、生活用水、食料、生活関連資器材等当面の生活に必要な物資等の状況

2 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

施設管理者は、施設が避難対象区域に含まれた場合、又は施設及び設備の破損等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等、必要な対策を講ずる。この場合、必要に応じて要配慮者の健康状態及び移動能力により、車両による移送を行う。

3 要配慮者等の避難所等への入所

施設管理者は、要配慮者等の避難所等への入所について、それぞれの特性に応じた場所、施設及び設備の利用を確保できるよう避難所運営組織との協議を行う。この場合、避難所への入所が要配慮者及び介助者にとって大きな負担になる等困難なときは、適切な施設を選定の上、移送し、市域に適切な施設がないときは、市担当者を通じて、府山城広域振興局又は広域応援協定を締結している近隣市町に入所のあっせんを依頼する。

第7 避難所の集約及び解消

市は、被災者の生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況又は避難者の状況を勘案して、避難者の自宅復帰又は仮設住宅への移転を前提に、避難所の集約及び解消を図る。

【資料-11】 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【資料-12】 収容避難所一覧

【資料-13】 福祉避難所一覧

第8 在宅被災者等への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第9 広域一時滞在

1 府内における広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

また、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

なお、協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

2 府外における広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求める。

3 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

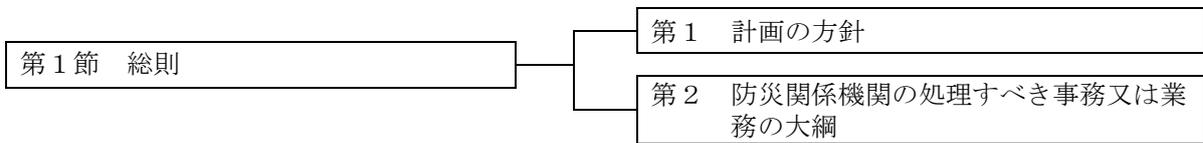
- (2) 市は、他市町村からの広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10 車中泊避難

プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則



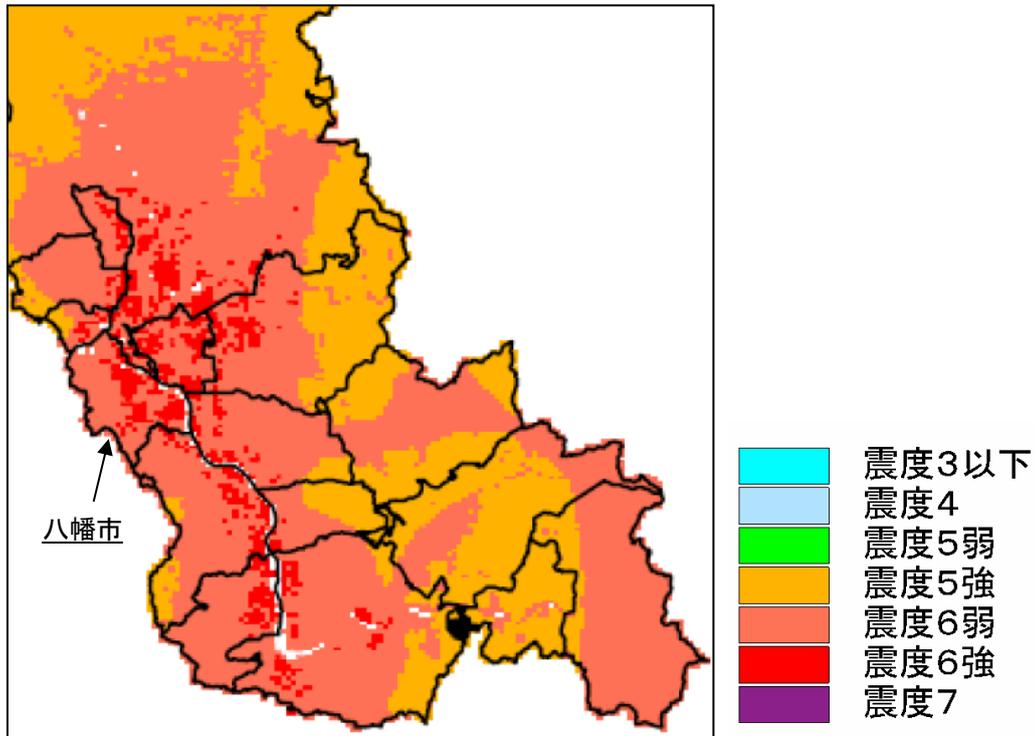
第1 計画の方針

平成25年度に公表された内閣府南海トラフ巨大地震被害想定によると、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に、著しい地震被害が生ずるおそれがある震度6弱以上が想定される地域を含むため、平成26年3月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

このため、同法第5条の規定に基づき、近隣市町と連携をとり、南海トラフ地震対策を充実させることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定める。

なお、本計画は、計画策定後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

■震度想定



第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

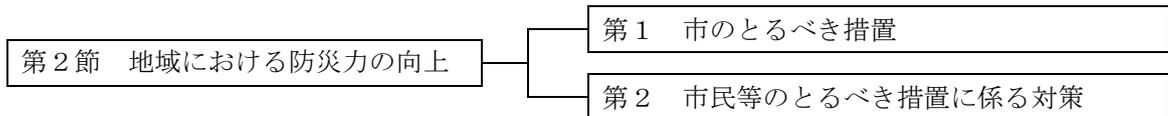
防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、災害対策共通編 第1編 総則第3章に定めるところによる。

第2節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震が発生した場合、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心に、極めて広域にわたって甚大な被害が発生することから、防災関係機関が連携した広域的な防災体制が必要となる。

しかし、府内の被害は、震源域に近い地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、国や他府県からの応援は期待できないことから、府、市をはじめ府内の防災関係機関による「公助」もさることながら、市民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災対策が重要となる。このため、市は、防災関係機関との日常からの連携を強化するとともに、市民、自主防災組織、NPO及び事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。



第1 市のとるべき措置

市は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じる。

- 1 市長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資器材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難場所・避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2 市民等のとるべき措置に係る対策

市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努める。

1 市民及び防災組織の対策

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等）
- (3) 生活必需品（食料、飲料水等）の備蓄
- (4) 各地域における避難対象地区・急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
- (5) 各地域における避難所及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内企業やNPO等との連携

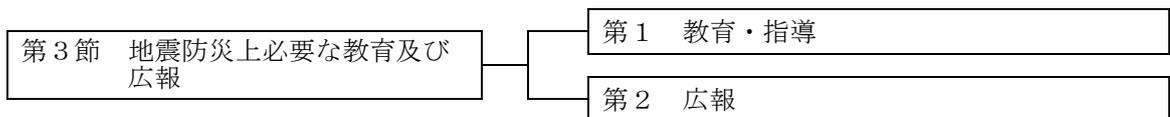
2 企業の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持

第3節 地震防災上必要な教育及び広報

市は、災害対策共通編第2編 災害予防計画第2章 第1節 防災意識の高揚及び第1章 第3節 広報・広聴体制の整備に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における市民の適正な行動、市民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、市民、防災活動組織、企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震被害の軽減に寄与することが期待されており、緊急地震速報の特徴、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なく有効に機能するため、市は、府と連携し、市民、自主防災組織、企業等がこの情報によりの確な行動がとれるよう周知に努める。



第1 教育・指導

1 市職員に対する教育

市は、市職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- (4) 応急手当の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）にとどまる児童生徒等の保護方法
- (8) ボランティア精神
- (9) その他

第2 広報

市は、地域の特性を踏まえ、地域密着型の防災意識の高揚を図るよう、第1で掲げた内容を中心に、必要な広報活動を実施する。広報に当たっては、要配慮者や地理に不案内な観光旅行者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

第4節 防災訓練

市は、南海トラフ地震等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を災害対策共通編第2編 第1章 第1節 防災活動体制の整備の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、市民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。

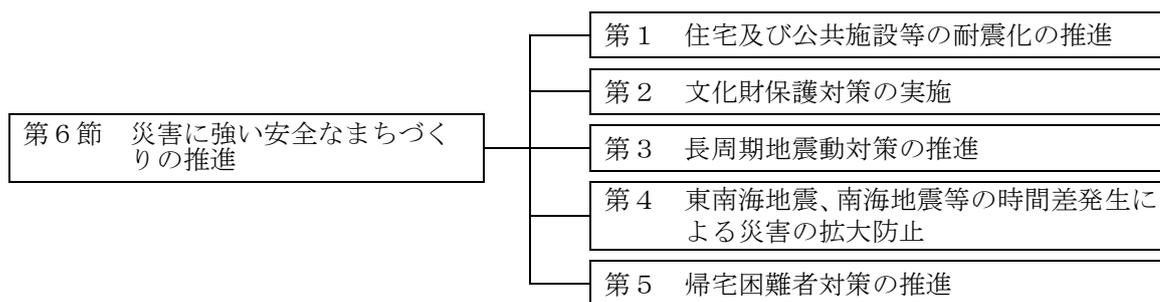
また、緊急地震速報を用いた防災訓練の実施についても検討する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

市は、京都府地震防災緊急事業5箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

第6節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度等を考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。



第1 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

第2 文化財保護対策の実施

本市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、災害対策共通編第2編 第3章 第6節 文化財防災計画に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保等の延焼防止対策や崖崩れ防止対策等を検討する。

第3 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

第4 東南海地震、南海地震等の時間差発生による災害の拡大防止

市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

- 1 東南海地震、南海地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

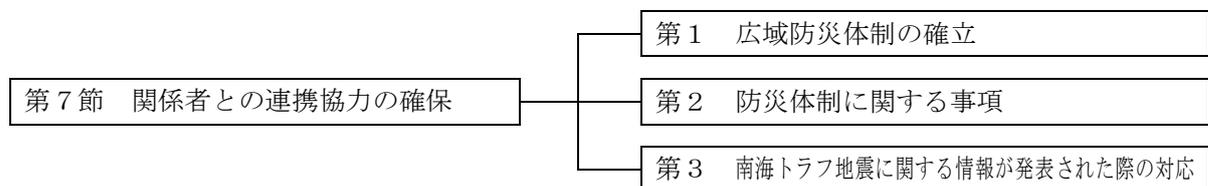
第5 帰宅困難者対策の推進

市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。

また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時退避場所及び一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第7節 関係者との連携協力の確保

災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。



第1 広域防災体制の確立

災害対策共通編第2編 第1章 第4節 関係機関との連携及び広域応援体制の整備に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

また、府内の被害は、震源域の地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、災害発生直後は国や他府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り府及び府内市町村並びに府内防災関係機関等により対応できる体制づくりを目指し、対策を検討する。

さらに、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

第2 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位1	副市長
2	教育長
3	危機管理監

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災対策編 第3章 第1節 震災時の応急活動組織に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の利用ができない等、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、災害対策共通編第3編 第1章 応急対策活動の実施に定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救急・救助活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、災害対策共通編第3編 第1章 第3節 被害情報等の収集・報告に定めるところによる。

なお、通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、災害対策共通編第3編 第1章 第4節 通信手段の確保に定めるところにより、通信の確保を図る。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

3 対策要員及び資器材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資及び協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編に掲げるとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【資料-7】 協定一覧

第3 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

◎「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8（※2）以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

2 市の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたときは、関係部局へ連絡する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたときは、直ちに八幡市災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- (3) また、市民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応をとるよう呼びかける。なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (4) 市域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等の警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼び掛ける。
- (5) 関係部局においては、八幡市災害警戒本部会議等を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (6) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼び掛ける。

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 原子力災害対策編の位置づけ

原子力災害対策編は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し、実施すべき施策等について規定し、原子力災害対策に特に重要な計画を記載する。

また、本編第2章は、原子力災害における事前対策において特に重要な計画事項とし、本編第3章は、原子力災害における緊急事態応急対策において特に重要な計画事項とする。

なお、この計画は、市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び府の地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものとし、本編に記載がない計画事項については、災害対策共通編を参照することとする。

第2節 計画の修正に際し遵守すべき指針

原子力災害対策編の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日全部改正)を十分に尊重する。

第3節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

さらに、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する。

2 被ばくの経路

被ばくの経路は、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第4節 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、市民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、市民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。(以下、当該対策が講じられた区域を「原子力災害対策重点区域」という。)

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、市民等への対策の周知、市民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。

1 原子力災害対策重点区域設定の目安

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力災害対策指針に基づき、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離がその目安として用いられている。実用発電用原子炉の場合の地域設定の目安は次のとおりである。

(1) 予防的防護措置を準備する区域：原子力施設からおおむね半径5km圏内を目安とした範囲(PAZ:Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

(2) 緊急防護措置を準備する区域：原子力施設からおおむね半径30km圏内を目安とした範囲(UPZ:Urgent Protective Action planning Zone)

確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域。

2 原子力災害対策重点区域の範囲

府内に影響を及ぼすおそれのある、原子力施設は、福井県高浜原子力発電所、大飯原子力発電所であり、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策

定等、原子力災害対策重点区域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、府地域防災計画（原子力災害対策編）で定められている。

府内で原子力防災対策を重点的に充実すべき区域を含む市町（以下「関係市町」という。）は、次のとおりであり、本市は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所からおおむね75kmから80kmの距離に位置しており、PAZ、UPZいずれの区域にも属していない。

■原子力防災対策を重点的に充実すべき区域を含む府内の市町

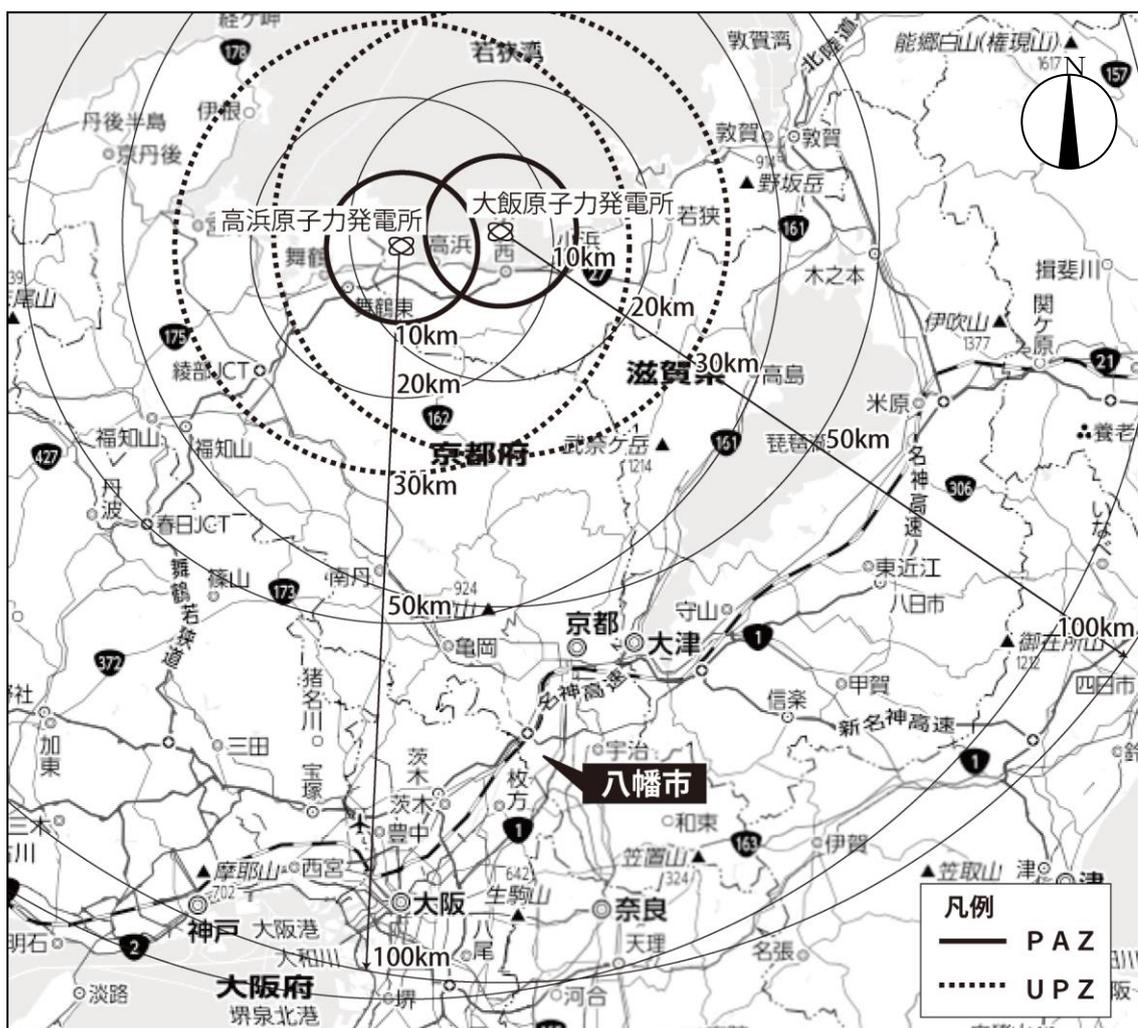
区分	施設名	高浜原子力発電所	大飯原子力発電所
PAZ		舞鶴市	
UPZ		福知山市	京都市
		舞鶴市	舞鶴市
		綾部市	綾部市
		宮津市	南丹市
		京丹波町	京丹波町
		南丹市	
		伊根町	

第5節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

原子力施設からおおむね半径 30km 圏外であっても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。このため、市は、放射性物質が環境へ放出された場合に、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避など、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置について検討する。

なお、放射性物質が環境へ放出された場合は、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとされている。

■原子力発電所と本市の位置



■O I L と防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
β 線:13,000cpm※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき区域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

(注) Sv (シーベルト) …………… 放射線の量を表す単位で、Sv/h は空間放射線率測定器(空間線量計)で用いられる1時間当たりの放射線が人体に与える影響を示す。

Bq (ベクレル) …………… 放射能の強さを表す単位で(慣用的に放射エネルギーを示すことが多い)、
Bq (ベクレル) /Kg は、1Kg 当たりの Bq (ベクレル) 数を示す。

- cpm(count per minute) … 表面汚染測定器で用いられる単位で、1分間当たりの放射線の数(カウント数)を示す。(カウントパーミニッツ)
- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
 - ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
 - ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq(ベクレル)/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
 - ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq(ベクレル)/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 - ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
 - ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 - ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
 - ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
 - ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は災害対策共通編 第1編 総則第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を基本に次のとおりとする。

1 市

- (1) 関係市町への応援
- (2) 広域避難所の開設
- (3) 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (4) 原子力防災に関する組織の整備
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓蒙
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 緊急時モニタリングの協力
- (8) 避難等の指示及び避難所の開設
- (9) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (10) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (11) 汚染の除去
- (12) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (16) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 府

- (1) 広報及び教育・訓練
- (2) 通信連絡網の整備
- (3) 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 防護資機材及び防護対策資料の整備
- (6) 府災害対策本部等の設置
- (7) 災害状況の把握及び伝達等
- (8) 放射性物質による汚染状況調査
- (9) 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- (10) 被ばく者の診断及び措置
- (11) 汚染飲食物の摂取制限等
- (12) 緊急輸送及び必需物資の調達
- (13) 放射性汚染物質の除去
- (14) 制限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- (17) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

3 指定地方行政機関

■近畿農政局

- (1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導

■大阪管区気象台（京都地方気象台）

- (1) 気象状況等の把握及び解析
- (2) 緊急時モニタリングセンターへの支援

4 陸上自衛隊（第4施設団）

- (1) モニタリングの支援
- (2) 緊急輸送の確保

5 指定公共機関

■日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 緊急時医療センターの支援
- (2) 医療救護班の編成及び派遣
- (3) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

6 指定地方公共機関

■一般社団法人京都府医師会

- (1) 緊急時医療センターの支援
- (2) 医療救護班の編成及び派遣
- (3) 民間医療機関の医療活動の確保及び調整

■一般社団法人京都府バス協会

- (1) 避難住民等の輸送

■一般社団法人京都府トラック協会

- (1) 緊急物資の輸送

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

■農業協同組合・漁業協同組合

- (1) 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 食料供給支援
- (3) 有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力

8 原子力事業者

■ 関西電力株式会社

- (1) 原子力発電所の安全性の確保
- (2) 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- (3) 環境条件の把握及び資料の提供
- (4) 防災活動体制の整備
- (5) 防災業務設備の整備
 - 放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、
放射線防護機材、消防救助用機材等
- (6) 連絡通報体制の整備
- (7) 汚染拡大防止措置
- (8) 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- (9) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
- (10) 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第2章 原子力災害事前対策計画

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、市民への原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、以下の事項を行う。

- 1 平常時から府及び国との情報連絡体制の整備を図り、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- 3 避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、府、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 防災拠点間における情報通信のためのネットワーク強化

市と関係機関相互の連携体制を確保し、原子力災害に対し万全を期すため、国、府、原子力事業者その他防災関係機関等との間において確実な情報の収集・連絡体制を図る。

そのため、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ア 国、府からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- イ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(5) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

国及び府は、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとされている。

■整備を行うべき資料の例

- 1 原子力施設（事業所）に関する資料
 - (1) 原子力事業者防災業務計画
 - (2) 原子力事業所の施設の配置図
- 2 社会環境に関する資料
 - (1) 種々の縮尺の周辺地図
 - (2) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
 - (3) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - (4) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
 - (5) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、身体障がい者援護施設等に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - (6) 緊急原子力災害医療施設に関する資料（初期原子力災害医療施設、二次原子力災害医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - (7) 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- 3 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - (1) 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - (2) 線量推定計算に関する資料
 - (3) 平常時環境放射線モニタリング資料
 - (4) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - (5) 農林水産物の生産及び出荷状況
- 4 防護資機材等に関する資料
 - (1) 防護資機材の備蓄・配備状況
 - (2) 避難用車両の緊急時における運用体制
 - (3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- 5 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - (1) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - (2) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - (3) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- 6 避難に関する資料
 - (1) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - (2) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 市防災行政無線の整備

市は、防災行政無線について、移動系防災無線の整備に努めるとともに、同報系においても、聴取困難地域の解消に努める。

なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話の原子力防災への活用に努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、府や関係機関との協議をした上で、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

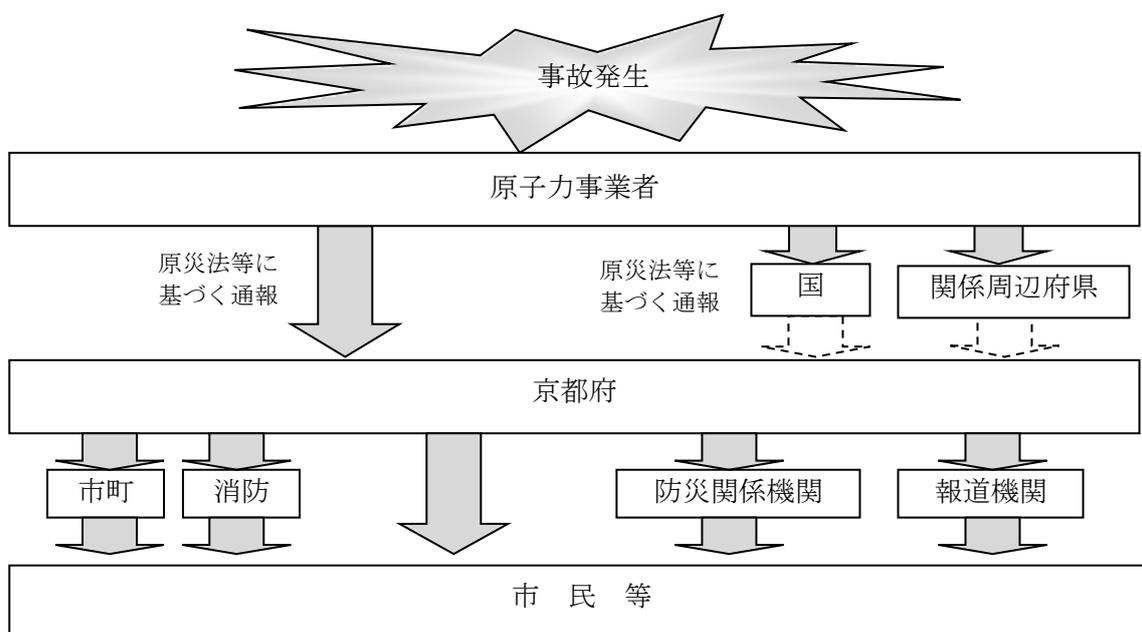
(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

4 複合災害への備え

市は、府等と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

<緊急時における流れ>



第5節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策計画」に反映させる。

1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について府内外の市町村及び府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備を行う。市は、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等を行う。

■大飯原発・高浜原発のUPZ内市町村住民受入予定人数

市町村名	UPZ内人口	八幡市の受入予定人数
宮津市	16,554人	3,700人

8 モニタリング体制等

市は、府の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

9 専門家の派遣要請手続き

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国及び府等と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）に努める。

11 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等については、後発災害が発生した場合などに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、府及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第6節 避難収容活動体制の整備

1 避難収容活動体制

市は、国、府及び原子力事業所の協力のもと、広域避難の受入れを含め、あらかじめ原子力災害に対する避難収容活動体制を定める。

また、他市町村からの広域避難計画の策定が必要な場合においては、国及び府と調整を行い、広域避難者の受入体制の整備（本章 第5節 7 広域的な応援協力体制の拡充・強化を参照）を目的とした計画を策定する。

なお、広域避難の場合においても、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区住民の避難先は、同一地域に確保するような収容計画作成に努める。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び府の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、府等と連携し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、府と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、府と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な物資（食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、府の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

ア 避難誘導や搬送・受入体制の整備を図る。

イ 府の助言のもと、全体計画等の整備に努める。

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等に関する避難の計画を策定する。

(3) 社会福祉施設の管理者は、市及び府と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等に関する避難の計画を策定する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び府と連携し、原子力災害時における児童生徒等及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を策定する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難の計画の策定

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、府及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とすよう努める。

6 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、あらかじめ屋内退避又は避難のための立退きの指示を行った場合を想定し、市民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、府の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の市町村又は避難元の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

8 警戒区域を設定する場合の計画策定

市は、国及び府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等の措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を府、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となるため、市は、国、府及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくとともに、市民等に対し、これらの計画と具体的な避難指示の伝達方法の周知を図る。

10 摂取制限及び出荷制限

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、府及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について府があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、府及び府警察と協力し、市が管理する情報板等の道路関連設備を、緊急時に使用できるように、日頃から整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第8節 救急・救助、医療及び防護資機材等の整備

1 救急・救助活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府と協力し、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救急・救助機能の強化

市は、府及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、緊急時に府が実施する市民等の健康管理指導、汚染検査及び除染等緊急被ばく医療活動に協力する体制の整備を図る。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び府と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

5 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、府及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。
また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
- (2) 市は、国、府と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

1 災害対応のフェーズ等への対応

市は、国及び府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対し必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等を明確化させるよう努める。

2 複合災害における情報伝達体制の確保

市は、国及び府と連携し、地震との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

3 住民相談窓口の設置

市は、国、府と連携し、市民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等の対応について、あらかじめその方法、体制等を定める。

4 情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び府と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

5 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。

このため、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第11節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発

1 広報活動

市は、国、府及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に、市、国及び府等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。

2 防災教育の充実

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施する。また、教育機関は、防災教育の充実に努める。

3 男女のニーズの違い等への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行う際に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

4 市民等へ周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

5 各種資料アーカイブ

市は、国及び府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

6 情報発信・共有

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、市は、国及び府と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努める。

第12節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に市、府及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 放射線緊急原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

第13節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

市は、国、府、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を府と共同又は独自に行う。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急原子力災害医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2 訓練の実施

市は、訓練計画に基づき、国、府、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の個別要素単位での訓練、又は各要素を組み合わせた訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市は、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 市は、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。
また、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応することとされている。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第15節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策計画

第1節 基本方針

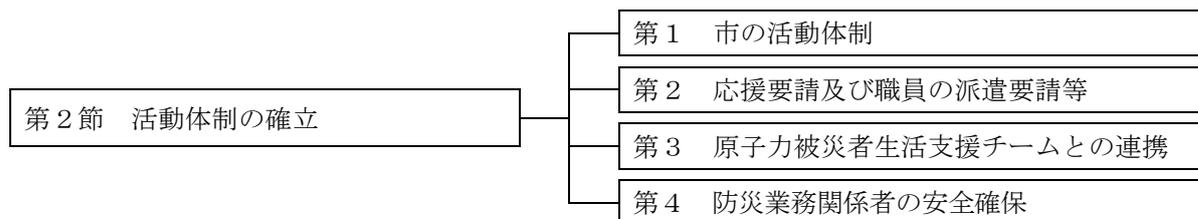
本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に陥ったことにより、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

■緊急事態区分

区分	事態の主な内容	実施内容
情報収集事態	・福井県高浜町・おおい町で震度5弱又は5強	・情報収集 ・連絡体制の確立
警戒事態 (EAL (AL))	・福井県高浜町・おおい町で震度6弱以上 ・交流電源が1系統のみになった場合 ・原子炉冷却剤の漏えい	・施設敷地緊急事態要避難者避難準備
施設敷地緊急事態 (EAL (SE))	・敷地境界付近で5 μ Sv/h ・交流電源停止 (30分以上) ・蒸気発生器への給水機能喪失	・施設敷地緊急事態要避難者避難 ・PAZ内住民等の避難準備 ・UPZ内住民屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL (GE))	・原子炉制御室の機能喪失 ・非常用直流電源停止 (5分以上)	・PAZ内住民避難 ・UPZ内住民屋内退避

第2節 活動体制の確立

市は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、緊急事態応急対策を行うため、次の組織を整備する。



第1 市の活動体制

1 情報収集事態又は警戒事態発生時の警戒態勢

(1) 警戒態勢

市は、情報収集事態又は警戒事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な態勢をとる。

また、防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、あらかじめ定められた警戒態勢をとる。

(2) 情報の収集

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、府等との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

(3) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 災害の発生するおそれが無くなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 市災害警戒本部又は市災害対策本部が設置されたとき。

2 市災害警戒本部の設置

市は、府から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、市災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び市災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、市災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を行う。

(1) 市災害警戒本部の設置、解散の時期

ア 市災害警戒本部の設置基準

- (ア) 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の通報が府にあり、市災害警戒本部長が市災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- (イ) その他市災害警戒本部長が市災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ 設置場所

市災害警戒本部は、市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に市災害警戒本部を設置することができない場合は、市災害警戒本部長の指定する場所に設置する。

ウ 市災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市災害警戒本部は解散する。

- (ア) 災害の発生するおそれが無くなったと市災害警戒本部長が認めたとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね終了したと市災害警戒本部長が認めたとき。
- (ウ) 市災害対策本部が設置されたとき。

(2) 市災害警戒本部の業務

市災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ア 市災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応、及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- イ 市災害対策本部の設置に関すること。
- ウ 緊急事態応急対策の実施に関すること。

(3) 市災害警戒本部等の組織、配備体制及び参集方法等

市災害警戒本部等の組織、構成、配備体制、参集方法等は、震災対策編 第3章 第1節 第1 市災害警戒本部に定めるところによる。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、市に市職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた市職員を対策拠点施設に派遣する。

(5) 国等との情報の共有等

市は、(4)により派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

3 市災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、全面緊急事態発生の通報を受けた場合又は全面緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、府及び国等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

ア 設置基準

次の各号に掲げる場合に市災害対策本部を設置する。

- (ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。
- (イ) 原子力防災管理者から全面緊急事態に該当する事象発生の通報が府にあり、市長が市災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- (ウ) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- (エ) その他市長が市災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 設置場所

市災害対策本部は、市役所本庁舎内に設置し、「八幡市災害対策本部」の標札を掲出する。

なお、建物破損等により本部として機能が全うすることができないと本部長が判断した場合の設置場所を定める。

ウ 市災害対策本部の解散

市災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに解散する。

(2) 市災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

市災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、事務分掌等は震災対策編 第3章 第1節 第2 市災害対策本部及び第2節 本部職員等の証票に定めるところによる。

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

また、必要に応じ、府に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

- (1) 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (2) 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤回を要請する。

4 専門家の派遣要請

市は、災害の状況に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請する。

第3 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第4 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部の現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

- (1) 本部長は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 市は、府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、府と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

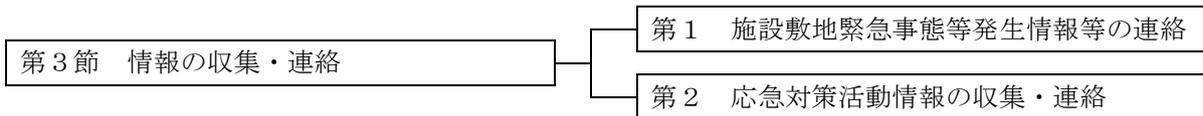
4 安全対策

- (1) 市は、被ばくの可能性のある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第3節 情報の収集・連絡

市は、原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、府、国、原子力事業者等から、迅速かつ的確に情報を収集し、関係機関に連絡を行う。



第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

- 1 市は、府又は国から施設敷地緊急事態発生等の連絡を受けた場合、直ちに、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡を行う。
また、同時に消防機関に対し連絡を行い、非常体制の確立を期する。
- 2 市は、府、国、防災関係機関との間において、原子力災害に係る事項や各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

第2 応急対策活動情報の収集・連絡

1 要員の確保

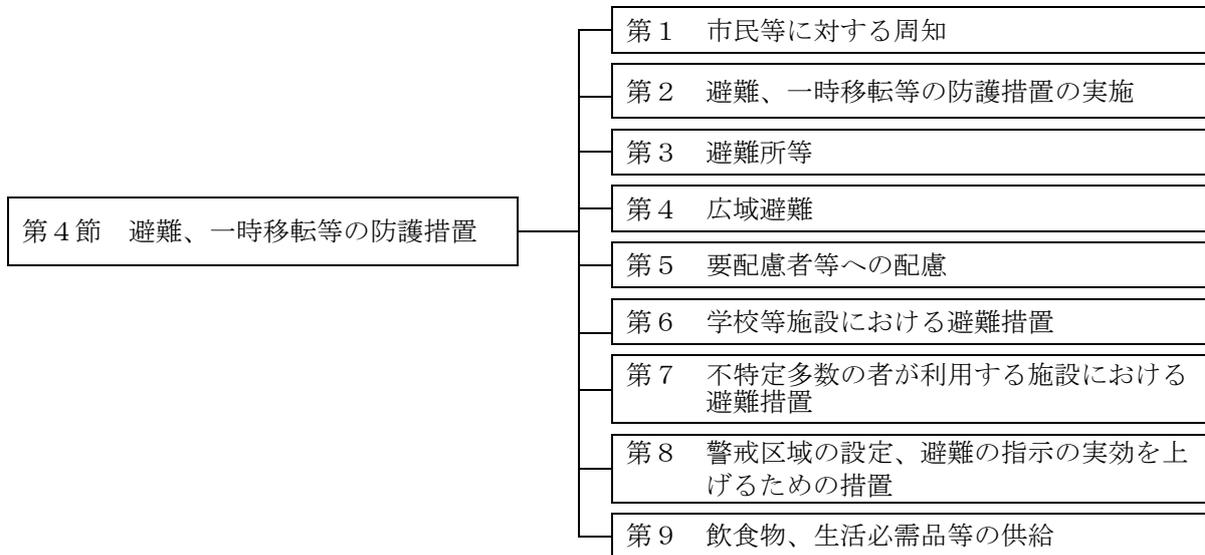
市は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

2 情報の収集等

市は、府や国、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集するとともに、府、国等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第4節 避難、一時移転等の防護措置

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施する。



第1 市民等に対する周知

全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、市は、必要に応じ、市民に対して、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。特に、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

第2 避難、一時移転等の防護措置の実施

1 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には府と連携し、国に要請する。

また、放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

2 市は、避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防機関等と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況等を的確に把握する。

第3 避難所等

市は、避難対象区域となった場合、府と連携して、以下の事項を行う。

- 1 緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。
- 2 それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生児童委員協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市に提供する。
- 3 避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 4 避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するほか、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
- 5 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- 6 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 7 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- 8 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び府と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設

住宅における家庭動物の受入に配慮する。

また、府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び府に資機材の調達に関して要請する。

第4 広域避難

1 広域避難の要請等

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し、当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を要請する。

2 広域避難者の受入れ

市は、「京都府原子力災害に係る広域避難要領」に基づき、「原子力災害発生時の広域避難受入計画」により、日本海側の原子力発電所における原子力災害の発生に伴い、府からの要請を受けて、府内の広域避難者を市内の施設に受け入れる。

第5 要配慮者等への配慮

1 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

2 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難対象区域となった場合に、府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮した上で、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

第6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第8 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第9 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 市は、府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- 2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

- 3 市は、被災した場合に、供給すべき物資が不足し、調達のある場合において、府と協議し、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期す。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

また、国及び府と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第6節 摂取制限及び出荷制限

市は、国及び府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

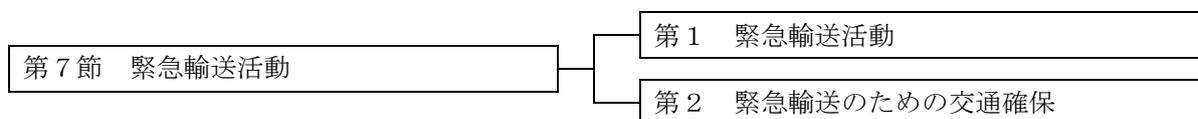
また、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び府の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

■国の防護措置の基準（飲食物の摂取制限に関する基準（O I L 6））

飲食物種類	放射性物質	基準値
飲料水・牛乳・乳製品	放射性ヨウ素	300Bq/kg
	放射性セシウム	200Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg
	プルトニウム等	1Bq/kg
野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	放射性ヨウ素	2,000Bq/kg
	放射性セシウム	500Bq/kg
	ウラン	100Bq/kg
	プルトニウム等	10Bq/kg

第7節 緊急輸送活動

市は、緊急事態応急対策活動を円滑に行うため、原子力災害時における緊急輸送体制を定める。



第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

避難対象区域を含む市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 要配慮者を中心とした避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (4) 食料等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

避難対象区域を含む市は、以下の事項を行う。

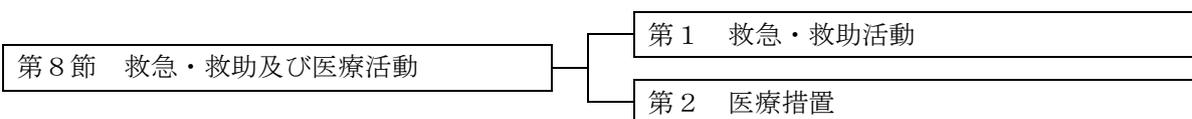
- (1) 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ府や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- (3) (2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む市道路管理者は、交通規制に当たる府警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 救急・救助及び医療活動

市は、避難対象区域において、消防本部、消防団を中心に、自主防災組織、自治会の協力を得つつ、迅速に救助・救出を行うとともに、府が実施する医療措置に協力する。



第1 救急・救助活動

市は、避難対象区域となった場合に、以下の事項を行う。

- 1 救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ府又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救急・救助活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- 2 災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を府に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意する。
 - (1) 救急・救助状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
 - (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所 など

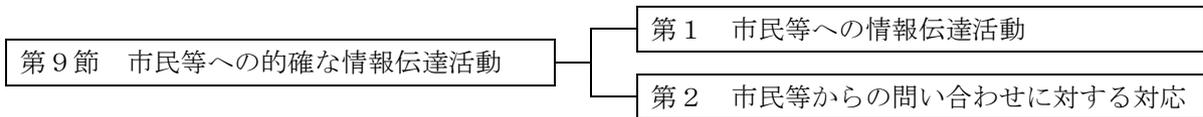
第2 医療措置

市は、府が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療に関する活動に協力する。

第9節 市民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。



第1 市民等への情報伝達活動

1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2 市は、市民等への情報提供に当たっては国及び府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

3 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、市民が抱く不安の解消並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

4 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、府、周辺市町村及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあう。

5 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

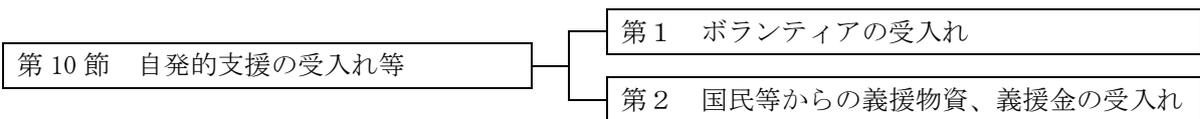
なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

- 1 市は、国、府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。
また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。
- 2 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市は、適切に対応する。



第1 ボランティアの受入れ

国、府及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努める。

市は、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

国民等からの義援物資、義援金の募集、受付は、次の方法により行う。

1 義援物資

市は、府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金

(1) 募集

市は、義援金の募集について、被災地の状況を十分に考慮して行う。

また、市民への周知は、広報によるほか、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて行う。

(2) 受付

市は、義援金の受付を、府、他の市町村、日本赤十字社京都府支部、社会福祉協議会等とともに、必要に応じて窓口を開設して行う。この場合、寄託者に対して受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

各機関は、義援金を受け付けた場合、その都度、府関係機関へ義援金の引継ぎを行い、引継ぎが難しい場合には、金融機関への預入れ等、確実な方法で保管を行う。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

1 市は、避難対象区域となり、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を市民等へ周知する。

なお、市においては市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

2 市は、避難対象区域となった場合に、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、府、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

市は、府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び府と連携し、以下の事項を行う。

- 1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射線を放出し続ける。</p> <p>その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。</p>
EAL	<p>緊急時活動レベル(Emergency Action Level)。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)。原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線量率等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)を指定することになっている。現在全国で23箇所暫定指定されている。オフサイトセンターには、内閣府の原子力防災専門官が駐在している。</p>
外部被ばく	<p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。</p>
空間線量率	<p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p>

用語	説明
施設敷地緊急事態要避難者	<p>施設敷地緊急事態要避難者は、PAZ内の住民等であって次に掲げる者をいう。</p> <p>(ア)要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ）又は（ウ）に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者</p> <p>(イ)妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者</p> <p>(ウ)安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p>
警戒事態	<p>公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国に連絡しなければならない。</p> <p>国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>
原子力緊急事態	<p>原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。</p>
原子力緊急事態宣言	<p>原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合に、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出され、緊急事態応急対策が実施される。</p>
原子力災害合同対策協議会	<p>緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等は、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。</p>
原子力防災管理者	<p>原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。</p>
シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p>

用語	説明
施設敷地緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p>
情報収集事態	<p>原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態をいう。</p>
全面緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避又は最小化し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域（UPZ外）においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期(放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間)に依存する。</p>
ベクレル(Bq)	<p>放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称。</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。</p>

用語	説明
放射線	X線、 γ 線等の電磁波(光子)並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。
除染	人体や物体の表面に付着した放射性物質を除去あるいは低減させること。

参考文献

- ・原子力災害対策特別措置法
- ・原子力災害対策指針（令和6年9月11日全部改正）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集